

建設工事積算基準

令和3年度

(令和3年8月1日改訂)

大阪府都市整備部

(本資料の取扱い)

本資料は、大阪府都市整備部が発注する工事・委託業務の積算に適用しています。
なお、本資料の内容に関する質問はできませんので、予めご了承下さい。

(目次)

1. 土木工事等の積算における積算基準・設計単価等について	1- 1
2. 土木工事標準積算基準書等の読替え規定	1- 3
2- 1. 土木工事標準積算基準書（共通編）	1- 3
2- 2. 機械設備工事積算基準	1- 8
2- 3. 土木工事標準積算基準書（電気通信編）	1-23
2- 4. 電気通信施設設計業務積算基準	1-28
2- 5. 電気通信施設点検業務積算基準（案）	1-29
2- 6. 電気通信施設運転監視業務積算基準（案）	1-30
3. 設計業務等標準積算基準書・同参考資料の読替え規定	1-31
4. 材料単価等の取扱いについて	1-34
5. 業務歩掛を見積によって決定する場合	1-39
6. 土木工事等における設計変更の取扱い	1-40
7. 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領	1-42
8. 土木工事等における工期設定	1-44
9. 4週8休工事における経費補正	1-53
10. 単価契約積算基準	1-56
11. 委託役務業務積算基準（土木施設等維持業務）	1-58

12. 各種業務等の積算基準

【調査・設計業務】……………2-1

◇総則

○電子成果品作成費について……………2-3

◇共通関係

①地質調査ボーリング（事業管理室）……………2-4

②水質・底質等調査（事業管理室）……………2-5

◇河川関係

③浸水想定区域図作成（河川室河川整備課）……………2-10

④河川施設台帳作成（河川室河川環境課）……………2-19

⑤河川水辺環境調査（河川室河川整備課）……………2-20

⑥土砂災害危険箇所基礎調査（急傾斜地の崩壊編）（河川環境課）2-23

⑦土砂災害危険箇所基礎調査（土石流編）（河川環境課）……………2-32

⑩河川維持管理計画更新（河川環境課）……………2-41

⑪砂防事業全体計画策定（河川環境課）……………2-52

⑫航空写真撮影（注記、写真処理、製本）……………2-56

◇道路関係

⑬道路交通量調査（事業管理室）……………2-57

⑭道路台帳修正（交通道路室道路環境課）……………2-66

⑮大阪モノレール橋梁補修設計（交通道路室）……………2-68

⑯路面性状調査（交通道路室）……………2-74

⑰道路施設現況調査（交通道路室）……………2-76

⑱道路構造物点検業務（交通道路室）……………2-77

⑲歩道橋定期点検（交通道路室）……………2-78

⑳附属物（標識・照明等）定期点検……………2-79

㉑モノレール定期点検（交通道路室）……………2-81

㉒自転車通行空間詳細設計（交通道路室）……………2-84

㉓路面下空洞調査等業務（交通道路室）……………2-86

（1）路面下空洞調査……………2-86

（2）道路防災点検……………2-87

（4）道路台帳構造化データ修正……………2-88

（5）橋梁定期点検……………2-89

（6）橋梁補修設計……………2-90

（7）橋梁耐震設計……………2-92

㉔大阪モノレール鋼軌道桁等詳細設計標準歩掛（交通道路室）……………2-100

◇用地・工損関係

- ②⑤用地買収後の境界確定図作成（事業管理室）……………2-106
- ②⑥境界票（プレート）及び境界杭設置（事業管理室）……………2-108
- ②⑦地籍調査業務（用地課）……………2-114
- ②⑧登記事務委託業務（用地課）……………2-140
- ②⑨地盤変動影響調査業務（事業管理室）……………2-160

◇公園関係

- ③⑩公園緑地設計業務等委託（都市計画室）……………2-174
- ③⑪街路樹診断業務（都市計画室）……………2-178

◇その他

- ③⑫設計資料検査業務（事業管理室）……………2-185
- ③⑬交通誘導員派遣業務（交通道路室）……………2-189
- ③⑭工事監督支援業務（事業管理室）……………2-191
- ③⑮電子基準点を既知点とした（事業管理室）……………2-195

【土木工事】……………2-196

- ① 路面切削工〔排水層線状切削〕（交通道路室）……………2-197

1. 土木工事等の積算における積算基準・設計単価等について

大阪府都市整備部が発注する土木工事・業務等における設計金額(予定価格の基礎となる額)の算定は、原則として下表-1、2の積算基準(本編を含む)及び設計単価によるものとする。

各積算基準・設計単価等が途中改訂された場合には、正誤関係については適宜適用し、改正関係は別途通知により適用するものとする。

なお、上記によりがたい場合は別途考慮できるものとし、積算の考え方等について入札参加者等への明示に努めるものとする。また、各発注案件の積算時点である「単価適用年月日」についての明示に努めるものとする。

(表-1)積算基準

種 別	基 準	適用時期	公表状況
① 全般	・建設工事積算基準	当該年度の基準書を、当該年度8月1日から適用 (当該年度の基準がない場合は最新版とする。)	・都市整備部ホームページ
② 土木工事等(共通/河川/道路/公園)	・土木工事標準積算基準書(共通編)(※注) (国土交通省)		・市販本
	・土木工事標準積算基準書(河川・道路編) (国土交通省)		・市販本
	・公園緑地工事標準歩掛(国土交通省都市局)		・国土交通省ホームページ
③ 設備工事等[プラント設備工事(下水・船舶除く)・プラント設備補修工事(下水)・設備設計等]	・機械設備工事積算基準(国土交通省) [土木工事標準積算基準書(機械編)(国土交通省)]		・市販本
	・土木工事標準積算基準書(電気通信編)(国土交通省)		・市販本
	・電気通信施設設計業務積算基準(国土交通省) ・電気通信施設点検業務積算基準(案)(国土交通省) ・電気通信施設運転監視業務積算基準(案)(国土交通省)		・国土交通省ホームページ
④ 測量・地質調査・設計業務等	・設計業務等標準積算基準書/設計業務等標準積算基準書(参考資料)(国土交通省)		・市販本
⑤ 水上工事(船舶設備等含む)	・港湾請負工事積算基準(国土交通省港湾局)		・市販本
⑥ 下水道工事等[下水道関係の土木工事・プラント設備工事(補修を除く)・設計業務]	・下水道用設計標準歩掛表 (国土交通省水管理・国土保全局下水道部)		・市販本
	下水道設計指針		・都市整備部ホームページ

(※注)土木工事標準積算基準書(共通編)のうち、「第Ⅵ編 土木工事標準単価及び市場単価」の内容については、当該年度の基準改正内容を、当該年度4月1日以降から適用することがある。

(表-2)設計単価

単 価	適用時期	公表状況	摘 要
・公共工事設計労務単価 ・機械設備工事標準賃金 ・電気通信関係技術者等単価 ・設計業務委託等技術者単価	当該年度の単価を、通知日から適用	・都市整備部 ホームページ	・国土交通省単価
・材料単価・賃料等 (物価資料単価)	積算時点月号の単価 例)積算時点が4月1日の場合、4月号	・刊行物	・物価資料単価 (「Web 建設物価((一財)建設物価調査会)」、 「積算資料電子版((一財)経済調査会)」)
・市場単価 ・土木工事標準単価 (物価資料単価)	積算時点季号の単価 例)積算時点が4月の場合、春号	・刊行物	・物価資料単価 (「土木コスト情報((一財)建設物価調査会)」、 「土木施工単価((一財)経済調査会)」)
・資材調査単価	当該年度の単価を、原則当該年度4月1日から適用	・都市整備部 ホームページ等	—
・建設発生土受入価格 ・建設廃棄物等受入価格	・上半期は原則当該年度の8月1日から適用 ・下半期は原則当該年度の2月1日(当該年の翌年)から適用	・都市整備部 ホームページ	—
・建設機械等損料表	当該年度の単価を、原則当該年度8月1日から適用	・刊行物	・国土交通省単価
・測量・地質調査関係単価		・都市整備部 ホームページ	—

2. 土木工事標準積算基準書等の読替え規定

大阪府都市整備部の積算において、国土交通省の・土木工事標準積算基準書（（共通編）・（河川・道路編）・（電気通信編））、及び機械設備工事積算基準を適用するにあたっては、次のとおり記載内容を読替えて適用するものとする。

土木工事標準積算基準書（共通編）（国土交通省）記載内容	大阪府都市整備部における読替え内容
第1章 総 則 ① 適用範囲等 1. 適用範囲 本運用は、<u>国土交通省直轄</u>の河川工事、砂防工事、ダム工事、道路工事等の土木工事を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。 2. 基準の適用 工事費の積算における基準は、原則として、<u>入札時（入札書提出期限日）</u>における最新の基準を適用する。 第2章 工事費の積算 ① 直接工事費 1. 材料費 （2）価 格 （略） 2. 歩掛 ただし、変更積算時は施工者より見積りを徴収し、妥当性を確認した上で採用する。	第1章 総 則 ① 適用範囲等 1. 適用範囲 本運用は、<u>大阪府都市整備部</u>の河川工事、砂防工事、ダム工事、道路工事等の土木工事を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。 2. 基準の適用 工事費の積算における基準は、原則として、<u>積算時</u>における最新の基準を適用する。 第2章 工事費の積算 ① 直接工事費 1. 材料費 （2）価 格 <u>別途定めた「材料単価等の取扱いについて」による。</u> 2. 歩掛 ただし、変更積算時は施工者より見積りを徴収し、<u>必要であれば比較見積りを徴収する等して</u>妥当性を確認した上で採用する。

土木工事標準積算基準書(共通編)(国土交通省)記載内容	大阪府都市整備部における読替え内容
5. 諸雑費及び端数処理 (2) 端数処理 1) 単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は<u>小数第2位</u>までとし、<u>3位以下</u>は切り捨てる。 また、内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。 3) 土木工事標準単価は、同工種が物価資料(「建設物価(土木コスト情報)」,「積算資料(土木施工単価)」)の両方に掲載されている場合は、<u>その平均価格(小数点第1位四捨五入)</u>とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価とする。 6) 工事価格は、<u>10,000 円</u>単位とする。工事価格の <u>10,000 円</u>単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「第3章 一般管理費等及び消費税等相当額」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の <u>10,000 円</u>未満の金額を除いた額を計上する。	5. 諸雑費及び端数処理 (2) 端数処理 1) 単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は<u>1円</u>までとし、<u>1円未満</u>は切り捨てる。 <u>ただし、施工パッケージ型積算方式による積算単価は、単価表内において有効数字4桁(5桁目以降切り上げ)とし、その単価を内訳書へ代入する際には小数第2位未満は切り捨てる。</u> 3) 土木工事標準単価は、同工種が物価資料(「建設物価(土木コスト情報)」,「積算資料(土木施工単価)」)の両方に掲載されている場合は、<u>安価な方を採用</u>し、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価とする。 6) 工事価格は、<u>1,000 円</u>単位とする。工事価格の <u>1,000 円</u>単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「第3章 一般管理費等及び消費税等相当額」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の <u>1,000 円</u>未満の金額を除いた額を計上する。

土木工事標準積算基準書(共通編)(国土交通省)記載内容	大阪府都市整備部における読替え内容
第 11 章 施工箇所が点在する工事の積算 ① 施工箇所が点在する工事の積算について 2. 工事箇所の設定方法及び積算方法 (5)共通仮設費及び現場管理費については、施工箇所毎に算出した合計額とする。 <u>(追加)</u> I -11-①-1	第 11 章 施工箇所が点在する工事の積算 ② 施工箇所が点在する工事の積算について 2. 工事箇所の設定方法及び積算方法 (5)共通仮設費及び現場管理費については、施工箇所毎に算出した合計額とする。 <u>土木工事標準積算基準書(電気通信編)の場合は、機器間接費のうち機器管理費についても施工箇所毎に算出した合計額とする。</u> I -11-①-1

土木工事標準積算基準書(共通編)(国土交通省)記載内容	大阪府都市整備部における読替え内容
② 間接工事費 2. 共通仮設費 2-2 運搬費 (1) 運搬費の積算 4) 建設機械等の運搬基地 運搬基地は、 <u>建設機械等の所在場所等を勘案のうえ決定するものとする。</u>	② 間接工事費 2. 共通仮設費 2-2 運搬費 (1) 運搬費の積算 4) 建設機械・仮設材等の運搬基地 運搬基地は、 <u>大阪市内工事の場合は大阪府庁(大手前庁舎)を、大阪市外工事の場合は最寄りの土木事務所を拠点とし、工事現場(現場中間地点)までの運搬距離を算定する。</u>
第13章 総価契約単価合意方式	適用しない

土木工事標準積算基準書(河川編・道路編)(国土交通省)記載内容	大阪府都市整備部における読替え内容
第Ⅳ編 道路 第7章 橋梁工 ①鋼橋製作工 2. 材料費 2-1 鋼材単価の決定時期 鋼材単価は、原則として <u>入札時</u> における市場価格とする。	第Ⅳ編 道路 第7章 橋梁工 ①鋼橋製作工 2. 材料費 2-1 鋼材単価の決定時期 鋼材単価は、原則として <u>積算時</u> における市場価格とする。

国基準【機械設備工事積算基準（土木工事標準積算基準書（機械編））】	府読み替え
第2編 機械設備工事積算基準 第1章 一般共通 第2 適用範囲 この積算基準は、<u>各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄工事の治水事業、道路事業等における水門設備、ゴム引布製起伏ゲート設備、揚排水ポンプ設備、ダム施工機械設備、トンネル換気設備、トンネル非常用施設、消融雪設備、道路排水設備、共同溝付帯設備、駐車場設備、車両重量計設備、車両計測設備、道路用昇降設備、ダム管理設備、遠方監視操作制御設備、河川浄化設備、鋼製付属設備の製作据付工事に適用する。</u>	第2編 機械設備工事積算基準 第1章 一般共通 第2 適用範囲 この積算基準は、<u>大阪府都市整備部における機械設備のうち、水門設備、ゴム引布製起伏ゲート設備、揚排水ポンプ設備、ダム施工機械設備、トンネル換気設備、トンネル非常用施設、消融雪設備、道路排水設備、共同溝付帯設備、駐車場設備、車両重量計設備、車両計測設備、道路用昇降設備、ダム管理設備、遠方監視操作制御設備、河川浄化設備、鋼製付属設備の製作据付工事に適用する。</u>
第5 請負工事費の積算 1 製作原価 1-1 直接製作費 (3)労務費 1) 労務費の積算は、(工数)×(賃金)とする。 2) 工数は、各章で定めた値によるものとする。 3) 機械設備製作工の1日当りの標準賃金は、<u>公共事業企画調整課長が別に定めるものとする。</u>	第5 請負工事費の積算 1 製作原価 1-1 直接製作費 (3)労務費 1) 労務費の積算は、(工数)×(賃金)とする。 2) 工数は、各章で定めた値によるものとする。 3) 機械設備製作工の1日当りの標準賃金は、<u>機械電気設備工事関係労務単価(府ホームページ公表)によるものとする。</u>

国基準【機械設備工事積算基準（土木工事標準積算基準書（機械編））】	府読み替え
2 据付工事原価 2－1 直接工事費 (1) 輸送費 1) 輸送費の積算は、表－1・5 による。なお、これにより難い場合は別途積み上げる。 2) 輸送費算定時の出発地は、当該工事における入札参加業者等のうち、<u>輸送距離が最も近い製作所在地とする。</u> 3) 継続的工事における随意契約又は変更契約等の場合の輸送起点は、前回契約又は元契約と同一とする。 (2)材料費 (省略) (3)労務費 1) 労務費の積算は、(工数) × (賃金) とする。 2) 工数は各章で定めた値によるものとする。 3) 機械設備据付工の 1 日当たりの標準賃金は、<u>公共事業企画調整課長が別に定めるものとする。</u> 4) 機械設備据付工以外の労務費は、「公共工事設計労務単価」による。 (以下省略)	2 据付工事原価 2－1 直接工事費 (1) 輸送費 1) 輸送費の積算は、表－1・5 による。なお、これにより難い場合は別途積み上げる。 2) 輸送費の距離は、大阪市内工事の場合、大阪府庁（大手前庁舎）を拠点とし、<u>工事現場（現場中間地点）までの距離を算定する。大阪市内工事の場合、最寄りの土木事務所を拠点とし、工事現場（現場中間地点）までの距離を算定する。</u> 3) 継続的工事における随意契約又は変更契約等の場合の輸送起点は、前回契約又は元契約と同一とする。 (2)材料費 (省略) (3)労務費 1) 労務費の積算は、(工数) × (賃金) とする。 2) 工数は、各章で定めた値によるものとする。 3) 機械設備据付工の 1 日当りの標準賃金は、<u>機械電気設備工事関係労務単価（府ホームページ公表）によるものとする。</u> 4) 機械設備据付工以外の労務費は、「公共工事設計労務単価」による。 (以下省略)

国基準【機械設備工事積算基準（土木工事標準積算基準書（機械編））】	府読み替え
基準の解説 2 据付工事原価 2－1 直接工事費 (1) 輸送費（修繕工事） 1) 修繕工事の輸送費の積算は、表－1 及び表－2 による。なお、これにより難しい場合は別途積上げる。 <u>2) 輸送費算定時の出発地は、当該工事における入札参加者等のうち、輸送距離が最も近い製作所在地とする。</u> 3) 継続的工事における随意契約又は変更契約等の場合の輸送起点は、前回契約又は元契約と同一とする。	基準の解説 2 据付工事原価 2－1 直接工事費 (1) 輸送費（修繕工事） 1) 修繕工事の輸送費の積算は、表－1 及び表－2 による。なお、これにより難しい場合は別途積上げる。 <u>2) 輸送費の距離は、大阪市内工事の場合、大阪府庁（大手前庁舎）を拠点とし、工事現場（現場中間地点）までの距離を算定する。大阪市外工事の場合、最寄りの土木事務所を拠点とし、工事現場（現場中間地点）までの距離を算定する。</u> 3) 継続的工事における随意契約又は変更契約等の場合の輸送起点は、前回契約又は元契約と同一とする。

国基準【機械設備工事積算基準（土木工事標準積算基準書（機械編））】	府読み替え
6 材料費等の価格等の取扱い 工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格は、消費税等相当額を含まないものとする。 (1) 物価資料、見積り等に掲載される価格等は、消費税込み価格、消費税抜き価格の両者があると考えられるので、消費税を含んでいる場合は、当該額に 110 分の 100 を乗じて得られた額を、消費税を含まない価格として扱うものとする。 (2) 材料費等 材料費の価格については、原則として、<u>入札時</u>における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は物価資料等を参考とし、買取価格、買入に要する費用及び購入場所から現地までの運賃の合計額とするものとする。 支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、<u>設計時の類似品価格</u>とする。 なお、設計単価は、<u>各地方整備局（以下「局」という。）設定単価（局統一単価、県別単価、地区単価をいう。）、局特別調査単価（定期調査）、局特別調査単価（臨時調査）、物価資料（「建設物価」、「積算資料」をいう。）掲載価格又は見積りをもとに、原則として下記により決定するものとし、実勢の価格を反映するものとする。</u> 標準歩掛のない労務工数については、材料費と同様に<u>局特別調査単価（臨時調査）</u>、<u>見積りをもとに決定するものとする。</u>	6 材料費等の価格等の取扱い 工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格は、消費税等相当額を含まないものとする。 (1) 物価資料、見積り等に掲載される価格等は、消費税込み価格、消費税抜き価格の両者があると考えられるので、消費税を含んでいる場合は、当該額に 110 分の 100 を乗じて得られた額を、消費税を含まない価格として扱うものとする。 (2) 材料費等 材料費の価格については、原則として、<u>積算時</u>における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は物価資料等を参考とし、買取価格、買入に要する費用及び購入場所から現地までの運賃の合計額とするものとする。 支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、<u>積算時における市場価格または類似品価格</u>とする。 なお、設計単価は、物価資料（「建設物価」、「積算資料」をいう。）掲載価格、<u>資材調査単価（定期調査）、資材調査単価（臨時調査）</u>又は見積りをもとに、原則として下記により決定するものとし、実勢の価格を反映するものとする。 標準歩掛のない労務工数については、材料費と同様に<u>特別調査又は見積りをもとに決定するものとする。</u>

また、工事の規模、工種、施工箇所及び施工条件から下記により難い場合は、事前に<u>本局</u>担当課と協議のうえ別途決定する。 1) <u>局設定単価</u>による場合 a. <u>局設定単価は、毎月、本局担当課において決定し、新土木積算システムに登録する単価である。</u> 2) 物価資料による場合 a. <u>1)の方法により難い場合は、単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格の平均値</u>を採用する。ただし、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。 なお、適用時期は毎月とする。 b. 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。 ただし、公表価格で、割引率（額）の表示がある資材は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を積算に用いる単価とする。 3) <u>局特別調査単価（定期調査）</u>による場合 a. 1)及び2)により難い場合は、単価の決定は局特別調査単価（定期調査）によるものとする。 <u>局特別調査単価（定期調査）は、年2回（4月、10月）、本局担当課において決定し、通知する単価である。</u> （局特別調査単価（定期調査）とは、<u>本局担当課</u>において、各事務所が必要とする資材単価をあらかじめ調査し、複数の事務所が必要とする資材について調査を行い決定するものである。） 4) <u>1)、2)及び3)の方法により難い場合</u> a. <u>1)、2)及び3)の方法により難い場合は、局特別調査単価（臨時調査）とし</u>	また、工事の規模、工種、施工箇所及び施工条件から下記により難い場合は、事前に<u>本庁</u>担当課と協議のうえ別途決定する。 2) 物価資料による場合 a. 物価資料に掲載されている実勢価格の<u>安価な方</u>を採用する。ただし、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。 なお、適用時期は毎月とする。 b. 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。 ただし、公表価格で、割引率（額）の表示がある資材は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を積算に用いる単価とする。 3)<u>資材調査単価（定期調査）</u>による場合 a. 1)及び2)により難い場合は、単価の決定は<u>資材調査単価（定期調査）</u>によるものとする。 <u>資材調査単価（定期調査）は、原則として年1回（4月）、事業管理室において決定し、通知する単価である。</u> （<u>資材調査単価（定期調査）</u>とは、<u>事業管理室</u>において、各事務所が必要とする資材単価をあらかじめ調査し、複数の事務所が必要とする資材について調査を行い決定するものである。） 4) 2)及び3)の方法により難い場合 a. 2)及び3)の方法により難い場合は、<u>資材調査単価（臨時調査）として事業</u>
---	---

て<u>本局担当課</u>にて調査を行い材料単価を決定するものである。 なお、<u>局特別調査単価</u>（臨時調査）は、各事務所において資材価格調査が必要な資材（1 事務所のみに必要となるときも含む）について行うものとする。 b. なお、1 工事において調達価格（材料単価×使用数量）が <u>100</u> 万円未満の場合、かつ 1 資材の材料単価が <u>10</u> 万円未満の場合は、見積りによって決定することも可能とする。 また、見積りを採用する場合の手順は、次によるものとする。 <u>イ）調達価格（材料単価×使用数量）が、100 万円未満であるか100 万円以上であるかの判断をするために発注担当課長から参考見積りを 3 社に依頼し、見積り（100 万円未満、かつ 1 資材の材料単価が 10 万円未満）又は特別調査単価（100 万円以上、又は 1 資材の材料単価が 10 万円以上）によるかの判断を行うものとする。</u> <u>なお、同一工事の 1 資材に複数の規格がある場合については、その合計額で上記判断を行うものとする。</u> <u>また、他工事の実績や「建設物価」及び「積算資料」の類似品目の材料単価から類推可能であれば、参考見積は不要とする。</u> ロ）見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、事務所長から見積依頼を行う。 なお、見積価格は、実勢取引価格であることを確認する。 ハ）正式見積りは、原則として 3 社以上から徴収する。 5) 価格変動が著しい場合 主要資材単価の変動が著しい場合は、「物価資料等の速報」価格を採用する。	<u>管理室</u>にて調査を行い材料単価を決定するものである。 なお、<u>資材調査単価</u>（臨時調査）は、各事務所において資材価格調査が必要な資材（1 事務所のみに必要となるときも含む）について行うものとする。 b. なお、1 工事において調達価格（材料単価×使用数量）が <u>500</u> 万円未満の場合、かつ 1 資材の材料単価が <u>100</u> 万円未満の場合や、<u>市場性のない材料の場合等</u>は、見積りによって決定することも可能とする。 また、見積りを採用する場合の手順は、次によるものとする。 ロ）見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、事務所長から見積依頼を行う。 なお、見積価格は、実勢取引価格であることを確認する。 ハ）正式見積りは、原則として 3 社以上から徴収する。 5) 価格変動が著しい場合 主要資材単価の変動が著しい場合は、「物価資料等の速報」価格を採用する。
---	---

国基準【機械設備工事積算基準（土木工事標準積算基準書（機械編））】	府読み替え
10 旧基準で積算した工事に改定基準で積算した工事を追加する場合の共通仮設費、現場管理費、設計技術費及び一般管理費 （省略） <u>（新規）</u>	10 旧基準で積算した工事に改定基準で積算した工事を追加する場合の共通仮設費、現場管理費、設計技術費及び一般管理費 （省略） 11 その他 11－ 1 機械設備の積算における機器単体品及び材料等の積算基礎資料として、見積りを徴収する場合は次を参照する。 （１） 見積依頼 見積を依頼する場合は、原則として文書により依頼する。 （２） 見積条件 見積依頼書には、条件を明示する。 〔参考〕 規格、形状寸法、単位、数量、特殊条件、荷造費、輸送費、荷受場所、見積有効期限、その他 （３） 見積依頼先 見積依頼先は、原則として製造メーカーとする。 （４） 見積りの方法 機器単体品、材料及び部品については、三社以上の徴収を原則とし、異常値を排除した最低値を採用する。 （５） 価格の見積りを取る場合は、見積価格に消費税等相当額が含まれているか否かを明示するよう指示する。 11－ 2 機械設備設計数値基準について 機械設備の積算における数値基準は、次のとおりとする。 （１） 適用範囲

<u>(追加)</u>	この基準は、「機械設備積算基準」に基づく機械設備の積算に適用するものとする。 (2) 数量 1) 質量 (k g 単位) 内訳書で各区分の規格毎の計上質量は、「単位止め」とする。 なお、「単位止め」とは、小数点以下第1位を四捨五入することをいう。 2) 質量 (t 単位) 製作 (据付) 工数算出質量は次による。 (イ) 対象重量10 t 以上 : 小数点以下第2位を四捨五入、小数第1位までとする。 (ロ) 対象重量1 t 以上10 t 未満 : 小数点以下第3位を四捨五入、小数第2位までとする。 (ハ) 対象重量1 t 未満 : 小数点以下第4位を四捨五入、小数第3位までとする。 3) 面積、体積 (㎡、m³単位) : 第2節水門設備の工数算出等のための数値製作 (据付) 工数算出に用いるxは、小数点以下第2位を四捨五入とし、小数第1位までとする。 但し、計算に用いる純径間 (m)、有効高 (m) は、小数第3位までとする。 4) 塗装面積 (㎡単位) 内訳書で区分毎の計上面積は、「単位止め」とする。 5) 製作及び据付工数 (イ) 標準工数 a 標準製作工数 (人 / t 単位、水門設備 : 人単位) 小数点以下第3位を四捨五入し、小数第2位までとする。
--------------------	--

(追加)

b 標準据付工数（人／t 単位、水門設備：人単位）

小数点以下第 3 位を四捨五入し、小数第 2 位までとする。

（ロ）総工数（人単位）

製作及び据付工数は、「単位止め」とする。

（例）

標準据付工数＝ $(19/\sqrt{93.2+6.2}) \times (1-0.05)$	
＝7.759	
≒7.76（人／t）	
据付工数	＝7.76 人／t × 186.4 t＝1,446.4 人
≒1,446 人	
据付工	＝1,446 人 × 0.9＝1,301.4 ≒ 1,301 人
普通作業員	＝1,446 人 × 0.1＝144.6 ≒ 145 人
計 1,446 人	

（3）単価

1）労務単価（円／人）

夜間手当、危険手当を含む単価及び冬期補正単価等は、「単位止め」を原則とする。

なお、「単位止め」とは、小数点以下第 1 位を四捨五入することをいう。

2）鋼材単価（円／kg）

1 章一般共通 第 5 1 1-1 (1) 1) 直接材料費に準ずる

設計単価は「円止め」とする。「円止め」とは、円未満切り捨てる。

ベース価格、エキストラ、スクラップ価格に消費税相当額を含んでいる場合は、当該額に 100/110 を乗じ、消費税相当額を含まない価格として扱うものとする。
この場合の数値基準も同様に扱うものとする。

3）部品単価（円／個・・・）

「円止め」を原則とする。

<u>(追加)</u>	4) 機器単体品単価 (円／台・・・) 「千円止め」を原則とする。 5) 塗装単価 (円／㎡) 3) に同じ。
--------------------	--

第19章 塗装

基準の解説

1 ペイント使用量

ペイント使用量は、表一1を標準とする。

表一1 ペイント標準使用量

[上段：標準使用量（kg／100m²／回）、下段：標準膜厚（μm）]

（表省略）

第19章 塗装

基準の解説

1 ペイント使用量

ペイント使用量は、表一1を標準とする。

表一1 ペイント標準使用量

[上段：標準使用量（kg／100m²／回）、下段：標準膜厚（μm）]

（表省略）

（表追加）

塗料名	エアレス [®] 塗り			はけ塗り		
	下塗	中塗	上塗	下塗	中塗	上塗
りん酸塩さび止めペイント	17	—	—	15	—	—
	35	—	—	35	—	—
環境対応型タールエポキシ樹脂塗料	25	25	25	23	23	23
脂塗料	80	80	80	80	80	80

国基準【機械設備工事積算基準（土木工事標準積算基準書（機械編））】	府読み替え
第3編 機械設備点検・整備積算業務 第1章 一般共通 1 適用範囲 この基準は、<u>各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄工事の治水事業、道路事業等</u>における機械設備のうち水門設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備・非常用施設、消融雪設備、道路排水設備等の点検・整備費積算に適用する。 （以下省略）	第3編 機械設備点検・整備積算業務 第1章 一般共通 1 適用範囲 この基準は、<u>大阪府都市整備部</u>における機械設備のうち水門設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備・非常用施設、消融雪設備、道路排水設備等の点検・整備費積算に適用する。 （以下省略）
4 点検・整備費の積算 4-1 点検・整備原価 (3) 直接労務費 1) 直接労務費の積算は、(工数) × (賃金) とする。 2) 工数は各機械設備毎の各章によるものとする。 3) 点検整備工の賃金は、<u>公共事業企画調整課長が別に定める機械設備据付工の日当り賃金</u>とする。 普通作業員の賃金は、<u>各地方整備局統一単価</u>を適用する。 4) 各賃金は、次の各項の補正を行うものとする。 (イ) 積雪寒冷地（豪雪地帯対策特別措置法「昭和37年法律第73号」第2条第1項に定められた地域）における冬季屋外作業の場合は、必要に応じて労務単価又は歩掛の補正をするものとする。	4 点検・整備費の積算 4-1 点検・整備原価 (3) 直接労務費 1) 直接労務費の積算は、(工数) × (賃金) とする。 2) 工数は各機械設備毎の各章によるものとする。 3) 点検整備工の賃金は、<u>機械電気設備点検整備等関係労務単価（府ホームページ公表）</u>によるものとする。 普通作業員の賃金は、<u>公共工事設計労務単価（府ホームページ公表）</u>を適用する。 4) 各賃金は、次の各項の補正を行うものとする。 (イ) 積雪寒冷地（豪雪地帯対策特別措置法「昭和37年法律第73号」第2条第1項に定められた地域）における冬季屋外作業の場合は、必要に応じて労務単価又は歩掛の補正をするものとする。

国基準【機械設備工事積算基準（土木工事標準積算基準書（機械編））】	府読み替え
(5) 共通仮設費 5) 派遣費 （イ）派遣費については共通仮設費率に含まれていないので，点検整備工の旅行日における旅費，日当，賃金，点検整備間接費を積上げるものとする。 （ロ）旅費，日当は「<u>国土交通省職員日額旅費支給規則</u>」の旅館に宿泊する場合の2級相当額を標準とする。 （ハ）賃金は，「3-1（3）直接労務費」によるものとする。 （ニ）点検整備間接費は，（賃金）×（点検整備間接費率）とし，点検整備間接費率は，表-20・5のとおりとする。 6) 宿泊費 宿泊費については，共通仮設費率に含まれていないので，現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊費を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は，「<u>国土交通省職員日額旅費支給規則</u>」の旅館に宿泊する場合によるものとし，点検整備工は2級相当額を標準とする。ただし宿泊費は直接労務費中の点検整備工にのみ計上し，公共工事設計労務単価を適用する普通作業員等は，現地採用とし，計上しないものとする。なお，宿泊費は現場管理費及び一般管理費等の算定の対象とする。	(5) 共通仮設費 5) 派遣費 （イ）派遣費については共通仮設費率に含まれていないので，点検整備工の旅行日における旅費，日当，賃金，点検整備間接費を積上げるものとする。 （ロ）旅費，日当は「<u>大阪府職員の旅費に関する条例</u>」によるものとする。 （ハ）賃金は，「3-1（3）直接労務費」によるものとする。 （ニ）点検整備間接費は，（賃金）×（点検整備間接費率）とし，点検整備間接費率は，表-20・5のとおりとする。 6) 宿泊費 宿泊費については，共通仮設費率に含まれていないので，現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊費を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は，「<u>大阪府職員の旅費に関する条例</u>」によるものとする。ただし宿泊費は直接労務費中の点検整備工にのみ計上し，公共工事設計労務単価を適用する普通作業員等は，現地採用とし，計上しないものとする。なお，宿泊費は現場管理費及び一般管理費等の算定の対象とする。

国基準【機械設備工事積算基準（土木工事標準積算基準書（機械編））】	府読み替え
4－3 技術調査費 技術調査に従事する技術員の旅費，日当，宿泊費，賃金，間接費，一般管理費等の積算は次により積上げるものとする。 (1) 旅費，日当，宿泊費は，「<u>国土交通省職員日額旅費支給規則</u>」の旅館に宿泊する場合の3級相当額によるものとする。 (2) 技術員の賃金は，点検整備工の賃金に準ずるものとする。 (3) 間接費は，「4－1（7）点検整備間接費」に準ずるものとする。 (4) 一般管理費等は，「4－2 一般管理費等」に準ずるものとする。	4－3 技術調査費 技術調査に従事する技術員の旅費，日当，宿泊費，賃金，間接費，一般管理費等の積算は次により積上げるものとする。 (1) 旅費，日当，宿泊費は，「<u>大阪府職員の旅費に関する条例</u>」によるものとする。 (2) 技術員の賃金は，点検整備工の賃金に準ずるものとする。 (3) 間接費は，「4－1（7）点検整備間接費」に準ずるものとする。 (4) 一般管理費等は，「4－2 一般管理費等」に準ずるものとする。
第2章 水門設備 1 適用範囲 この基準は，水門設備の点検・整備に適用する。 （以下省略）	第2章 水門設備 1 適用範囲 この基準は，水門設備の点検・整備に適用する。 <u>ただし、点検内容等により、標準点検日数及び構成人員と実態に大きな乖離が見られる場合は、実体に応じて積み上げるものとする。</u> （以下省略）

国基準【機械設備工事積算基準（土木工事標準積算基準書（機械編））】	府読み替え
第3章 揚排水ポンプ設備 第1 揚排水ポンプ設備 1 適用範囲 この基準は、揚排水ポンプ設備の点検・整備に適用する。ただし、水中ポンプの点検・整備には適用出来ない。 (以下省略)	第3章 揚排水ポンプ設備 第1 揚排水ポンプ設備 1 適用範囲 この基準は、揚排水ポンプ設備の点検・整備に適用する。ただし、水中ポンプの点検・整備には適用出来ない。 <u>ただし、点検内容等により、標準点検日数及び構成人員と実態に大きな乖離が見られる場合は、実体に応じて積み上げるものとする。</u> (以下省略)
第4章 トンネル換気設備・非常用施設 1 適用範囲 この基準は、トンネル換気設備・トンネル非常用施設の点検・整備に適用する。 (以下省略)	第4章 トンネル換気設備・非常用施設 1 適用範囲 この基準は、トンネル換気設備・トンネル非常用施設の点検・整備に適用する。 <u>ただし、点検内容等により、標準点検日数及び構成人員と実態に大きな乖離が見られる場合は、実体に応じて積み上げるものとする。</u> (以下省略)

国基準【機械設備工事積算基準（土木工事標準積算基準書（機械編））】	府読み替え
第4編 機械設備設計業務委託積算基準 第1章 一般共通 1 適用範囲 この積算基準は、<u>各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄事業の治水事業、道路事業等</u>における機械設備に係わる設計業務に適用するものとする。 （以下省略）	第4編 機械設備設計業務委託積算基準 第1章 一般共通 1 適用範囲 この積算基準は、<u>大阪府都市整備部</u>における機械設備に係わる設計業務に適用するものとする。

国基準【土木工事標準積算基準書（電気通信編）】	府読み替え
第Ⅶ編 積算 第1章 総括 ①適用範囲等 1 適用範囲 この基準書は、<u>国土交通省直轄の土木事業</u>における電気通信設備を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。 ただし、この基準書によることが著しく不適当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。	第Ⅶ編 積算 第1章 総括 ①適用範囲等 1 適用範囲 この基準書は、<u>大阪府都市整備部</u>における電気通信設備（<u>共通設備、電気設備、通信設備、電子応用設備</u>）を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。 ただし、この基準書によることが著しく不適当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。
第Ⅶ編 積算 第2章 工事費の積算 ②機器単体費 機器単体費の算定は以下によるものとする。 (1) 機器単体費は、工事施工にあたっての機器の調達価格（原則として<u>入札</u>時における市場価格）とし、消費税相当額を含まない価格とする。 (5) 支給品の価格決定については、官側において調達した機器を支給する場合、現場発生機器を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、<u>設計</u>時の類似品価格とする。	第Ⅶ編 積算 第2章 工事費の積算 ②機器単体費 機器単体費の算定は以下によるものとする。 (1) 機器単体費は、工事施工にあたっての機器の調達価格（原則として<u>積算</u>時における市場価格）とし、消費税相当額を含まない価格とする。 (5) 支給品の価格決定については、官側において調達した機器を支給する場合、現場発生機器を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、<u>積算</u>時の類似品価格とする。

国基準【土木工事標準積算基準書（電気通信編）】	府読み替え
第Ⅶ編 積算 第２章 工事費の積算 ④直接工事費 ２ 材料費 （２） 価格 価格は、原則として、<u>入札</u>時における市場価格とするものとし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入に要する費用及び購入場所から施工現場までの運賃の合計額とするものとする。 支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、<u>設計時</u>の類似品価格とする。	第Ⅶ編 積算 第２章 工事費の積算 ④直接工事費 ２ 材料費 （２） 価格 価格は、原則として、<u>積算</u>時における市場価格とするものとし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入に要する費用及び購入場所から施工現場までの運賃の合計額とするものとする。 支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、<u>積算時</u>の類似品価格とする。
第Ⅶ編 積算 第２章 工事費の積算 ④直接工事費 ３ 労務費 （２） 労務賃金 （イ） 技術労務費 電気通信技術者及び技術員の賃金をいい、「賃金実態調査単価」とする。	第Ⅶ編 積算 第２章 工事費の積算 ④直接工事費 ３ 労務費 （２） 労務賃金 （イ） 技術労務費 電気通信技術者及び技術員の賃金をいい、「<u>機械電気設備工事関係労務単価（府ホームページ公表）</u>」とする。

国基準【土木工事標準積算基準書（電気通信編）】	府読み替え
第Ⅶ編 積算 第２章 工事費の積算 ④直接工事費 <u>（追加）</u>	第Ⅶ編 積算 第２章 工事費の積算 ④直接工事費 <u>６ 諸雑費及び端数処理</u> <u>端数処理については、以下に示す以外は、「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅰ編第２章①５ 諸雑費及び端数処理」によるものとする。</u> <u>１）技術者間接費の率計上の金額は１,０００ 円単位とし、１,０００ 円未満は切り捨てる。</u> <u>２）機器管理費の率計上の金額は１,０００ 円単位とし、１,０００ 円未満は切り捨てる。</u>
第Ⅷ編 歩掛 第１章 一般事項 第１節 一般事項 ①一般事項 １ 通則 本歩掛は、<u>国土交通省直轄の土木事業</u>における電気通信設備（共通設備、電気設備、通信設備、電子応用設備）の設置に係る共通設備の施工積算に適用する。 ただし、官庁営繕に関する工事及びこの標準歩掛によることが著しく不適当又は困難であると認められる場合を除く。	第Ⅷ編 歩掛 第１章 一般事項 第１節 一般事項 ①一般事項 １ 通則 本歩掛は、<u>大阪府都市整備部</u>における電気通信設備（共通設備、電気設備、通信設備、電子応用設備）の設置に係る共通設備の施工積算に適用する。 ただし、官庁営繕に関する工事及びこの標準歩掛によることが著しく不適当又は困難であると認められる場合を除く。

国基準【土木工事標準積算基準書（電気通信編）】	府読み替え																		
第Ⅷ編 歩掛 第 2 章 共通設備 第 1 節 共通設備工 ①配管・配線工 4 施工単価入力基準表	第Ⅷ編 歩掛 第 2 章 共通設備 第 1 節 共通設備工 ①配管・配線工 4 施工単価入力基準表 <u>（未適用） ※以後記載の施工単価入力基準表も全て未適用</u>																		
第Ⅷ編 歩掛 第 4 章 通信設備 第 5 節 衛星通信設備工 ①固定型衛星通信用地球局設備設置工 3 標準歩掛 3－9 総合調整 <table><tr><th>作業種別</th><th>細別規格</th><th>単位</th><th>技術者</th><th>摘要</th></tr><tr><td rowspan="3">総合調整</td><td>本省局</td><td>式</td><td>36.0</td><td></td></tr><tr><td>大阪局</td><td>式</td><td>27.0</td><td></td></tr><tr><td>地整局</td><td>式</td><td>20.0</td><td></td></tr></table> （注） 総合調整は次の対向試験を含む。 ・ 本省局：大阪局、地整本局及び車載局との対向試験 ・ 大阪局：本省局、地整本局及び車載局との対向試験 ・ 地整局：本省局、大阪局、他地整の据付時の地整本局及び車載局との対向試験 試験	作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要	総合調整	本省局	式	36.0		大阪局	式	27.0		地整局	式	20.0		第Ⅷ編 歩掛 第 4 章 通信設備 第 5 節 衛星通信設備工 ①固定型衛星通信用地球局設備設置工 3 標準歩掛 3－9 総合調整 <u>本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積み上げ計上する。</u>
作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要															
総合調整	本省局	式	36.0																
	大阪局	式	27.0																
	地整局	式	20.0																

国基準【土木工事標準積算基準書（電気通信編）】	府読み替え										
第Ⅷ編 歩掛 第４章 通信設備 第５節 衛星通信設備工 ②移動型衛星通信用地球局設備設置工 ３ 標準歩掛 ３－４ 総合調整 <table><tr><td>作業種別</td><td>細別規格</td><td>単位</td><td>技術者</td><td>摘要</td></tr><tr><td>総合調整</td><td></td><td>式</td><td>8.0</td><td></td></tr></table> (注) 総合調整は、本省局、大阪局及び地整本局との対向試験を含む。	作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要	総合調整		式	8.0		第Ⅷ編 歩掛 第４章 通信設備 第５節 衛星通信設備工 ②移動型衛星通信用地球局設備設置工 ３ 標準歩掛 ３－４ 総合調整 本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積み上げ計上する。
作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要							
総合調整		式	8.0								
第Ⅷ編 歩掛 第６章 その他	第Ⅷ編 歩掛 第６章 その他 (未適用)										

国基準【電気通信施設設計業務積算基準】	府読み替え
第1章 電気通信施設設計業務積算基準 第1節 電気通信施設設計業務積算基準 1－1 適用範囲 この積算基準は、電気通信施設に係る設計業務に適用する。	第1章 電気通信施設設計業務積算基準 第1節 電気通信施設設計業務積算基準 1－1 適用範囲 この積算基準は、電気通信施設（<u>共通設備、電気設備、通信設備、電子応用設備</u>）に係る設計業務に適用する。

国基準【電気通信施設点検業務積算基準（案）】	府読み替え
1 適用範囲 <u>国土交通省の所掌事務に係る国の直轄事業(官庁営繕部、都市局、水管理・国土保全局及び道路局の所掌に属するものに限る。)</u>に係る<u>電気通信施設の点検業務(別途点検基準等に定められた点検周期に基づいて点検を行い、各種施設の運用状態を報告する業務。以下「点検業務」という。)</u>の費用を算定する場合は、この基準に定めるところによる。	1 適用範囲 大阪府都市整備部における<u>電気機械設備</u>の点検業務の費用を算定する場合は、この基準に定めるところによる。
2 点検業務費の構成 2－1 直接費 (3) 直接経費 (ロ) 旅費・交通費 当該点検業務を実施するのに要する点検技術者、点検技術員の旅費・交通費である。その算定は、「<u>国家公務員等の旅費に関する法律</u>」、「<u>国土交通省所管旅費取扱規則</u>」及び、「<u>国土交通省日額旅費支給規則</u>」に準ずる。 日当、普通日額旅費及び滞在日額旅費の積算は、消費税及び地方消費税抜きの金額で計上するものとする。	2 点検業務費の構成 2－1 直接費 (3) 直接経費 (ロ) 旅費・交通費 当該点検業務を実施するのに要する点検技術者、点検技術員の旅費・交通費である。その算定は、「<u>大阪府職員の旅費に関する条例</u>」に準ずる。 日当、普通日額旅費及び滞在日額旅費の積算は、消費税及び地方消費税抜きの金額で計上するものとする。

国基準【電気通信施設運転監視業務積算基準（案）】	府読み替え
1 適用範囲 <u>国土交通省の所掌事務に係る国の直轄事業(官庁営繕部、都市・地域整備局、河川局及び道路局の所掌に属するものに限る。)</u>に係る<u>電気通信施設</u>の運転監視業務（期間及び時間を定めて業務を行い、その結果を報告するもの。以下「運転監視業務」という。）の費用を算定する場合は、この基準に定めるところによる。	1 適用範囲 大阪府都市整備部における<u>電気機械設備</u>の運転監視業務（期間及び時間を定めて業務を行い、その結果を報告するもの。以下「運転監視業務」という。）の費用を算定する場合は、この基準に定めるところによる。
2 運転監視業務費の構成 2－1 直接費 （3）直接経費 （ハ）旅費・交通費 当該運転監視業務を実施するのに要する運転監視技術員の旅費・交通費である。その算定は、「<u>国土交通省所管旅費取扱規則</u>」及び、「<u>国土交通省日額旅費支給規則</u>」に準ずるものとする。	2 運転監視業務費の構成 2－1 直接費 （3）直接経費 （ハ）旅費・交通費 当該運転監視業務を実施するのに要する運転監視技術員の旅費・交通費である。その算定は、「<u>大阪府職員の旅費に関する条例</u>」に準ずるものとする。
2 運転監視業務費の構成 2－4 運転監視業務費の積算方式 （2）諸経費 諸経費は、別表第1又は別表第2により直接費毎に求められた諸経費率を当該直接費に乗じて得た額とする。	2 運転監視業務費の構成 2－4 運転監視業務費の積算方式 （2）諸経費 諸経費は、別表第1により直接費毎に求められた諸経費率を当該直接費に乗じて得た額とする。

3. 設計業務等標準積算基準書／設計業務等標準積算基準書（参考資料）の読替え規定

大阪府都市整備部の積算において、設計業務等標準積算基準書／設計業務等標準積算基準書（参考資料）（国土交通省）を適用するにあたっては、次のとおり記載内容を読替えて適用するものとする。

設計業務等標準積算基準書・設計業務等標準積算基準書（参考資料）（国土交通省）記載内容	大阪府都市整備部における読替え内容
設計業務等標準積算基準書 第4編 調査、計画業務 第1章 調査、計画標準歩掛 第4節 道路施設点検業務 4-2 橋梁定期点検業務積算基準	設計業務等標準積算基準書 第4編 調査、計画業務 第1章 調査、計画標準歩掛 第4節 道路施設点検業務 4-2: 適用しない(別途定める基準による)
設計業務等標準積算基準書（参考資料） 第1編総則 第1章総則（参考資料） 第2節設計等における数値の扱い 2-1 設計価格等の扱い 設計に使用する価格は、原則として、<u>入札時（入札書提出期限日）</u>における市場価格とし、消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている価格については、次式により求めた価格とする。 2-2 端数処理等の方法 (3) 物価資料を用いる単価 単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格を平均し、<u>単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。但し、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。</u>また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。なお、適用時期は毎月とする。 (略)	設計業務等標準積算基準書（参考資料） 第1編 総則 第1章 総則（参考資料） 第2節 設計等における数値の扱い 2-1 設計価格等の扱い 設計に使用する価格は、原則として、<u>積算時</u>における市場価格とし、消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている価格については、次式により求めた価格とする。 2-2 端数処理等の方法 (3) 物価資料を用いる単価 単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格の<u>安価な方</u>を採用する。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。なお、適用時期は毎月とする。 (削除)

設計業務等標準積算基準書・設計業務等標準積算基準書(参考資料)(国土交通省)記載内容	大阪府都市整備部における読替え内容
(4) 補正係数及び変化率 補正係数及び変化率は、小数第2位(小数第3位四捨五入)まで算出する。 (7) 単価表の合計金額 2) 測量業務及び地質調査業務 <u>単位数量当り単価の場合、有効数字4桁(5桁目以降切捨て)とする。</u> (10) 業務価格 業務価格は、<u>10,000 円</u>単位とする。<u>10,000 円</u>単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整(<u>10,000 円</u>単位で切捨て)するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。 第2章積算基準(参考資料) 第1節 積算基準 1-3 旅費交通費 1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算 (1) 通勤及び宿泊・滞在の区分 1) 通勤可能な目安は、積算上の基地から現場までの片道距離が30 km程度(高速道路等を利用する場合は片道距離 60 km程度)もしくは片道所要時間 1 時間程度とする。ここでいう積算上の基地とは、原則として<u>指名業者のうち、現地に最も近い本支店等が所在する市役所等</u>とする。	(4) 補正係数及び変化率 補正係数及び変化率は、小数第2位(小数第3位四捨五入)まで算出する。<u>なお、複数の補正係数及び変化率を乗じる場合の計算結果は端数処理を行わない。</u> (7) 単価表の合計金額 2) 測量業務及び地質調査業務 <u>原則として、端数処理は行わない。</u> (10) 業務価格 業務価格は、<u>1,000 円</u>単位とする。<u>1,000 円</u>単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整(<u>1,000 円</u>単位で切捨て)するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。 第2章積算基準(参考資料) 第1節 積算基準 1-3 旅費交通費 1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算 (1) 通勤及び宿泊・滞在の区分 1) 通勤可能な目安は、積算上の基地から現場までの片道距離が 30 km程度(高速道路等を利用する場合は片道距離 60 km程度)もしくは片道所要時間 1 時間程度とする。ここでいう積算上の基地とは、原則として<u>発注事務所等</u>とする。

設計業務等標準積算基準書・設計業務等標準積算基準書(参考資料)(国土交通省)記載内容	大阪府都市整備部における読替え内容
(2)旅費交通費の扱い 3) 宿泊料(国土交通省所管旅費取扱規則及び国土交通省日額旅費支給規則による場合) <u>積算方法は、目的地に到着した日は普通旅費による宿泊料とし、翌日から目的地を出発する日の前日までの日数について滞在日額旅費による宿泊料を計上する。</u> 4) 日当(普通旅費) <u>日当は、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から目的地への往復に要した日数について計上する。</u> <u>計上する日当については、2分の1日当を原則とする。</u> 5) 日当・宿泊料 (略) <u>(3)旅費交通費の構成</u> <u>(4)旅費交通費等の積算例(滞在時)</u> <u>(5)宿泊を伴う外業所要日数の休日補正の算定</u>	(2)旅費交通費の扱い 3) 宿泊料 各所管の「<u>職員の旅費に関する条例</u>」等による。 4) 日当(普通旅費) 各所管の「<u>職員の旅費に関する条例</u>」等による。 5) 日当・宿泊料 各所管の「<u>職員の旅費に関する条例</u>」等による。 <u>(3): (削除)</u> <u>(4): (削除)</u> <u>(5): (削除)</u>
設計業務等標準積算基準書(参考資料) 第3編 地質調査業務 第2章 地質調査運用(参考資料) 第1節 機械ボーリング 1-2 運搬費の積算 (1)運搬費のうち資機材の運搬は、資機材運搬積算上の基地から現地までの搬入、搬出とする。(ここでいう積算上の基地とは、原則として<u>現地に最も近い本支店が所在する市役所等とする</u>)	設計業務等標準積算基準書(参考資料) 第3編 地質調査業務 第2章 地質調査運用(参考資料) 第1節 機械ボーリング 1-2 運搬費の積算 (1)運搬費のうち資機材の運搬は、資機材運搬積算上の基地から現地までの搬入、搬出とする。(ここでいう積算上の基地とは、原則として<u>発注事務所等とする</u>)

4. 材料単価等の取扱いについて

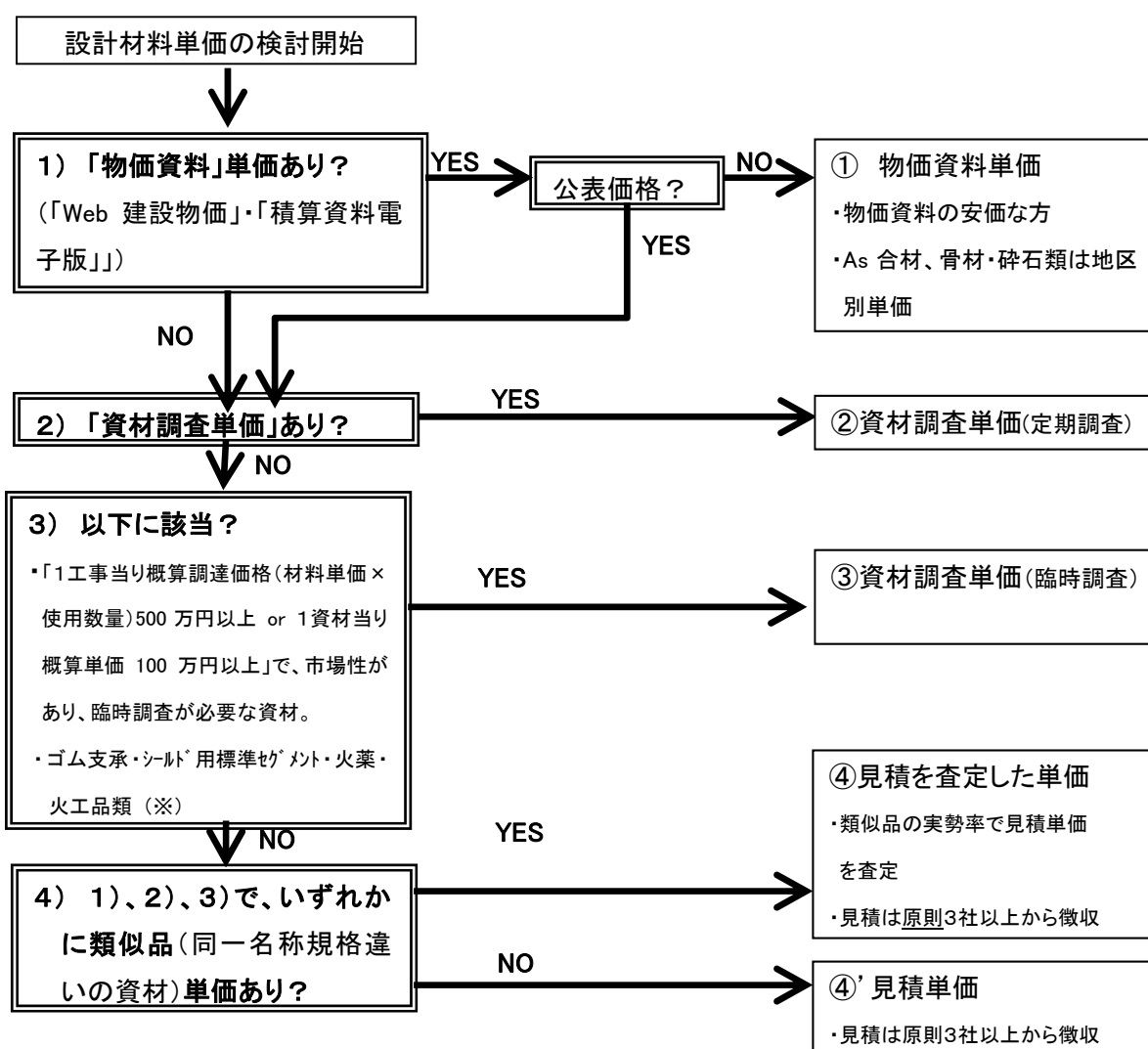
土木工事等に用いる材料単価等の取扱い方法は原則として次のとおりとする。

なお、工事の規模、工種、施工箇所、施工条件及び発注時期等により、これによる事が不適切と判断される場合は、別途運用することができる。

1. 材料単価決定の考え方

(1) 材料単価の決定フロー

材料単価の決定に当たっては以下による。



(2) 材料単価の定義と決定方法

1) 物価資料単価

材料単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格の安価な方を採用する。物価資料とは、「Web建設物価（一般財団法人建設物価調査会）」及び「積算資料電子版（一般財団法人経済調査会）」をいう。ただし、一方にしか掲載のない場合は、その価格とする。適用時期は毎月とする。建設機械等賃料も、材料単価と同じ扱いとする。

また、生コンクリート、モルタル、アスファルト合材、骨材・砕石類は地区別単価とし、各地区内に存在する物価資料掲載基準都市の単価を当該地区の単価として採用する（基準都市は各物価資料で同一でなくてもよい）。

公表価格として掲載された価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いない。

(1) 表示単価について

1) 物価資料の単価を使用する場合は端数調整を行わない。

2) 物価資料掲載単価の単位を変換して使用する場合は、有効桁3桁止め（4桁目切捨て）又は整数止め（小数切捨て）を原則とする。

(2) 大口・小口価格の扱いについて

原則として大口価格を採用するものとする。

2) 資材調査単価〔定期調査〕

1) に該当しない場合は、資材調査単価によるものとする。資材調査単価は、一般的に市場性がある資材の実勢価格を調査し、決定した単価である。このうち資材調査単価〔定期調査〕は、都市整備部内で汎用的かつ継続的に使用する資材の実勢価格を毎年調査し、決定する単価である。

3) 資材調査単価〔臨時調査〕

1)、2) に設定のない資材のうち、一工事における概算調達価格（材料単価×使用数量）が500万円以上、または1資材の概算単価が100万円以上と想定される資材で、一般的に市場性がある場合は、資材調査（臨時調査）により、随時、実勢価格を調査して単価を決定するよう努めるものとする。

※ 資材調査（臨時調査）は、原則として技術管理課で実施するものとし、単価決定が必要な時期の2ヶ月以上前に依頼するものとする。

※ 概算調達価格や概算単価は、他工事实績や物価資料の類似資材等から類推し、類推が困難な場合は参考見積り等により判断する。

同一工事に用いる資材に複数の規格がある場合は、概算調達価格が500万円以上かどうかは、その合計額で判断する。

※ ゴム支承、シールド工事用標準セグメント、プレテンションPC桁は、市場性があれば資材調査単価によるものとする。

※ トンネル工事用火薬・火工品類は、物価資料に小口取引を対象とした単価が掲載されているが、適用が困難な場合は採用せず、現場毎に使用予定数量を明示して資材調査（臨時調査）により決定するものとする。

※ プレテンションPC桁、プレキャスト床版等、運搬費の割合が大きい資材は、図面を添付し、工事現場毎に価格決定するものとする。

4) 見積り単価

1)、2)、3)の方法によりがたい場合は、直接メーカー、商社等から見積りを徴収するものとする。なお、見積りを採用する場合の手順は次によるものとする。

- ①見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、見積依頼を行う。なお、見積価格は実勢取引価格を依頼する。
- ②正式見積りは、原則として3社以上から徴収する。
- ③積算に用いる材料単価の決定方法は、最低値とする(明らかな異常値は除く)。
- ④見積りにより決定した単価については、見積参考資料に記載することとする。

(参考)一般的に見積り徴収の対象となる資材等の例示

区 分	該当資材等の基準	事 例
1.市場性がない資材	市中での流通が確認できない、又は流通が極めて少ないため価格のバラツキが大きく価格決定が困難な資材。	・自然石(主に河川及び山から採取された巨石、転石等)。 ・モニュメント等デザインが主となるもの。
2.特定の現場でのみ使用される資材	一現場でしか使用できない特別な資材。	・特定の現場のために設計、開発された資材。
3.その他	その他、実勢取引価格調査になじまない資材や少額な資材。	・特許製品、実用新案製品。 ・一工事の概算調達価格500万円未満、かつ1資材の概算単価100万円未満のもの。

※見積徴収先の選定は、実績、企業規模、技術水準及び府内の取引事例等を勘案して適正に行うものとする。仕様については以下の点に留意して条件明示を行い見積価格の内訳書等も含めて提出を求めるものとする。

- ・材料規格：材料規格はできる限り詳細に仕様を明示する。数量の単位は、設計変更等への対応を考慮し、設計表示単位を勘案して定めるものとする。
- ・受渡し条件：「現地着(荷卸しを含む)単価とする。」等の条件明示を原則とする。また納入時期に時間指定等が必要な場合は明記する。
- ・搬入予定年月
- ・「消費税を含まない」旨明記する。

※ 積算にあたっては、各社の各部材毎の最低価格を採用せず、総合計が最低価格の見積りの全てを採用する。

※ 個別の部材において物価資料等に単価の掲載があるものは、物価資料等の単価に置き換えるものとする。

※ 見積徴収した資材の類似品が地区別単価、物価資料、資材調査単価等に掲載されている場合については、その単価を参考に見積書の精査を行うものとし、見積徴収時に併せてその類似品の見積りを徴収し、以下の計算式により設計単価を算定するものとする。

設計単価＝ $A \times C / B$ (ただし、 $C / B \leq 1.0$ とする。)……式－1

A: 当該資材の見積価格

B: Aの類似品の見積価格

C: Aの類似品の実勢(物価資料等掲載)価格

各社ごとに式－1により設計単価を算定し、その最低価格を採用する。

※注1)類似品とは、同一品名で規格(形状・寸法)が異なるものをいう。

2)設計単価の端数処理は、切捨てにより4桁までを採用する。

3) $C / B > 1.0$ となる場合は、見積りの最低価格を採用する。

2. 材料単価等決定における単価の適用時期

1) 物価資料等に掲載がある場合……………毎月単価

・物価資料単価における物価資料各月号の適用期間は以下のとおりとする。

積算時	物価資料の適用	積算時	物価資料の適用
4月1日～4月30日	4月号	10月1日～10月31	10月号
5月1日～5月31日	5月号	11月1日～11月30	11月号
6月1日～6月30日	6月号	12月1日～12月31	12月号
7月1日～7月31日	7月号	1月1日～1月30日	1月号
8月1日～8月31日	8月号	2月1日～2月29日	2月号
9月1日～9月30日	9月号	3月1日～3月31日	3月号

2) 物価資料等に掲載がない場合……………年1回単価

・資材調査単価〔定期調査〕の適用期間は原則として以下のとおりとする。

積算時	適用単価
当該年度(4月1日～翌年3月31日)	当該年度単価

・物価資料掲載単価と同一名称であっても掲載がない場合は、年1回単価とする。

・また、土木コスト情報、土木施工単価に単価設定されている工種で、規格等が異なるため単価がない場合も、年1回単価とする。

・資材単価の変動が著しい場合には、別途通知等により改定することがある。

3) 市場単価・土木工事標準単価の取扱い……………四半期毎単価

・「土木コスト情報」、「土木施工単価」各季号の適用期間は以下のとおりとする。

積算時	市場単価・土木工事標準単価の適用
4月1日～6月30日	春号(4月号)
7月1日～9月30日	夏号(7月号)
10月1日～12月31日	秋号(10月号)
1月1日～3月31日	冬号(1月号)

3. 材料単価等決定における地区区分

(1) 府内統一単価……………大阪府内で一つの単価(大阪単価)として設定するもの。

府内統一単価 (資材調査単価)	材 料 単 価 物価資料等掲載都市		公共工事設計 労務単価	電力料金
	Web建設物価	積算資料電子版		
大阪	大阪	大阪	大阪府	関西電力

※材料単価で物価資料掲載都市に大阪がない場合、大阪が含まれる区域(近畿や全国等)とする。

(2) 地区別単価……………生コンクリート、モルタル、アスファルト合材、骨材・砕石類は地区別に単価を設定する。

物価資料に掲載されているものは物価資料単価とするが、単価の適用にあたっては、次表の各地区内に存在する物価資料掲載基準都市の単価を当該地区の単価として採用するものとし、WEB建設物価、積算資料電子版の両方に基準都市が存在する場合(基準都市は同一でなくてもよい)は安価な方の単価とする。なお、一方しかない場合はその単価とする。

資材調査単価の地区割りは、その記載事項に基づき単価を適用する。

単価が異なる地区に現場が跨る場合は、当該工事延長の長い方の地区の単価とする。

地区別単価区分表

地区番号	地区名	物価資料掲載基準都市	
		Web建設物価	積算資料電子版
①	豊能郡(能勢町・豊能町)及び箕面市止々呂美地区	豊能	能勢
②	池田・茨木土木事務所管内(①を除く) [池田市・箕面市(止々呂美地区を除く)・豊中市・吹田市・茨木市・高槻市・三島郡(島本町)・摂津市]	茨木	高槻
③	枚方・八尾土木管内 [東大阪市・大東市・門真市・守口市・寝屋川市・枚方市・交野市・四条畷市・八尾市・柏原市]	東大阪	
④	富田林・鳳土木管内 [堺市・松原市・藤井寺市・羽曳野市・富田林市・大阪狭山市・南河内郡(太子町・河南町・千早赤阪村)・河内長野市・高石市・泉大津市・和泉市・泉北郡(忠岡町)]	堺	
⑤	岸和田土木管内 [岸和田市・貝塚市・阪南市・泉南郡(田尻町・熊取町・岬町)・泉佐野市・泉南市]	泉佐野	岸和田
⑥	大阪市	大阪	



(3)現場毎単価…なお、プレテンションPC桁、プレキャスト床版等、運搬費が価格に大きく影響する資材は、工事現場毎の単価設定を原則とする。

5. 業務歩掛を見積によって決定する場合

(1) 見積依頼者数

原則3社以上から見積を徴収する。ただし、設計業務等において、業務の主たる部分が対象の場合は、入札参加資格を有する概ね10社以上へ依頼する。

(2) 歩掛の採用方法

1) 歩掛については、作業区分ごとではなく、一連の作業の合計で比較し採用する。

2) 測量、地質調査、設計業務等、その他これに準ずる調査業務委託等については、原則、異常値を除く平均値の直下の見積歩掛を採用する。

ただし、有効見積件数が不足するなどし、異常値の判定が難しい場合は別途考慮する。

(3) 異常値の判定方法

原則、平均値 $\pm 2\sigma$ 外を異常値とする。

ただし、有効見積り件数が不足するなどし、これにより難しい場合は別途考慮する。

(4) 留意事項

1) 見積依頼に際しては、目的や内容、仕様等を十分に明確にすること。

2) 提出された見積に、設計業務委託等技術者単価の基準日額、または物価資料に掲載される資材単価等と異なる単価が記入されている場合は、これらを置き換えたうえで比較検討する。

3) 提示された見積については、標準歩掛や過去の類似案件を参考にするなどし、妥当性の判断に努める。

4) 提出された見積の妥当性が疑われる場合、発注者が求める成果との乖離が無いのか、また、業務内容を理解した上で作成されているかなど、見積提出者にヒアリングを行い、必要に応じ、より条件を明確に説明したうえで、再提出を求めるなどの対応を行う。その結果、妥当性や根拠を十分に確認できない場合は、その見積を採用しない。

5) 測量、地質調査、設計業務等、その他これに準ずる調査業務委託等において、見積による歩掛を採用する場合で、原則として見積参考資料に見積により採用した歩掛を明示すること。

(5) 諸経費等

測量・地質調査業務等における「諸経費」や、設計業務等における「『その他原価〔間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）〕』及び『一般管理費等』」については、原則として「測量業務積算基準」、「地質調査業務積算基準」、又は「設計業務等積算基準」によるものとする。

ただし、見積価格の内容を参考とし、標準積算の妥当性を確認すること。

6. 土木工事等における設計変更の取扱い

1 一般事項

- (1) 変更設計で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。
- (2) 設計変更時における現場管理費の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

(3) 設計変更の範囲

土木工事を請負施工に付した場合、当該工事の設計変更は、原設計の工事目的物を変更しない限度において行うものとし、原則として次に示す範囲を超えてはならない。

- ア) 地盤高、水深等現場の地形条件が設計図書と一致しない場合
- イ) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が設計条件と相違した場合
- ウ) 設計図書の表示が明確でないため施工不能な場合
- エ) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することができない特別の状態が生じた場合
- オ) 必要があると認め、工事の一部を廃止し又は工事数量を変更する場合

2 設計変更における材料単価の取扱いについて

- (1) 工種追加による増量の場合は、新単価（変更指示時点単価）により積算するものとする。

ただし、現地の取合い等の都合により増量する場合は、旧単価（当初設計時点単価）により積算するものとする。
- (2) 工事減量の場合は、その減量分に対する設計単価により積算するものとする。
- (3) 当初契約工種において、当初契約材料の規格・寸法のみが変更となった場合は旧単価（当初設計時点単価）で積算する。
- (4) 新単価（変更指示時点単価）とした場合は、材料単価、労務単価、機械損料及び歩掛の全てを新単価（変更設計時点単価）により積算するものとする。

3 設計変更の計算例

請負工事の設計変更は、官積算により、次の方法で行うものとする。

- ・ 設計額

設計変更の際、元設計および変更設計の種別、細別等の金額は全て官積算額とする。

- ・ 設計変更の要領

設計変更の積算は、次の方法により行う。

第1回変更設計額

$$\begin{aligned} \text{工事価格} &= \frac{\text{請負額}}{\text{当初官積算額}} \times \text{第1回変更官積算工事価格} \\ (\text{落札率を乗じた額}) & \\ \text{第1回変更設計額} &= \frac{\text{工事価格}}{(\text{落札率を乗じた額})} \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

第2回変更設計額

$$\begin{aligned} \text{工事価格} &= \frac{\text{第1回変更請負額}}{\text{第1回変更官積算額}} \times \text{第2回変更官積算工事価格} \\ (\text{落札率を乗じた額}) & \\ \text{第2回変更設計額} &= \frac{\text{工事価格}}{(\text{落札率を乗じた額})} \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

第3回変更設計額

$$\begin{aligned} \text{工事価格} &= \frac{\text{第2回変更請負額}}{\text{第2回変更官積算額}} \times \text{第3回変更官積算工事価格} \\ (\text{落札率を乗じた額}) & \\ \text{第3回変更設計額} &= \frac{\text{工事価格}}{(\text{落札率を乗じた額})} \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

(注) 1) 変更官積算とは、官単価、官経費をもとに当初官積算と同一方法により積算する。

2) 請負額、官積算額は消費税相当額を含んだ額。

3) 消費税率＝消費税率＋地方消費税率

7. 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領

1. 趣旨

大阪府都市整備部では、近年の夏季における猛暑日等の気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策にかかる経費について、現場管理費の補正を試行実施するものとする。

2. 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。

(2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間・施工に必要な実日数・不稼働日・後片付け期間の合計をいう。なお、年末年始6日間・夏季休暇3日間・工場製作のみを実施している期間・工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

3. 対象工事等

対象工事は以下のとおりとする。

(1) 対象工事

主たる工種が屋外作業である（建築工事・建築設備工事を除く）を対象とする。

ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

(2) 適用時期

令和2年8月以降に積算する工事からとし、特記仕様書に対象工事の旨を記載する。

また、平成31年度以降発注した工事の変更契約においても適用できるものとする。

4. 計測・真夏日率算出方法

(1) 真夏日の計測方法

受注者は、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を施工計画書に記載し、工事着手前に監督職員に提出する。また工事期間中は施工計画書の計測方法に基づき、休工日を除き、下記①～③のいずれかに該当した場合を真夏日として計上する。

ただし、これにより難しい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方

法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

① 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25℃以上の場合

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25℃以上となる日を、真夏日とみなす。

② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を、真夏日とする。

③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は WBGT が 25℃以上の場合、真夏日とする。

(2) 真夏日率算出方法

受注者は、上記計測方法により真夏日の日数を算出し、以下の式により真夏日率を算出するものとする。なお、休工日は真夏日に含めないものとする。

$$\text{真夏日率※1} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

※1 真夏日率は小数点以下 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

(3) 計測結果の報告

受注者は、上記（1）の計測結果の資料、及び上記（2）の真夏日率の算出結果とその根拠となる真夏日・工事着手日・工事完成日・年末年始や夏季休暇・工場製作のみの期間・工事全体を一時中止している期間・休工日が確認できる資料を作成し、監督職員に提出するものとする。

5. 積算方法

現場管理費の補正は、変更契約において行うものとし、真夏日率に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。

(1) 補正値の算出

$$\text{補正値（％）※2} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※3}$$

※2 補正値（％）は小数点以下 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

※3 真夏日補正係数：1. 2

(2) 現場管理費の補正

$$\text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数※4}) + \text{補正値※5})$$

※4 積算基準における「地域補正の補正係数」をさす。

※5 積算基準における「施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正（緊急工事の場合等）」の補正値と重複する場合は、最高 2％とする。

8. 土木工事等における工期設定

1. 工期設定

(1) 用語の定義

【工期】

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

【準備期間】

施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、工事の始期から直接工事費に計上されている種別・細別について工事着手するまでの期間をいう。（ただし、直接工事費に計上されている作業からは、照査を行うための作業（足場設置等）は除く）

※「土木工事共通仕様書（工事着手）」の着手は、準備期間内の調査、測量、現場事務所等の設置等の現地での準備作業を含んでいる。

【施工に必要な実日数】

種別・細別毎の日当たり施工量と積算数量、施工の諸条件（施工パーティ数、施工時間など）により算出される実働日数のことをいう。

【不稼働日】

雨休日（休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇）、降雨日）、降雪期、出水期や現場状況（地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等）を考慮した作業不能日数をいう。

【後片付け期間】

施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。

【雨休率】

休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇）と降雨日等の年間の発生率をいう。

（２）工期の設定

① 準備期間

準備に要する期間は、主たる工種区分毎に以下に示す準備期間を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて設定※することとする。

以下に記載がない工種区分については、最低30日を最低必要日数として工事内容に合わせて設定することを基本とする。

工種	準備期間	工種	準備期間
河川工事	４０日	舗装工事（修繕）	６０日
河川・道路構造物工事	４０日	共同溝等工事	８０日
道路改良工事	４０日	トンネル工事	８０日
鋼橋架設工事	９０日	砂防・地すべり等工事	３０日
PC 橋工事	７０日	道路維持工事※	５０日
橋梁保全工事	６０日	河川維持工事※	３０日
舗装工事（新設）	５０日	電線共同溝工事	９０日

※通年維持工事は除く

② 施工に必要な実日数

施工に必要な実日数は、積算基準書等に示す歩掛の作業日当たり標準作業量から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出する。その際、パーティ（pt）数は基本1ptで設定することとするが、工事全体の施工の効率性や完成時期などの外的要因も考慮の上、パーティ数を変更して良い。

③ 雨休率

休日と降雨降雪日の年間の発生率を設定する。（暴風等の気象における地域の実情を考慮してもよい）

休日は、土日、祝日、年末年始休暇【6日】及び夏期休暇【3日】とする。

降雨降雪日は、1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日とし、過去5カ年の気象庁のデータより年間の平均発生日数を算出。

休日と降雨降雪日の年間の日数を算出し、雨休率を設定する。

降雨降雪日は、地域による気象の差があることから、地域毎に設定することが望ましいが、地域毎に雨休率の算出が困難な場合は、「0.7」※を使用して算出して良いこととする。

※「0.7」：東京の過去5カ年（平成23年～平成27年）の平均値より算出

雨休率を見込んだ不稼働日数の算出方法

例： 不稼働日 = 施工に必要な実日数（100日） × 雨休率 0.7
= 70日

④ その他の不稼働日

休日及び降雨・降雪日以外の不稼働日数には、次のことを考慮する。

ア. 工事の性格の考慮

工事を行うにあたっては、その工事特有の条件がある。その条件によっては、その条件を考慮した工期設定を行う必要があり、その条件に伴う日数を必要に応じて加算する。

イ. 地域の実情の考慮

当該工事を行う地域によっては、何らかの理由（例：地域の祭りなど）により施工出来ない期間等がある場合は、それに伴う日数を必要に応じて加算する。

ウ. その他

上記ア.イ.以外の事情がある場合は、適切に見込むこと。

⑤ 後片付け期間

後片付け期間は、工種区分毎に大きな差が見受けられないことから、20日を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて設定※するものとする。

※通年維持工事は除く

⑥ 工期設定日数の確認

上記①～⑤により設定した日数の合計日数をこれまでの同種類似工事の実際にかかった工期と比べることにより、工期日数の妥当性を確認する。（目安としては、実績値の－10%以上乖離した場合に確認する）

参考 1に各工種の過去5年間の工事費と工期の関係と算定式を示している。この算定式を用いて算出した工期がこれまでの実績の平均日数であり、この日数を参考に確認すると良い。

ただし、土木工事においては、その地域や箇所の特性等から工種や工事金額規模が同じであっても、必ずしも必要な工期が同じになるとは限らないことに注意すること。

⑦ 工期設定の条件明示

設定された工期に特記事項がある場合には、特記仕様書においてその条件を明示する。

例：	・工事の性格、地域の実情、自然条件等で日数を見込んだ場合
	・その他、特記すべき事項がある場合

参考 1

【標準工期試算式（参考値）】

$$T = A \times P \times b$$

T : 工期、

P : 直接工事費、

A、b : 係数（右表による）

工 種	A	b
河川工事	6.5	0.1981
河川・道路構造物工事	1.0	0.3102
海岸工事	0.6	0.3265
道路改良工事	2.2	0.2637
鋼橋架設工事	4.5	0.2373
P C 橋工事	0.9	0.3154
舗装工事	9.9	0.1753
砂防・地すべり等工事	4.6	0.2263
道路維持工事	19.9	0.1422
河川維持工事	20.1	0.1436
下水道 1 工事	0.2	0.4044
下水道 2 工事	1.5	0.2817
下水道 3 工事	1.5	0.2934

（3）標準工期算定式

①雨休率の決め方

$$\text{雨休率 (A)} = A' - 1$$

$$A' = \frac{B}{B - (C + D + E + F - G - H - I + \alpha)} \quad \begin{array}{l} \text{(小数1位止、2位四捨五} \\ \text{入)} \end{array}$$

ただし A = 雨休係数 B = 年間日数 (365日) C = 土・日曜日の日数 (104日)

D = 祝祭日数……… “国民の祝日に関する法律” に定められた日数 (概ね16日)

E = 降雨降雪日数……… 過去5年間のうち10mm以上の降雨日数の平均。

F = 年末年始・夏季休暇の日数 (9日)

G = 祝祭日、土曜日、日曜日、年末年始、夏季休暇と降雨日数が重複する日数

$$\frac{E}{B} \times (C + D + F)$$

H = 土曜日閉庁日と祝祭日の重複日数

I = 土曜日・日曜日・祝祭日と年末年始・夏季休暇が重複する日数

α = 各地区における特殊条件 (例 積雪、低温度等)

②短期間工事や地域特性により年間の雨休率により難しい場合は、別途期間設定を行い、雨休率を算定する。

③ 全体工期の算定

全体工期＝純工期＋準備跡片付期間＋その他（地元調整や工事抑制期間等による工事不可能期間等）

純工期＝基準工期×（１＋Ａ（雨休率））

④準備・後片付け期間については、下表（工事規模による準備後片付け期間の表）により算定したうえで、（２）①に記載の表（工種区分による準備・後片付け期間の表）を最低期間として、設定すること。

例）直接工事費400百万円のトンネル工事の場合

- ・ 下表より、準備期間45日、跡片付け期間30日、計75日
- ・ （２）①「工種区分による表」より、準備期間80日、跡片付け期間20日、計100日
- ・ 最終設定は、準備期間80日、跡片付け期間30日、計110日

（工事規模による準備跡片付期間の表）

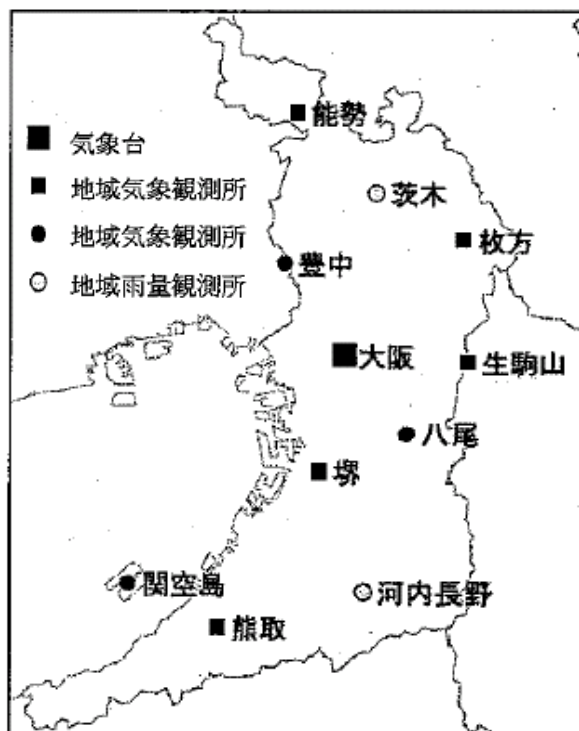
直 接 工 事 費	準備跡片付期間（標準）		
	総日数	準備日数	跡片付日数
～30 百万円	45	25	20
～100 "	50	30	20
～300 "	65	35	30
～500 "	75	45	30
～500 百万円を超えるもの	85	50	35

注）上表の準備跡片付期間は、標準的な場合の期間であり、現場条件・
主要材料の納入期間等の諸条件により別途考慮できるものとする。

工期の算定に伴う降雨日数について

工期の算定に伴う降雨日数については、表1～表11に示すので、各観測所の位置を考慮し、最も適していると考えられる観測所のデータを使用すること。

観 測 所 配 置 図



観 測 所 名	所 在 地	緯 度	経 度
能 勢	豊能郡能勢町地黄	34° 56. 8'	137° 27. 5'
茨 木	茨木市大字桑原	34° 51. 6'	135° 33. 6'
枚 方	枚方市星ヶ丘4-31-1	34° 48. 3'	135° 40. 6'
豊 中	豊中市蛍池西町3-555	34° 46. 4'	135° 26. 9'
大 阪	大阪市中央区大手前4-1-76	34° 40. 7'	135° 31. 3'
生 駒 山	東大阪市山手町2029-4	34° 40. 4'	135° 40. 4'
八 尾	八尾市空港	34° 35. 8'	135° 36. 0'
堺	堺市学園町1-1	34° 32. 4'	135° 30. 7'
河内長野	河内長野市日野452	34° 25. 2'	135° 32. 9'
熊 取	泉南市熊取町野田	34° 23. 0'	135° 21. 0'
関 空 島	泉南郡田尻町泉州空港中	34° 25. 6'	135° 14. 6'

表－１ 能勢地域気象観測所

10mm以上の降雨日数

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
平成 28 年	5	7	10	3	3	10	2	1	4	4	2	2	53
平成 29 年	3	2	4	7	4	3	9	1	1	2	2	5	43
平成 30 年	5	7	6	5	3	9	0	0	2	1	2	4	44
平成 31 年	5	3	4	11	8	3	5	0	2	2	1	5	49
令和 2 年度	5	2	9	14	1	3	5	2	0	1	1	4	47
平均	4.6	4.2	6.6	8.0	3.8	5.6	4.2	0.8	1.8	2.0	1.6	4.0	47.2

表－２ 枚方地域気象観測所

10mm以上の降雨日数

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
平成 28 年	5	4	11	4	3	6	2	2	4	1	2	2	46
平成 29 年	4	3	5	4	5	5	12	1	1	2	1	4	47
平成 30 年	6	5	6	5	4	12	0	2	2	1	2	5	50
平成 31 年	5	2	5	6	9	3	7	1	2	2	2	5	49
令和 2 年度	5	3	7	13	3	3	6	1	1	3	3	5	53
平均	5.0	3.4	6.8	6.4	4.8	5.8	5.4	1.4	2.0	1.8	2.0	4.2	49.0

表－３ 豊中地域気象観測所

10mm以上の降雨日数

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
平成 28 年	4	4	12	4	2	7	2	1	4	1	2	2	45
平成 29 年	3	2	5	4	3	5	8	1	1	2	1	5	40
平成 30 年	5	5	4	4	3	11	0	1	2	1	2	2	40
平成 31 年	5	2	3	5	7	1	7	0	2	2	3	4	41
令和 2 年度	5	2	7	13	2	2	5	1	0	3	2	4	46
平均	4.4	3.0	6.2	6.0	3.4	5.2	4.4	0.8	1.8	1.8	2.0	3.4	42.4

表－４ 大阪地域気象観測所

10mm以上の降雨日数

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
平成 28 年	4	4	11	2	1	7	2	2	4	1	2	2	42
平成 29 年	3	2	4	2	1	4	9	2	1	2	1	4	35
平成 30 年	5	5	5	4	2	12	0	2	3	1	2	3	44
平成 31 年	4	2	4	9	5	3	6	0	2	2	3	6	46
令和 2 年度	5	3	6	11	4	2	5	2	1	2	2	5	48
平均	4.2	3.2	6.0	5.6	2.6	5.6	4.4	1.6	2.2	1.6	2.0	4.0	43.0

表－５ 熊取地域気象観測所

10mm以上の降雨日数

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
平成 28 年	4	4	8	2	1	8	2	3	3	1	2	2	40
平成 29 年	4	3	5	5	1	4	11	3	1	3	1	6	47
平成 30 年	4	5	5	6	2	10	1	0	3	1	3	3	43
平成 31 年	3	3	4	10	6	2	6	0	3	2	3	5	47
令和 2 年度	5	4	4	13	0	7	5	2	0	2	1	4	47
平均	4.0	3.8	5.2	7.2	2.0	6.2	5.0	1.6	2.0	1.8	2.0	4.0	44.8

表－６ 茨木地域気象観測所

10mm以上の降雨日数

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
平成 28 年	4	4	10	3	2	7	2	2	3	1	2	2	42
平成 29 年	5	2	4	6	5	4	11	2	1	2	1	6	49
平成 30 年	5	6	5	4	3	12	0	1	2	1	2	3	44
平成 31 年	6	2	7	7	8	2	7	1	2	2	3	5	52
令和 2 年度	5	2	7	13	1	2	6	2	0	2	3	4	47
平均	5.0	3.2	6.6	6.6	3.8	5.4	5.2	1.6	1.6	1.6	2.2	4.0	46.8

表－７ 生駒山地域気象観測所

10mm以上の降雨日数

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
平成 28 年	5	5	11	3	5	8	0	2	4	1	3	2	49
平成 29 年	4	3	4	4	5	4	12	3	1	2	1	6	49
平成 30 年	5	6	4	4	2	11	0	1	2	1	2	4	42
平成 31 年	4	2	6	12	6	3	7	0	3	2	3	5	53
令和 2 年度	5	3	6	11	1	3	5	2	1	2	2	5	46
平均	4.6	3.8	6.2	6.8	3.8	5.8	4.8	1.6	2.2	1.6	2.2	4.4	47.8

表－８ 堺地域気象観測所

10mm以上の降雨日数

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
平成 28 年	4	5	8	2	2	7	2	2	4	1	2	2	41
平成 29 年	4	2	3	2	3	3	10	1	1	2	1	5	37
平成 30 年	5	6	3	4	1	11	0	0	4	1	3	3	41
平成 31 年	3	2	4	9	7	2	7	0	3	2	3	5	47
令和 2 年度	5	3	4	12	2	3	5	2	1	2	1	3	43
平均	4.2	3.6	4.4	5.8	3.0	5.2	4.8	1.0	2.6	1.6	2.0	3.6	41.8

表－9 河内長野地域気象観測所

10mm以上の降雨日数

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
平成 28 年	4	5	6	1	2	8	2	3	3	1	3	2	40
平成 29 年	2	3	6	3	4	3	11	3	1	3	1	6	46
平成 30 年	4	6	6	5	2	11	0	0	2	1	3	3	43
平成 31 年	3	3	3	9	6	1	8	1	3	2	3	6	48
令和 2 年度	5	4	6	13	1	9	5	2	1	2	2	4	54
平均	3.6	4.2	5.4	6.2	3.0	6.4	5.2	1.8	2.0	1.8	2.4	4.2	46.2

表－10 八尾地域気象観測所

10mm以上の降雨日数

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
平成 28 年	3	2	4	7	6	6	1	6	1	1	2	2	41
平成 29 年	3	4	8	2	1	7	1	2	4	1	2	2	37
平成 30 年	3	2	4	2	3	3	10	1	1	2	1	5	37
平成 31 年	5	5	3	4	1	11	0	1	3	1	3	3	40
令和 2 年度	5	3	5	12	0	1	5	2	1	2	1	4	41
平均	3.8	3.2	4.8	5.4	2.2	5.6	3.4	2.4	2.0	1.4	1.8	3.2	39.2

表－11 関空島地域気象観測所

10mm以上の降雨日数

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
平成 28 年	4	4	9	1	1	8	2	2	3	1	1	2	38
平成 29 年	1	3	5	3	1	4	8	1	1	2	1	4	34
平成 30 年	3	6	3	4	2	9	0	1	3	1	3	3	38
平成 31 年	3	3	4	11	5	1	6	0	3	2	3	3	44
令和 2 年度	5	2	4	11	0	5	5	1	0	2	1	5	41
平均	3.2	3.6	5.0	6.0	1.8	5.4	4.2	1.0	2.0	1.6	1.8	3.4	39.0

9. 4週8休工事における経費補正

1 発注者指定型

労務費等に対して別表「労務費等の補正係数」のうち、現場閉所状況が4週8休の係数を乗じた補正を行い当初設計金額を算出する。ただし、4週8休（現場閉所率28.5%以上）の達成が見込まれない場合は、その達成状況に応じて4週7休及び4週6休の補正率により変更契約する。

なお、現場閉所率が21.4%未満の場合は、当該補正分を減額変更する。

2 受注者希望型

受注者の取組状況に応じ、別表「労務費等の補正係数」を乗じて契約変更を行う。

ただし、工事（現場）着手前に4週8休に係る協議が整わなかったものは、補正の対象としない。

別表 労務費等の補正係数

現場閉所状況 (現場閉所率)	4週8休 (28.5%以上)	4週7休 (25.0%以上28.5%未満)	4週6休 (21.4%以上25.0%未満)
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

(現場閉所率) 対象期間内の現場休工日数÷対象期間内の日数×100(%) (小数点2位切捨て)

※工場製作にかかる労務費や、労務費以外の人件費は、補正の対象としない。

※市場単価は、各工種毎に設定された補正係数により補正する。

※補正係数が設定されていない市場単価は、補正の対象としない（労務費や機械経費が区分できない見積単価等も同様とする）。

※土木工事標準単価は、現場閉所状況に応じた週休2日補正単価とする。

※建築工事、建築設備工事については当面、補正を行わない

週休 2 日補正の計算

※港湾請負工事積算基準（国土交通省）を適用する工事においては、大阪港湾局の 4 週 8 休工事実施要領を適用する。（大阪府HP参照）

項 目	内 容
1 補正について	■工事全般 ・「週休 2 日工事区分」 補正なし 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満 4 週 8 休以上
2 補正適用外について	■土木工事 ・工場製作工の下位に該当する体系 ■電気設備工事 ・工場製作工の下位に該当する体系 ・機器単体費に該当する体系 ■機械設備工事 ・製作工の下位に該当する体系 （製作工については、直接製作費とする）
3 直接工事費における 週休 2 日の補正	■土木工事・電気設備工事・機械設備工事 【4 週 6 休以上、4 週 7 休未満】 ・労務費 1. 0 1 ・機械経費（賃料） 1. 0 1 【4 週 7 休以上、4 週 8 休未満】 ・労務費 1. 0 3 ・機械経費（賃料） 1. 0 3 【4 週 8 休以上】 ・労務費 1. 0 5 ・機械経費（賃料） 1. 0 4 ※補正後の単価は以下の通りに端数処理する。 ◇労務単価 : 円止め（円未満切捨て） ◇機械経費（賃料）：有効 3 桁止め（4 桁目四捨五入）
4 （欠番）	
5 （欠番）	
6 直接工事費の補正式 について	■労務費 ・労務単価 × 夜間割増 × 時間的制約割増 × 週休 2 日補正係数 = 補正後の労務単価 ※円止め（円未満切捨て） （例） 労務単価 : 20,200 夜間割増 : 1.5 時間的制約割増 : 1.06 週休 2 日補正係数 : 1.05 [補正式] $20,00 \times 1.5 \times 1.06 \times 1.05 = 33,723.9 \cdots 33,723$ ※円止め（円未満切捨て） ■機械経費（賃料） ・機械賃料 × 週休 2 日補正係数 = 補正後の機械賃料 ※有効 3 桁止め（4 桁目四捨五入） （例） 機械賃料 : 8,200 週休 2 日補正係数 : 1.04 [補正式] $8,200 \times 1.04 = 8,528$ = 8,530 ※有効 3 桁止め（4 桁目四捨五入）

	項 目	内 容
7	直接工事費 (土木工事標準単価・市場単価)	■土木工事標準単価 ・「週休2日工事区分」に応じた補正単価とする。 ■市場単価 ・4週8休実施要領「市場単価の補正係数」に基づいた補正を行う。 ・下水道については「下水道設計標準歩掛 第1巻 管路」に記載の補正係数を用いるものとする。
8	間接工事費（共通仮設費）における週休2日の補正	■工事全般 【4週8休以上】 ・共通仮設費 1. 04 【4週7休以上、4週8休未満】 ・共通仮設費 1. 03 【4週6休以上、4週7休未満】 ・共通仮設費 1. 02
9	間接工事費（現場管理費）における週休2日の補正	■工事全般 【4週8休以上】 ・現場管理費 1. 06 【4週7休以上、4週8休未満】 ・現場管理費 1. 04 【4週6休以上、4週7休未満】 ・現場管理費 1. 03
10	間接工事費の補正式について	■共通仮設費率（％） ①補正前の率 = 現行の積算基準に基づいて対象額により算出された率 ②補正後の率 = ①補正前の率 × 施工地域補正係数 ※小数点第3位四捨五入2位止め ③週休2日補正後の率 = ②補正後の率 × 週休2日の補正係数 ※小数点第3位四捨五入2位止め (例) 共通仮設費率 : 24.79% 施工地域補正係数 : 1.3 週休2日補正係数 : 1.04 [補正式] $24.79 \times 1.3 = 32.227$ $= 32.23$ ※小数点2位止め(小数点第3位四捨五入) $32.23 \times 1.04 = 33.5192$ $= 33.52$ ※小数点2位止め(小数点第3位四捨五入) ■現場管理費率（％） ①補正前の率 = 現行の積算基準に基づいて対象額により算出された率 ②補正後の率 = ①補正前の率 × 施工地域補正係数 + 砂防・地すべり工事補正值 ※小数点2位止め(小数点第3位四捨五入) ③週休2日補正後の率 = ②補正後の率 × 週休2日の補正係数 ※小数点2位止め(小数点第3位四捨五入) (例) 現場管理費率 : 56.77% 施工地域補正係数 : 1.1 砂防・地すべり工事補正值 : 2.0% 週休2日補正係数 : 1.05 [補正式] $56.77 \times 1.1 + 2.0 = 64.447$ $= 64.45$ ※小数点2位止め(小数点第3位四捨五入) $64.45 \times 1.05 = 67.6725$ $= 67.67$ ※小数点2位止め(小数点第3位四捨五入)

10. 単価契約積算基準

1. 適用範囲

この積算基準は、単価契約による工事及び役務委託業務の設計金額の算定に適用するものとする。

ただし、廃棄物及び土砂等の処分にかかる業務で、同一箇所での同一の業務を継続・反復して行う業務については適用除外とし、その適否については、事業管理室及び事業課と協議のうえ決定するものとする。

2. 共通仮設費

発注案件の予定価格算定のための設計金額の算定のうち、共通仮設費の率分の積算については、対象額の多寡に拘らず、単価契約における1指示毎の金額を鑑みて、土木工事標準積算基準書〔共通編〕Ⅰ－2－②の別表第1（共通仮設費率）の第1表から第4表のうち、最左列に記載する率を適用する。

※率については別紙参照のこと。

3. 現場管理費

上記2と同様に、現場管理費の積算についても、純工事費の多寡に拘らず、単価契約における1指示毎の金額を鑑みて、土木工事標準積算基準書〔共通編〕Ⅰ－2－②の別表第2（現場管理費率）の第1表から第4表のうち、最左列に記載する率を適用する。

※率については別紙参照のこと。

4. 一般管理費等

上記2、3と同様に、一般管理費等の積算についても、工事原価の多寡に拘らず、単価契約における1指示毎の金額を鑑みて、土木工事標準積算基準書〔共通編〕Ⅰ－3－①の別表第1（一般管理費等率）のうち、最左列に記載する率を適用する。

※率については別紙参照のこと。

5. 一般管理費等率の前払い金支出割合区分による補正

単価契約の工事においては、前払い金を支払わないため、土木工事標準積算基準書〔共通編〕Ⅰ－3－①の別表第2（一般管理費等率の補正）に基づき、補正係数 1.05 を乗じることとする。

ただし、単価契約の役務委託業務においては、前払い金を支払わないことによる補正は行わない。

6. 施工規模区分の設定

単価契約においては、1指示毎の金額を鑑みて、施工規模により単価が異なる全ての工種について、原則として最小となる施工規模区分を適用する。

ただし、これによらず過去の実績等により施工規模を決定し施工単価を算出する場合には、入札参加者が設計図書等から施工規模を確認できないため、特記仕様書に適用した条件区分を明示する。（例：区画線工－区画線設置－溶融式において、施工規模を100m以上500m未満として施工単価を算出する場合には、当該細別の施工規模区分を明示する。）

7. 現場から発生する産業廃棄物の運搬処分費に関する積算

単価契約工事において、あらかじめ工事現場が特定されていない場合は、各工事の対象範囲内の中心箇所（※）を工事現場と仮定し、その場所からの運搬処分費が最も安価な再資源化施設に搬入するものとして積算することを原則とする。

（※）

- ・ 中心箇所とは、発注事務所、または人口規模の大きい市町村役場等をいう。
- ・ 各事務所の再出先である事業（出張）所等の発注案件は、当該事業（出張）所を発注事務所として扱う。
- ・ 工事対象範囲が著しく広い場合は、対象範囲を適宜分割し、分割範囲毎に上記基準を適用することも可とする。

別表第1

共通仮設費率の適用区分

第 別表第1 第1表～第4表表

工種区分	対象額	〇〇円以下	〇〇円を超え〇〇円以下		〇〇円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	

現場管理費率の適用区分

第 別表第1 第1表～第4表表

工種区分	対象額	〇〇円以下	〇〇円を超え〇〇円以下		〇〇円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	

一般管理費等の算定(抜粋)算定

一般管理費等は、1及び2の額の合計額とし、別表第1の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

4一般管理費等率の補正(抜粋)補正

(1) 前払金支出割合の相違による取扱い

前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第2の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を3で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。

(2) 契約の保証に必要な費用の取扱い

前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、別表第3の補正値を加算したものを一般管理費等とする。

別表第1

一般管理費等率の適用区分

(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	〇〇円以下	〇〇円を超え〇〇円以下	〇〇円を超えるもの
一般管理費等率			

別表第2

一般管理費等率の補正の適用区分

前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下
補正係数				

(注) 別表第1で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表第3

一般管理費等率の補正

保証の方法	補正値(%)
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合(工事請負契約書第4条を採用する場合)。	
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	
ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない

(注) 契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。

1 1. 委託役務業務積算基準（土木施設等維持業務）

1. 適用範囲

この積算基準は、道路・河川・公園等土木施設の維持に係わる委託役務業務の予定価格算定に適用するものとする。

2. 委託役務業務価格



3. 価格構成費目の内容

（1）直接作業費

直接作業費は、次の項目について計上する。

① 労務費

労務費は、当該役務作業を実施するに要する労務の費用である。

② 材料費

材料費は、当該役務作業を実施するに要する材料の費用を計上する。

③ その他（処分費等）

処分費等は役務作業による塵芥等の処分に要する費用を計上する。

（2）間接作業費

① 諸経費

諸経費は、当該役務作業を実施するに要する経費で、準備費、労務管理費、技術管理費等及び一般管理費等よりなる。

（3）消費税相当額

消費税相当額は、消費税相当分を積算するものとする。

4. 委託役務業務の積算方式

委託役務業務価格は次式によって積算する。

$$\begin{aligned} \text{委託役務業務価格} &= (\text{直接作業費}) + (\text{諸経費}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= [(\text{直接作業費}) + (\text{直接作業費} \times \text{諸経費率} K)] \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

※ 公園役務諸経費率 $K = \text{公園諸経費率}$

※ 河川役務諸経費率 $K = \text{河川維持諸経費率}$

※ 道路役務諸経費率 $K = \text{道路維持諸経費率}$

注) 1. 塵芥等の「処分費等」を含む作業費の積算にあたっては、当該「処分費等」を直接委託費に計上し、間接委託費の積算の際には「処分費等」が「諸経費対象額」に占める割合が3%以下の場合は全額を対象とするが、3%を超える金額は率計算の対象としない。

2. 直接委託費における労務費・歩掛や、公園・河川維持・道路維持各諸経費率等については、土木工事標準積算基準書を参照するものとする。その際、一般管理費等率の補正は行わない。

5. 施工箇所が点在する場合の積算

土木工事標準積算基準書〔共通編〕総則第11章 施工箇所が点在する工事の積算については、原則として適用しない。

12.

各種業務等の
積算基準

調査・設計業務

総則

○電子成果品作成費について

調査・設計業務において、設計業務等標準積算基準書の測量業務・地質調査業務・設計業務の諸経費体系を適用する場合は、各基準の電子成果品作成費を計上することを基本とする。なお、電子成果品対象としない場合は、特記仕様書にその旨を記載すること。

① 地質調査ボーリング

1 機械ボーリング

補正係数について、せん孔深度50cm以下、せん孔方向鉛直下方を標準とし、せん孔深度等標準以外の場合は各補正率を標準の市場単価に乗じて求めるものとする。

2 オーガーボーリング(ポストホール型)…粘性土、孔径100mm

(10m当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
地 質 調 査 技 師		人	0.33	
主任地質調査員		人	1.00	
地 質 調 査 員		人	1.00	
普 通 作 業 員		人	1.00	
資 料 箱		箱	1.00	
刃 先		ヶ	0.2	
機 械 損 料	ポストホール型	日	1.0	
雑 品		式	1	

備考1. 1日当り掘進延長は標準10mとする。

2. 深度5mまでの歩掛とし、5m以上については、全長について本表歩掛(資料箱を除く)を20%割増する。

3. 砂質土については、本表で算定した単価を30%割増する。

3 給水費

1)配管費

配管費(傾斜地)(100m当り)

名 称	規 格	単 位	員 数	摘 要
パイプホース損料	20mm～	m	100	損率1ヶ月未満 0.1
	32mm			1～3ヶ月未満 0.2
普 通 作 業 員		人	0.4	
雑 品		式	1	

備考1. 本表の労務歩掛については、現場条件によって次表により補正する。

2. パイプホースの規格については、揚程5mまでは口径20m / m、20mまでは25m / m、40mまでは32m / mのウォーターホースを標準とする。

3. ボーリング深度が100mを超える場合又は送水距離500m以上の場合は別途積算する。

歩掛の補正

現 場 条 件	補 正 値
平 地(標高差100m 当り5m以内)	0.6
緩傾斜地(標高差100m 当り10m 以内)	0.8
急傾斜地(傾 斜 45° 未満)	1.3
急傾斜地(傾 斜 45° 以上)	1.7

備考1. 長距離(300m以上から500m未満)のみの場合の補正値は1.2とする。

上表の現場条件と重複する場合は上表補正値に1.2を乗ずる。

2. 市街地等で配管による送水が困難な場合は適用しない。

② 水質・底質調査等業務

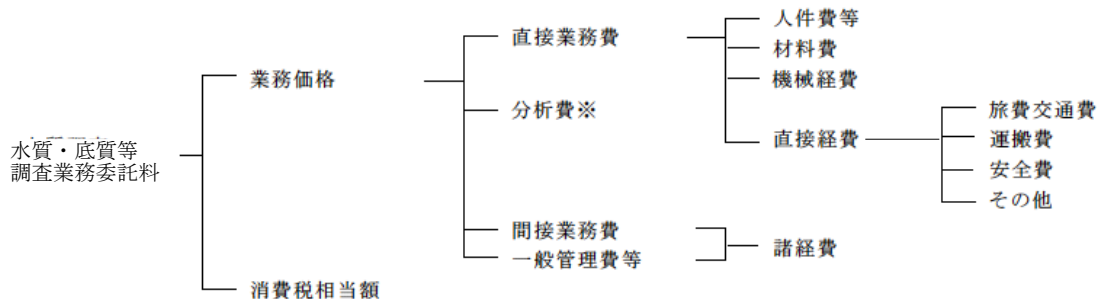
1 水質調査業務

1-1 適用範囲

この積算基準は、大阪府で発注する水質・底質等調査業務に適用する。

1-2 業務委託料

(1) 業務委託料の構成



※分析費は入札参加資格業者から見積もり採取し積算を行う。

(2) 業務委託料構成費目の内容

イ 直接業務費

直接業務費は、「測量業務積算基準」直接測量費に準拠する。

(イ) 人件費等

① 直接人件費

② 賃金

(ロ) 材料費

(ハ) 機械経費

(二) 直接経費

① 旅費交通費

② 運搬費

運搬費は、業務に必要な採水資料等を運搬する費用とする。

③ 安全費

④ その他

当該業務処理に必要な、旅費交通費、運搬費、安全費を除いた必要な経費とする。

ロ 分析費

分析費は、業務処理に必要な採水資料等を分析する費用とする。

ハ 間接業務費

間接業務費は、「測量業務積算基準」間接測量費に準拠する。

ニ 一般管理費等

一般管理費等は、「測量業務積算基準」一般管理費等に準拠する。

ホ 消費税相当額

消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分とする。

1-3 業務委託料の積算

(1) 業務委託料の積算方式

業務委託料＝（業務価格）＋（消費税相当額）

＝[（直接業務費）＋（分析費）]＋[（間接業務費）＋（一般管理費）]
× {1＋（消費税率）}

$$= [(直接業務費) + (分析費) + (諸経費)] \times [1 + (消費税率)]$$

$$= [(直接業務費) \times [1 + (諸経費率)] + (分析費)] \times [1 + (消費税率)]$$

(2) 諸 経 費

$$\text{諸経費} = (直接業務費) \times (諸経費率)$$

なお、公益法人に委託する場合は次式による。

$$\text{諸経費} = (直接業務費) \times (諸経費率) \times 90 / 100$$

諸経費は「測量業務積算基準」に準拠する。

1-4 標準歩掛及び委託期間

(1) 標準歩掛及び参考所要日数

イ 計画準備

計画準備は、水質等調査業務全般の計画作成、監督職員との打合せであり、歩掛は次表を標準とする。

(1業務当り)

職種 打合せ時期	測量主 任技師	測 量 技 師	測 量 技師補	備考
業務着手時	0.5	0.5		

(注) 1. 業務着手時には原則として主任技術者が立ち会うよう特記仕様書にて明示するものとする。

ロ 打合せ

各段階における打合せの歩掛は、次表を標準とする。

(1業務当り)

職種 打合せ時期	測量主 任技師	測 量 技 師	測 量 技師補	備考
中間打合せ		0.5	0.5	1回当たり
各月報告時		0.2	0.2	1回当たり
成果納入時	0.5	0.5		

(注) 1. 中間打合せは、必要に応じて行うものとする。

2. 打合せ回数は、特記仕様書に明示するものとする。

3. 成果納入時には、原則として主任技術者が立ち会うよう特記仕様書に明示するものとする。

ハ 事前現地調査

(イ) 標準班編制

① 橋上、徒歩採水・採泥地点の場合

測量技師、測量技師補各1人を標準とする。

② 船上採水・採泥地点(船の運行を含む場合)の場合

測量技師、測量技師補各1人及び、船の運航要員(普通船員)を標準とする。

(ロ) 標準作業時間

A作業: 現地確認、B作業: 現地写真撮影等として以下のとおりとする

① 橋上、徒歩現地調査の場合

$$A\text{作業}(10\text{分}) + B\text{作業}(10\text{分}) = \text{合計作業時間}(20\text{分})$$

② 船上現地調査の場合

$$A\text{作業}(5\text{分}) + B\text{作業}(5\text{分}) = \text{合計作業時間}(10\text{分})$$

③ 地下水採水地点の場合

$$A\text{作業}(15\text{分}) + B\text{作業}(15\text{分}) = \text{合計作業時間}(30\text{分})$$

二 採水・採泥作業

(イ)標準班編制

① 橋上、徒歩採水・採泥作業の場合

測量技師補:1人(現地測定、指導、運転)

普通作業員:2人(器具運搬、採水その他)

② 船上採水・採泥作業の場合

測量技師補:1人(現地測定、指導、運転)

普通作業員:2人(器具運搬、採水その他)

普通船員:1人(船の運航)

※船の運航に必要な人員については、船の大きさ等実情にあわせて計上するものとする。

※船の運行に係わる船員については、採水・採泥作業を兼業しない。

但し、採取量、採取状態等、実情にあわせて作業員を増減するものとする。又、市街地等で交通規制を受けるなど特別な場合は、運転手(一般)を計上するものとする。

(ロ)標準作業時間

採取、採泥作業については、①を基本として各調査地点毎に、②以下の必要な調査項目を組み合わせることにより、1地点毎の調査時間を積算する。(例:採泥のみの地点=D作業+B作業+C作業=30分)

① 全項目(健康項目、環境項目、一般項目)採水の場合

A作業(15分):採水作業及び薬品処理、B作業(10分):準備及び後片付け、

C作業(5分):その他(天候、水位、水温、気温測定等)

作業時間合計(1箇所1回当たり)=A作業+B作業+C作業=30分

※船上採水の場合、B作業は計上しない

② 採泥の場合

D作業(15分):採泥作業及び薬品処理

③ プランクトン調査の場合

E作業(15分):プランクトン採取(植物・動物)

※但し、採取作業と同時に実施できる場合は、A作業に含む。

④ 底生生物採取の場合

F作業(15分):採泥作業及び薬品処理

※但し、採取作業と同時に実施できる場合は、D作業に含む。

⑤ 微量化学物質調査(琵琶湖)の場合

G作業(15分):ダイオキシン類調査(水質)、H作業(15分):ダイオキシン類調査(底質)、I作業(15分):内分泌攪乱物質(環境ホルモン)調査(水質)

⑥ 水深採水の場合

J作業:採水(各深度15分)

⑦ 地下水調査の場合

K作業(15分):採水作業及び薬品処理、L作業(10分):準備及び後片付け、

M作業(30分):前処理、N作業(5分):その他(天候、水位、水温、気温測定等)

ホ 運搬作業

運搬作業は、採取作業に含まれない作業で、例えば、採取日の翌日に別途運搬する場合、湖沼で船のみの採取で運搬を自動車で行う場合等に適用する。

(イ)標準班編制

測量技師:1人(運転、試料の引渡し等) 普通作業員:1人(積卸し、その他)

ヘ 低水流量観測作業(外業)

(イ)標準班編制(徒歩観測)

測量技師：1人(現地測定、指導)、測量技師補：1人(現地測定、指導、運転)、普通作業員：2人
(器具運搬、採水その他)

(ロ)標準作業時間(徒歩観測)

下記の算定式により作業工数を計上する。

$$(0.0086b + 0.828) \times \text{標準工数}$$

b:水面幅、標準工数:0.12

ト 低水流量観測作業(内業)

(イ)標準班編制(徒歩観測)

測量技師：1人、測量助手：1人

(ロ)標準作業時間

1観測所、1回当りの作業工数は、0.07とする。

チ 資料とりまとめ

資料とりまとめについては、見積りによる。

リ 水文・水質データベース登録

水文・水質データベース登録については必要に応じて計上するものとし、見積りによる。

ヌ その他

(イ)旅費の積算・職種の計上方法

測量技師、測量技師補について計上する。

(ロ)夜間単価(時間外)の計上方法

原則として交代制を考慮しないものとし、時間外作業に対する積算は次のとおりとする。

次の積算により超過勤務(時間外)単価を計算し、基準日額に加える。なお、休憩時間は拘束時間が12時間以下の場合は1時間、12時間を超え24時間以下の場合は2時間を標準とする。

① 17:00～22:00 及び5:00～8:00

$$1\text{時間当たり単価} = \text{基準日額} / 8 \times \text{割増対象賃金費} \times 125 / 100$$

② 22:00～翌日5:00

$$1\text{時間当たり単価} = \text{基準日額} / 8 \times \text{割増対象賃金費} \times 150 / 100$$

(ハ)移動運搬時間

出発基地から各班毎に設定された採取場所を巡回し、基地に帰るまでの通常通行すると考えられる順路に従って自動車走行距離を計測し、走行速度で除して所要時間を求める。また、徒歩、船による移動を含む場合も、その距離を走行速度で除して所要時間を求め、走行時間に加えて移動時間とする。
なお、自動車の車種は1.5Lライトバンを標準とする。

走行速度は次を標準とする。

自動車 30km/hr(一般道路)、60km/hr(高速道路)

徒歩 4km/hr(但し、100m程度の移動は除く)

船 実情に応じて決定する。

(注)1. 出発基地は、作業の内容、規模、位置等を勘案し、実施可能な会社のうち、最も近い会社の所在する市役所等とする。

2. 自動車の損料は、運転時間+供用日当り損料とし、標準状態における運転時間当り換算損料は使わない。

(二)1班当りの全作業時間

全作業時間は、基地→採取作業→採取作業……採取作業→基地を対象として次式により計上する。

$$\text{全作業時間} = \text{準備及び後片付け} + \text{採取作業時間} + \text{移動運搬時間} + \text{その他}$$

注1. 準備及び後片付けは60分を標準とする。準備とは、出発に先立ち作業打合せ、器具の準備点

検、後片付け器具の点検格納、記録の整理等に要する時間とする。

2. その他とは、水質分析所への試料の引渡し等とする。

3. 低水流量観測作業においては、準備及び後片付けは別途計上しない。

(ホ) 連続採取の場合、最終回採取後の残時間の取扱い方法

連続採取の最終回が完了し、資料を目的地まで運搬して基地に帰り、後片付けを完了するまでの累計時間を計上するものとし、24時間にはこだわらない。

(ヘ) 現地作業の薬品費及び採取器具の計上方法

採取、採泥時の薬品処理に係る薬品代、採取器具損料等は材料費に含むものとし、材料費は直接人件費の3.0%以内を計上する。但し、同一地点で連続して採取、採泥を行う場合の材料費は、直接人件費の1.5%以内を計上する。

(ト) 低水流量観測作業の材料費及び機械経費の計上方法

材料費は、野帳、用紙類、電池及びその他流量観測に係る雑品等とし、内・外業の直接人件費の0.5%以下を計上する。

機械経費は流速計とし、外業日数について機械損料を計上する。

1-5 分析単価

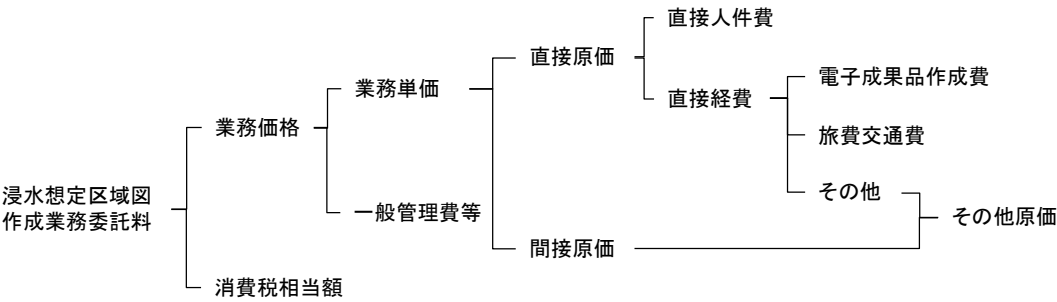
分析単価については、業務規模に応じた単価とし、見積による。(諸経費込み)

③浸水想定区域図作成

適用範囲

この積算は、大阪府の河川砂防事業において実施している浸水想定区域図作成委託に適用するものとする。ただし、内外水一体型の氾濫解析を行う浸水想定区域図作成委託は除く。
なお、積算にあたっては、設計業務等標準積算基準書 第4編 調査、計画業務編に準ずる。

浸水想定区域図作成業務費の構成



対象河川区分

対象河川については、次表のとおり河川延長と流域面積によりA～Gに区分する。

河川延長 流域面積	10km未満	10km以上
	10km未満	10km以上
25km ² 未満	A	B
25km ² ～100km ²	C	D
100km ² ～200km ²	E	F
200km ² 以上	—	G

- ※ 歩掛の採用は水系単位を基本とし、支川の河川延長や流域面積を含めた区分を適用すること。
- ※ 「A」及び「G」の区分に該当する河川の適用にあたっては、河川室河川整備課計画グループと協議すること。

標準歩掛と条件

1. 直接人件費

(1) 計画準備

業務の目的、主旨をよく把握し、仕様書に基づき業務方針を立案し、業務の内容、工程、技術者組織表を示した業務計画書を作成する。

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
A～G	1.0	1.0	2.0		

(2) 資料収集整理

本業務に必要なとなる資料の収集整理を行う。

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
A、C	0.5	1.0	2.0	2.0	2.0
B、D、E、F	0.5	1.0	3.0	3.0	3.0
G	0.5	1.0	3.0	4.0	4.0

(3) 現地調査

業務に必要な現地の状況を把握するため、現地調査を行う。

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
A、C、E	0.5	1.0	2.0	2.0	2.0
B、D、F、G	0.5	1.0	3.0	3.0	3.0

(4) 排水施設の稼働条件の検討

排水機場、樋門、樋管、水門施設を対象に、洪水浸水想定区域図作成マニュアル等に従って、浸水時の稼働条件の調査検討を行い、稼働停止水位を設定する。なお、稼働条件確認表を作成すること。

対象施設：対象区間内及び氾濫原の排水機場・樋門・樋管・水門。

調査方法：浸水時の排水機能を継続的に確保できるか確認する。

許容浸水位の把握（開口部の高さ、動力設備の機能停止高さ、電源機能停止の高さなど）、どの程度の浸水深で機能停止する可能性について確認し、必要に応じて現地計測を行う。

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
A、C、E	0.5	1.0	2.0	2.0	2.0
B、D、F、G	0.5	1.0	3.0	3.0	3.0

(5) 想定最大規模の外力の設定

「浸水想定（洪水、内水）の作成等のための想定最大外力の設定方法 平成 27 年 7 月（国土交通省）」に従い、対象河川流域の想定最大規模の降雨量及び降雨波形を設定する。

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
A、B	1.0	2.0	3.0	5.0	5.0
C、D	1.0	2.0	3.0	6.0	6.0
E、F	1.0	2.0	4.0	7.0	7.0
G	1.0	2.0	4.0	8.0	8.0

(6) 流出解析モデルの構築

想定最大規模降雨によりどのような氾濫が生じるのかを検討するにあたり、流出解析モデルが外力に対して、浸水解析区間の上流域での地形や氾濫・貯留効果等を適切に反映できているかを確認するため、以下の項目に沿って流出解析モデルを検討する。

1) 流域の状況確認

流域全体における流出解析モデル作成のため、航空写真や地形図、LP データ、河道断面データ等の整理を行う。

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
A～D	0.5	1.0	2.0	3.0	3.0
E、F	0.5	1.0	3.0	4.0	4.0
G	0.5	1.0	4.0	6.0	6.0

2) 流出解析モデルの検討

流出解析モデルの作成にあたっては、各河川において適用性が高い流出解析モデルとし、対象河川の流量計画をベースに「洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第 4 版）平成 27 年 7 月（国土交通省）」の参考資料 3 「計画規模を上回る洪水発生時の浸水解析の手引き（案）」等にて、想定最大外力に対応した流出解析モデルの検討（2 段階 S～Q の貯留関数河道定数設定等）を行う。

また、流出解析モデルは既往の計画流量等との整合を図るとともに、CommonMP[※] 上にて動作する計算プロジェクト（要素モデル含む）として納品する。

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
A、B	0.5	2.0	4.0	6.0	10.0
C、D	0.5	2.0	5.0	7.0	12.0
E、F	0.5	3.0	6.0	9.0	15.0
G	0.5	4.0	8.0	12.0	20.0

※ CommonMP（Common Modeling Platform for water-material circulation analysis）は、水理・水文現象等の複合現象を解析するために、さまざまな異なった現象を再現する要素モデルを結合して一体的に協調・稼働させ、河川流域の複合現象をシミュレーションするための基盤ソフトウェア。

(7) 氾濫原のメッシュデータの作成

想定最大規模降雨の対象氾濫原を設定し、氾濫範囲における地盤高、堤防の整備状況、現況流下能力等に関する既存資料をもとに、対象氾濫原の氾濫水理計算地形条件、土地利用状況等に関する条件を整理する。

なお、対象氾濫原は、既往の検討で設定されている範囲より拡大する可能性があることから、流域の地形特性等から最大浸水域を適切に設定する。

「洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）平成27年7月（国土交通省）」を参考に対象氾濫原に5m×5mの直交メッシュを配置し、メッシュ毎の平均地盤高を整理する。

1) 計算メッシュサイズの設定

5m×5mの直交メッシュの地盤高データを整理した上で、平均地盤高を設定する。計算メッシュサイズは25mを基本とするが、監督職員と協議の上決定するものとする。

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
A、C、E	0.5	1.0	2.0	4.0	4.0
B、D、E、F、 G	0.5	1.0	3.0	6.0	6.0

2) 対象氾濫原の土地利用状況整理

国土地理院が公表している基盤地図情報（1/2,500）等のGISデータを用い、道路及び建物情報等、対象氾濫原における土地利用状況を整理する。建物については、計算メッシュ毎に建物占有率を整理する。粗度係数、空隙率、透過率を設定する。

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
A、C、E	0.5	1.0	2.0	2.0	2.0
B、D、F、G	0.5	1.0	3.0	3.0	3.0

(8) 氾濫解析モデルの構築

1) 氾濫解析モデルの設定

「洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）平成27年7月（国土交通省）」を参考に河道追跡モデル、破堤モデル、氾濫流追跡モデルを一体化した氾濫解析モデル

ルを作成する。河道追跡モデルは 1 次元不定流計算、氾濫追跡モデルは平面 2 次元不定流計算とする。

流入支川、排水支川もモデル化する。また、破堤時の流向成分、排水施設のモデル化（排水モデルと集水区の設定、施設停止条件等）を行う。

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
A、C、E	1.0	2.0	3.0	5.0	5.0
B、D、F、G	1.0	3.0	4.0	8.0	8.0

2) 破堤氾濫条件等の設定

発注者から貸与する資料等をもとに堤防の整備状況、現況流下能力等を整理し、「洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第 4 版）平成 27 年 7 月（国土交通省）」を参考に氾濫条件、排水施設等による排水条件を設定する。河道の整備状況については、原則、現況及び河川整備後の 2 ケースを設定することとする。

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
A、C、E	1.0	2.0	4.0	8.0	8.0
B、D、F、G	1.0	3.0	6.0	12.0	12.0

(9) 氾濫解析の実施（想定最大規模降雨）

「洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第 4 版）平成 27 年 7 月（国土交通省）」を参考に設定したメッシュデータ及び破堤氾濫条件等をもとに氾濫解析を実施する。計算時間は、計算範囲で排水が完了するまで実施し、浸水継続時間等を設定する。排水完了の目安となる水深については監督職員と協議して決定する。

想定最大規模降雨の氾濫解析にあたっては、下流端水位について「計画高潮位」と「朔望平均満潮位」などの 2 ケースを設定することを想定しており、高潮時の操作ルールも反映する。

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
A、C、E	1.0	2.0	5.0	10.0	10.0
B、D、F、G	1.0	3.0	6.0	15.0	15.0

(10) 氾濫解析の実施（その他の外力）

想定最大規模降雨による氾濫解析に加えて、様々な発生頻度の外力による災害リスクを明確に提示するための基礎資料として、以下の対象降雨規模、計算条件による氾濫解析を実施する。

1) 対象降雨規模

①100 年に 1 回程度（時間雨量 80 mm程度）

②30年に1回程度（時間雨量 65 mm程度）

③10年に1回程度（時間雨量 50 mm程度）

2) 計算条件

①計算条件は、「洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）平成27年7月（国土交通省）」及び『今後の治水対策の進め方』に基づく氾濫解析の実施にあたって ver.2.1（大阪府都市整備部河川室）」によるものとする。ただし、「当面の治水目標の設定」に関する解析は不要とする。

②氾濫原のメッシュデータについては、(7) で設定したものを使用する。

③河道の整備状況については、原則、現況及び河川整備後の2ケースを設定することとする。

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
A、C、E	1.0	2.0	4.0	8.0	8.0
B、D、F、G	1.0	3.0	6.0	12.0	12.0

(11) 洪水時家屋倒壊危険ゾーンの作成（想定最大規模降雨）

洪水時家屋倒壊危険ゾーンは、ゾーン内の家屋が洪水時に倒壊等のおそれがあることを示すものであり、洪水時における垂直避難の適否や避難のタイミングの判断等に有効な情報となる。当該ゾーンの設定においては、「洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）平成27年7月（国土交通省）」を参考に洪水氾濫による流体力の作用及び河岸侵食による基礎の流出による家屋倒壊危険性について評価し、それぞれ下記について設定・表示するものとする。

設定・表示にあたっては、堤内地の地形特性、使用できる地盤高データの仕様、計算範囲、現象の時間スケール等を考慮し、5m×5m サイズで実施する。

1) 洪水氾濫に起因する家屋倒壊危険ゾーン

洪水氾濫流により、家屋が流失・倒壊する恐れがある範囲を設定する。

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
A、C、E	1.0	2.0	3.0	5.0	5.0
B、D、F、G	1.0	3.0	4.0	8.0	8.0

2) 河岸侵食による家屋倒壊危険ゾーン

洪水時における河岸侵食により家屋が流失・倒壊する恐れがある範囲を設定する。

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
A、C、E	1.0	1.0	2.0	4.0	4.0
B、D、F、G	1.0	2.0	3.0	6.0	6.0

(12) 既往浸水想定区域との比較検討

(9) 及び (10) で得た氾濫解析結果と既往の氾濫解析結果（既往浸水想定区域図や洪水リスク表示図）と比較を行い、氾濫量、浸水域、浸水深等について考察するとともに、外力による相違のほかの要因分析を行うものとする。なお、検討区間は監督職員と協議の上設定する。

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
A～G	1.0	2.0	3.0	4.0	4.0

(13) 洪水浸水想定区域図の作成（想定最大規模降雨及び 1/100）

前項までの氾濫解析をもとに水防法第 14 条に基づく浸水想定区域図の原案を作成する。

浸水想定区域図は、公表資料とすることから、国土地理院の二万五千分の一地図を基図とし、その使用（複写）について測量法 29 条に基づく申請書を作成する。

浸水想定区域図には、水防法施行規則第 2 条に規定されている事項の他、「洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第 4 版）平成 27 年 7 月（国土交通省）」等において作成・情報提供が必要とされる情報についても作成・記入するものとする。

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
A、C、E	1.0	2.0	3.0	5.0	5.0
B、D、F、G	1.0	3.0	4.0	7.0	7.0

(14) 洪水浸水想定区域図の提供（想定最大規模降雨及び 1/100）

浸水想定区域図の作成等に使用し・作成したデータ等を、「浸水想定区域図データ電子化ガイドライン（第 2 版）」等に準拠した形式で作成する。また、「洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第 4 版）平成 27 年 7 月（国土交通省）」及び「浸水想定区域図データ電子化ガイドライン（第 3 版）」等に従い、電子データを所定の提供先へ提供もしくは提供の準備を行う。

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
A～G	0.5	1.0	2.0	3.0	3.0

(15) 洪水リスク表示図の作成（想定最大規模降雨、1/100、1/30、1/10）

(9) ～ (11) で得た氾濫解析結果を「大阪府洪水リスク表示図」として大阪府ホームページ上で公開するために、『今後の治水対策の進め方』に基づく氾濫解析の実施にあたって ver.2.1（大阪府都市整備部河川室）」に記載の所定のデータを作成する。

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
A～G	1.0	2.0	3.0	4.0	4.0

(16) 公表資料印刷（印刷費含む）

縦覧用の洪水浸水想定区域図及び洪水リスク表示図を印刷する。

印刷の基本仕様は以下のとおりとし、印刷部数は 10 部（1 部当たり 50 ページを想定）とする。

○A 3 判（A 2 判を折り、A 3 判に仕上げる）

○背張り製本（表紙、見返しあり）

○用紙材質

- ・表紙：色上質紙特厚口（使用色は別途協議）

- ・本文：上質紙 4 4. 5 k g

- ・見返し：上質紙 4 4. 5 k g

○印刷

- ・表紙（モノクロ印刷）：スミ 色

- ・本文（モノクロ印刷）：スミ 色

- ・本文（カラー印刷）：使用色数は概ね 1 0 色程度

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
A～G	0.5	1.0	1.0	2.0	2.0

(17) 協議資料の作成

関係者（関係機関調整会議、直轄河川管理者、市町村等）と浸水想定区域図に関する協議を行うために必要となる資料の作成を行う。内容は、監督職員と協議の上決定する。

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
A～G	1.0	2.0	3.0	3.0	3.0

(18) 費用対効果（B/C）の算出

試算データの収集整理及び（6）～（8）で得た成果を用いて、「治水経済調査マニュアル（案）」に基づき B/C の算定を行う。算定にあたって実施する氾濫解析の流量規模は、6 ケースを標準とする。

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
A、C、E	1.0	2.0	4.0	8.0	8.0
B、D、F、G	1.0	3.0	6.0	12.0	12.0

(19) 事業評価資料の作成

前項での検討内容及び監督職員から貸与する資料を基に、河川整備審議会に諮る事業評価資料を作成、印刷を行う。審議会回数は3回と想定し、1回あたりの印刷部数は下記を想定する。

- ・カラー A4 サイズ 20P×25 部
- ・白黒 A4 サイズ 20P×35 部

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
A～G	0.5	1.0	1.0	2.0	2.0

(20) 報告書作成

本業務の成果をとりまとめ、報告書を作成する。

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
A～G	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0

(21) 打合せ協議

業務着手時

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
A～G	0.5	0.5	0.5		

中間打合せ（3回）

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
A～G	1.5	1.5	1.5		

成果物納入時

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
A～G	0.5	0.5	0.5		

(22) 照査

業務の内容についての一切の照査を行い、照査報告書を提出するものとする。

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
A～G	2.5				

2. 直接経費

(1) 電子成果品作成費

設計業務等標準積算基準書 3-1-3 による。

④河川施設台帳作成

○河川施設台帳作成業務 歩掛表

工 種	標準作業量	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	機械経費	備 考
河川施設台帳作成							
(1)河川管理平面図作成							
河川管理平面図作成	10箇所当り		1.0			3.0%	
(2)河川施設台帳調書作成							
1)河川施設台帳調書	10箇所当り		1.5			5.0%	
2)河川施設図面	10箇所当り		1.8			3.0%	
3)現況写真	10箇所当り		1.0			5.0%	
(3)写真撮影位置図作成							
写真撮影位置図作成	10箇所当り		0.8			3.0%	
建設CALS用河川施設台帳調書データ作成							
CALS用調書作成	10箇所当り		2.4			3.0%	

⑤河川水辺環境調査

標準歩掛と条件

本業務対象河川において、平成 28 年度河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル（以下、国勢調査マニュアル）に基づき、魚類や底生動物の生態系の実態調査を概ね 10 地点行くとともに、現況河川の自然環境調査の把握を併せて行う。

（１）計画準備

第 1 回打合せに先立ち業務全般を見通し、調査の要点を確認し、業務計画書を作成する。

（１業務あたり）

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
計画準備	1.0	2.5	2.5		

（２）事前調査

- ①文献調査、聞き取り調査及びそれらを「国勢調査マニュアル」に基づいた様式に作成する。
- ②河川特性や近隣の改修状況を踏まえた調査地点の選定など、調査方法について検討し、現地調査計画書としてまとめる。
- ③魚類調査における特別採捕許可申請の行為及び費用は、本項目に含まれる。

（１業務あたり）

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
事前調査	1.0	2.5	2.5	2.5	

（３）現地調査

現地調査計画に基づき調査地に赴き、試料の採取、同定、計測、写真撮影等を行い、標本作成の必要なものは標本作成を含む。

現況河川の実態調査は、全川を対象として、環境の視点から河川形態の変化点を把握するため、現況を写真撮影するもので、魚類・底生動物の現地調査は 1 地点につきそれぞれ 1 回実施する。

調査方法およびその同定方法や標本作成などは以下のとおり。

	調査方法	同定方法	標本作成
魚類	基本的に投網、タモ網等により行うが、地域の特性、調査地区及び調査対象環境区分の特性、魚類の特性に応じて、適切な調査方法により実施する。なお、概ね 10 月頃を調査日として設定すること。	「日本産魚類検索 全種の同定 第三版」（中坊徹次編、2013）に従って、できるだけ詳しく行う。また、国土交通省水管理・国土保全局水情報国土データ管理センターのホームページで公開されている「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に挙げられている参考文献や留意事項等を活用する。	捕獲された種のうち「国勢調査マニュアル：4.3.2 同定上特に留意すべき種」で対象になっている種、または同定が困難な種等について標本作製すること。
底生動物	定性採集と定量採集を実施し、各調査地区における底生動物の生息状況を偏りなく把握するように努める。特に定性採集の実施にあたっては、多種多様な場所で生息している底生動物を偏りなく採集するために底生動物の生態に詳しい知識を持った者が行う必要がある。なお、概ね 12 月頃を調査日として設定すること。	魚類の同定と同様に、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に挙げられている参考文献や留意事項等を活用する。種名の表記及び並び順については、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に従う。なお、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」は、毎年調査結果を踏まえ更新を行っているため、活用の際は最新版を確認すること。	原則として全種類の底生動物を対象に、調査回、調査地区、調査対象環境区分ごとに作成し、複数の地区の標本を一緒にサンプル瓶に保管しないようにする。採集時にホルマリンで固定したサンプルについても、標本の保存液は原則として 60%以上、70%未満のエタノールとする。 <u>標本の作製及び保管にあたっては、後日再同定の必要が生じた場合や寄贈する場合に、対象となる標本を容易に取り出せるように適宜工夫することが望ましい。</u>

(1 地点あたり)

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
魚類 現地調査 (投網・タモ網)			0.3	0.3	0.3

(1 業務あたり)

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
魚類 現地調査 (写真撮影等)		0.5	2.0	2.0	2.0

(1 地点あたり)

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
底生動物 現地調査 (淡水域・ 定性、定量調査)			0.2	0.3	0.3

(1 業務あたり)

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
底生動物 現地調査 (写真撮影等)		0.5	1.5	1.5	1.5

(1 業務あたり)

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
室内分析 (同定等)	0.5	2.0	2.0	3.5	3.5

(4) 調査成果のとりまとめ

①調査成果のとりまとめ

調査成果全体を国勢調査マニュアルに基づき、水生生物の生育状況と河川環境の状況との関係から、生育環境の評価を含めた取りまとめを行なう。

調査結果取りまとめに関しては、調査結果の2次活用が容易に行えるよう、国勢調査マニュアルに準拠し、取りまとめを行うこととする。

②河川整備に関する考察

河川の特長や改修状況と生物環境の経年変化や地域の特長など関係性も考慮し、今後の河川整備にあたって留意すべき事項を考察する。

例) 護岸・堤防の構造・横断構造物・上下流の連続性等

(1 業務あたり)

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
魚類 調査成果の とりまとめ	0.5	2.0	3.0	4.0	3.0

(1 業務あたり)

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
底生動物 調査成果の とりまとめ	0.5	2.0	3.0	4.0	5.0

(5) 打合せ協議

打合せ協議は、原則として、業務着手時、現地調査計画書作成時、成果品納入時の計3回行う。また、業務着手時及び成果品納入時には管理技術者が立ち会う。

(1 業務あたり)

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
打合せ協議	1.0	0.5	1.5		

(6) 報告書作成

本業務の結果を取りまとめ、報告書及び関係資料を作成する。

(1 業務あたり)

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
報告書作成		1.0	2.0	2.0	2.0

(7) 業務委託料の積算

業務委託料の積算は、設計業務等標準積算基準書 第3編第1章「土木設計業務等積算基準」に準ずるものとする。

(8) 電子成果品作成費

電子成果品作成費については、設計業務等標準積算基準書 第3編第1章によるものとする。

(9) 旅費交通費

旅費交通費については、設計業務等標準積算基準書 参考資料第1編第2章の調査・計画業務によるものとする。

⑥土砂災害危険箇所基礎調査（急傾斜地の崩壊編）

標準歩掛と条件

A 直接人件費

1. 計画準備

本業務実施に先立ち、業務内容を十分理解したうえで、目的が達成できるよう計画をたてる。

（1業務あたり）

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
計画準備 (内業)			0.5	0.5	2.0		3.0

2. 資料収集・整理

本業務に必要な既存資料等を収集、整理する。

（対象 100 箇所あたり）

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
資料収集・ 整理（内業）			1.0		3.0		5.8
（外業）					1.5		

3. 調査対象箇所の範囲の設定

砂防基盤地図を用いて、指定された急傾斜地崩壊危険箇所の「急傾斜地の崩壊」に関する対象範囲を決定する。当該調査箇所の砂防基盤地図から、勾配区分図を作成し「がけ」の要素をもった範囲を抽出し、現在の対象斜面範囲と比較し実施範囲を設定する。

（対象 100 箇所あたり）

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
調査対象箇 所の範囲の 設定（内業）				1.0	5.0		20.0
（外業）					4.0		4.0

4. 現地調査

1) 地形調査

砂防基盤地図により作成した横断図、平面図をもとに警戒区域予定範囲について現地を調査し、斜面勾配、がけ高さ、法すその状況、危害をうける土地の勾配などについて調査を実施し、砂防基盤地図による範囲設定条件に反映する。

(対象 100 箇所あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
地形調査 (内業)				1.0	10.0		15.0
(外業)					40.0		40.0

2) 鉋設置

設定した範囲を現地において再現するために、現地における不動の公共施設を設定し、鉋等を埋設して、現地の位置関係を記録する。

(対象 100 箇所あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
鉋設置 (内業)					2.0		5.0
(外業)					8.0		8.0

3) 地質調査

警戒区域予定範囲について、斜面の崩壊深さなど（土石などの定数）が基礎調査マニュアルと大きく相違することが無いか、現地踏査を実施し確認を行なう。

(対象 100 箇所あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
地質調査 (内業)					2.0		2.0
(外業)					3.0		3.0

4) 対策施設等の状況調査

警戒区域予定範囲に存する対策施設の種類、形状、規模、設置位置を把握する。

(対象 100 箇所あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
対策施設等の状況調査 (内業)				1.0	4.0		8.0
(外業)					7.0		7.0

5) 対策施設等の効果評価

状況調査を行った対策施設について、安全性の評価を行う。

(対象 100 箇所あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
対策施設等の効果評価 (内業)					2.0		5.0

6) 災害発生の危険度調査

災害発生の危険度を把握するため、過去の災害履歴、地表の状況、斜面の風化状況、斜面における常時湧水箇所の有無、地盤の状況等について現地または既存資料にて調査を行う。

(対象 100 箇所あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
災害発生の危険度調査 (内業)				1.0	5.0		15.0
(外業)					5.0		5.0

5. 危害のおそれのある土地の区域の設定

急傾斜地の地形条件に基づき警戒区域の設定を行なう。設定の方法は、「大阪府土砂災害防止法基礎調査マニュアル」によるものとする。

(対象 100 箇所あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
危害のおそれのある土地の区域の設定 (内業)				2.0	5.0		10.0

6. 著しく危害のおそれのある土地の区域の設定

土砂移動に伴う土砂の外力を算定する。また、算定された外力をもとに特別警戒区域の範囲を設定する。

(対象 100 箇所あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
著しく危害のおそれのある土地の区域の設定 (内業)				2.0	10.0		20.0

7. 危害のおそれのある土地等の調査

1) 土地利用状況調査

警戒区域、特別警戒区域における土地の利用状況について調査を実施する。

(対象 100 箇所あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
土地利用状況調査 (内業)					1.0		2.0

2) 世帯数及び人家戸数調査

警戒区域、特別警戒区域における世帯数、人家戸数について調査を実施する。

また、当該区域に存する人家の構造について調査を実施する。

(対象 100 箇所あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
世帯数及び人家戸数調査 (内業)					1.0		3.0
(外業)					4.0		4.0

3) 公共施設等の状況調査

警戒区域、特別警戒区域内の公共施設の種類、延長、数量について調査を実施する。
特に災害時要援護者施設の状況については、施設内容、規模、収容人員等についても調査を実施する。

(対象 100 箇所あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
公共施設等の状況調査 (内業)					1.0		2.0
(外業)					2.0		2.0

4) 警戒避難体制に関する調査

警戒区域、特別警戒区域における市町村の警戒避難体制整備の状況を調査し記載する。

(対象 100 箇所あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
警戒避難体制に関する調査 (内業)					2.0		2.0

5) 関係法令の指定状況の調査

警戒区域、特別警戒区域における関係法令の指定状況を調査する。指定の名称、指定の根拠法名、指定の範囲、公示番号等について調査する。

(対象 100 箇所あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
関係法令の指定状況の調査 (内業)					2.0		2.0

6) 宅地開発の状況及び建築の動向調査

当該市町村における宅地開発の状況や建築の動向を調査する。建築確認申請の実績、農地の転用状況について記載する。

調査の項目は、監督職員の指示する調査表によるものとする。また、すでに当該市町村を調査済みの場合は、既往資料より転記する。

(対象 1 市町村あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
宅地開発の状況及び建築の動向調査 (内業)					1.0		2.0

8. 新規箇所抽出及び再調査

現在抽出されている0戸箇所を追加して、新たに市街化区域においては斜面延長30m、市街化調整区域においては斜面延長50mの箇所を抽出する。また併せて、人家が確認され従来調査で抽出されていない箇所についても追加抽出を実施する。

1) 調査対象範囲の抽出

(対象 100km² あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
調査対象範囲の抽出 (内業)					4.0		4.0

2) 斜面抽出図の作成

(対象 100km² あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
斜面抽出図の作成 (内業)					2.0		4.0

3) 対象箇所の抽出作業

(対象 100km² あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
対象箇所の抽出作業 (内業)				2.0	5.0		20.0
(外業)					5.0		5.0

9. 地元説明会の補助

地元説明会を実施する際に、以下の補助を行うこととする。

(i) 説明会の準備

説明用図面・地区版ハザードマップ等の作成

説明会の開催の準備

(対象 100 箇所あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
説明会の準備 (内業)				0.5	5.0		25.0

(ii) 地元説明会の出席

議事録の作成

説明会の機材（プロジェクター、スクリーン、パソコン）等の手配

会場の設置準備及び後片づけ

(1回あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
説明会の出席（外業）			1.0		1.0		1.0

10. 区域調書、公示用図書の作成

基礎調査結果を基に区域調書、公示用図書の作成を行う。

(対象 100 箇所あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
区域調書、 公示用図書の作成 (内業)			0.5	2.0	10.0	5.0	50.0

11. 照査

各調査や設定、作成した区域調書及び公示用図書の照査を行う。

(対象 100 箇所あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
照査 (内業)			4.5	8.0	11.0		

12. 報告書の作成

本業務の結果を取りまとめ、報告書及び関係資料を作成する。

(対象 100 箇所あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
報告書の作成（内業）			1.0	2.0	8.0		8.0

13. 打ち合わせ協議

本業務を円滑に実施するために、打合せ協議を実施するものとする。必要に応じて、適宜打合せを実施する。

(1 業務あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
打ち合わせ 協議			2.0	2.0	4.0		2.0

B 直接経費

1. 現場交通費

設計業務等標準積算基準書参考資料第1編第2章第1節 1-3-1 旅費交通費の率を用いた積算（区分：調査、計画業務）を適用するものとする。

2. GISエンジンライセンス料

200,000 円／1 ライセンス

3. 電子成果品作成費

設計業務等標準積算基準書第3編第1章第3節 電子成果品作成費 3-1（2）その他の設計業務を適用するものとする。

C その他原価

直接人件費 $\times \alpha / (1 - \alpha)$

D 一般管理費

(直接人件費 + 直接経費 + その他原価) $\times \beta / (1 - \beta)$

α 、 β は設計業務等標準積算基準書第3編第1章第1節「1-3 業務委託料の積算」の値を適用するものとする。

⑦土砂災害危険箇所基礎調査（土石流編）

標準歩掛と条件

A 直接人件費

1. 計画準備

本業務実施に先立ち、業務内容を十分理解したうえで、目的が達成できるよう計画をたてる。

（1業務あたり）

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
計画準備 （内業）			0.5	0.5	2.0		3.0

2. 資料収集・整理

本業務に必要な既存資料等を収集、整理する。

（対象 100 箇所あたり）

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
資料収集・ 整理（内業）			1.0		3.0		5.8
（外業）					1.5		

3. 調査対象渓流の設定

砂防基盤地図を用いて、指定された土石流危険渓流に関する対象範囲を決定する。
当該調査箇所の砂防基盤地図から、「土石流」の要素をもった範囲を抽出し、現在の対象斜面範囲と比較し実施範囲を設定する。

（対象 100 箇所あたり）

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
調査対象渓 流の設定 （内業）				1.0	5.0		10.0

4. 地形調査

1) 基準地点の調査

基準地点候補となる谷出口、扇頂部、勾配変化点、屈曲部、狭窄部出口、横断構造物、保全対象人家、災害実績等の位置を把握し、基準地点の候補地を設定する。

(対象 100 箇所あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
基準地点の調査 (内業)				2.0	10.0		15.0
(外業)					10.0		10.0

2) 侵食可能土砂量調査

①流域面積の調査

砂防基盤図等を利用し、基準地点より上流側の流域面積を計測する。

(対象 100 箇所あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
流域面積の調査 (内業)					1.0		2.0

②溪床勾配の調査

砂防基盤図等を利用し、基準地点から上流 200m 区間の溪床勾配及び基準地点より下流で溪床勾配が 2° となる地点を求める。

(対象 100 箇所あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
溪床勾配の調査 (内業)					1.0		2.0

③谷次数区分

砂防基盤図等を利用し、ストレーラーの手法により谷次数区分を行う。

(対象 100 箇所あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
谷次数区分 (内業)					2.0		3.0

④ 溪床堆積土砂の調査

上記結果を基に、基準地点上流を対象に、流出土砂量が最大となる想定土石流流出区間を設定し、流体力算出対象土砂量を設定する。

(対象 100 箇所あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
溪床堆積土砂の調査 (内業)				1.0	5.0		10.0
(外業)					30.0		30.0

⑤ トラブルスポットの把握

基準地点下流の土地の微地形、人工構造物等を砂防基盤図、空中写真等により把握し、流下方向の検討、トラブルスポット等の抽出を行う。

(対象 100 箇所あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
トラブルスポットの把握 (内業)					2.0		2.0
(外業)					2.0		2.0

3) 災害発生の危険度調査

災害発生の危険度を把握するため、過去の災害履歴、発生流域面積、山腹斜面の地質の状況、山腹斜面における常時湧水箇所の有無、山腹斜面における崩壊履歴・亀裂の有無、流域における裸地の状況、溪床の湧水の有無、谷出口の堆積状況等について現地または既存資料にて調査を行う。

(対象 100 箇所あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
災害発生の危険度調査 (内業)				1.0	5.0		15.0
(外業)					5.0		5.0

5. 地質調査

土石流によって生ずる土石等の土質定数について調査する。

(対象 100 箇所あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
地質調査 (内業)					0.5		0.5
(外業)					2.0		2.0

6. 対策施設状況調査

1) 状況調査

机上であらかじめ整理した施設の諸元等に間違いがないか確認する。また変状や劣化の有無等を現地で確認する。この時、資料等に記載されていない新しい施設等が無いの確認を行う。

(対象 100 箇所あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
状況調査 (内業)					3.0		3.0
(外業)					5.0		5.0

2) 安全性評価

状況調査を行った対策施設について、安全性の評価を行う。

(対象 100 箇所あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
安全性評価 (内業)				0.5	3.0		5.0

7. 危害のおそれのある土地等の区域の設定

現地調査結果をもとに区域の修正を行い、危害のおそれのある土地等の区域を確定する。なお、確定にあたっては国土交通大臣が定める計算式により、システムを用いて行う。

1) 土砂量等の把握

現地調査結果をもとに、特別警戒区域を設定するために必要な土石流により流下する土石の量を設定する。

(対象 100 箇所あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
土砂量等の 把握 (内業)				0.5	3.0		5.0

2) 土石流流下方向の設定

土石流の流下方向を現地調査結果をもとに設定する。

(対象 100 箇所あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
土石流流下 方向の設定 (内業)					5.0		8.0
(外業)					10.0		10.0

3) 危害のおそれのある土地の区域の設定

現地調査の結果及び砂防基盤図を利用して、危害のおそれのある土地の区域を設定する。

(対象 100 箇所あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
危害のおそ れのある土 地の区域の 設定 (内業)				1.5	15.0		15.0

4) 著しい危害のおそれのある土地の区域の設定

施設台帳及び現地調査結果をもとに、対策施設の効果を評価し、システムを用いて、著しい危害のおそれのある土地の区域を設定する。

(対象 100 箇所あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
著しい危害 のおそれの ある土地の 区域の設定 (内業)				1.5	15.0		15.0

8. 危害のおそれのある土地等の調査

1) 土地利用状況調査

警戒区域、特別警戒区域における土地の利用状況について調査を実施する。

(対象 100 箇所あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
土地利用状 況調査 (内 業)					1.0		2.0

2) 世帯数及び人家戸数調査

警戒区域、特別警戒区域における世帯数、人家戸数について調査を実施する。

また、当該区域に存する人家の構造について調査を実施する。

(対象 100 箇所あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
世帯数及び 人家戸数調 査（内業）					1.0		3.0
（外業）					4.0		4.0

3) 公共施設等の状況調査

警戒区域、特別警戒区域内の公共施設の種類、延長、数量について調査を実施する。

特に災害時要援護者施設の状況については、施設内容、規模、収容人員等についても調査を実施する。

(対象 100 箇所あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
公共施設等 の状況調査 （内業）					1.0		2.0
（外業）					2.0		2.0

4) 警戒避難体制に関する調査

警戒区域、特別警戒区域における市町村の警戒避難体制整備の状況を調査し記載する。

(対象 100 箇所あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
警戒避難体 制に関する 調査（内業）					2.0		2.0

5) 関係法令の指定状況の調査

警戒区域、特別警戒区域における関係法令の指定状況を調査する。指定の名称、指定の根拠法名、指定の範囲、公示番号等について調査する。

(対象 100 箇所あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
関係法令の 指定状況の 調査（内業）					2.0		2.0

6) 宅地開発の状況及び建築の動向調査

当該市町村における宅地開発の状況や建築の動向を調査する。建築確認申請の実績、農地の転用状況について記載する。

調査の項目は、監督職員の指示する調査表によるものとする。また、すでに当該市町村を調査済みの場合は、既往資料より転記する。

(対象 1 市町村あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
宅地開発の状況及び建築の動向調査（内業）					1.0		2.0

9. 地元説明会の補助

地元説明会を実施する際に、以下の補助を行うこととする。

(i) 説明会の準備

説明用図面・地区版ハザードマップ等の作成

説明会の開催の準備

(対象 100 箇所あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
説明会の準備（内業）				0.5	5.0		25.0

(ii) 地元説明会の出席

議事録の作成

説明会の機材（プロジェクター、スクリーン、パソコン）等の手配

会場の設置準備及び後片づけ

(1 回あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
説明会の出席（外業）			1.0		1.0		1.0

10. 区域調書、公示用図書の作成

基礎調査結果を基に区域調書、公示用図書の作成を行う。

(対象 100 箇所あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
区域調書、公示用図書の作成（内業）			0.5	2.0	10.0	5.0	50.0

1 1. 照査

各調査や設定、作成した区域調書及び公示用図書の照査を行う。

(対象 100 箇所あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
照査 (内業)			4.5	8.0	11.0		

1 2. 報告書の作成

本業務の結果を取りまとめ、報告書及び関係資料を作成する。

(対象 100 箇所あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
報告書の作成 (内業)			1.0	2.0	8.0		8.0

1 3. 打ち合わせ協議

本業務を円滑に実施するために、打合せ協議を実施するものとする。必要に応じて、適宜打合せを実施する。

(1 業務あたり)

区分	主任技術者	技術長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
打ち合わせ 協議			2.0	2.0	4.0		2.0

B 直接経費

1. 現場交通費

設計業務等標準積算基準書参考資料第1編第2章第1節 1-3-1 旅費交通費の率を用いた積算（区分：調査、計画業務）を適用するものとする。

2. GISエンジンライセンス料

200,000 円／1 ライセンス

3. 電子成果品作成費

設計業務等標準積算基準書第3編第1章第3節 電子成果品作成費 3-1（2）その他の設計業務を適用するものとする。

C その他原価

直接人件費 $\times \alpha / (1 - \alpha)$

D 一般管理費

$(\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価}) \times \beta / (1 - \beta)$

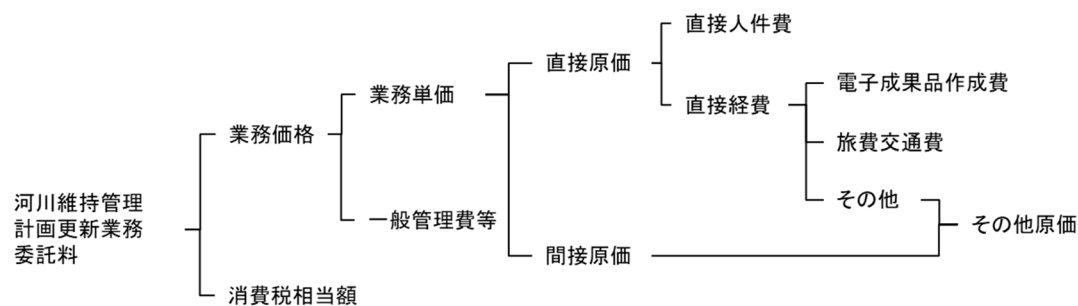
α 、 β は設計業務等標準積算基準書第3編第1章第1節「1-3 業務委託料の積算」の値を適用するものとする。

⑩河川維持管理計画更新

適用範囲

この積算は、大阪府管理河川における河川管理施設の計画的かつ効率的な補修・更新などの適切なマネジメントを実施するために、河川管理施設の目視点検と必要に応じて詳細点検を実施し、過去に定めている維持管理計画を更新する委託に適用するものとする。

河川維持管理計画更新業務費の構成



標準歩掛

次表のとおり河川延長に応じて①～③に区分する。

水系（ブロック）内における河川の延べ延長	区分
河川延長（延べ）10 km未満	①
河川延長（延べ）10 km以上 20 km未満	②
河川延長（延べ）20 km以上 30 km未満	③

※ 必要な歩掛を選択して使用すること。

河川維持管理計画更新委託 歩掛

① 河川延長(延べ)10km未満

	単位	主任 技術者	技師長	主任 技師	技師A	技師B	技師C	技術員	小型船	潜水士船	その他経費 (直接人件費に 対する割合)	備考
計画準備												
計画準備	式			0.50	1.00	2.00	2.00					
現地調査												
目視点検(陸上部)	km				1.00	2.00	4.00	6.00				
目視点検(作業船)	km				2.00	2.00	5.00	10.00	2.00			
目視点検(水中部) (水深概ね2m)	100m				0.50	1.00	1.00	2.00		1.00		
目視点検(水中部) (水深概ね4m)	100m				0.50	1.50	1.50	2.50		1.50		
護岸老朽度調査												
コアボーリング調査 パターン1 (ブロック積、足場無し)	箇所					0.30	0.30	0.80			20%	
コアボーリング調査 パターン2 (ブロック積、足場有り)	箇所					0.30	0.30	0.80			30%	
コアボーリング調査 パターン3 (ブロック積、水上部)	箇所					0.30	0.70	0.90			30%	
コアボーリング調査 パターン4 (石積、足場無し)	箇所					0.40	0.30	0.80			20%	
コアボーリング調査 パターン5 (石積、足場有り)	箇所					0.40	0.30	0.80			30%	
コアボーリング調査 パターン6 (石積、水上部)	箇所					0.40	0.70	0.90			30%	
コンクリートコア調査	箇所				0.30	1.20	1.20	1.20			30%	
反発度法による コンクリート圧縮強度の推定	箇所					0.20	0.40				25%	
鋼構造物調査												
肉厚測定 (鋼構造物(気中部))(ア)	箇所					0.20	0.40	0.40			30%	1箇所につき1点測定 5箇所/kmで実施
肉厚測定 (鋼構造物(気中部))(イ)	箇所					0.20	0.30	0.30			20%	1箇所につき1点測定 10箇所/kmで実施
肉厚測定 (鋼構造物(水中部))(ア)	箇所					0.30	0.60	0.60			40%	1箇所につき2点測定 5箇所/kmで実施
肉厚測定 (鋼構造物(水中部))(イ)	箇所					0.30	0.40	0.50			35%	1箇所につき2点測定 10箇所/kmで実施
肉厚測定 (鋼矢板(気中部))(ア)	箇所					0.30	0.40	0.40			30%	1箇所につき2点測定 5箇所/kmで実施
肉厚測定 (鋼矢板(気中部))(イ)	箇所					0.20	0.40	0.30			25%	1箇所につき2点測定 10箇所/kmで実施
肉厚測定 (鋼矢板(水中部))(ア)	箇所					0.30	0.60	0.80			45%	1箇所につき4点測定 5箇所/kmで実施
肉厚測定 (鋼矢板(水中部))(イ)	箇所					0.20	0.50	0.60			40%	1箇所につき4点測定 10箇所/kmで実施
塗装膜厚測定 (気中部)(ア)	箇所					0.20	0.40	0.50			35%	1箇所につき5点で測定 5箇所/kmで実施
塗装膜厚測定 (気中部)(イ)	箇所					0.20	0.20	0.50			30%	1箇所につき5点で測定 10箇所/kmで実施
塗装付着力調査 (気中部)(ア)	箇所					0.30	0.40	0.50			35%	1箇所につき1点で測定 5箇所/kmで実施
塗装付着力調査 (気中部)(イ)	箇所					0.20	0.40	0.40			30%	1箇所につき1点で測定 10箇所/kmで実施
河川カルテの更新												
河川カルテの更新	km				0.50	1.00	2.00	2.00				
河川施設の損傷原因の分析および対策内容検討												
損傷箇所とりまとめシート作成	箇所				0.50	1.00	2.00	2.00				
長寿命化計画の策定												
長寿命化計画の策定	水系 (ブロック)			1.00	1.50	2.00	3.00	5.00				
維持管理計画の更新												
維持管理計画の更新	水系 (ブロック)			0.50	1.00	1.00	2.00					
報告書作成												
報告書作成	式			0.50	1.00	2.00	2.00					

河川維持管理計画更新委託 歩掛

② 河川延長(延べ)10km以上20km未満

	単位	主任 技術者	技師長	主任 技師	技師A	技師B	技師C	技術員	小型船	潜水士船	その他経費 (直接人件費に 対する割合)	備考
計画準備												
計画準備	式			0.50	1.00	2.00	3.00					
現地調査												
目視点検(陸上部)	km				1.00	1.50	3.50	5.50				
目視点検(作業船)	km				2.00	2.00	4.00	8.00	2.00			
目視点検(水中部) (水深概ね2m)	100m				0.50	1.00	1.00	2.00		1.00		
目視点検(水中部) (水深概ね4m)	100m				0.50	1.50	1.50	2.50		1.50		
護岸老朽度調査												
コアボーリング調査 パターン1 (ブロック積、足場無し)	箇所					0.30	0.30	0.80			20%	
コアボーリング調査 パターン2 (ブロック積、足場有り)	箇所					0.30	0.30	0.80			30%	
コアボーリング調査 パターン3 (ブロック積、水上部)	箇所					0.30	0.70	0.90			30%	
コアボーリング調査 パターン4 (石積、足場無し)	箇所					0.40	0.30	0.80			20%	
コアボーリング調査 パターン5 (石積、足場有り)	箇所					0.40	0.30	0.80			30%	
コアボーリング調査 パターン6 (石積、水上部)	箇所					0.40	0.70	0.90			30%	
コンクリートコア調査	箇所				0.30	1.20	1.20	1.20			30%	
反発度法による コンクリート圧縮強度の推定	箇所					0.20	0.40				25%	
鋼構造物調査												
肉厚測定 (鋼構造物(気中部))(ア)	箇所					0.20	0.40	0.40			30%	1箇所につき1点測定 5箇所/㎞で実施
肉厚測定 (鋼構造物(気中部))(イ)	箇所					0.20	0.30	0.30			20%	1箇所につき1点測定 10箇所/㎞で実施
肉厚測定 (鋼構造物(水中部))(ア)	箇所					0.30	0.60	0.60			40%	1箇所につき2点測定 5箇所/㎞で実施
肉厚測定 (鋼構造物(水中部))(イ)	箇所					0.30	0.40	0.50			35%	1箇所につき2点測定 10箇所/㎞で実施
肉厚測定 (鋼矢板(気中部))(ア)	箇所					0.30	0.40	0.40			30%	1箇所につき2点測定 5箇所/㎞で実施
肉厚測定 (鋼矢板(気中部))(イ)	箇所					0.20	0.40	0.30			25%	1箇所につき2点測定 10箇所/㎞で実施
肉厚測定 (鋼矢板(水中部))(ア)	箇所					0.30	0.60	0.80			45%	1箇所につき4点測定 5箇所/㎞で実施
肉厚測定 (鋼矢板(水中部))(イ)	箇所					0.20	0.50	0.60			40%	1箇所につき4点測定 10箇所/㎞で実施
塗装膜厚測定 (気中部)(ア)	箇所					0.20	0.40	0.50			35%	1箇所につき5点で測定 5箇所/㎞で実施
塗装膜厚測定 (気中部)(イ)	箇所					0.20	0.20	0.50			30%	1箇所につき5点で測定 10箇所/㎞で実施
塗装付着力調査 (気中部)(ア)	箇所					0.30	0.40	0.50			35%	1箇所につき1点で測定 5箇所/㎞で実施
塗装付着力調査 (気中部)(イ)	箇所					0.20	0.40	0.40			30%	1箇所につき1点で測定 10箇所/㎞で実施
河川カルテの更新												
河川カルテの更新	km				0.50	1.00	1.00	2.00				
河川施設の損傷原因の分析および対策内容検討												
損傷箇所とりまとめシート作成	箇所				1.00	2.00	3.00	3.00				
長寿命化計画の策定												
長寿命化計画の策定	水系 (ブロック)			1.00	2.00	2.00	3.00	6.00				
維持管理計画の更新												
維持管理計画の更新	水系 (ブロック)			1.00	1.00	2.00	3.00					
報告書作成												
報告書作成	式			0.50	1.00	2.50	4.00					

河川維持管理計画更新委託 歩掛

③ 河川延長(延べ)20km以上30km未満

	単位	主任 技術者	技師長	主任 技師	技師A	技師B	技師C	技術員	小型船	潜水士船	その他経費 (直接人件費に 対する割合)	備考
計画準備												
計画準備	式			0.50	1.50	2.50	4.00					
現地調査												
目視点検(陸上部)	km				1.00	1.00	3.00	5.00				
目視点検(作業船)	km				1.50	1.50	3.50	7.00	2.00			
目視点検(水中部) (水深概ね2m)	100m				0.50	1.00	1.00	2.00		1.00		
目視点検(水中部) (水深概ね4m)	100m				0.50	1.50	1.50	2.50		1.50		
護岸老朽度調査												
コアボーリング調査 パターン1 (ブロック積、足場無し)	箇所					0.30	0.30	0.80			20%	
コアボーリング調査 パターン2 (ブロック積、足場有り)	箇所					0.30	0.30	0.80			30%	
コアボーリング調査 パターン3 (ブロック積、水上部)	箇所					0.30	0.70	0.90			30%	
コアボーリング調査 パターン4 (石積、足場無し)	箇所					0.40	0.30	0.80			20%	
コアボーリング調査 パターン5 (石積、足場有り)	箇所					0.40	0.30	0.80			30%	
コアボーリング調査 パターン6 (石積、水上部)	箇所					0.40	0.70	0.90			30%	
コンクリートコア調査	箇所				0.30	1.20	1.20	1.20			30%	
反発度法による コンクリート圧縮強度の推定	箇所					0.20	0.40				25%	
鋼構造物調査												
肉厚測定 (鋼構造物(気中部))(ア)	箇所					0.20	0.40	0.40			30%	1箇所につき1点測定 5箇所/kmで実施
肉厚測定 (鋼構造物(気中部))(イ)	箇所					0.20	0.30	0.30			20%	1箇所につき1点測定 10箇所/kmで実施
肉厚測定 (鋼構造物(水中部))(ア)	箇所					0.30	0.60	0.60			40%	1箇所につき2点測定 5箇所/kmで実施
肉厚測定 (鋼構造物(水中部))(イ)	箇所					0.30	0.40	0.50			35%	1箇所につき2点測定 10箇所/kmで実施
肉厚測定 (鋼矢板(気中部))(ア)	箇所					0.30	0.40	0.40			30%	1箇所につき2点測定 5箇所/kmで実施
肉厚測定 (鋼矢板(気中部))(イ)	箇所					0.20	0.40	0.30			25%	1箇所につき2点測定 10箇所/kmで実施
肉厚測定 (鋼矢板(水中部))(ア)	箇所					0.30	0.60	0.80			45%	1箇所につき4点測定 5箇所/kmで実施
肉厚測定 (鋼矢板(水中部))(イ)	箇所					0.20	0.50	0.60			40%	1箇所につき4点測定 10箇所/kmで実施
塗装膜厚測定 (気中部)(ア)	箇所					0.20	0.40	0.50			35%	1箇所につき5点で測定 5箇所/kmで実施
塗装膜厚測定 (気中部)(イ)	箇所					0.20	0.20	0.50			30%	1箇所につき5点で測定 10箇所/kmで実施
塗装付着力調査 (気中部)(ア)	箇所					0.30	0.40	0.50			35%	1箇所につき1点で測定 5箇所/kmで実施
塗装付着力調査 (気中部)(イ)	箇所					0.20	0.40	0.40			30%	1箇所につき1点で測定 10箇所/kmで実施
河川カルテの更新												
河川カルテの更新	km				0.50	1.00	1.00	1.00				
河川施設の損傷原因の分析および対策内容検討												
損傷箇所とりまとめシート作成	箇所				1.00	2.50	4.00	5.00				
長寿命化計画の策定												
長寿命化計画の策定	水系 (ブロック)			1.00	2.00	2.50	3.50	7.00				
維持管理計画の更新												
維持管理計画の更新	水系 (ブロック)			1.00	1.50	3.00	5.00					
報告書作成												
報告書作成	式			1.00	2.00	3.50	5.00					

1. 直接人件費

1.1 計画準備

業務の目的、趣旨を把握し、特記仕様書に基づき業務方針を立案し、業務の内容、工程、技術者組織表等を示した業務計画書を作成する。

1.2 現地調査

過年度作成した当該河川の維持管理計画（河川カルテおよび点検要領）等を基に現地調査を行う。

1.2-1 目視点検（陸上部作業）

河川管理施設の目視点検を実施し、点検結果（変状状況、位置図、写真等）を整理するとともに、河川管理施設の損傷度を判定する。点検を実施する際には、維持管理計画で定めている「点検要領」や「堤防等河川管理施設及び河道の点検要領」、「中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検要領」などを参考に行うこと。

1.2-2 目視点検（作業船作業）

河川流水部等において陸上からの目視が困難な箇所については、小型船舶による点検を行う。点検結果の整理については 1.2-1 と同様とする

1.2-3 目視点検（水中部作業（水深概ね 2m））

水深が深く、陸上あるいは作業船からの目視が困難な水中部分の護岸については潜水士により目視点検を実施する。点検結果の整理については 1.2-1 と同様とする。

1.2-4 目視点検（水中部作業（水深概ね 4m））

水深が深く、陸上あるいは作業船からの目視が困難な水中部分の護岸については潜水士により目視点検を実施する。点検結果の整理については 1.2-1 と同様とする。

1.3 護岸老朽度調査

護岸の老朽度調査を実施する。ただし 1.3-1～1.3-3 の調査は護岸の構造や目視点検の結果等により、必要に応じてそれぞれ必要な作業を選定し実施するものとする。

1.3-1 コアボーリング調査

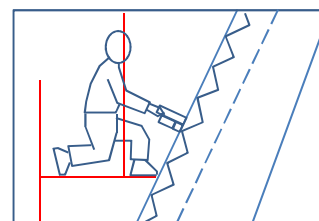
空洞化が懸念される護岸（積、張、擁壁等）について、概ね 2 箇所/中心延長 1 km、護岸前面よりコアボーリング（深度；控え厚以上）を行い、護岸背面部の空洞状態を把握する。

把握する内容は以下のとおりとする。

- ① 空洞厚さ及び体積 ※体積は推定を行う。
- ② 護岸裏込材の土質状況
- ③ 護岸天端の状況把握

護岸形態（ブロック積（コンクリート構造）・石積）、及び作業条件（足場有り・足場無し・水上部）の区別で1～6のパターンに分ける。

調査後はコアを採取した箇所の復旧を行う。



コアボーリングのイメージ図

		作業条件		
		足場無し	足場有り	水上部
護岸 形態	ブロック積 （コンクリート構造）	パターン 1	パターン 2	パターン 3
	石積	パターン 4	パターン 5	パターン 6

1.3-2 コンクリートコア調査

1箇所あたり直径φ100mm（鉄筋を損傷する可能性がある場合は、直径φ80mm）のコアを採取し、室内試験（強度試験、中性化試験、塩分濃度試験）を行い、調査後はコアを採取した箇所の復旧を行う。

1.3-3 反発度法によるコンクリート圧縮強度の推定

コンクリートコアにより求められる圧縮強度を補完する目的で、反発度法（シュミットハンマー）による強度測定を行う。

1.4 鋼構造物調査

陸上からの調査が困難である鋼矢板等の鋼構造物において、気中部は小型船舶による調査を行い、水中部は潜水土による調査を行う。

1.4-1 肉厚測定（鋼構造物（気中部））

1箇所あたり、常時気中部に当たる部分（概ねOP+1.5～2.1の範囲内で1箇所につき1点）において測定する。

1.4-2 肉厚測定（鋼構造物（水中部））

1箇所あたり、常時水中に当たる部分（概ねOP-0.5～-1.5の範囲内）及び潮の干満の影響を受ける部分（概ねOP+0.5）それぞれ1点ずつ計2点を測定する。

1.4-3 肉厚測定（鋼矢板・気中部）

1 箇所あたり、凹凸 1 枚ごとに常時気中部に当たる部分（概ね $0P+1.5\sim 2.1$ の範囲内で 1 箇所につき凸凹各 1 点ずつ）計 2 点において測定する。

1.4-4 肉厚測定（鋼矢板・水中部）

1 箇所あたり、凹凸 1 枚ごとに常時水中に当たる部分（概ね $0P-0.5\sim -1.5$ の範囲内）及び潮の干満の影響を受ける部分（概ね $0P+0.5$ ）それぞれ 1 点ずつ計 4 点を測定する。

1.4-5 塗装膜厚測定（気中部）

「1.4-1 肉厚測定（鋼構造物（気中部）」あるいは「1.4-3 肉厚測定（鋼矢板（気中部）」で測定した箇所について併せて調査するものとし、1 箇所につき 5 点測定する。

1.4-6 塗装膜厚測定（気中部）

塗装膜厚測定と併せて、碁盤目・クロスカットテープ付着力試験を実施する。

1 箇所あたり 1 点の調査とし、調査後は調査個所の塗装を復旧する。

1.5 河川カルテの更新

各種点検結果に基づき、河川カルテの「日常・定期点検結果（実施していれば詳細点検結果）」を更新するとともに、損傷箇所総括表についても更新を行う。また、直近に実施した河道状況調査結果を基に「河積阻害率」、「洗掘深」欄の更新を行う。なお、損傷度については、損傷度判定表をもとに判定を行うものとする。

1.6 河川施設の損傷原因の分析及び対策検討

本業務で実施する現地調査結果のほか、既往の点検資料（河川管理者が実施する河川巡視点検等）や河道特性（過年度作成した河川維持管理計画、河道断面における洗掘や堆積状況を測量した河道状況調査結果）などを踏まえて原因（築造年代、構造種別、掃流力、供給土砂、セグメントなど）を推察し、河道特性を踏まえた効果・効率的な対策工法を検討し、概略図の作成、概算数量及び概算工事費を算定する。

現地調査の結果、一連区間で計画的な対応が必要だと判断された箇所において損傷箇所とりまとめシートにとりまとめる。

1.7 長寿命化計画の策定

堤防・護岸、特殊堤（コンクリート）、堰・床止工等及び河道については、従前より状態監視型の維持管理に取り組んでいるところであるが、引き続き、巡視・点検による損傷や健全度の低下を早期に発見し、事故や大規模な修繕が必要となる前に対策を行うという基本方針を踏まえ、『長寿命化対策計画』及び『維持管理・更新等に係る年度ごとの実施計画表』を作成する。

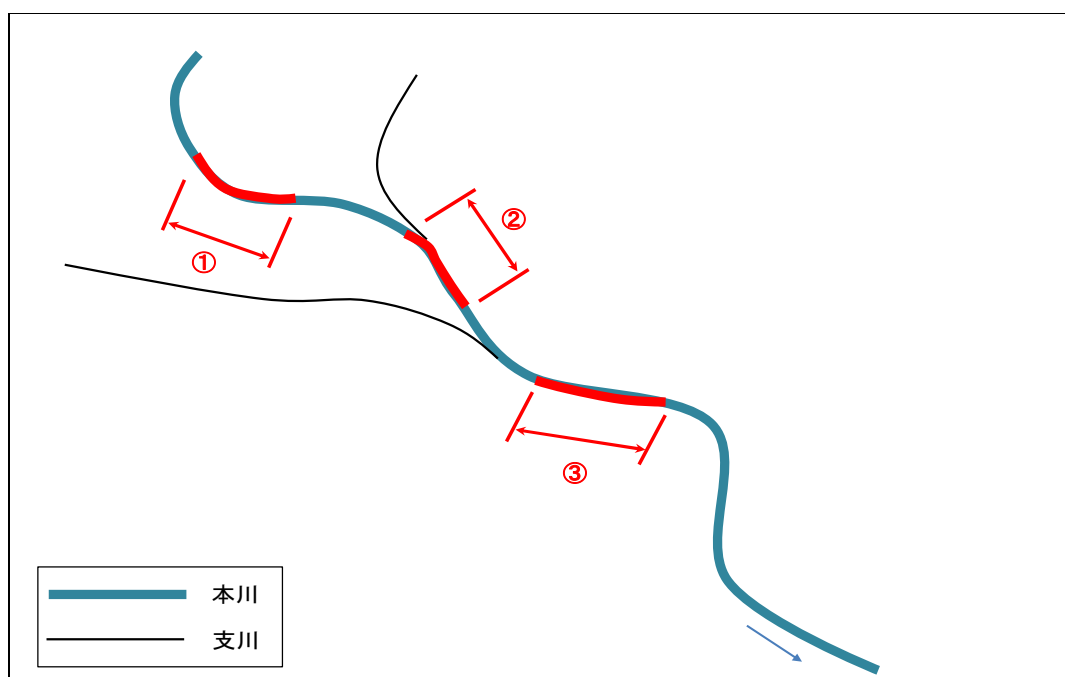
1) 長寿命化対策計画

これまでにとりまとめた『点検結果』『河川施設カルテ』『河川施設の損傷原因の分析及び対策検討』等を基に、各河川単位で課題を抱える区間ごとに区分し、「長寿命化計画策定図」及び「長寿命化対策計画一覧表」を作成する。

2) 維持管理・更新等に係る年度ごとの実施計画表

今後概ね 50 年間の点検・整備といった維持管理・更新等の実施計画を記載した実施計画表を作成する。また、実施計画を基に、各施設における今後概ね 50 年間の維持管理・更新等に係るコストの総額の概算値を記載する。

【長寿命化対策計画図・記載イメージ】



【長寿命化対策計画一覧表・記載イメージ】

河川名	A 川						
区間	場所	対象	延長	課題となる変状	評価結果	対策内容	対策実施時期
①	〇〇市●●地先	堤防・護岸	〇〇〇m	洗掘	C	埋め戻し工 根固め工	平成30年度～ 平成32年度
②	〇〇市△△地先	河道	〇〇〇m	局所的土砂堆積	C	土砂撤去	平成30年度～ 平成34年度
③	〇〇市□□地先	河道	〇〇〇m	樹木繁茂	B	樹木伐採	平成30年度～ 平成33年度

1.8 維持管理計画の更新

とりまとめた成果を基に過年度業務にて作成している維持管理計画を更新する。

1.9 報告書作成

上記の検討結果を報告書にとりまとめる。

1.10 打ち合わせ協議等

設計業務等標準積算基準書第3編第2章に準拠すること。

業務における標準打合せは次のとおりとする。

協議打合せ事項	時期
・業務着手時（業務全般について）	契約後速やかに
・中間打合せ（2回）	監督職員との協議により決定する
・成果品納品時（成果品について）	

※ 中間打合せは、監督職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。

※ 業務着手時又は業務計画書作成時及び業務完了時には原則として管理技術者が立会うものとする。

※ 受注者は打合せ時以外においても、作業進捗状況を随時報告し、監督職員の指示を受けなければならない。

※ 中間打合せの1回分として、本業務の成果を事務所内の関係職員に周知するため、説明会に必要な資料を作成するものとする。説明会の開催日時や回数については、監督職員と協議するものとする。

2. 直接経費

(1) 電子成果品作成費

電子成果品作成費については、設計業務等標準積算基準書第3編第1章によること。

(2) 旅費交通費

旅費交通費については、設計業務等標準積算基準書（参考資料）第1編第2章の調査、計画業務によること。

標準歩掛の注意事項

○数量の計上、採用する歩掛についての考え方

(例1) 同一水系(ブロック)内の2河川 A川(3km)、B川(4km) を1業務で発注する場合

工種(内容)	単位	数量計上	採用する歩掛
計画準備	式	1式	10km 未満
現地調査	km ・ 100m	各点検実施分 の河川延長	10km 未満
護岸老朽度調査・ 鋼構造物調査	箇所	各調査実施 箇所数	10km 未満
河川カルテの更新	km	7km	10km 未満
とりまとめシート作成	箇所	作成箇所数	10km 未満
長寿命化計画の策定	水系 (ブロック)	1水系	10km 未満
維持管理計画の更新	水系 (ブロック)	1水系	10km 未満
報告書作成	式	1式	10km 未満
打合せ協議	式	1式	10km 未満

(例2) 同一水系(ブロック)内の2河川 A川(3km)、B川(4km) の維持管理計画更新に
合わせて、過年度成果を用いて同一水系(ブロック)内の別の1河川 C川(5km) の
長寿命化計画を策定する場合

工種(内容)	単位	対象河川	数量計上	採用する歩掛
計画準備	式	A・B・C	1式	10km 以上 20km 未満
現地調査	km ・ 100m	A・B	各点検実施分 の河川延長	10km 未満
護岸老朽度調査・ 鋼構造物調査	箇所	A・B	各調査実施 箇所数	10km 未満
河川カルテの更新	km	A・B	7km	10km 未満
とりまとめシート作成	箇所	A・B	作成箇所数	10km 未満
長寿命化計画の策定	水系 (ブロック)	A・B・C	1水系	10km 以上 20km 未満
維持管理計画の更新	水系 (ブロック)	A・B	1水系	10km 未満
報告書作成	式	A・B・C	1式	10km 以上 20km 未満
打合せ協議	式	A・B・C	1式	10km 以上 20km 未満

(例3) A川(3km)の維持管理計画更新に合わせて、過年度成果を用いてA川とは別の水系(ブロック)内の別の2河川 B川(15km)、C河川(7km)の長寿命化計画を策定する場合

工種(内容)	単位	対象河川	数量計上	採用する歩掛
計画準備	式	A・B・C	1式	20km 以上 30km 未満
現地調査	km ・ 100m	A	各点検実施分 の河川延長	10km 未満
護岸老朽度調査・ 鋼構造物調査	箇所	A	各調査実施 箇所数	10km 未満
河川カルテの更新	km	A	3km	10km 未満
とりまとめシート作成	箇所	A	作成箇所数	10km 未満
長寿命化計画の策定	水系 (ブロック)	A	1水系	10km 未満
長寿命化計画の策定	水系 (ブロック)	B・C	1水系	20km 以上 30km 未満
維持管理計画の更新	水系 (ブロック)	A	1水系	10km 未満
報告書作成	式	A・B・C	1式	20km 以上 30km 未満
打合せ協議	式	A・B・C	1式	20km 以上 30km 未満

○河川延長の考え方

- ・ 1業務ごとの河川延長(延べ)で歩掛を採用 ※河川延長は護岸延長ではないので注意

○電子成果品作成費

- ・ 電子成果品作成費を計上する

○旅費交通費

- ・ 旅費交通費を計上する

○護岸老朽度調査・鋼構造物調査

- ・ 護岸老朽度調査・鋼構造物調査費用のうち、直接人件費は旅費交通費の対象に含めるが、その他経費は旅費交通費の対象額に含めない。
- ・ 護岸老朽度調査・鋼構造物調査費用を電子成果品作成費の対象額に含めない
- ・ 護岸老朽度調査・鋼構造物調査費用はその他原価の対象額に含めない

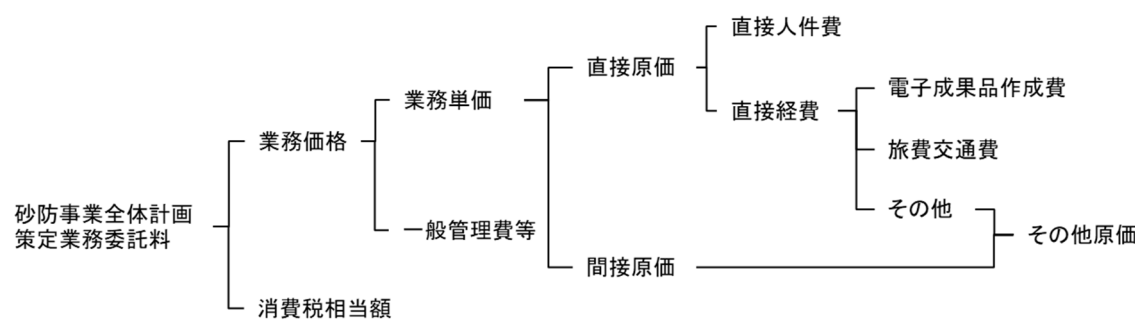
⑪砂防事業全体計画策定

適用範囲

この積算は、大阪府の河川砂防事業において実施している砂防事業全体計画委託に適用するものとする。

なお、積算にあたっては、建設工事積算基準〔Ⅲ〕（測量・地質調査・設計業務等委託編）第 3 編 土木設計務編に準ずる。

砂防事業全体計画策定業務費の構成



対象区分

対象溪流については、次表のとおり流域面積により A～E に区分する。

流域面積	
0. 1 k m ² 未満	A
0. 1 k m ² ～0. 3 k m ² 未満	B
0. 3 k m ² ～0. 5 k m ² 未満	C
0. 5 k m ² ～0. 7 k m ² 未満	D
0. 7 k m ² ～0. 9 k m ² 未満	E

※ 歩掛の採用は事業単位を基本とし、支川の流域面積を含めた区分を適用すること。

標準歩掛と条件

1. 直接人件費

(1) 計画準備

業務の目的、主旨を把握した上で設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成する。

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
A～E	1.0	1.0	2.0		

(2) 資料収集整理

業務に必要な文献・資料、既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行う。

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
A～E		1.0	1.0	2.0	2.0

(3) 現地調査

流域特性、流域現況、既存施設、移動可能土砂量、流木の発生原因、溪流調査（不安定土砂量及び流木の発生場所・量・長さ・直径調査）、巨礫粒径調査、流末状況調査等について現地調査を行う。

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
A	1.0	1.0	2.0	2.0	2.0
B	1.5	1.5	3.0	3.0	3.0
C	2.0	2.0	4.0	4.0	4.0
D	2.5	2.5	5.0	5.0	5.0
E	3.0	3.0	6.0	6.0	6.0

(4) 計画諸元の設定

流域の特性を考慮し、土石流及び流木対策の計画基準点および降雨量の年超過確率から計画規模の設定し、土石流による計画流出土砂量の設定及び計画基準点に流出する流木の量、長さ、直径を検討する。

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
A		1.0	1.0	2.0	2.0
B		1.5	2.0	3.0	3.0
C		2.0	3.0	4.0	4.0
D		2.5	4.0	5.0	5.0
E		3.0	5.0	6.0	6.0

(5) 土石流及び流木対策施設配置計画検討

計画流出土砂量及び計画流木量を合理的かつ効果的に処理するために基本事項及び施設配置計画を検討する。検討した内容に基づき、計画地点の地形、地質、施工性、経済性、維持管理の難易、環境を考慮して、構造、材料、高さ等を変えた配置案を3案立案する。

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
A	1.0	1.0	2.0	2.0	2.0
B	1.5	1.5	3.0	3.0	3.0
C	2.0	2.0	4.0	4.0	4.0
D	2.5	2.5	5.0	5.0	5.0
E	3.0	3.0	6.0	6.0	6.0

(6) 土石流及び流木対策施設設計検討

配置設計で立案した3案の各比較案について、必要に応じて設計計算を行い、基本図面を作成し、主要工種の概算数量を算出する。また3案について基本図面、概算数量より概算工事費を算定する。

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
A	1.0	1.0	1.0	2.0	2.0
B	1.5	1.5	2.0	3.0	3.0
C	2.0	2.0	3.0	4.0	4.0
D	2.5	2.5	4.0	5.0	5.0
E	3.0	3.0	5.0	6.0	6.0

(7) 報告書作成

上記の検討結果を取りまとめて報告書を作成する。あわせて監督職員が指示する所定の様式に基づき砂防事業全体計画書を作成する。

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
A～E	1.0	1.0	2.0	2.0	2.0

(8) 照査

照査技術者は、共通仕様書に基づき照査を行い、照査報告書を作成し、提出する。
また、砂防事業全体計画に係るチェックリストを作成し、提出する。

区分	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
A～E	2.0	1.0			

(9) 打合せ協議

打合せ協議については、積算基準〔Ⅲ〕第3編第2章によること。

2. 直接経費

(1) 電子成果品作成費

電子成果品作成費については、積算基準〔Ⅲ〕第3編第1章によること。

(2) 旅費交通費

旅費交通費については、積算基準〔Ⅲ〕参考資料第1編第2章の調査、計画業務によること。

⑫航空写真撮影（注記、写真処理、製本）

適用範囲

この積算基準は、大阪府の河川砂防事業において実施している航空写真撮影委託に適用するものとする。なお積算にあたっては、設計業務等標準積算基準書（測量・地質調査・設計業務等委託編）第1編 測量業務編に準ずる。

標準歩掛と条件

（１）注記

画像データに写真番号、撮影年月、河川名、鉄道名、主要道路名、橋梁名、流下方向等の注記を、周辺の状況がよく分かるように記入する。

（１ｍ２あたり）

区 分	測 量 技 師	測量技師補	測 量 助 手	機 械 経 費	材 料 費
注 記	0.2	0.5	0.5	5.0%	5.0%

（２）写真処理

注記入り画像データを製本用に印刷する。

（１箇所あたり）

区 分	測 量 技 師	測量技師補	測 量 助 手	機 械 経 費	材 料 費
写真処理	0.1	—	0.1	8.0%	45.0%

※ １箇所あたり、四つ切りサイズ、２枚の印刷を標準とする。

（３）製本

印刷した写真をアルバム製本する。金文字で表紙及び背表紙に撮影年月、土木事務所名、河川名等を記入し、撮影位置図、標定図、撮影高度等を記した撮影記録を添付し、各頁にインデックスを添付する。

（１部あたり）

区 分	測 量 技 師	測量技師補	測 量 助 手	機 械 経 費	材 料 費
製 本	0.1	—	—	—	120.0%

（４）機械経費・材料費

上記（１）～（３）の機械経費、材料費については、直接人件費に対する割合で計上する。

⑬ 道路交通量調査

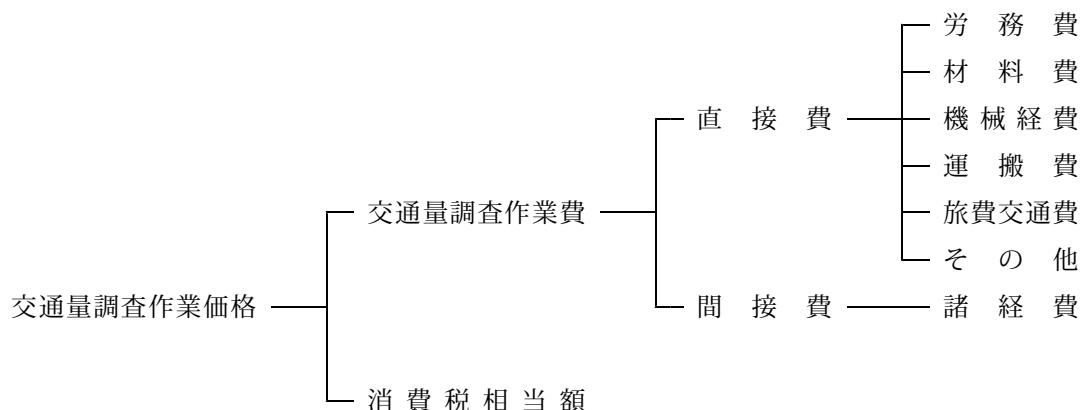
1 道路交通量調査積算基準

1-1 適用範囲

この積算基準は、大阪府において委託により実施する交通量調査（一般交通量調査）業務の予定価格の算定に適用するものとする。

1-2 交通量調査作業価格

1) 価格の構成



2) 価格構成費目の内容

(1) 直接費

直接費は、次の項目について計上する。

① 労務費

労務費は、当該交通量調査作業を実施するに要する労務の費用である。労務単価は、次表のとおりとする。

名 称	基 準 日 額	備 考
主 任 監 督 員		測量技師の基準日額を準用する
監 督 員		測量技師補の基準日額を準用する
交 通 量 調 査 員		軽作業員の基準日額を準用する

② 材 料 費

材料費は、当該交通量調査作業を実施するに要する材料の費用を計上する。

③ 機 械 経 費

機械経費は、当該交通量調査作業を実施するのに要する費用であり、その算定は別に定められた「建設機械損料等算定表」に基づいて積算するものとする。

④ 運 搬 費

運搬費は当該交通量調査作業を実施するに要する調査用テーブル・椅子等の運搬に要する費用及び必要に応じて交通量調査員の輸送に要する費用を計上する。

⑤旅費・交通費

旅費・交通費については、設計業務等標準積算基準書参考資料に基づき積算するものとする。

(2)間 接 費

①諸 経 費

諸経費は当該交通量調査作業を実施するに要する経費で、間接交通量調査作業費および一般管理費等より成る。

(3)消費税相当額

消費税相当額は、消費税相当分を積算するものとする。

1－3 交通量調査作業価格の積算方式

交通量調査作業価格は次式によって積算する。

$$\begin{aligned} 1) \text{ 交通量調査作業価格} &= (\text{直接費}) + (\text{間接交通量調査費}) + (\text{一般管理費等}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= (\text{直接費}) + (\text{諸経費}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= [(\text{直接費}) + (\text{直接費} \times \text{諸経費率})] \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

※諸経費率については測量の諸経費率表による。

2 道路交通量調査標準歩掛

2－1 道路交通量調査標準歩掛

1) 作業計画

表－1 1 作業当り

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主 任 監 督 員	人	0.5			
監 督 員	人	0.5			

備考 作業規模等により、これによりがたい場合は別途考慮するものとする。

2) 準備費

表－2 準備費内訳書 1 観測時当り

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
監 督 員	人				
ライトバン運転費	式	1			現地確認
2t小型トラック運転費	式	1			器材運搬（表－4）
ライトバン運転費	式	1			交通量調査員輸送（必要により計上） （表－5）
マイクロバス運転費	式	1			交通量調査員輸送（必要により計上） （表－6）

備考1. 監督員は、観測地点の確認や現地の諸条件を把握するために1 観測時当り1 回計上するものとする。（したがって四季観測においては4 回とする）

2. 監督員の数量は次式により求め、二捨三入により0.5人単位とする。
ただし、0.5以下は0.5とする。

$$\left(\frac{L}{30} + n \text{（全観測地点数）}\right) \times \frac{1}{7}$$

L：走行距離（km）
X 観測地点から全観測地点を経由して
X 観測地点へ戻るのに要する走行距離

3. ライトバンの運転費は、監督員の現地確認と交通量調査員輸送について計上するものとする。
4. 器材運搬に使用する自動車は標準として2 t 積トラックを計上する。
ただし、調査員輸送の場合にはマイクロバス等を計上する。
5. 各観測地点の準備及び跡片付けは、監督員、交通量調査員について、交通量観測の前後計1 時間を交通量観測費において計上する。

(1) 現地確認

表－3 ライトバン運転費単価表

1 式当り

名 称	規 格	単 位	員 数	単 価	金 額	摘 要
ガソリン		ℓ				○ ℓ / h × ○ h
損 料	ライトバン 1.5 ℓ	h				運転時間損料
損 料		日				供用日損料

備考 1. ライトバンの運転時間は、

$$\frac{L}{30\text{km}/h} \quad (L: \text{走行距離}) \text{とする。}$$

2. ライトバンの供用日は 2) の備考 2 で求めた数量を二捨三入による整数止とする。

ただし、1 以下は 1 とする。

3. 運転手はオーナーとして計上しない。

(2) 器材運搬

表－4 2 t 小型トラック運転費単価表

1 式当り

名 称	規 格	単 位	員 数	単 価	金 額	摘 要
軽 油		ℓ				○ ℓ / h × ○ h
損 料	2 t 小型トラック	h				運転時間損料
損 料		日				供用日損料
運 転 手	一 般	人				

備考 1. 2 t 小型トラックの運搬 1 回当りの運転時間は下記とする。

$$\frac{L}{30\text{km}/h} \quad L: \text{走行距離}$$

〔運搬基地から必要観測地点を経由して
運搬基地へ戻るのに要する走行距離〕

2. 小型トラックの運搬 1 回当りの供用日数は下記とする。

$$\frac{\text{運転時間}}{t} \quad t: \text{供用日当りの運転時間}$$

〔数量は、二捨三入による整数止とする
ただし、1 以下は 1 とする。〕

(3) 交通量調査員輸送

① 交通量調査員の輸送については、必要に応じて計上する。

なお、ライトバンとマイクロバスの組合せは交通量観測員の規模（人数）を考慮して行う。

② ライトバンとマイクロバスの運転時間は、2 t 小型トラックに準じるものとする。

③ ライトバン及びマイクロバスの運転時間が、上記によりがたい場合は別途考慮するものとする。

表－５ ライトバン運転費単価表

1 式当り

名 称	規 格	単 位	員 数	単 価	金 額	摘 要
ガ ソ リ ン		ℓ				$\bigcirc \ell / h \times \bigcirc h$
損 料	ライトバン 1.5 ℓ	h				運転時間損料
損 料		日				供用日損料
運 転 手	一 般	人				

表－６ マイクロバス運転費単価表

1 式当り

名 称	規 格	単 位	員 数	単 価	金 額	摘 要
主 燃 料		ℓ				$\bigcirc \ell / h \times \bigcirc h$
損 料	マイクロバス	h				運転時間損料
損 料		日				供用日損料
運 転 手	一 般	人				

3) 交通量観測費

表－７ 交通量観測内訳書

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
監 督 員	人				
交 通 量 調 査 員	人				(表－８)
連 絡 車 運 転 費	式	1			(表－９)

備考１．監督員、交通量調査員の単価は、基準日額を超過勤務手当による補正した単価とし、24時間観測の場合は二交代制勤務として積算する。

２．交通量観測の前後に30分ずつ計１時間の準備及び跡片付け時間を見こむものとし、当然24時間観測の場合の交代時には計上しない。

３．監督員１人につき１台、観測地点の内１地点を本部とした観測地点間の連絡車運転を計上する。

(1) 12時間観測（監督員）

監督員は、発注する交通量観測の規模及び観測地点の配置条件等を考慮して計上するものとし、次式により求める。

$$\text{当該作業の監督員の人数} = \left(A + \frac{L}{10} \right) \times \frac{1}{9}$$

A：当該作業の全観測地点数

L：走行距離

監督員の人数は二捨三入により整数止とする。（ただし１以下は１とする）

(2) 12時間観測（交通量調査員）

表－8 編 成 人 員

1ヶ所1回当たり

昼 間 観 測（T＝7～19）			夜 間 観 測（T＝19～7）		
昼間12時間交通量	4車種分類	8車種分類	夜間12時間交通量	4車種分類	8車種分類
～5,000	3.0	3.0	～5,000	4.0	4.0
5,001～10,000	4.0	4.0	5,001～10,000	5.0	5.0
10,001～20,000	4.0	5.0	10,001～20,000	5.0	6.0
20,001～30,000	5.0	6.0	20,001～30,000	6.0	7.0
30,001～40,000	6.0	7.0	30,001～40,000	7.0	8.0
40,001～50,000	7.0	8.0	40,001～50,000	8.0	9.0
50,001～	10,000台ごとに1人増す		50,001～	10,000台ごとに1人増す	

備考1. 本表は、車種別、上・下方向別交通量調査の歩掛である。

2. 予想交通量は年間を通して複数回観測する場合は一番近い過去の年平均交通量、四季観測平均値、もしくは春秋平均値とする。過去のデータのない場合は近隣地点の交通量から推定する。

3. 自転車、歩行者、二輪車等の観測も歩掛に含まれているものとし、別途計上しない。

4. 休憩時間は、編成人員で順次確保するものとし、別途計上しない。

(3) 連絡車運転

表－9 連絡車運転費単価表

名 称	規 格	単 位	員 数	単 価	金 額	摘 要
ガソリン		ℓ				○ℓ／h×○h
損 料	ライトバン 1.5ℓ	h				運転時間損料
損 料		台 日				供用日損料

備考1. 連絡車の運転時間は、次式による。

$$\frac{\text{走行距離（L）} \times \text{訪問回数}}{30\text{km/h}} = \frac{L \times 3}{30} = \frac{L}{10} \quad (\text{時間})$$

2. 供用日は、3)の(1)で求めた監督員の人数とするが、24時間観測する場合は、昼夜間いずれが多い方の人数をとり、他方では計上しない。

3. 運転手はオーナーとして計上しない。

(4) 歩掛の割増

自転車、歩行者、二輪車等が多い。又は特殊な事情のある場合には、1～2人の割増しを行うことが出来る。

4) 打 合 せ

表－10 打合せ内訳書

1回当たり

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主 任 監 督 員	人	0.5			
監 督 員	人	0.5			

備考 打合せは1作業当たり2回（当初・最終）とする。

5) 資料整理

表－11 資料整理内訳書

1 式当り

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
監 督 員	人				

備考 1. 本表は、上り、下り、合計を全部記入するためのものである。

2. 監督員の歩掛は、0.4人／12H／1箇所とする。

2－2 補正観測費

表－1

1 地点当り

車 線 数	監 督 員	観 測 員
2 車 線	()	※ 2.0
4 車 線	()	3.0
6 車 線	()	4.0
8 車 線	()	5.0

備考 1. 本表は全車、上下方向別交通量調査の歩掛である。

※ 2. 特に 2 車線道路で昼間 12 時間交通量が 10,000 台／12h を超える場合は観測員を 3.0 人とする。

3. 観測時間は 3 時間（実観測時 2 時間、準備及び跡片付け 1 時間）とする。

(1) 1 日 1 地点観測する場合

表－1 の歩掛を適用し、労務単価は 3 / 8 日で算定する。

(2) 1 日 2 地点観測する場合

① 表－1 の歩掛を適用する。

② 観測時間は（3 時間）＋（3 時間）＋（移動所要時間）とし、労務単価は {基準日額 ×（1＋時間割増し）} で算出する。なお、観測時間が 8 時間に満たない場合は、{基準日額 × 観測時間 / 8} で算出する。

4. 監督員は、張り付けを原則として計上するものとする。

5. 資料整理は原則として計上しない。

2-3 労務単価

労務単価は、{基準日額×(1+時間割増し)}で算定する。

表-12 労務単価

r : 割増対象賃金比 P : 基準日額

監 督 員				
交 通 量 観 測 時 間	昼間12時間観測	昼 夜 間 2 4 時 間 観 測		夜間12時間観測
		昼間12時間	夜間12時間	
補 正 単 価	$P \times (1 + \frac{5.0}{8} r)$	$P \times (1 + \frac{4.375}{8} r)$	$P \times (1 + \frac{5.875}{8} r)$	$P \times (1 + \frac{6.5}{8} r)$

備考 本表の時間帯は、昼間7～19時、夜間19～7時の設定であり時間帯が変わる場合は、別途算定のこと。

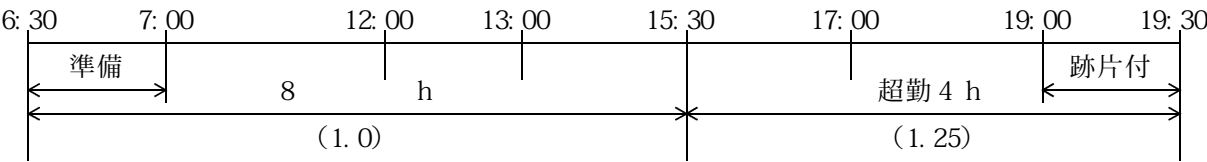
r : 割増対象賃金比 P : 基準日額

交 通 量 調 査 員				
交 通 量 観 測 時 間	昼間12時間観測	昼 夜 間 2 4 時 間 観 測		夜間12時間観測
		昼間12時間	夜間12時間	
補 正 単 価	$P \times (1 + \frac{5.0}{8} r)$	$P \times (1 + \frac{4.375}{8} r)$	$P \times (1 + \frac{5.875}{8} r)$	$P \times (1 + \frac{6.5}{8} r)$

備考 本表の時間帯は、昼間7～19時、夜間19～7時の設定であり時間帯が変わる場合は、別途算定のこと。

<労務単価の考え方>

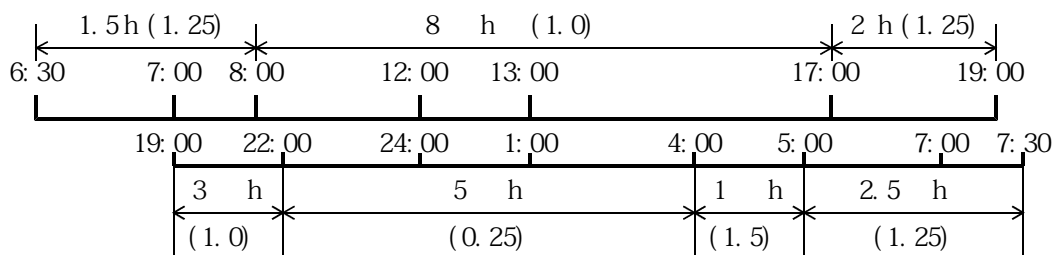
1) 昼間12時間観測の場合



労務単価

$$P + \frac{P \cdot r}{8} \times \frac{125}{100} \times 4.0h = P \times (1 + \frac{5}{8} r) \quad r : \text{割増対象賃金比}$$

2) 昼夜間24時間観測の場合



労務単価

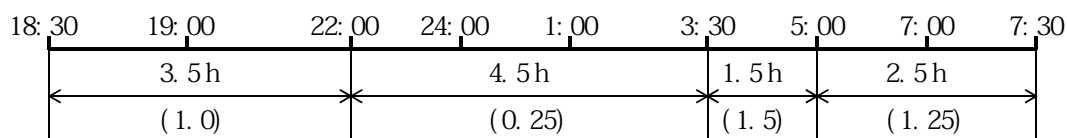
(1) 昼間12時間観測

$$P + \frac{P \cdot r}{8} \times \frac{125}{100} \times 3.5h = P \times \left(1 + \frac{4.375}{8} r\right) \quad r: \text{割増対象賃金比}$$

(2) 夜間12時間観測

$$P + \frac{P \cdot r}{8} \times \frac{25}{100} \times 5h + \frac{P \cdot r}{8} \times \frac{125}{100} \times 2.5h + \frac{P \cdot r}{8} \times \frac{150}{100} \times 1h = P \times \left(1 + \frac{5.875}{8} r\right)$$

3) 夜間12時間観測



労務単価

$$P + \frac{P \cdot r}{8} \times \frac{25}{100} \times 4.5h + \frac{P \cdot r}{8} \times \frac{125}{100} \times 2.5h + \frac{P \cdot r}{8} \times \frac{150}{100} \times 1.5h = P \times \left(1 + \frac{6.50}{8} r\right) \quad r: \text{割増対象賃金比}$$

2-4 その他

1) 輸送基地

輸送基地は、作業の規模、位置等を勘案し、実施可能な会社のうち、最も近い会社の所在する市役所等とする。

2-5 歩掛使用上の注意

1) 交通量観測費関係

監督員の仕様は、1地点当り訪問回数は3回/12時間、滞在時間は、20分程度としている。

2) 公益法人等に発注する場合は、直接費による諸経費率の90%を限度として算定する。

⑭ 道路台帳修正

1 大規模工事の道路台帳修正委託 (単位:10,000m²)

工 種	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	機械経費	材 料 費	備 考
平面図トレース	0.0	0.4	1.6	0.0	0.0	0.0%	0.5%	S=1:250
平面図トレース	0.0	0.3	1.1	0.0	0.0	0.0%	0.5%	S=1:300
平面図トレース	0.0	0.2	0.8	0.0	0.0	0.0%	0.5%	S=1:500
調 書 作 成	0.0	0.2	1.5	1.0	0.0	0.0%	0.5%	
丈量図トレース	0.0	1.0	3.0	0.0	0.0	0.0%	0.5%	S=1:250
丈量図トレース	0.0	1.0	2.5	0.0	0.0	0.0%	0.5%	S=1:300
丈量図トレース	0.0	1.0	2.0	0.0	0.0	0.0%	0.5%	S=1:500
基 図 作 成	0.0	0.5	1.5	1.0	0.0	0.0%	1.0%	S=1:250
基 図 作 成	0.0	0.5	1.3	1.0	0.0	0.0%	1.0%	S=1:300
基 図 作 成	0.0	0.3	1.2	1.0	0.0	0.0%	1.0%	S=1:500
排水系統図作成	0.0	0.5	2.5	2.0	0.0	2.0%	3.0%	S=1:250~500

※機械経費、材料費は直接人件費に対する割合

※排水系統図作成には、現況踏査含む

2 小規模工事の道路台帳修正委託

単位:50ヶ所当たり (約10,000m²)

工 種	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	機械経費	材 料 費	備 考
平面測量	0.2	3.0	6.0	4.0	3.0	3.0%	1.0%	S=1:250
平面図トレース	0.0	1.3	2.6	2.3	0.0	0.0%	0.5%	S=1:250
平面図トレース	0.0	1.3	2.6	2.0	0.0	0.0%	0.5%	S=1:300
平面図トレース	0.0	1.0	2.0	1.7	0.0	0.0%	0.5%	S=1:500
調書修正	0.0	1.5	1.5	0.0	0.0	0.0%	0.5%	
基図修正	0.0	0.4	2.5	2.0	0.0	0.0%	1.0%	S=1:500
基図修正	0.0	0.5	4.0	3.0	0.0	0.0%	1.0%	S=1:250~300

※機械経費、材料費は直接人件費に対する割合

※小規模工事とは1現場で道路台帳の修正面積(道路区域から5.0m含む)が200m²までの工事箇所である。

※小規模工事の歩掛りを使用する場合は、4~5現場(1現場200m²までの工事箇所)だけで委託発注する場合に限る。

3 小規模工事の道路台帳修正委託

単位:50ヶ所当たり (縮尺1:100) W=20m程度

工 種	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	機械経費	材 料 費	備 考
横断図	0.0	1.3	4.0	4.0	8.0	1.5%	6.0%	S=1:100
横断図トレース	0.0	0.0	1.5	0.6	0.0	0.0%	1.5%	S=1:100

※機械経費、材料費は直接人件費に対する割合

⑮大阪モノレール橋梁補修設計

1. 適用範囲

- 1) 本歩掛は、モノレールの安全を確保するための補修設計に適用する。本歩掛では、構造計算を伴う補強設計は含まない。

なお、ニールセンローゼ橋のケーブルや単弦トラスアーチ橋のアーチリブ等の主部材の補修においてモノレール橋全体の構造系照査が必要な特殊橋梁は、適用外とする。

- 2) 標準歩掛は、軌道桁5径間、支柱5基程度、PC軌道桁の場合1径間20m程度、鋼軌道桁の場合1径間40m程度、径間数量は、上下線を1径間として設定しており、設計内容に応じ径間補正を行うものとする。

2. 各項目の業務内容

(1) 計画準備・現地踏査

現地確認、必要な資料の収集・整理等を行い、業務のための基本方針・工程計画・作業体制等について検討した上で、業務計画書を作成する。

また、現地踏査によりモノレールの現状、周辺状況、道路状況、交通量等を確認し、現地調査計画及びモノレール補修に必要な情報を収集する。

(2) 現況調査（遠望目視）

現況調査は、竣工図書や補修・補強履歴、過去の点検結果等の既存図書をもとに、現況調査を実施して、過去の点検時からの損傷の進行状況を確認するとともに、補修設計に必要な情報を収集し、損傷状況を把握する事を目的とする。現況調査は、徒歩点検による遠望目視を基本とするが、梯子や検査路を利用した状況確認を含むものとする。

(3) 軌道桁補修設計

補修工法に対して、図面作成（一般図、構造図、補修詳細図、仮設図等）、数量算出要領に基づく数量計算及び照査を行う。

- ① PC軌道桁：ひびわれ補修、断面修復、表面被覆等のコンクリート部材の補修を行うものとする。

- ② 鋼軌道桁：塗装塗替工、当て板補強工等の鋼部材の補修を行うものとする。

(4) 支柱補修設計

補修工法に対して、図面作成（一般図、構造図、補修詳細図、仮設図等）、数量算出要領に基づく数量計算及び照査を行う。

- ① 鋼製支柱：塗装塗替工、水抜き工等の補修を行うものとする。

- ② RC支柱：ひびわれ補修工、断面修復工、表面被覆工、補強鋼板塗装塗替工等の補修を行うものとする。

(5) 施工計画

本業務で提案した各補修工について、施工方法の検討を行い、仮設工などの施工計画（工程、施工要領等）の立案を行い、施工計画としてとりまとめる。

(6) 関係機関協議

施工計画の検討に当たって、警察協議や河川協議、道路協議、近接協議との協議調整に必要な資料の作成を行う。

(7) 照査

照査技術者は、管理技術者に成果品等を提出させ、内容の確認を行うとともに照査技術者自身による照査を行う。照査結果は、報告書として整理し監督職員に提出する。

(8) 報告書作成

設計の経緯と結果、補修工法の内容について整理し、設計概要書にまとめる。
また、工種毎に数量計算書の取りまとめを行う。

(9) 設計協議（打合せ）

打合せ協議は、業務着手時、中間打合せ（標準2回）、成果品納品時の計4回とする※。

①初回打合せ；業務計画書をもとに、調査方法、調査内容、設計内容等の打合せを行い、合わせて既存資料等の貸与を行う。

②中間打合せ；②-1 現地踏査の報告、設計条件の確認、補修要否判定
②-2 補修設計終了時

③納品；成果品が完成した時点で納品打合せを行う。

※留意事項：合同現地踏査や他機関との協議が必要な場合は、中間打合せ回数を適宜見直しする。標準は4回とする。

3. 径間数補正

◆径間補正

単純桁を基本にしているため、多径間における数量増減について次の式による径間補正を考慮する。

P C軌道桁径間数に対する歩掛り＝標準歩掛り×（1＋α）

径間数	補正係数 α	備考
2		
3		
4		

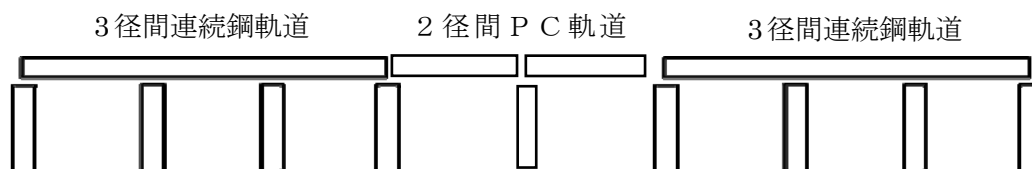
鋼軌道桁径間数に対する歩掛り＝標準歩掛り×（1＋β）

径間数	補正係数 β	備考
2		
3		
4		

鋼軌道桁・P C 軌道桁が混在する場合は下記とする。

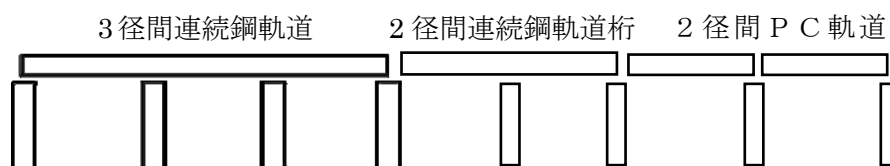
(ケース 1)

鋼軌道桁 3 径間が 2 箇所、それ以外は P C 軌道桁 (2 径間) では
 全径間歩掛り = P C 軌道桁標準歩掛り $\times$ (1 + α (2 径間の補正係数))
 + 鋼軌道桁標準歩掛り $\times$ (1 + β (3 径間の補正係数)) $\times$ 2 箇所



(ケース 2)

鋼軌道桁 3 径間と 2 径間が連続し、それ以外は P C 軌道桁 (2 径間) では
 全径間歩掛り = P C 軌道桁標準歩掛り $\times$ (1 + α (2 径間の補正係数))
 + 鋼軌道桁標準歩掛り $\times$ (1 + β (5 径間の補正係数))



別紙

大阪モノレール橋梁補修設計委託 共通歩掛

項目		主任技術者	理事・技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
①	計画準備・現地踏査	1業務当り		1.0	1.5	3.0	3.0		
②	現況調査								
-1	軌道桁	5径間当り				1.5	3.0	3.0	
-2	支柱	5基当り			0.5	1.0	2.0	2.0	
③	軌道桁補修設計								多径間の場合(径間補正あり)
-1	PC軌道桁補修設計	1径間当り		0.5	1.5	2.0	2.5	3.0	
-2	鋼軌道桁補修設計	1橋当り		1.0	2.0	3.0	3.0	3.0	
④	支柱補修設計								
-1	鋼製支柱	1基当り		1.0	1.5	1.5	1.5	1.5	
-2	RC支柱	1基当り		0.5	0.5	1.0	2.0	2.0	
⑤	施工計画								
-1	軌道桁	5径間当り			2.0	3.0	3.0		
-2	支柱	5基当り			1.5	1.5	2.0		
⑥	関係機関協議資料作成	1機関当り				1.0	1.0	1.0	
⑦	報告書作成								
-1	軌道桁	5径間当り			0.5	1.0	1.5	2.0	
-2	支柱	5基当り			0.5	1.0	1.0	1.5	
⑧	設計協議	1業務当り		1.0		2.0	1.0		業務着手時及び重要品輸送時各1回、中間2回

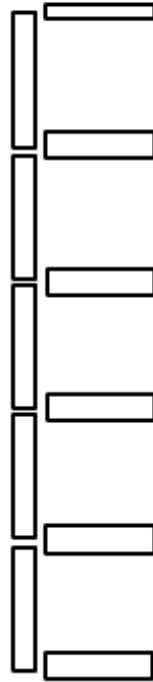
(単位:人)

大阪モノレール橋梁補修設計委託 PC桁径間補正係数

項目	補正係数 α
① 径間補正 (3径間)	0.70
② 径間補正 (3径間)	1.10
③ 径間補正 (4径間)	1.15
④ 径間補正 (5径間)	1.20
⑤ 径間補正 (6径間)	1.25
⑥ 径間補正 (7径間)	1.30
⑦ 径間補正 (8径間)	1.35

単純桁1径間を基本に歩掛を設定しているため、2径間以上は次の式により径間補正係数(α)を乗じる。

$$\text{全径間数に対する歩掛} = \text{共通歩掛} \times (1 + \alpha)$$



大阪モノレール橋梁補修設計委託 鋼軌道桁径間補正係数

項目	補正係数 β
① 径間補正 (3径間)	0.70
② 径間補正 (3径間)	1.10
③ 径間補正 (4径間)	1.15
④ 径間補正 (5径間)	1.20
⑤ 径間補正 (6径間)	1.25
⑥ 径間補正 (7径間)	1.30
⑦ 径間補正 (8径間)	1.35

単純桁1径間を基本に歩掛を設定しているため、2径間以上は次の式により径間補正係数(β)を乗じる。

$$\text{全径間数に対する歩掛} = \text{共通歩掛} \times (1 + \beta)$$



補修設計歩掛の径間補正について

(ケース1)

鋼軌道桁3径間が2箇所、それ以外はPC軌道桁(2径間)では

全径間歩掛り = PC軌道桁標準歩掛り × (1 + α (2径間の補正係数))
+ 鋼軌道桁標準歩掛り × (1 + β (3径間の補正係数)) × 2箇所



(歩掛)

項目		主任技術者	理事・技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
③	軌道桁補修設計								多径間の場合(径間補正あり)
-1	PC軌道桁補修設計	1径間当り		0.5	1.5	2.0	2.5	3.0	
-2	鋼軌道桁補修設計	1橋当り		1.0	2.0	3.0	3.0	3.0	

(径間補正)

項目	補正係数 β
① 径間補正(2径間)	0.70
② 径間補正(3径間)	1.10
③ 径間補正(4径間)	1.15
④ 径間補正(5径間)	1.20
⑤ 径間補正(6径間)	1.25
⑥ 径間補正(7径間)	1.30
⑦ 径間補正(8径間)	1.35

(例) 3径間連続鋼軌道桁

鋼軌道桁標準歩掛

項目		主任技術者	理事・技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	合計
③	軌道桁補修設計	¥63,700	¥55,400	¥49,900	¥43,500	¥36,600	¥29,900	¥25,100	
-2	鋼軌道桁補修設計	1橋当り		1.0	2.0	3.0	3.0	3.0	
				¥49,900	¥87,000	¥109,800	¥89,700	¥75,300	¥411,700

(計算)

3径間連続鋼軌道桁 = 411,700 円 × (1 + 1.10) = 411,700 円 × 2.10 = 864,570 円

⑩路面性状調査業務 共通歩掛

(単位:人)

項目			主任技術者	理事・技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
①	計画準備	1式当り			0.5	1.0	1.0	1.0		
②	報告書作成									
〃	解析	100km当り			0.5	1.0	2.0	4.0		電子計算機使用料 5.0%
〃	路面性状データ予測	100km当り				1.0	1.5	3.0		電子計算機使用料 3.0%
〃	資料出力	100km当り				0.5		1.5		電子計算機使用料 3.0%
③	路面性能評価図データ作成									
〃	路面性状評価図データ作成	100km当り				2.0	4.0	4.0		電子計算機使用料 3.0%
〃	路面性状評価図データ入力	100km当り				1.0	1.0	3.0		電子計算機使用料 3.0%
④	舗装履歴データ作成	250件当り				2.0	3.0	3.0		電子計算機使用料 3.0%
⑤	舗装マネジメントシステム用データベース作成	1式当り			1.0	4.0		8.0		電子計算機使用料 3.0%
⑥	詳細調査									
〃	ひびわれの分布状況の分析	100km当り				0.5	1.5			電子計算機使用料 5.0%
〃	凹凸発生箇所の特長	100km当り				0.5	1.5	2.0		電子計算機使用料 3.0%
〃	補修候補箇所検討	100km当り				0.5	1.0			電子計算機使用料 2.0%
〃	重要管理区間の設定	100km当り				0.5	1.0	2.0		電子計算機使用料 2.0%
⑦	照査	1式当り			1.0	1.0	1.0			電子計算機使用料 3.0%
⑧	協議打合せ	1式当り			1.0	1.5	1.0			

路面性状調査業務 共通歩掛

(単位:人)

[illegible]

注1 諸経費体系について、①～⑧は設計業務等、⑨～⑩は測量業務を適用すること。

注2 電子計算機使用料は直接経費として計上すること。

⑰道路施設現況調査業務 共通歩掛

(单位:人)

[illegible]

⑱ 道路構造物点検業務 共通歩掛

(単位:人)

項目			主任技術者	理事・技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
①	計画準備	10箇所当り			2.0		12.0	10.5	4.5	
	打合せ協議									
②	当初打合せ	1業務当り			0.5	0.5				
	打合せ協議									
"	中間打合せ	1業務当り				0.5		0.5		
	打合せ協議									
"	最終打合せ	1業務当り			0.5	0.5				
③	擁壁点検、高所作業車を用いないボックスカルバート点検 近接目視点検のみ	10,000m2当り					4.0	4.0	8.0	ひび割れ密度C(m/m2) C=0.0
"	擁壁点検、高所作業車を用いないボックスカルバート点検 近接目視点検＋打音検査・叩き落し	10,000m2当り					7.0	7.0	14.0	ひび割れ密度C(m/m2) 0.0<C≤0.15
"	擁壁点検、高所作業車を用いないボックスカルバート点検 近接目視点検＋打音検査・叩き落し	10,000m2当り					10.0	10.0	20.0	ひび割れ密度C(m/m2) 0.15<C≤0.25
"	擁壁点検、高所作業車を用いないボックスカルバート点検 近接目視点検＋打音検査・叩き落し	10,000m2当り					12.0	12.0	24.0	ひび割れ密度C(m/m2) 0.25<C≤0.35
"	擁壁点検、高所作業車を用いないボックスカルバート点検 近接目視点検＋打音検査・叩き落し	10,000m2当り					16.0	16.0	32.0	ひび割れ密度C(m/m2) 0.35<C
④	高所作業車を用いるボックスカルバート点検 近接目視点検のみ	10,000m2当り					8.0	8.0	12.0	ひび割れ密度C(m/m2) C=0.0
"	高所作業車を用いるボックスカルバート点検 近接目視点検＋打音検査・叩き落し	10,000m2当り					10.0	10.0	15.0	ひび割れ密度C(m/m2) 0.0<C≤0.15
"	高所作業車を用いるボックスカルバート点検 近接目視点検＋打音検査・叩き落し	10,000m2当り					14.0	14.0	21.0	ひび割れ密度C(m/m2) 0.15<C≤0.25
"	高所作業車を用いるボックスカルバート点検 近接目視点検＋打音検査・叩き落し	10,000m2当り					16.0	16.0	24.0	ひび割れ密度C(m/m2) 0.25<C≤0.35
"	高所作業車を用いるボックスカルバート点検 近接目視点検＋打音検査・叩き落し	10,000m2当り					20.0	20.0	30.0	ひび割れ密度C(m/m2) 0.35<C
⑤	点検表・報告書作成	10箇所当り			3.0		7.0	8.0	8.0	

⑱歩道橋定期点検歩掛

項 目		単位数量	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考欄
①	歩道橋台帳・点検帳票等の収集・出力	10 橋当り			0.50		0.50	
②	業務計画書作成	10 橋当り	0.50	1.00		2.00	1.50	
③	現地踏査	10 橋当り	1.00		1.00	3.00	2.00	
④	関係機関との協議資料作成	10 機関当り			6.00	5.00	1.00	
⑤	歩道橋定期点検【地上・梯子】	100 m ² 当り			1.00	1.00	1.00	点検日数:1.0 日/100 m ²
⑥	歩道橋定期点検【リフト車】	100 m ² 当り			0.80	0.80	0.80	点検日数:0.8 日/100 m ²
⑦	歩道橋定期点検【点検車】	100 m ² 当り			0.60	0.60	0.60	点検日数:0.6 日/100 m ²
⑧	歩道橋定期点検【足場】	100 m ² 当り			0.50	0.50	0.50	点検日数:0.5 日/100 m ²
⑨	ファイバースコープによる間接目視点検	10 箇所当り			1.00	1.00	1.00	点検日数:1 日/10 箇所
⑩	点検調書の作成	100 m ² 当り			0.40	0.80	0.80	
⑪	歩道橋診断書の作成	10 橋当り	1.00	1.50	1.00			
⑫	クラックマップ等の作成及び形状寸法把握(コンクリート部材)	100 m ² 当り			0.50	1.00	1.00	
⑬	概算補修数量の算出及び形状寸法把握(鋼部材)	100 m ² 当り			0.50	1.00	1.00	
⑭	報告書作成	10 橋当り	1.00	1.00	2.00	2.00	3.00	
⑮	打合せ協議	1 業務当り	1.50	1.50	1.50			

※諸経費体系について、設計業務等を適用すること。

②⑩附属物(標識・照明等)定期点検歩掛

項 目		単位数量	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考欄
1	附属物(標識・照明等)台帳等の収集・出力	100 基当り			1.00	3.00	2.00	
2	業務計画書作成	1 業務当り	1.00	1.00	2.00	3.00	3.00	
3	現地踏査	100 基当り	5.00			5.00	5.00	
4	関係機関との協議資料作成	10 機関当り			6.00	6.00	2.00	
5	門型標識等定期点検(4 車線未満)【リフト車】	100 基当り			34.00	34.00	34.00	点検日数:34 日／100 基当たり
6	門型標識等定期点検(4 車線以上)【リフト車】	100 基当り			50.00	50.00	50.00	点検日数:50 日／100 基当たり
8	門型標識等定期点検(4 車線以上)【点検車】	100 基当り			50.00	50.00	50.00	点検日数:50 日／100 基当たり
9	F、逆 L、T 型標識等定期点検【リフト車】	100 基当り			12.50	12.50	12.50	点検日数:12.5 日／100 基当たり
10	F、逆 L、T 型標識等定期点検【点検車】	100 基当り			12.50	12.50	12.50	点検日数:12.5 日／100 基当たり
11	単柱、複柱式標識等定期点検【地上・梯子】	100 基当り			8.00	8.00	8.00	点検日数:8 日／100 基当たり
12	共架型、添架式標識等定期点検【地上・梯子】	100 基当り			12.50	12.50	12.50	点検日数:12.5 日／100 基当たり
13	共架型、添架式標識等定期点検【リフト車】	100 基当り			15.00	15.00	15.00	点検日数:15 日／100 基当たり
14	照明灯定期点検【地上・梯子】	100 基当り			8.00	8.00	8.00	点検日数:8 日／100 基当たり
15	照明灯定期点検【リフト車】	100 基当り			12.50	12.50	12.50	点検日数:12.5 日／100 基当たり
16	照明灯定期点検【点検車】	100 基当り			15.00	15.00	15.00	点検日数:15.0 日／100 基当たり
17	共架型、添架式照明定期点検【リフト車】	100 基当り			12.50	12.50	12.50	点検日数:12.5 日／100 基当たり

項 目		単位数量	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考欄
18	F、逆 L、T 型標識等定期点検(中間点検)	100 基当り			8.00	8.00	8.00	計測器具等損料:10% 点検日数:8 日/100 基当たり
19	単柱、複柱式標識等定期点検(中間点検)	100 基当り			5.00	5.00	5.00	計測器具等損料:10% 点検日数:5 日/100 基当たり
20	共架型、添架式標識等定期点検(中間点検)	100 基当り			8.00	8.00	8.00	計測器具等損料:10% 点検日数:8 日/100 基当たり
21	照明灯定期点検(中間点検)	100 基当り			8.00	8.00	8.00	計測器具等損料:10% 点検日数:8 日/100 基当たり
22	共架型、添架式照明定期点検(中間点検)	100 基当り			8.00	8.00	8.00	計測器具等損料:10% 点検日数:8 日/100 基当たり
23	残存板厚調査	10 基当り		2.50		2.50		計測器具等損料:10% 点検日数:2.5 日/10 基当たり
25	浸透探傷試験	10 基当り		2.50			2.50	計測器具等損料:20% 点検日数:2.5 日/10 基当たり
26	点検調書の作成	100 基当り	1.50	3.00	10.00	20.00	20.00	
27	診断	100 基当り		5.00	5.00	5.00		
28	報告書作成	1 業務当り	1.00	2.00	2.00	5.00	5.00	
29	打合せ協議(中間2回)	1 業務当り	1.00	2.00		1.00		

※諸経費体系について、設計業務等を適用すること。

㊴モノレール（インフラ部構造物）定期点検

1. 適用範囲

本歩掛は、『大阪モノレール点検要領（案）＜平成25年9月＞』（以降、「府点検要領」という。）に基づいて実施するモノレール（インフラ部構造物）定期点検に適用する。

2. 業務委託料の積算

イ) 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算する。

$$\begin{aligned}\text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= [\{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} \\ &\quad + (\text{一般管理費等})] \times \{ 1 + (\text{消費税率}) \}\end{aligned}$$

ロ) 各構成要素の算定

(イ) 直接人件費

設計業務等に従事する者の人件費とする。なお、各称およびその基準日額は別途定める。

(ロ) 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費とし直接経費（積算計上分）は次に示すものとする。

a) 旅費交通費

b) 機械器具損料（賃料）

c) 電子成果品作成費

d) 安全費

(ハ) その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

(ニ) 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

(ホ) 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

3. 各項目の業務内容

(1) 計画準備

1) 業務計画書作成

業務計画書及び点検対象の施設毎の詳細な点検計画となる実施計画書の作成及び関連資料等を収集する。

(2) 現地踏査

モノレール（インフラ部構造物）定期点検に先立って現地踏査を行い、施設の変状（劣化・損傷等）程度を把握するほか施設の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段について現場の概況を調査記録（写真撮影含む）する。

(3) 関係機関との協議資料作成

モノレール（インフラ部構造物）定期点検に必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等を収集する。

(4) モノレール（インフラ部構造物）定期点検【支柱】

「府点検要領」に基づき、梯子、リフト車等を用いて、モノレール支柱の定期点検を近接目視で行う。近接目視に加えて、ボルトの緩み確認や触診、点検ハンマーによるたたき検査を実施する。鋼製支柱については、支柱点検口より内部の近接目視を実施する。

なお、き電停電対象外の範囲は、地上から首下1mまでの柱部となり、き電停電対象の範囲は、首下1mから高所となるため、首下1mから高所の点検は、き電停電後（0:30～4:00）の作業とし、地上から首下1mまでの柱部の点検は、昼間（08:00～17:00）の作業とする。

また、項目は以下のとおり分類している。

- 1) R C支柱【T型・逆L型】
- 2) R C支柱【小判型・擁壁式】
- 3) 鋼製支柱【T型・逆L型】
- 4) 鋼製支柱【門型】

(5) モノレール（インフラ部構造物）定期点検【モノレール橋】

「府点検要領」に基づき、梯子、リフト車等を用いて、モノレール橋定期点検を近接目視で行う。近接目視に加えて、ボルトの緩み確認や触診、点検ハンマーによるたたき検査を実施する。桁内部については、点検口より近接目視を実施する。なお、モノレール橋の定期点検は、き電停電後（0:30～4:00）の作業とする。

(6) モノレール（インフラ部構造物）定期点検【分岐橋】

「府点検要領」に基づき、梯子、リフト車等を用いて、分岐橋下面を近接目視で行う。近接目視に加えて、ボルトの緩み確認や触診、点検ハンマーによるたたき検査を実施する。

なお、き電停電対象外は地上から分岐橋下面、き電停電対象は分岐橋下面から高所となるため、分岐橋下面の点検は昼間（08:00～17:00）の作業とする。

(7) 磁粉探傷試験

疲労が生じる条件にある、支承上のソールプレート回り、主桁と横桁の交差部、横桁取付けのガセット回りなどにおいては、塗膜表面に異常（例えば、塗膜の割れ、錆汁の発生）などが発見され、き裂かどうか目視のみでは判別できない箇所に対して、「府点検要領」付-34に基づき、調査を実施する。

(8) 点検調書の作成

点検結果をもとに、「府点検要領」に基づいた点検表（大阪モノレール構造物維持管理支援システム 健全度評価表、損傷図・写真など）を作成し、国土交通省道路局へ報告する点検表記録様式をエクセル形式で作成する。

(9) 診断

点検または詳細調査により得た施設の損傷状況を踏まえて、部材単位、施設単位での健全性の診断を行う。

施設毎の施設の診断にあたっては、「部材単位の診断」を踏まえて、総合的に判断し、施設の性能に影響を及ぼす主要な部材に着目して、最も厳しい部材の評価で代表させる。

(10) 報告書作成

点検業務の成果として、作成した資料や点検調書等のとりまとめを行う。

(11) 打合せ協議

打合せは、業務着手時、中間打合せ（標準2回）、成果品納入時に行う。

業務着手時：点検対象、点検内容等の打ち合わせを行い、合わせて既存資料等の貸与を行う。

中間打合せ：① 現地踏査結果完了後、実施計画書を下に点検方法や点検工程の確認を行う。

② 現地点検が完了した時点で、点検結果の報告を行う。

成果品納入：成果品が完成した時点で、納品打ち合わせを行う。

モノレール定期点検【適用歩掛り】

(単位：人)

項目		単位数量	主任技術者	理事・技師長	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員	備考欄
①	業務計画書作成	1 業務当り			1.00	1.50	1.50	2.50	5.00	
②	現地踏査	100施設当り			3.00		10.00	10.00	5.00	
③	関係機関との協議資料作成	10機関当り					5.50	5.50	4.00	
④	R C T 型・逆 L 型支柱【支柱高4m未満】【地上・梯子】（き電停電あり）	10基当り					3.00	3.00	3.00	点検日数：3日／10基
⑤	R C T 型・逆 L 型支柱【支柱高4m以上】【リフト車】（き電停電なし）	10基当り					2.00	2.00	2.00	点検日数：2日／10基
⑥	R C T 型・逆 L 型支柱【支柱高4m以上】【リフト車】（き電停電あり）	10基当り					3.00	3.00	3.00	点検日数：2日／10基
⑦	R C 小判型・擁壁式支柱【リフト車】（き電停電なし）	10基当り					2.00	2.00	2.00	点検日数：2日／10基
⑧	R C 小判型・擁壁式支柱【リフト車】（き電停電あり）	10基当り					3.50	3.50	3.50	点検日数：2日／10基
⑨	鋼製 T 型・逆 L 型支柱【リフト車】（き電停電なし）	10基当り					2.00	2.00	2.00	点検日数：2日／10基
⑩	鋼製 T 型・逆 L 型支柱【リフト車】（き電停電あり）	10基当り					3.50	3.50	3.50	点検日数：2日／10基
⑪	鋼製 門型支柱【リフト車】（き電停電なし）	10基当り					2.00	2.00	2.00	点検日数：4日／10基
⑫	鋼製 門型支柱【リフト車】（き電停電あり）	10基当り					3.00	3.00	3.00	点検日数：8日／10基
⑬	モノレール橋【リフト車】（き電停電あり）	10m当り					1.00	1.00	1.00	点検日数：1日／10m
⑭	分岐橋【リフト車】（き電停電なし）	1,000㎡当り				1.00	2.00	3.50	3.50	点検日数：3日／1,000㎡
⑮	磁粉探傷試験	10箇所当り					4.00	4.00		点検日数：2日／10箇所 計測機器等損料 10%
⑯	点検調書の作成	100施設当り					20.00	33.00	39.00	
⑰	診断	100施設当り			10.00	15.00	10.00			
⑱	報告書作成	1 業務当り			2.00	2.00	4.00	2.00		
⑲	打合せ協議	1 業務当り			1.50	2.00		1.00		

② 自転車通行空間詳細設計

1. 適用範囲

この積算基準は、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（以下、ガイドライン）、「大阪府自転車通行空間法定外表示 実施要領」（以下、実施要領）、及び「自転車通行を考慮した交差点設計の手引き」に基づき、ガイドラインに示される自転車専用通行帯や、自転車と自動車を混在通行とする道路（車道混在）の整備形態における、自転車通行空間の詳細設計（法定または法定外の路面標示（※）の配置計画及び計画平面図等、当該設計区間の工事に必要な設計図書作成）を行う場合に適用する。

なお、設計延長は道路中心線延長の区間延長とする。

（※）路面標示：路面のカラー、ピクト表示（自転車マーク）、矢印、文字表示、自転車指導帯、歩行者の通行空間を示すピクト表示、その他注意喚起のための路面標示及び啓発看板）

2. 自転車通行空間詳細設計 標準歩掛

標準歩掛

(1km 当り)

区分 \ 職種	直接人件費				
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
設計計画	0.5	0.5			
現地踏査		0.5	0.5	1.0	
関係機関との協議資料作成			1.0	1.0	1.0
平面図等作成		0.5	1.5	3.0	4.5
数量計算			1.0	0.5	2.5
照査	1.0	0.5	0.7	0.7	
報告書の作成			1.0	0.5	1.0

各業務の内容は以下のとおりとする。

（１）設計計画

業務概要、実施方針、業務工程等の業務計画書の作成を行う。

（２）現地踏査

設計区間における現況道路の現地踏査を行い、自転車通行空間の詳細設計に必要な情報を収集・把握し現地踏査結果報告書を作成する。なお、現地踏査の際には、現況道路の車道幅員、現況道路における停止線、自転車横断帯等の区画線や、視覚障がい者誘導用ブロックの位置の確認を行う。また、自転車が車道路肩を走行する際に、自転車の車輪が落ちこむ恐れのある集水桝蓋など、自転車の車道走行に支障となる構造物の確認を

行う。

(3) 関係機関との協議資料作成

現地踏査報告書の内容を踏まえ、既存道路台帳平面図に現況区画線の情報を記載した平面図を作成するとともに、ガイドラインや実施要領に基づき自転車通行空間の路面標示を配置した計画検討図をはじめ、関係機関との協議に必要な資料を作成する。

(4) 平面図等作成

関係機関との協議を踏まえ、当該設計区間における計画平面図、標準横断面図を作成する。なお、関係機関協議の過程で、自転車横断帯の撤去等に伴う、横断防止柵や縁石等の改修が必要となった場合は、小構造物の設計及び構造図の作成を行う。また、現地踏査の結果、自転車の車道走行に支障となる集水枡蓋の改修などが必要な場合は、小構造物の設計及び構造図の作成を行うものとする。なお、縦断及び横断設計は行わない。

(5) 数量計算

関係機関との協議が整った計画平面図等を基に当該設計区間の工事に必要な数量計算書を作成する。

(6) 照査

計画平面図等及び数量計算書に現地踏査結果の内容が設計に反映されているかの確認を行う。また、計画平面図等及び数量計算書の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(7) 報告書の作成

この設計の報告書を作成する。

3. 打合せ協議

自転車通行空間詳細設計における打合せは、以下のとおりとし、業務着手時、中間打合せ（標準1回）、成果品納入時を標準とする。

打合せ協議

(1 業務当たり)

職種 区分	直接人件費			
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C
業務着手時	0.5	0.5	0.5	
中間打ち合わせ（1 回当り）	0.5	0.5	0.5	
成果物納入時	0.5	0.5	0.5	

4. その他

電子成果品作成費は、設計業務等標準積算基準書に基づき算出するものとする。

②③路面下空洞調査等業務

(1)路面下空洞調査歩掛

(単位:人)

項 目		主任技術者	理事・技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	地質調査技師	主任地質調査員	地質調査員	備考
1	計画準備	1式当り		0.5	1.3	4.0	3.0					電子計算機使用料3%
2	現地踏査	100km当り			6.0	6.0	2.0					
3	一次調査(データ整理)	100km当り		5.0	15.0	30.0	45.0	45.0				電子計算機使用料3%
4	二次調査(データ整理)	10箇所当り		1.0	2.0	2.0	3.0					電子計算機使用料3%
5	報告書作成	1式当り		1.0	2.0	3.0	3.0	3.0				電子計算機使用料3%
6	照査	1式当り		4.0								
7	協議打合せ	1式当り										
	着手時	1回当り		0.5	0.5							
	中間	2回当り			1.0	1.0						
	納品時	1回当り		0.5	0.5							
8	一次調査(車道部探査)	100km当り							5.0	5.0	5.0	機械経費:125% 材料費:25%
9	(ハンディ型地中レーダー探査及びスコープ調査)	10箇所当り							3.3	3.3	3.3	機械経費:50% 材料費:20%

注1 諸経費体系について、①～⑦は設計業務等、⑧～⑨は地質調査業務を適用すること。

注2 一次調査、二次調査それぞれの機械経費・材料費は労務費に対して率計上すること。

(2)道路防災点検歩掛

(単位:人)

項 目			主任技術者	理事・技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
1	計画準備	1業務当り			1.0	1.5	1.5			
2	防災点検(第1絞込み)	10km当り				2.0	2.0	3.0	4.0	
3	防災点検(第2絞込み)	10km当り				2.0	2.0	3.0	4.0	
4	防災点検(安定度調査)(平地) 落石・崩壊、岩盤崩落、地滑り、土石流	10箇所当り				1.5		2.0	3.0	
5	防災点検(安定度調査)(丘陵地・低山地) 落石・崩壊、岩盤崩落、地滑り、土石流	10箇所当り				1.5		2.5	3.0	
6	防災点検(安定度調査)(高山地) 落石・崩壊、岩盤崩落、地滑り、土石流	10箇所当り				2.0		3.0	3.5	
7	防災点検(安定度調査)盛土	10箇所当り				0.8		2.0	3.5	
8	防災点検(安定度調査)擁壁	10箇所当り				0.8		2.0	3.5	
9	防災点検(安定度調査)橋梁基礎の洗掘	10箇所当り				1.8		3.0	5.5	
10	安定度調査票等作成	10箇所当り				1.0	1.0	2.0	2.0	
11	経過観察用資料作成	10箇所当り				1.0	2.0	2.0		
12	報告書作成	10箇所当り			0.5	0.5	1.0	1.0	1.0	

(4)道路台帳構造化データ修正歩掛

(单位:人)

[illegible]

(5)橋梁定期点検委託 共通歩掛

(単位:人)

項目			主任技術者	理事・技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
①	計画準備(橋梁台帳・点検帳票等の収集・出力)	10橋当り						0.5	0.5	
②	計画準備(業務計画書作成)	10橋当り			0.5	0.5		2.0	2.0	
③	現地踏査	10橋当り			1.5		3.0	3.0	1.0	
④	関係機関との協議資料作成	10機関当り					6.0	5.0	1.0	
⑤	橋梁点検(橋長15m未満)【地上・梯子】	1000m2当り					3.5	3.5	3.5	点検日数 3.5日/1000m2
⑥	橋梁点検(橋長15m未満)【リフト車】	1000m2当り					4.0	4.0	4.0	点検日数 4.0日/1000m2
⑦	橋梁点検(橋長15m未満)【点検車】	1000m2当り					3.0	3.0	3.0	点検日数 3.0日/1000m2
⑧	橋梁点検(橋長15m未満)【足場】	1000m2当り					3.5	3.5	3.5	点検日数 3.5日/1000m2
⑨	橋梁点検(橋長15m未満)【船上】	1000m2当り					3.0	3.0	3.0	点検日数 3.0日/1000m2
⑩	橋梁点検(橋長15m以上)【地上・梯子】	1000m2当り					2.0	2.0	2.0	点検日数 2.0日/1000m2
⑪	橋梁点検(橋長15m以上)【リフト車】	1000m2当り					2.5	2.5	2.5	点検日数 2.5日/1000m2
⑫	橋梁点検(橋長15m以上)【点検車】	1000m2当り					1.5	1.5	1.5	点検日数 1.5日/1000m2
⑬	橋梁点検(橋長15m以上)【足場】	1000m2当り					2.0	2.0	2.0	点検日数 2.0日/1000m2
⑭	橋梁点検(橋長15m以上)【船上】	1000m2当り					1.5	1.5	1.5	点検日数 1.5日/1000m2
⑮	点検調書の作成	1000m2当り					1.5	2.5	3.0	
⑯	橋梁診断書の作成	10橋当り			1.0	1.5	1.0	0.5		
⑰	クラックマップ等の作成および形状寸法把握	1000m2当り					1.0	2.0	3.0	次回点検までに補修が見込まれるものに限り計上する
⑱	報告書作成	10橋当り			1.3	1.3	2.5	2.5	4.0	
⑲	打合せ協議	1業務当り			1.0		2.0	1.0		業務着手時及び成果品納品時各1回、中間2回
⑳	補修・補強履歴の入力(小規模入力)	10橋当り							0.5	
㉑	補修・補強履歴の入力(大規模入力)	10橋当り							1.0	

(6) 橋梁補修設計委託 共通歩掛【健全度50点以上】

(単位:人)

項目			主任技術者	理事・技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
①	計画準備・現地踏査	1業務当り			2.0	2.5	2.5			
②	現況調査	5橋当り					6.0	6.0	6.0	
③	対策工法検討(上・下部工)	5橋当り			1.5	2.5	2.5	5.0	2.5	
④	上部工補修設計									単純橋の場合(径間補正あり)
-1	コンクリート上部工補修設計	1橋当り			0.2	0.7	1.3	4.8	3.0	
-2	鋼上部工補修設計	1橋当り			0.6	1.6	1.3	4.2	3.0	
-3	伸縮装置補修設計	1橋当り			0.1	0.5	0.7	1.0	1.0	
-4	支承補修設計	1橋当り			0.1	0.5	0.8	1.0	1.0	
-5	高欄・防護柵補修設計	1橋当り			0.1	0.2	0.5	1.0	1.0	
-6	橋面工補修設計	1橋当り			0.1	0.3	0.6	1.5	1.0	
-7	落橋防止システム補修設計	1橋当り			0.1	0.2	0.6	1.5	1.0	
⑤	下部工補修設計	1基当り				1.0	1.0	1.5		
⑥	施工計画	5橋当り			1.0	3.0	3.0	1.5	1.5	
⑦	概算工事費算出	5橋当り				1.5	2.0	3.0	3.0	
⑧	関係機関協議資料作成	1機関当り					1.0	2.0	2.0	
⑨	報告書作成	5橋当り			1.0	1.0	2.0	3.0	1.5	
⑩	設計協議	1業務当り			1.0	2.0	2.0	1.0		業務着手時及び成果品納品時 各1回、中間2回
⑪	鋼製フィンガージョイントの取替設計	1橋当り				2.0	2.0	2.0		
⑫	支承取替設計	1橋当り				2.5	4.5	4.0		
⑬	検査路設置設計	1橋当り			0.5	1.0	3.0	4.0		

橋梁補修設計委託 径間補正係数

項目		補正係数 α
①	径間補正(2径間)	0.70
②	径間補正(3径間)	1.10
③	径間補正(4径間)	1.35
④	径間補正(5径間)	1.63
⑤	径間補正(6径間)	2.00
⑥	径間補正(7径間)	2.30
⑦	径間補正(8径間)	2.50
⑧	径間補正(9径間)	2.70
⑨	径間補正(10径間)	2.90

※7径間以降は1径間増すごとに補正係数 α を0.2ずつ増加させる

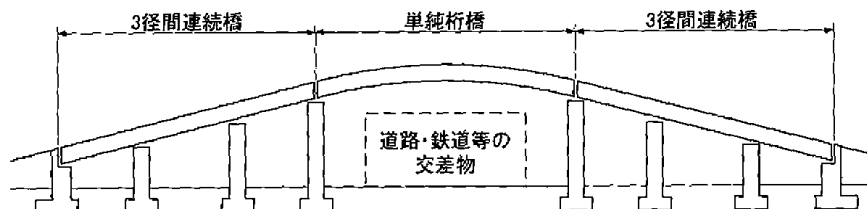
単純橋を基本に歩掛を設定しているため、2径間以上の橋梁の場合は次の式により径間補正係数(α)を乗じる。

$$\text{全径間数に対する歩掛} = \text{共通歩掛} \times (1 + \alpha)$$

なお、複数径間橋梁の健全度は、全橋の平均的な健全度を用いる。多径間で鋼橋・PC橋が混在する場合は、橋種毎に径間補正を行う。

【例】下図で交差部が鋼橋(1径間)、それ以外はPC橋(6径間)では、

$$\text{全径間歩掛} = \text{鋼橋共通歩掛} \times 1 + \text{PC橋共通歩掛} \times (1 + 2.00)$$



橋梁補修設計委託 健全度50点未満の橋梁の補正係数

項目		補正係数 β
①	計画準備・現地踏査	0.00
②	現況調査	0.10
③	対策工法検討(上・下部工)	0.20
④	上部工補修設計	0.20
⑤	下部工補修設計	0.20
⑥	施工計画	0.00
⑦	概算工事費算出	0.10
⑧	関係機関協議資料作成	0.00
⑨	報告書作成	0.10
⑩	設計協議	0.00
⑪	鋼製フィンガージョイントの取替設計	0.00
⑫	支承取替設計	0.00
⑬	検査路設置設計	0.00

健全度50点以上の橋梁を基本に歩掛を設定しているため、50点未満の橋梁の場合は次の式により補正係数(β)を乗じる。

$$\text{健全度50点未満橋梁に対する歩掛} = \text{共通歩掛} \times (1 + \beta)$$

なお、項目によって補正係数(β)が異なるため、十分に注意すること。

(7)橋梁耐震設計委託 共通歩掛

資料3-1

項目			主任技術者	理事・技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
①	現地踏査	1橋当り			1.0	1.0	1.0			
②	施工計画	1橋当り				2.0	2.0	1.5		
③	関係機関協議資料作成	1機関当り					2.0	2.0	2.0	
④	設計協議	1業務当り				2.0	5.0	3.0		業務着手時及び成果品納品時各1回、中間3回
⑤	上部工反力の計算(格子計算等による反力計算)	1橋当り	「設計業務等標準積算基準書」7-2-1及び7-2-2に示されているコンクリート橋と鋼橋の標準歩掛(設計図・数量計算は控除)×0.4							
⑥	下部工及び基礎工の復元設計	1橋当り	「設計業務等標準積算基準書」7-2-4橋台工、7-2-5橋脚工、7-2-7橋台基礎工、7-2-8橋脚基礎工の標準歩掛(設計図・数量計算は控除)×0.5							
⑦	耐震補強設計:RC橋脚									(類似構造物補正あり)
-1	重力式橋脚	1基当り			0.5	2.0	3.0	4.5	2.5	
-2	壁式橋脚(逆T式)	1基当り			0.5	2.0	5.5	5.0	3.0	
-3	柱式橋脚(2柱式)	1基当り			1.0	3.0	6.5	6.0	4.0	
-4	張出式橋脚	1基当り			0.4	3.2	6.8	6.7	3.1	
-5	ラーメン式橋脚(1層1径間)	1基当り			2.0	4.3	9.6	9.5	4.9	
-6	SRC橋脚(中空式橋脚)	1基当り			5.0	5.0	14.0	22.0	30.0	
⑧	耐震補強設計:鋼製橋脚									(類似構造物補正あり)
-1	柱式橋脚(張出式)	1基当り			0.6	4.6	10.1	9.9	5.1	
-2	ラーメン式橋脚(1層1径間)	1基当り			4.0	2.0	12.0	16.0	16.0	
⑨	現況耐震照査及び補強検討:橋脚基礎工									(類似構造物補正あり)
-1	既製杭(鋼管杭・RC杭・PHC杭)	1基当り			2.0	2.0	2.0	4.5	3.5	
-2	場所打杭(深礎杭を除く)	1基当り		0.4	1.6	1.6	2.3	6.8	3.8	
-3	深礎杭	1基当り			2.0	1.0	6.0	9.0	10.0	
-4	井筒	1基当り	1.0	1.0	5.0	6.0	9.5	12.0	6.0	
-5	鋼管矢板ウエル	1基当り	1.0	1.5	4.5	5.0	10.0	15.0	9.0	
-6	ニューマチックケーソン	1基当り	1.0	2.0	5.0	7.5	11.5	14.0	6.5	
⑩	現況耐震照査及び補強検討:橋台基礎工									(類似構造物補正あり)
-1	既製杭(鋼管杭・RC杭・PHC杭)	1基当り		0.5	2.0	2.0	2.4	5.1	3.2	
-2	場所打杭(深礎杭を除く)	1基当り		0.5	2.0	2.0	2.5	6.5	4.5	
-3	深礎杭	1基当り	1.5	1.5	3.0	2.5	5.5	9.5	3.0	
⑪	耐震補強設計:落橋防止システム工									(上部工形式・橋台補正あり)
-1	RC橋(RC桁橋)	1支承線当り			0.5	3.0	5.5	5.5	3.5	
-2	PC橋(PC桁橋・PC箱桁橋)	1支承線当り			0.5	4.0	8.0	4.5	4.0	
-3	鋼橋(鈑桁橋)	1支承線当り			2.0	3.5	6.0	8.0	5.5	
⑫	耐震補強設計:動的解析	1橋当り			4.0	8.0	9.0	8.5		全径間数3の場合(径間補正あり)
⑬	加速度応答スペクトルの作成	1波当り		1.0	2.0	4.0	5.0			(照査補正あり)

(別紙)

1) 耐震補強設計：共通

① 現地踏査 (1橋当り)

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
現地踏査			1.0	1.0	1.0				

② 施工計画 (1橋当り)

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
施工計画				2.0	2.0	1.5			

③ 関係機関との協議資料作成 (1機関当り)

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
関係機関との協議試料作成					2.0	2.0	2.0		

④ 設計協議 (1業務当り)

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
着手時				1.0	1.0				
中間時					3.0	3.0			
成果品納入時				1.0	1.0				
人				2.0	5.0	3.0			

⑤ 上部工反力の計算（格子計算等による反力計算）

- 格子計算等を実施し、上部工の反力計算を行う場合は、「設計業務等標準積算基準書」の7-2-1及び7-2-2に示されるコンクリート橋と鋼橋の標準歩掛（設計図及び数量計算に係る人工数は控除）に対して、一律の係数 α を乗じることとする。

$\alpha =$	0.4
------------	-----

⑥ 下部工及び基礎工の復元設計（必要な場合に実施）

- 下部工や基礎工の復元設計が必要となる場合は、「設計業務等標準積算基準書」の7-2-4橋台工、7-2-5橋脚工、7-2-7橋台基礎工、7-2-8橋脚基礎工の標準歩掛（設計図及び数量計算に係る人工数は控除）に対して、一律の係数 β を乗じることとする。

$\beta =$	0.5
-----------	-----

2) 耐震補強設計：橋脚工

〔R C橋脚〕

①重力式橋脚

(1基当り)

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画			0.5	1.0					
設計計算					1.0	2.0			
設計図					1.0	1.0	1.5		
数量計算						1.0	1.0		
照査				1.0					
報告書作成					1.0	0.5			
合計			0.5	2.0	3.0	4.5	2.5		

②壁式橋脚（逆T式）

(1基当り)

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画			0.5	1.0					
設計計算					1.5	2.0			
設計図					1.5	1.0	1.5		
数量計算						1.5	1.5		
照査				1.0	1.5				
報告書作成					1.0	0.5			
合計			0.5	2.0	5.5	5.0	3.0		

③柱式橋脚（2柱式）

(1基当り)

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画			1.0	1.0					
設計計算					2.5	2.0			
設計図					1.0	2.5	2.5		
数量計算						1.5	1.5		
照査				1.0	1.5				
報告書作成				1.0	1.5				
合計			1.0	3.0	6.5	6.0	4.0		

④張出式橋脚

(1基当り)

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画			0.4	1.2					
設計計算					2.0	3.2			
設計図					1.2	1.5	1.5		
数量計算					1.2	2.0	1.6		
照査				1.2	1.2				
報告書作成				0.8	1.2				
合計			0.4	3.2	6.8	6.7	3.1		

⑤ラーメン式橋脚（1層1径間）

(1基当り)

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画			1.0	1.0					
設計計算				1.8	2.5	3.5			
設計図					2.8	3.2	3.5		
数量計算					1.8	1.8	1.4		
照査			1.0	1.0	1.0				
報告書作成				0.5	1.5	1.0			
合計			2.0	4.3	9.6	9.5	4.9		

⑥SRC橋脚（中空式橋脚）

（1基当り）

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画			3.0	3.0					
設計計算					3.0	6.0	12.0		
設計図					5.0	10.0	10.0		
数量計算					4.0	4.0	8.0		
照査			2.0	2.0					
報告書作成					2.0	2.0			
合計			5.0	5.0	14.0	22.0	30.0		

〔鋼製橋脚〕

⑦柱式橋脚（張出式）

（1基当り）

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画			0.6	1.8					
設計計算					2.8	4.3			
設計図					2.5	3.1	3.1		
数量計算					1.6	2.5	2.0		
照査				1.8	1.8				
報告書作成				1.0	1.4				
合計			0.6	4.6	10.1	9.9	5.1		

⑧ラーメン式橋脚（1層1径間）

（1基当り）

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画			2.0	2.0					
設計計算					3.0	6.0	6.0		
設計図					3.0	4.0	6.0		
数量計算					4.0	4.0	4.0		
照査			2.0						
報告書作成					2.0	2.0			
合計			4.0	2.0	12.0	16.0	16.0		

※類似構造物などによる補正等の考え方

基本的に「設計業務等標準積算基準書」7-2-6標準歩掛の補正（橋梁下部工）に示される考え方と同一とする。

- ① 類似構造物の場合は、「標準歩掛」の70%を計上する。
- ② 類似構造物の補正は次式による。

$$\text{歩掛} = \text{標準歩掛} \times (0.3 + 0.7 \times n) \quad n : \text{基数（基本構造物 + 類似構造物）}$$

注1）橋脚工の躯体幅・高さが変化しても構造形式が同一である場合は類似構造物とする。

注2）上部工反力及び、橋脚工の躯体幅、高さが同一で、構造形式も全て同一の場合は1基分のみ計上する。

3) 現況耐震照査及び補強検討：基礎工

〔橋脚基礎工〕

①既製杭（鋼管杭・R C 杭・P H C 杭）

（1基当り）

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画			1.0	1.0					
設計計算					1.0	1.5			
設計図						1.5	2.5		
数量計算						0.5	1.0		
照査			1.0	1.0					
報告書作成					1.0	1.0			
合計			2.0	2.0	2.0	4.5	3.5		

②場所打杭（深礎杭を除く）

（1基当り）

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画		0.4	0.8	0.8					
設計計算					1.5	2.6			
設計図						1.9	1.9		
数量計算						1.5	1.9		
照査			0.8	0.8					
報告書作成					0.8	0.8			
合計		0.4	1.6	1.6	2.3	6.8	3.8		

③深礎杭

（1基当り）

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画			1.0	1.0					
設計計算					2.0	3.0	3.0		
設計図					2.0	2.0	3.0		
数量計算						2.0	4.0		
照査			1.0						
報告書作成					2.0	2.0			
合計			2.0	1.0	6.0	9.0	10.0		

④井筒

（1基当り）

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画	1.0	1.0	2.0	1.5					
設計計算			2.0	3.0	4.5	5.5			
設計図					3.0	3.0	3.0		
数量計算						1.5	3.0		
照査			1.0	1.5					
報告書作成					2.0	2.0			
合計	1.0	1.0	5.0	6.0	9.5	12.0	6.0		

⑤鋼管矢板ウェル

（1基当り）

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画	1.0	1.0	2.0	1.5					
設計計算			1.5	2.0	3.5	4.5			
設計図					3.5	5.0	6.0		
数量計算					1.0	2.5	3.0		
照査		0.5	1.0	1.5					
報告書作成					2.0	3.0			
合計	1.0	1.5	4.5	5.0	10.0	15.0	9.0		

⑥ニューマチックケーソン

(1基当り)

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画	1.0	1.0	2.0	2.0					
設計計算			2.0	4.0	5.0	6.0			
設計図					3.5	3.5	3.5		
数量計算						2.0	3.0		
照査		1.0	1.0	1.5					
報告書作成					3.0	2.5			
合計	1.0	2.0	5.0	7.5	11.5	14.0	6.5		

〔橋台基礎工〕

①既製杭（鋼管杭・R C 杭・P H C 杭）

(1基当り)

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画		0.5	1.0	1.0					
設計計算					1.4	1.4			
設計図						1.8	2.3		
数量計算						0.9	0.9		
照査			1.0	1.0					
報告書作成					1.0	1.0			
合計		0.5	2.0	2.0	2.4	5.1	3.2		

②場所打杭（深礎杭を除く）

(1基当り)

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画		0.5	1.0	1.0					
設計計算					1.5	2.5			
設計図						1.5	2.0		
数量計算						1.5	2.5		
照査			1.0	1.0					
報告書作成					1.0	1.0			
合計		0.5	2.0	2.0	2.5	6.5	4.5		

③深礎杭

(1基当り)

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画	1.5	1.5	1.5						
設計計算				1.5	2.0	2.0			
設計図					1.0	2.0	1.0		
数量計算						1.5	2.0		
照査			1.5	1.0					
報告書作成					2.5	4.0			
合計	1.5	1.5	3.0	2.5	5.5	9.5	3.0		

※類似構造物などによる補正等の考え方

基本的に「設計業務等標準積算基準書」7-2-9標準歩掛の補正（基礎工）に示される考え方と同一とする。

- ① 類似構造物の場合は、「標準歩掛」の70%を計上する。
- ② 類似構造物の補正は次式による。

$$\text{歩掛} = \text{標準歩掛} \times (0.3 + 0.7 \times n)$$

n : 基数（基本構造物 + 類似構造物）

- 注1) 下部工の構造形式（重力式、逆T式、柱式等）が異なる場合、または、杭種、杭径が異なる場合は、それぞれ1基分として計上する。
- 注2) 下部工の躯体幅、高さは変わるが、構造形式が同一で、杭種、杭径が同一の場合は類似構造物とする。
- 注3) 下部工の躯体幅、高さ、構造形式が同一で、杭種、杭径も全て同一の場合は1基分のみ計上する。

4) 耐震補強設計：落橋防止システム工

① R C 橋 (R C 桁橋) (1支承線当り)

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画			0.5	1.0	1.0				
設計計算				0.5	1.0	1.0			
設計図					1.5	3.0	2.5		
数量計算						1.5	1.0		
照査				0.5	1.0				
報告書作成				1.0	1.0				
合計			0.5	3.0	5.5	5.5	3.5		

② P C 橋 (P C 桁橋・P C 箱桁橋) (1支承線当り)

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画			0.5	2.0	2.0	0.5			
設計計算				0.5	2.0				
設計図					0.5	1.0	2.5		
数量計算						1.0	1.5		
照査				1.5	2.0				
報告書作成					1.5	2.0			
合計			0.5	4.0	8.0	4.5	4.0		

③ 鋼橋 (鈑桁橋) (1支承線当り)

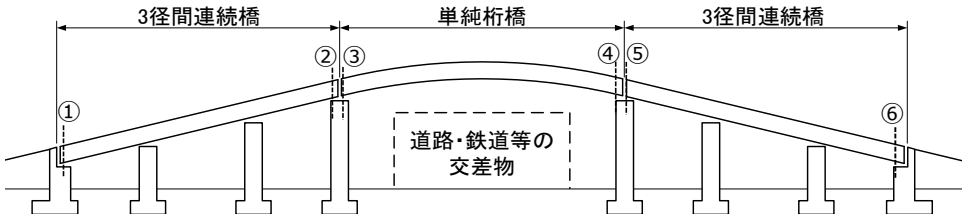
職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画			1.0	1.5	1.5				
設計計算				1.0	3.0	3.5			
設計図					1.0	3.0	4.0		
数量計算						1.0	1.5		
照査			1.0	1.0					
報告書作成					0.5	0.5			
合計			2.0	3.5	6.0	8.0	5.5		

※形式補正係数 (a)
上部工形式に応じて、補正係数aを乗じる (歩掛＝標準歩掛×a)
・ a：形式補正係数

① R C 橋		② P C 橋		③ 鋼橋	
形式	a	形式	a	形式	a
R C 桁橋	1.0	P C 桁橋 P C 箱桁橋	1.0	鈑桁橋	1.0
R C 床版橋	0.9	P C 床版橋	0.8	箱桁橋	1.1

※橋台工補正係数
橋台の場合は、補正係数βを乗じる (歩掛＝標準歩掛×a×β)
・ β：橋台工の場合の補正係数
γ＝ 0.7

落橋防止システム工の歩掛は1支承線当りである。
例えば、下図のような橋梁で桁端部で落橋防止システム工の設計が必要な場合は6支承線となる。仮に①と⑥、②と⑤が反力等が同じで、同一の設計となるのであれば、① (⑥) ・ ② (⑤) ・ ③・④の4支承線となる。また、中間橋脚で落橋防止システム工の設計が必要であれば、計上する。



5) 耐震補強設計：動的解析

①全径間数3の場合

(1橋梁当り)

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画			1.0	1.0					
設計計算			2.5	6.0	8.5	8.5			
照査			0.5	0.5					
報告書作成				0.5	0.5				
合計			4.0	8.0	9.0	8.5			

動的解析の上記標準歩掛（径間数3）の補正は、径間数および解析対象とする方向（橋軸方向、橋軸直角方向）によるものとする。

$$\text{歩掛} = \text{標準歩掛} \times \alpha \times \beta$$

・ α ：径間数補正係数

全径間数	α
2	0.90
4	1.05
5	1.20
6	1.25
7	1.35
8	1.40

注) 動的解析の9径間以上の補正値は、特殊橋梁扱とし、その都度見積を徴収する。

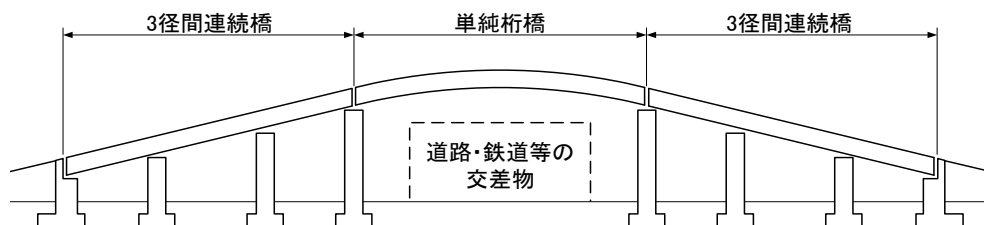
・ β ：方向数補正係数（橋軸方向に加え橋軸直角方向の動的解析を必要とする場合等）

$\beta =$	1.3
-----------	-----

なお、ここでの径間数とは、動的解析の対象とする橋梁の全径間数のことである。

例えば、下図のように隣接橋梁の影響も考慮し、連続高架橋3橋分を対象に動的解析を行う場合の径間数は7とする。

一方、起点側の1橋の3径間連続橋のみを対象に動的解析を行う場合の径間数は3とする。



6) 南海トラフ地震動による耐震補強設計が必要な場合

①1次元のSHAKEによる地震動波形と加速度応答スペクトルの作成

(1波当り)

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
地震動波形・ 加速度応答スペクトル		1.0	2.0	4.0	5.0				

・ α ：静的照査に対する標準歩掛の補正係数

$\alpha =$	1.1
------------	-----

$$\text{歩掛} = \text{標準歩掛(橋脚工(RC橋脚))①～⑥} \times \alpha$$

・ β ：動的照査に対する標準歩掛の補正係数

$\beta =$	1.2
-----------	-----

$$\text{歩掛} = \text{標準歩掛(橋脚工(鋼製橋脚))⑦～⑧,動的解析)} \times \beta$$

②④大阪モノレール鋼軌道桁等詳細設計標準歩掛

1. 適用範囲

本歩掛は、大阪モノレール延伸事業（門真市駅から（仮称）瓜生堂駅）を対象とし、鋼軌道桁、モノレール橋、分岐橋を大阪モノレール構造物設計指針（平成 30 年 7 月大阪府都市整備部）等により設計するもので、支承、伸縮装置、落橋防止装置の設計を含む場合に適用する。

また、架設計画（トラック（クローラ）クレーンによる直接架設で、かつ支保工の必要のない簡易な架設）は含まれる。

2. 業務内容

（１）設計計画

現地確認、必要な資料の収集・整理等を行い、業務概要・実施方針・業務工程・業務組織計画・打合せ計画・成果物の内容、部数・使用する主な図書及び基準・連絡体制（緊急時含む）等の事項について業務計画書を作成する。荷重（添架重量含む）条件等設計施工上の基本的条件を確認し、当該設計用に整理を行う。

（２）設計計算

現地への搬入条件及び架設条件を考慮し、上部工については、軌道桁本体、支承、伸縮装置、落橋防止装置の詳細設計を行う。

設計計算に用いる作用及び制限値については大阪モノレール構造物設計指針（平成 30 年 7 月大阪府都市整備部）に準拠すること。

架設工については、架設中の本体構造物、架設設備の応力計算を行い、架設機械及び材料の種類、規格、寸法等を決定する。

（３）設計図

橋梁位置図、一般図、線形図、構造一般図、構造詳細図、支承、伸縮装置、落橋防止装置、架設計画図等の詳細設計図の作成を行う。

（４）数量計算書

決定した構造物の詳細形状に対して、工種毎に数量算出要領に基づき数量の算出を行う。

（５）照査

- ① 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。
- ② 一般図を基に支柱位置、径間割り、支承条件と整合が適切にとられているかの確認を行う。また、地下埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。
- ③ 設計方針及び設計手法が適切であるか照査を行う。また、架設工法と施工法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。
- ④ 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(6) 報告書作成

設計業務の成果として、設計業務成果概要書・設計計算書等・仮設図面・数量計算書・概算工事費・施工計画書・現地踏査結果等について作成する。

3. 標準歩掛

本歩掛は、基準長の場合であり、他の橋長の場合は補正を行うものとする。なお、疲労設計は歩掛に含まれるものとする。

電子計算機使用料は、直接経費として歩掛の2%を計上する。

(1) 単純鋼軌道桁（基準長 40m）

（1 橋当たり）

	直接人件費						
	主任技 術者	技師長	主任技 師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
設計計画		1.5	1.5	3.0			
設計計算			4.5	11.5	43.0	33.0	6.0
設計図					17.0	18.0	23.0
数量計算					8.5	9.0	10.0
照査		1.5	2.5	6.5	6.0	7.0	
報告書作成				1.0	1.0	1.0	
合計		3.0	8.5	22.0	75.5	68.0	39.0

(2) 2 径間連続鋼軌道桁（基準長 100m）

（1 橋当たり）

	直接人件費						
	主任技 術者	技師長	主任技 師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
設計計画	2.0	2.0	3.0	6.0			
設計計算			6.0	20.5	60.5	39.0	9.0
設計図					13.0	24.0	52.0
数量計算					7.5	8.5	16.5
照査		2.0	4.6	10.5	8.5	8.2	
報告書作成			1.0	0.5	0.5	1.0	
合計	2.0	4.0	14.6	37.5	90.0	80.7	77.5

(3) 3 径間連続鋼軌道桁 (基準長 150m)

(1 橋当たり)

	直接人件費						
	主任技 術者	技師長	主任技 師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
設計計画	3.0	3.0	4.0	7.5			
設計計算			8.0	25.0	66.0	44.0	9.0
設計図					18.0	33.0	70.5
数量計算					10.0	12.0	22.5
照査		3.0	5.5	11.5	11.5	11.0	
報告書作成			1.5	0.5	0.5	1.5	
合計	3.0	6.0	19.0	44.5	106.0	101.5	102.0

(4) 4 径間連続鋼軌道桁 (基準長 180m)

(1 橋当たり)

	直接人件費						
	主任技 術者	技師長	主任技 師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
設計計画	3.0	3.0	4.5	8.5			
設計計算			9.0	28.0	69.5	46.5	9.0
設計図					20.0	37.5	80.0
数量計算					11.5	13.0	25.5
照査		3.0	6.0	12.0	13.0	13.0	
報告書作成			1.5	0.5	0.5	1.5	
合計	3.0	6.0	21.0	49.0	114.5	111.5	114.5

(5) 2 径間連続単線鋼軌道桁 (66m)

(1 橋当たり)

	直接人件費						
	主任技 術者	技師長	主任技 師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
設計計画	1.5	1.5	2.0	4.0			
設計計算			4.0	15.0	47.0	30.0	7.0
設計図					9.0	17.0	36.5
数量計算					5.0	6.0	12.0
照査		1.5	3.5	8.0	6.0	6.0	
報告書作成			0.5	0.5	0.5	0.5	
合計	1.5	3.0	10.0	27.5	67.5	59.5	55.5

(6) モノレール橋 (90m)

(1橋当たり)

	直接人件費						
	主任技 術者	技師長	主任技 師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
設計計画		0.5	0.5	1.5			
設計計算			3.0	8.0	37.0	26.0	6.0
設計図					10.0	12.5	13.0
数量計算					6.0	6.0	8.0
照査		1.0	2.0	6.0	4.0	4.0	
報告書作成				0.5	0.5	0.5	
合計		1.5	5.5	16.0	57.5	49.0	27.0

(7) 分岐橋 (92m)

(1橋当たり)

	直接人件費						
	主任技 術者	技師長	主任技 師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
設計計画		1.5	2.0	4.0			
設計計算			6.5	18.5	63.0	47.0	9.0
設計図					19.5	21.5	27.0
数量計算					10.0	11.0	14.0
照査		1.5	3.0	10.0	7.0	8.0	
報告書作成			0.5	0.5	0.5	0.5	
合計		3.0	12.0	33.0	100.0	88.0	50.0

(8) 分岐橋 (22m)

(1橋当たり)

	直接人件費						
	主任技 術者	技師長	主任技 師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
設計計画		0.5	0.5	1.0			
設計計算			1.0	6.5	36.0	23.0	7.0
設計図					4.0	5.0	7.5
数量計算					2.0	3.0	7.0
照査			2.5	6.5	2.0	2.5	
報告書作成				0.5	0.5	1.0	
合計		0.5	4.0	14.5	44.5	34.5	21.5

4. 標準歩掛の補正

(1) 橋長が変化する場合は、下記のとおり補正する。

橋種	基準長	橋長補正
単純鋼軌桁	40m	L/40
2径間連続鋼軌道桁	100m	L/100
3径間連続鋼軌道桁	150m	L/150
4径間連続鋼軌道桁	180m	L/180

L：橋長

(2) 曲線形の場合は、標準歩掛に 80%を加算する。

$$* \text{標準歩掛} \times (1 + 80/100)$$

※計算例

2径間連続鋼軌道桁（橋長 120m 曲線あり）の場合

$$* \text{標準歩掛} \times \left(\frac{120}{100} + \frac{80}{100} \right)$$

《橋長補正》 《曲線補正》

5. 架設計画

(1) 送り出し工法、トラベラクレーン工法

本歩掛は、送り出し工法、トラベラクレーン工法による鋼軌道桁の架設計画及び架設工設計に適用する。

(1工法当たり)

	直接人件費						
	主任技 術者	技師長	主任技 師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
設計計画			1.0	3.0			
設計計算				1.5	2.0	3.0	
設計図					3.0	3.5	
数量計算						1.5	
照査				1.0	1.5	1.0	
報告書作成					2.5	2.5	
合計			1.0	5.5	9.0	11.5	

(2) 多軸輸送台車による架設工法

本歩掛は、多軸輸送台車による鋼軌道桁の架設計画及び架設工設計に適用する。

(1工法当たり)

	直接人件費						
	主任技 術者	技師長	主任技 師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
設計計画			1.0	2.5			
設計計算				1.5	2.0	2.0	
設計図					2.5	2.5	
数量計算						1.5	
照査				1.0	1.0	0.5	
報告書作成					2.0	2.0	
合計			1.0	5.0	7.5	8.5	

㊤ 用地買収後の境界確定図作成

1 用地買収後の境界確定図(長尺図)作成

※現況実測図・用地平面図を基に、幅杭線と用地境界線を記入した現況実測図(長尺図)を作成するものとする。 縮尺 1:500、測線 1km 当りとする。

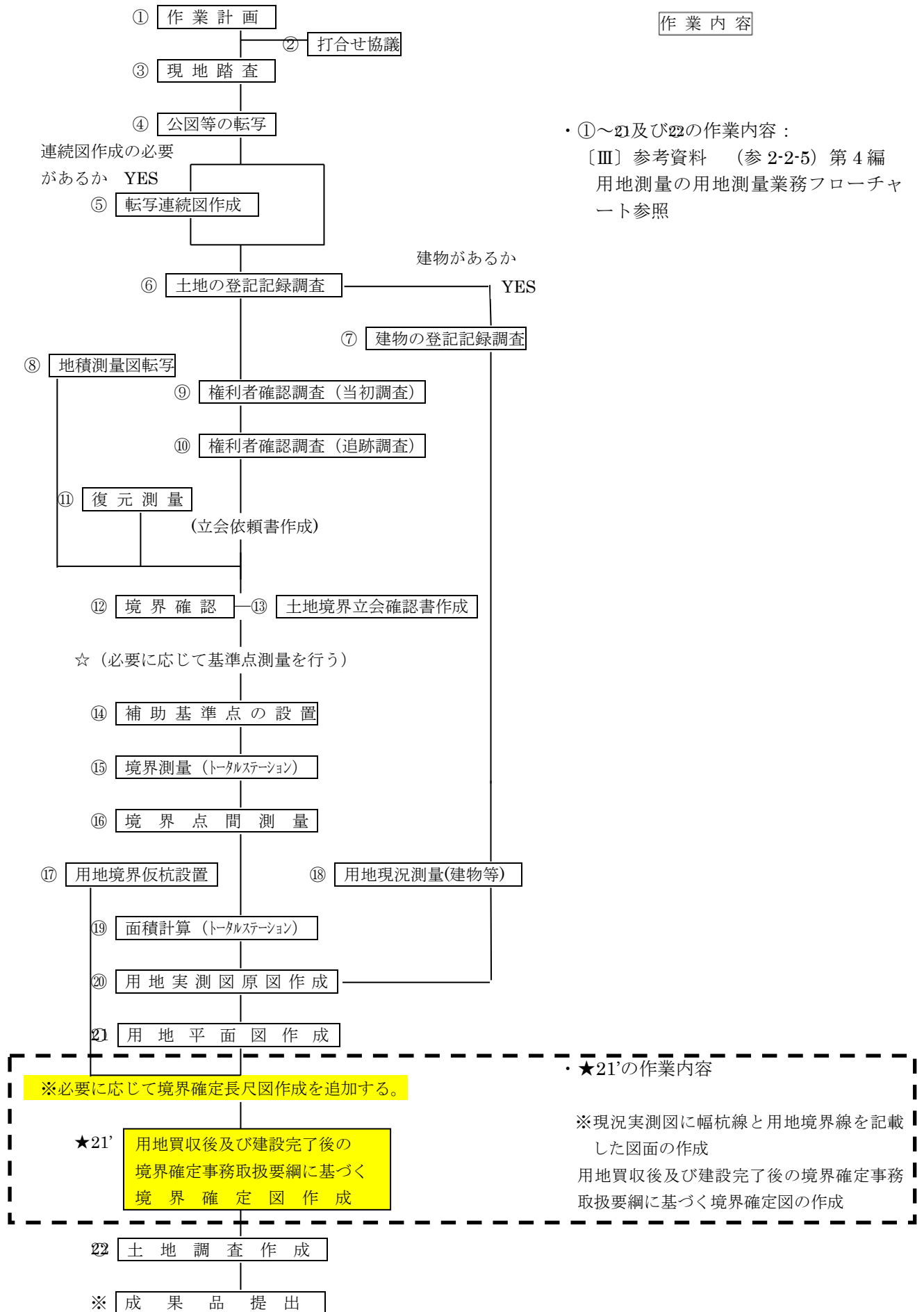
作業工程及び 標準作業量	所 要 日 数					内外業の別	編 成					延 人 日 数					機 械 経 費 の 構 成				通信運搬費等 の 構 成		材 料 費 の 構 成							
	測量主任技	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	測量主任技	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計	名 称	規 格	単 位	数 量	項 目	備 考	品名	規 格	単 位	数 量	摘 要		
公共用地境界確定図 長尺図作成 1km 当り (縮尺 1:500)			1.0	3.0	内			1	1				1.0	3.0	4.0								雑品		式	1				
																各 費 目 の 直 接 人 件 費 に 対 す る 割 合														
																費 目		割 合		費目		割合		費目		割合		摘 要		
																機 械 経 費		0.0%		通 信 運 搬 費 等		0.0%		材料費		1.0%				

2 用地買収後の境界確定図作成

※現況実測図(長尺図、縮尺 1:500)を基に押印枠、図面名称、別途作成した横断図面等境界確定手続きの際の協議図面として必要となる事項を記入し、各地権者毎に適当な縮尺(1:250以上)に図上で拡大するものとする。 縮尺 1:250 以上、10 件当りとする。

作業工程及び 標準作業量	所要日数					内外業の別	編成					延人日数					機械経費の構成				通信運搬費等の 構成		材料費の構成						
	測量主任技	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	測量主任技	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計	名称	規格	単位	数量	項目	備考	品名	規格	単位	数量	摘要	
公共用地境界 確定図作成 10 件当り (縮尺 1:250 以上)			1.0	2.0	内			1	1				1.0	2.0	3.0								雑品		式	1			
																各費目の直接人件費に対する割合													
																費目		割合		費目		割合		費目		割合		摘要	
																機 械 経 費		0.0%		通 信 運 搬 費 等		0.0%		材 料 費		1.0%			

○用地境界確定協議を含む用地測量業務フローチャート



㊼境界標（プレート）及び境界杭設置

1. 境界標（プレート）埋込みタイプ W40～50mm×t10mm，30～50mm ピン付き

名称・規格	内業	外業	計	単 位	摘 要
人件費等					
測量技師補	0.5	1.3	1.8	人	A
測量助手	0.5	1.8	2.3	人	B
測量補助員	-	2.8	2.8	人	C
人件費等計					$D = A + B + C$
境界プレート			100	枚	
材料費（雑品）			16	%	Dに対する率分計上
機 械 経 費 （雑器具）			20	%	Dに対する率分計上
合 計					100 枚当たり
単 価					1 枚当たり

- （注） 1. 本歩掛の適用範囲は、既設のコンクリート構造物又はアスファルト舗装部分等へ埋込み設置するタイプとし、カッター・ハツリ・削孔・清掃及び復旧作業を含むものとする。
2. 設置前後に引照点による点検を実施するものとする。
3. 精度管理については、境界点間測量において実施するので、精度管理費係数の対象外とする。
4. 材料費（雑品）には、モルタル（セメント・砂・水）、ガソリン等を含むものとする。
5. 機械経費（雑器具）には、ライトバン、発動発電機、グラインダーカッター、ハンマードリル等の損料等を含むものとする。
6. 安全費は必要に応じて別途計上するものとする。

2. 境界標（プレート）埋込みタイプ W60～70mm×t10mm , 30～50mm ピン付き

名称・規格	内業	外業	計	単 位	摘 要
人件費等					
測量技師補	0.5	1.5	2.0	人	A
測量助手	0.5	2.0	2.5	人	B
測量補助員	-	3.1	3.1	人	C
人件費等計					$D = A + B + C$
境界プレート			100	枚	
材料費（雑品）			15	%	Dに対する率分計上
機 械 経 費 （雑器具）			20	%	Dに対する率分計上
合 計					100 枚当たり
単 価					1 枚当たり

- （注） 1. 本歩掛の適用範囲は、既設のコンクリート構造物又はアスファルト舗装部分等へ埋込み設置するタイプとし、カッター・ハツリ・削孔・清掃及び復旧作業を含むものとする。
2. 設置前後に引照点による点検を実施するものとする。
3. 精度管理については、境界点間測量において実施するので、精度管理費係数の対象外とする。
4. 材料費（雑品）には、モルタル（セメント・砂・水）、ガソリン等を含むものとする。
5. 機械経費（雑器具）には、ライトバン、発動発電機、グラインダーカッター、ハンマードリル等の損料等を含むものとする。
6. 安全費は必要に応じて別途計上するものとする。

3. 境界標（プレート）バリアフリータイプ W50mm×50mm×t5mm , 140mm ピン付き

名称・規格	内業	外業	計	単 位	摘 要
人件費等					
測量技師補	0.5	1.1	1.6	人	A
測量助手	0.5	1.7	2.2	人	B
測量補助員	-	2.5	2.5	人	C
人件費等計					$D = A + B + C$
境界プレート			100	枚	
材料費（雑品）			18	%	Dに対する率分計上
機 械 経 費 （雑器具）			22	%	Dに対する率分計上
合 計					100 枚当たり
単 価					1 枚当たり

- （注） 1. 本歩掛の適用範囲は、既設のコンクリート構造物又はアスファルト舗装部分等へプレート本体の埋込みは行わずに設置するタイプとし、ピン付きのため、削孔・清掃を含むものとする。
2. 設置前後に引照点による点検を実施するものとする。
3. 精度管理については、境界点間測量において実施するので、精度管理費係数の対象外とする。
4. 材料費（雑品）には、モルタル（セメント・砂・水）、ガソリン等を含むものとする。
5. 機械経費（雑器具）には、ライトバン、発動発電機、グラインダーカッター、ハンマードリル等の損料等を含むものとする。
6. 安全費は必要に応じて別途計上するものとする。

4. 境界標（プレート）貼付けタイプ W50mm×50mm×t5mm ピンなし

名称・規格	内業	外業	計	単 位	摘 要
人件費等					
測量技師補	0.5	0.5	1.0	人	A
測量助手	0.5	1.0	1.5	人	B
測量補助員	-	1.8	1.8	人	C
人件費等計					$D = A + B + C$
境界プレート			100	枚	
材料費（雑品）			2	%	Dに対する率分計上
機械経費 （雑器具）			2	%	Dに対する率分計上
合 計					100 枚当たり
単 価					1 枚当たり

- （注） 1. 本歩掛の適用範囲は、既設のコンクリート構造物又はアスファルト舗装部分等へプレート本体の埋込みは行わずに貼付により設置するタイプのものとする。
2. 設置前後に引照点による点検を実施するものとする。
3. 精度管理については、境界点間測量において実施するので、精度管理費係数の対象外とする。
4. 材料費（雑品）には、ボンド、ガソリン等を含むものとする。
5. 機械経費（雑器具）には、ライトバン、発動発電機、ハンマードリル等の損料等を含むものとする。
6. 安全費は必要に応じて別途計上するものとする。

5. 境界杭 コンクリート杭 □9×9×h60cm 根巻C o □30×30×h25cm

名称・規格	内業	外業	計	単 位	摘 要
人件費等					
測量技師補	0.5	0.4	0.9	人	A
測量助手	0.5	0.4	0.9	人	B
測量補助員	-	1.4	1.4	人	C
人件費等計					$D = A + B + C$
境界杭			10	本	
材料費(雑品)			9	%	Dに対する率分計上
機械経費 (雑器具)			8	%	Dに対する率分計上
合 計					10 本当たり
単 価					1 本当たり

- (注) 1. 本歩掛の適用範囲は、コンクリート杭を設置する場合とし、床掘・埋戻し・根巻きコンクリートの設置等を含むものとする。
2. 設置前後に引照点による点検を実施するものとする。
3. 精度管理については、境界点間測量において実施するので、精度管理費係数の対象外とする。
4. 材料費(雑品)には、基礎ブロック、コンクリート、モルタル(セメント・砂・水)、ガソリン等を含むものとする。
5. 機械経費(雑器具)には、ライトバン、発動発電機、削岩機等の損料等を含むものとする。
6. 安全費は必要に応じて別途計上するものとする。

6. 境界杭 コンクリート杭 □12×12×h80cm 根巻C o □30×30×h25cm

名称・規格	内業	外業	計	単 位	摘 要
人件費等					
測量技師補	0.5	0.5	1.0	人	A
測量助手	0.5	0.8	1.3	人	B
測量補助員	-	1.8	1.8	人	C
人件費等計					$D = A + B + C$
境界杭			10	本	
材料費(雑品)			8	%	Dに対する率分計上
機械経費 (雑器具)			9	%	Dに対する率分計上
合 計					10 本当たり
単 価					1 本当たり

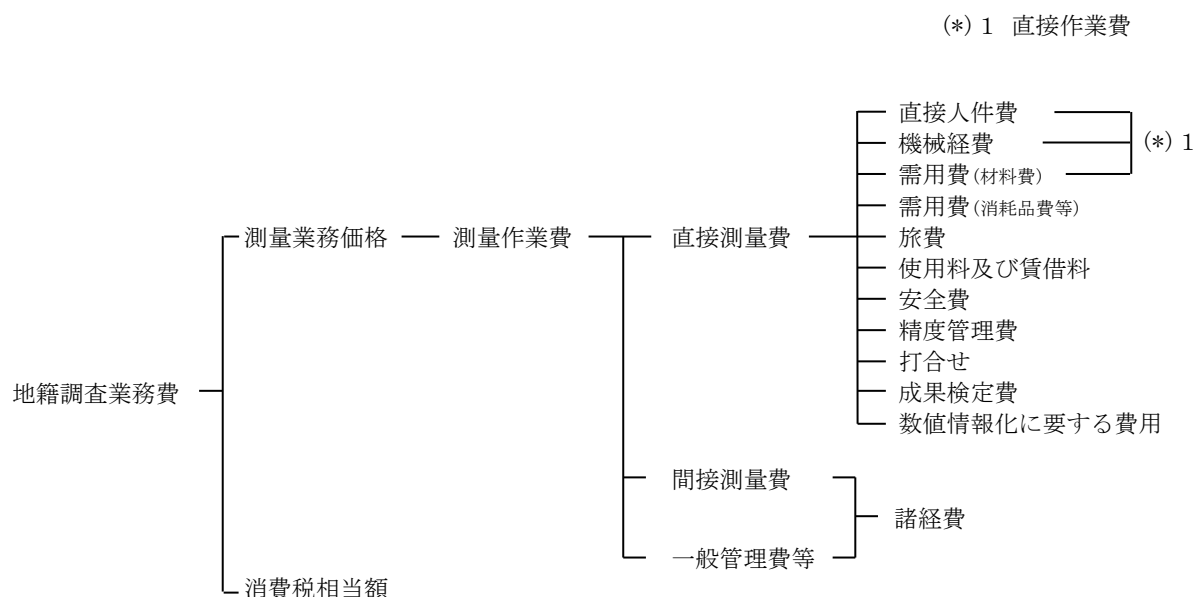
- (注) 1. 本歩掛の適用範囲は、コンクリート杭を設置する場合とし、床掘・埋戻し・根巻きコンクリートの設置等を含むものとする。
2. 設置前後に引照点による点検を実施するものとする。
3. 精度管理については、境界点間測量において実施するので、精度管理費係数の対象外とする。
4. 材料費(雑品)には、基礎ブロック、コンクリート、モルタル(セメント・砂・水)、ガソリン等を含むものとする。
5. 機械経費(雑器具)には、ライトバン、発動発電機、削岩機等の損料等を含むものとする。
6. 安全費は必要に応じて別途計上するものとする。

②地籍調査事業

適用の範囲

この積算基準は、大阪府都市整備部が発注する地籍調査事業及び地籍調査事業（街区境界調査）に適用する。

（１）業務費の構成



（２）算定方法

地籍調査業務費は次式により算定する。

地籍調査業務費＝（測量業務価格）＋（消費税相当額）

＝（測量業務価格）× { 1 + (消費税率) }

測量業務価格＝（直接測量費）＋（間接測量費）＋（一般管理費等）

＝（直接測量費）＋（諸経費）

＝ { （直接測量費）－（成果検定費） } × { 1 + (諸経费率) } + (成果検定費)

（３）地籍調査業務費

１）直接測量費

直接測量費は、次の各項目について計上する。

①－１ 直接人件費

外注作業を実施するために必要な技術者及び労務者等の費用は作業歩掛を用いて算定する。

①－２ 機械経費

測量作業を実施するのに必要な機械経費は、機械の損料及び雑器具費とする。雑器具費は直接人件費、機械の損料及び需用費（材料費）の 0.5 % 以内とする。但し、FⅡ－１（街区境界調査は除く）及びFR工程は普通作業員を除く直接人件費の 3 % 以内とする。

①－３需用費（材料費）

外注作業を実施するために必要な原図等の費用は作業歩掛を用いて算定する。原図枚数は表１の標準枚数を参考とするものとする。雑品費は所用材料費の０．５％以内とする。

表１ 標準枚数		枚/㎤
		縮 尺
用紙の規格	250	500
29.7cm×42cm(A3 版)	243	72
40cm×49.5cm	177	52

①－４需用費（消耗品費等）

外注作業を実施するために必要な作業用消耗品、通信運搬費、修繕費、伐採費及び補償費、倉敷料等の費用とし、FⅠ、FⅡ－１（街区境界調査）工程は直接作業費の５％を標準とし、E工程は直接作業費の３％以内、FⅡ－１（街区境界調査は除く）、FR工程は普通作業員を除く直接人件費の６％以内を標準とし、H工程は直接作業費の５％以内とする。

①－５旅費

外注作業を実施するのに必要な旅費及び交通費を算定する。

①－６使用料及び賃借料

外注作業を実施するために必要な基地の設置、または使用に要する使用料及び賃借料を積上げて算定する。

①－７安全費

ア．交通整理等に要する費用は次式により算定する。

$$\text{安全費} = (\text{直接作業費}) \times (\text{安全費率})$$

イ．安全費率は表２とする。

表２ 安全費率				
地域 場所	大市街Ⅱ	大市街Ⅰ	市街Ⅰ 市街Ⅱ	農Ⅰ、農Ⅱ 山Ⅰ、山Ⅱ
主として現道上	４．０％	３．５％	３．０％	２．５％

①－８精度管理費

測量の精度を確保するために行う検測、精度管理表の作成、機械器具等の検定等に要する費用である。

必要に応じて次式により算定する。

$$\text{精度管理費} = \{(\text{直接人件費}) + (\text{機械経費})\} \times (\text{精度管理費係数})$$

精度管理費係数は表３を参考とするものとする。

表3 精度管理費係数

対象工程	精度管理費係数
FⅠ、FⅡ－1（街区境界調査）工程	0.07
G工程	0.07

①－9 打合せ

作業打合せに必要な歩掛は表4を標準とする。

表4 作業打合せに必要な歩掛

（1業務当り）

打 合 せ 協 議	測量主任技師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	備 考
業 務 着 手 時	0.5	0.5		（対面）
中 間 打 合 せ	0.5		0.5	1回当たり（対面）
成 果 物 納 入 時	0.5	0.5		（対面）

ア．現場条件及び作業内容等により必要に応じ適宜増減することとする。

イ．旅行日数は別途加算する。

①－10 成果検定費

地籍測量成果を検定機関に委託する場合の費用である。

また、成果検定費は諸経费率算定の対象額としない。

①－11 数値情報化に要する費用

国土調査法第20条第1項の規定に基づき地籍調査の成果を電子データにより管轄登記所へ送付する際の数値情報化に要する費用である。

費用の算出にあたっては、公益社団法人全国国土調査協会発行の『地籍調査事業費積算基準書』による。

2) 諸経費

諸経費は「設計業務等標準積算基準書 測量業務積算基準」に準拠する。

3) 消費税相当額

消費税相当額は測量業務価格に消費税率をかけた金額とする。

（4）作業条件の変化に対する適用上の考え方

1) 調査の歩掛は調査地域の傾斜度及び毎筆の土地の形状等により大きく違うので、これらの諸条件を係数として表示する。

2) 地域条件が二つ以上になる場合は、計画区もそれぞれの条件毎に設定し、調査費の合算に諸経費等を計上するものとする。

3) 作業区分に変化率を適用した事業費算定式

各工程事業費 = 工程基準額 (円/ k m²) × 変化率

(変化率は小数点以下第3位を四捨五入のうえ小数点以下第2位止め)

作業歩掛表で別途計上としたFⅡ-2工程の原図枚数については、上記に加えて事業費とする。

原図枚数 = 標準枚数 × 実施面積

原図材料費 = 原図枚数 × 単価

4) 作業区分の変化率の算定方法

FⅡ-1 (街区境界調査は除く) 工程 = [1 + θ FⅡ-1] × 実施面積

G工程 = [γ G] × 実施面積

E工程 = [α E × γ E × δ E] × 実施面積

H1工程 = [γ H] × 実施面積

H3工程 = [γ H] × 実施面積

FⅠ工程 = [α FⅠ × β FⅠ × γ FⅠ × δ FⅠ × ε FⅠ] × 実施面積

FⅡ-1 (街区境界調査) 工程

= [α FⅡ-1 × β FⅡ-1 × γ FⅡ-1 × δ FⅡ-1 × ε FⅡ-1] × 実施面積

FR工程 (復元測量) = [1 + θ FR] × 実施面積

5) 変化率の各係数

各工程における調査地域の諸条件係数は以下の表5のとおり。

表5 諸条件係数

作業工程 \ 係数	傾斜区分	視通障害 ※	一筆地 平均面積	一筆形状	縮尺及び 精度	形状の 作業効率	地形区分
E工程	α E		γ E	δ E			
FⅠ工程	α FⅠ	β FⅠ	γ FⅠ	δ FⅠ	ε FⅠ		
FⅡ-1 工程 (街区境界調査は除く)							θ FⅡ-1
FⅡ-1 工程 (街区境界調査)	α FⅡ-1	β FⅡ-1	γ FⅡ-1	δ FⅡ-1	ε FⅡ-1		
G工程			γ G				
H工程 (H2は除く)			γ H				
FR工程 (復元測量)							θ FR

※FⅠ、FⅡ-1 (街区境界調査) 工程にてGNSS法 (キネマティック法、RTK法、ネットワーク型RTK法、単点観測法含む) を実施する場合は、β FⅠ、β FⅡ-1係数は乗じないものとする。

① α 係数

i. 普通 α 係数

$\alpha F I$ 、 $\alpha F II-1$ 及び αE の各係数は、計画区の傾斜区分ごとに歩掛増を考慮するもので、表 6 のとおりとする。

表 6 普通 α 係数

傾 斜 区 分	平均傾斜度	$\alpha F I \cdot \alpha F II-1$ 、 αE
平 坦 地	0 度以上 3 度未満	1. 0 0
緩 傾 斜 地	3 度以上 9 度未満	1. 1 5
中 傾 斜 地	9 度以上 2 0 度未満	1. 3 5
急傾斜地 (1)	2 0 度以上 2 8 度未満	1. 6 0
急傾斜地 (2)	2 8 度以上 3 5 度未満	1. 8 5
急 峻 地	3 5 度以上	2. 0 5

なお、傾斜区分の判定は、5 万分の 1 地形図又はそれ以上の大縮尺地形図上における平均傾斜度で行う。

ii. αF の増加特例

次のア、イ、ウ及びエの係数の加算は、計画区全体に適用するものでなく、該当部分の面積のみに適用する。また、市街地等を測量する場合は、段階工、防風林係数を市街地係数として該当部分に適用する。

ア. 段階工係数

段階工水田、段階工畑、果樹園、茶園及び桑園等の特殊地域が一団として 0. 1 km^2 以上存在する場合には、表 7 の係数（段階工係数）を $\alpha F I$ 及び $\alpha F II-1$ 係数に加算して当該部分の $\alpha F I$ 及び $\alpha F II-1$ 係数とすることができる。

表 7 段階工係数

傾 斜 区 分	段階工係数
平 坦 地	0. 5 0
緩 傾 斜 地	0. 5 8
中 傾 斜 地	0. 6 8
急傾斜地 (1)	0. 8 0
急傾斜地 (2)	0. 9 0
急 峻 地	1. 0 0

イ. 防風林係数

段階工みかん畑又は防風林が 3 0 % 以上混入している地域が一団として 0. 1 km^2 以上ある場合には、表 8 の防風林係数を $\alpha F I$ 及び $\alpha F II-1$ 係数に加算して当該部分の $\alpha F I$ 及び $\alpha F II-1$ 係数とすることができる。（ア. 段階工係数と合算できる。）

表 8 防風林係数

傾 斜 区 分	防 風 林 係 数		
	段階工みかん畑	防風林 30%以上 50%未満混入	同 50%以上 混入
平 坦 地	0.05	0.07	0.09
緩 傾 斜 地	0.10	0.13	0.16
中 傾 斜 地	0.15	0.20	0.23
急傾斜地(1)	0.22	0.27	0.30
急傾斜地(2)	0.28	0.33	0.38
急 峻 地	0.35	0.40	0.45

ウ. 崩土係数

地形図上に崩土記号等で示される地域で、作業上の支障が著しい場合については、表 9 の組合せにより得られる係数(崩土係数)の合計を当該地域の $\alpha F I$ 及び $\alpha F II-1$ 係数に加算して、当該部分の $\alpha F I$ 及び $\alpha F II-1$ 係数とすることができる。

表 9 崩土係数

比 高		幅		延 長		傾 斜	
区 分	係 数	区 分	係 数	区 分	係 数	区 分	係 数
30m 未満	0.05	100m 未満	0.05	千 m 未満	0.05	緩傾以下	0.10
" 以上	0.15	" 以上	0.10	" 以上	0.10	中傾以上	0.15

エ. 建物密集度係数

市街化区域内において、建ぺい率が60%以上かつ容積率が150%以上の地域において、次式により得られる係数を当該地域の $\alpha F I$ 及び $\alpha F II-1$ 係数に加算して、当該部分の $\alpha F I$ 及び $\alpha F II-1$ 係数とすることができる。ただし、建物密集度係数を適用する場合は、ア. 階段工係数、イ. 防風林係数、ウ. 崩土係数を適用しない。

$$\text{建物密集度係数} = (\text{建ぺい率}(\%)) \times (\text{容積率}(\%)) / 100,000$$

(計算例)

緩傾斜地で建ぺい率100%、容積率300%の地区の場合

$$\text{建物密集度係数} = 100 \times 300 / 100,000 = 0.3$$

$$\alpha F I \text{ 及び } \alpha F II-1 = \text{普通 } \alpha \text{ 係数} + \text{建物密集度係数}$$

$$= 1.15 + 0.3$$

$$= 1.45$$

iii. αE の増加特例(距離係数)

調査拠点から計画区の中心までの直線距離が表 10 の区分に該当するものは

表 10 の係数を αE 係数に加算して、当該計画区の αE 係数とすることができる。

表 10 αE の増加特例（距離係数）

距離区分 傾斜区分	区 分 I	区 分 II	区 分 III
	4 km 以上 8 km 未満	8 km 以上 12km 未満	12km 以上
平 坦 地			0. 1 0
緩 傾 斜 地		0. 1 0	0. 1 0
中 傾 斜 地	0. 1 0	0. 1 0	0. 1 5
急傾斜地（1）	0. 1 0	0. 1 5	0. 2 0
急傾斜地（2）	0. 1 0	0. 1 5	0. 2 0
急 峻 地	0. 1 5	0. 2 0	0. 2 5

② β 係数

$\beta F I$ 及び $\beta F II-1$ の各係数は、計画区の視通障害区分ごとに歩掛増を考慮するもので、表 11 のとおりとする。

表 11 β 係数※

視通障害区分	説 明	$\beta F I$ $\beta F II-1$
農 I	農地等で見通しが容易な地域	1. 0 0
農 II	農 I に比し宅地樹木その他見通しの障害となるものが 3 0 % 前後混在する地域	1. 3 2
山 II	山 I と農 II の中間で樹木等見通しの障害となるものが 7 0 % 前後混在する地域	1. 5 8
山 I	樹木、その他見通しの障害となるものが覆い茂っている地域	1. 6 4
市街 I	市街地、村落地域：家屋密度 4 0 % 前後	1. 7 0
市街 II	市街地、村落地域のうち、一筆平均面積が狭小で、かつ、筆界点又は筆界線付近に家屋、ブロック塀等が著しく密集している地域：家屋密度 6 0 % 前後	1. 8 5
大市街 I	DID で特に密集度の高い地域：家屋密度 8 0 % 前後	2. 0 0
大市街 II	DID で特に密集度の高い地域：家屋密度 9 0 % 前後	2. 1 5

※ $F I$ 、 $F II-1$ （街区境界調査）工程にて GNSS 法（キネマティック法、RTK 法、ネットワーク型 RTK 法、単点観測法含む）を実施する場合は、 $\beta F I$ 、 $\beta F II-1$ 係数は乗じないものとする。

③ γ 係数

γ F I、 γ F II-1、 γ G、 γ E 及び γ H の各係数は、計画区の一筆平均面積の区分ごとに歩掛の増減を考慮するもので、表 12 のとおりとする。

表 12 γ 係数

縮尺 一筆平均面積	γ F、 γ G					γ E、 γ H
	/250	/500	/1000	/2500	/5000	共 通
100 m ² 以下	1.52	2.43	4.51	8.12	12.10	6.95
101～ 150 m ²	1.17	1.95	3.40	6.30	12.10	4.90
151～ 200 m ²	1.00	1.66	2.95	5.34	10.16	3.80
201～ 250 m ²	0.91	1.51	2.68	4.85	9.23	3.10
251～ 300 m ²	0.84	1.39	2.48	4.49	8.54	2.65
301～ 400 m ²	0.74	1.23	2.19	3.97	7.55	2.05
401～ 500 m ²	0.68	1.12	1.99	3.60	6.86	1.70
501～ 650 m ²	0.60	1.00	1.78	3.22	6.13	1.37
651～ 800 m ²	0.55	0.91	1.63	2.95	5.61	1.16
801～ 1000 m ²	0.50	0.83	1.48	2.68	5.10	1.00
1001～ 1300 m ²	0.45	0.74	1.32	2.39	4.56	0.84
1301～ 1700 m ²	0.40	0.66	1.18	2.13	4.06	0.71
1701～ 2200 m ²	0.36	0.59	1.06	1.91	3.64	0.62
2201～ 2800 m ²	0.32	0.54	0.95	1.72	3.28	0.55
2801～ 3500 m ²	0.29	0.49	0.87	1.57	2.98	0.50
3501～ 4000 m ²	0.28	0.46	0.82	1.48	2.82	0.48
4001～ 5000 m ²	0.25	0.42	0.74	1.35	2.56	0.44
5001～ 7000 m ²	0.22	0.36	0.64	1.16	2.22	0.30
7001～ 10000 m ²	0.19	0.31	0.55	1.00	1.90	0.22
10001～ 14000 m ²	0.16	0.27	0.48	0.87	1.65	0.18
14001～ 20000 m ²	0.14	0.23	0.41	0.74	1.41	0.17
20001～ 25000 m ²	0.13	0.21	0.37	0.68	1.29	0.13
25001～ 30000 m ²	0.12	0.19	0.34	0.62	1.19	0.12
30001～ 45000 m ²	0.10	0.16	0.29	0.53	1.00	0.11
45001～ 70000 m ²	0.08	0.13	0.24	0.43	0.83	0.10
70001～100000 m ²	0.07	0.12	0.21	0.37	0.71	0.09
100001～150000 m ²	0.06	0.10	0.17	0.31	0.60	0.07
150001～220000 m ²	0.05	0.08	0.15	0.27	0.51	0.07
220001 m ² 以上	0.04	0.07	0.13	0.23	0.44	0.07
備 考	一筆地調査後の想定平均面積による。					一筆地調査前の平均面積による。

④ δ 係数

$\delta F I$ 、 $\delta F II-1$ 及び δE の各係数は、計画区の一筆の形状による区分ごとに歩掛減を考慮するもので、表 13 のとおりとする。

表 13 δ 係数

一筆の形状による区分	$\delta F I$ 、 $\delta F II-1$ 、 δE
整 形 地	0.80
不 整 形 地	1.00

⑤ ε 係数

$\varepsilon F I$ 及び $\varepsilon F II-1$ の各係数は、計画区の縮尺及び精度の区分ごとに歩掛増を考慮するもので、表 14 のとおりとする。

表 14 ε 係数

縮尺\精度	甲 1	甲 2	甲 3	乙 1	乙 2	乙 3
全縮尺	1.20		1.10	1.00		

⑥ θ 係数

$\theta F II-1$ 及び $\theta F R$ の各係数は、計画区の地形区分ごとに歩掛増減を考慮するもので、表 16 のとおりとする。

表 16 θ 係数 ($\theta F II-1$ 、 $\theta F R$)

地 域	大市街地	市街地甲	市街地乙	都市近郊	耕地、森林	原 野
係 数	1.0	0.8	0.5	0.3	0	-0.3

(4) 作業歩掛

作業歩掛の内訳は、別表 1 による。

境界点間測量については『設計業務等標準積算基準書』用地測量 境界点間測量を、現況平面測量歩掛については『設計業務等標準積算基準書』用地測量 現況実測平面図作成を、境界標及び境界杭の設置歩掛については、その規格に応じて『設計業務等標準積算基準書』または『建設工事積算基準』に掲載された歩掛を準用する。

(5) 都市部官民境界基本調査及び効率的手法導入推進基本調査（MMS 活用型）の後続調査として街区境界調査を実施する場合、基本調査の後続調査として本調査を実施する場合並びに都市部官民境界等先行調査及び街区境界調査の後続調査として本調査を実施する場合等は、表 17 の補正係数を適用する。

表 17 補正係数一覧表

工程	基本調査→先行調査、街区境界調査→本調査		基本調査→本調査	先行調査、街区境界調査→本調査	
	先行調査 街区境界調査	本調査	本調査	先行調査 街区境界調査	本調査
	補正係数	補正係数	補正係数	補正係数	補正係数
C	省略	省略	省略	1 0 0 %	省略
D	省略	省略	省略	1 0 0 %	省略
E（注 1）	5 6 %	4 0 %	9 4 %	6 0 %	4 0 %
F I	2 0 %	4 0 %	6 0 %	6 0 %	4 0 %
F II－1	6 0 %	4 0 %	1 0 0 %	6 0 %	4 0 %
F II－2	6 0 %	1 0 0 %	1 0 0 %	6 0 %	1 0 0 %
G	6 0 %	1 0 0 %	1 0 0 %	6 0 %	1 0 0 %
H	6 0 %	1 0 0 %	1 0 0 %	6 0 %	1 0 0 %

注 1. E 工程のうち、計画、地元説明会、関係機関等との調整、調査図素案等作成及び市町村境界調査については補正係数の対象外とする。

注 2. 上記補正係数を標準とするが、現場条件等によりこれによりがたい場合は適宜増減できるものとする。

注 3. 後続する調査で新たに行う作業は補正係数の対象外とする。

注 4. 都市部官民境界基本調査の後続調査として街区境界調査を実施する場合は、基本調査で完了している作業を重複して積算しないように留意する。

(6) 地籍図根測量は必要に応じて使用する杭の材質を保存性の高いものとして算定するものとする。

別表1

調査の区分 E							縮尺		1/250～1/500			標準作業量			1Km2 1000筆(調査前)			作業条件									
工 程	内外業別	直 接 人 件 費															材 料 費					機 械 経 費					
		編成(A)					所要日数(B)					歩掛((C)=(A)×(B))					品名	規格	単位	数量	備考	品名	規格	単位	数量	備考	
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員											計
計 画	内	2	1	1			4.0	4.0	4.0			8.0	4.0	4.0			16.0										
調査図素案等作成	内		1	1	4			6.5	6.5	6.5				6.5	6.5	26.0	39.0										
関連資料整理	内		1	1	1			3.6	7.2	7.2				3.6	7.2	7.2	18.0										
点 検 整 理	内		1	1	3			5.3	5.3	5.3				5.3	5.3	15.9	26.5										
内																											

注:関連資料収集等は実施主体が行うことを原則とする。

調査の区分 E(街区境界調査)						縮尺		1/250～1/500					標準作業量			1Km2 1000筆(調査前)			作業条件									
工 程	内外業別	直 接 人 件 費																材 料 費					機 械 経 費					
		編成(A)					所要日数(B)					補正係数	歩掛((C)=(A)×(B))						品名	規格	単位	数量	備考	品名	規格	単位	数量	備考
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計										
概況・予備調査		(必要に応じて別途計上)																										
計 画	内	2	1	1			4.0	4.0	4.0			1.0	8.0	4.0	4.0			16.0										
地元説明会	外	1	1	1			2.5	2.5	2.5			1.0	2.5	2.5	2.5			7.5										
関係機関等との調整	外		1	1	1			2.5	2.5	2.5		1.0		2.5	2.5	2.5		7.5										
調査図素案等作成	内		1	1	4			6.5	6.5	6.5		1.0		6.5	6.5	26.0		39.0										
関連資料整理	内		1	1	1			3.6	7.2	7.2		0.6		2.2	4.3	4.3		10.8										
住所不明所有者等の整理	内		1	1	1			1.2	3.6	3.6		0.6		0.7	2.2	2.2		5.1										
現地調査の通知	内		1	1	4			0.6	0.6	0.6		0.6		0.4	0.4	1.4		2.2										
市町村境界調査	外		1	1	2	1		1.3	1.3	1.3	1.3	1.0		1.3	1.3	2.6	1.3	6.5										
現 地 調 査	外		1	1	2			50.8	50.8	50.8		0.6		30.5	30.5	61.0		122.0										
点 検 整 理	内		1	1	3			5.3	5.3	5.3		0.6		3.2	3.2	9.5		15.9										
内 業												8.0	17.0	20.6	43.4	0.0	89.0											
外 業												2.5	36.8	36.8	66.1	1.3	143.5											
計												10.5	53.8	57.4	109.5	1.3	232.5	消耗品費等		式	1	直接作業費の3%以内						

注: 関連資料収集等、住所不明所有者等の調査は実施主体が行うことを原則とする。

調査の区分 F I (街区境界調査)							縮尺		1/500					標準作業量			1km2 146点(細部図根点)			作業条件		平坦地、農Ⅰ、不整形地								
工 程	内外業別	直 接 人 件 費																材 料 費					機 械 経 費							
		編成(A)					所要日数(B)					補正係数	歩掛((C)=(A)×(B))						品名	規格	単位	数量	備考	品名	規格	単位	数量	備考		
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計												
計画選点設置観測計算点検	内外外内内	1	1				0.2	0.2				0.6	0.1	0.1				0.2	細部図根点 (ブナ杭又は測量紙)	本	146		GNSS測量機 又は トータルステーション パーソナルコンピュータ	2級	台日	11.0				
			1	1	1			3.4	3.4	3.4		0.6		2.0	2.0	2.0		6.0												
					1	1				2.9	2.9	0.6				1.7	1.7	3.4												
			1	1	2	1		1.5	6.1	6.1	6.1	0.6		0.9	3.7	7.3	3.7	15.6												
		1	1	1	1		2.1	2.1	2.1	2.1		0.6	1.3	1.3	1.3	1.3		5.2												
			1	1	2			2.2	2.2	0.2		0.6		1.3	1.3	0.2		2.8							台時	4.0				
内 業													1.4	2.7	2.6	1.5	0.0	8.2												
外 業													0.0	2.9	5.7	11.0	5.4	25.0	雑品費		式	1	所要材料費の0.5%以内	雑器具費		式	1	(*)の0.5%以内		
計													1.4	5.6	8.3	12.5	5.4	33.2	消耗品費等		式	1	直接作業費の5%	(*)直接人件費＋機械の損料＋需要費(材料費)						

キネマティック法及びRTK法で実施する場合は、2級GNSS測量機の数量を(11.0→7.3)に変更し、観測項目の助手の編成(A)及び所要日数(B)は(0)とする。

ネットワーク型RTK法で実施する場合は、1級GNSS測量機を使用するものとし、数量は(3.7)とする。また、観測項目の助手及び普通作業員の編成(A)及び所要日数(B)は(0)とする。

調査の区分 FⅡ－1							縮尺		1/250～ 1/1000			標準作業量			0.01Km2当り			作業条件		平坦地								
工 程	内外業別	直接人件費															材 料 費					機 械 経 費						
		編成(A)					所要日数(B)					歩掛((C)=(A)×(B))					品名	規格	単位	数量	備考	品名	規格	単位	数量	備考		
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員											計	
変換計算	内		1	1	1			0.2	0.2	0.2			0.2	0.2	0.2	0.6												
逆打計算	内		1	1	1			0.2	0.2	0.2			0.2	0.2	0.2	0.6												
内 業												0.0	0.4	0.4	0.4	0.0	1.2											
外 業												0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	需用費		式	1	(普通作業員を除く) 直接人件費の6%以内	雑器具費		式	1	(普通作業員を除く) 直接人件費の3%以内	
計												0.0	0.4	0.4	0.4	0.0	1.2											

調査の区分 FⅡ－1(街区境界調査)							縮尺		1/500				標準作業量			1Km2		4620(筆界点)		作業条件		平坦地、農Ⅰ、不整形地							
工 程	内外業別	直接人件費																材 料 費					機 械 経 費						
		編成(A)					所要日数(B)					補正 係数	歩掛((C)=(A)×(B))					品名	規格	単位	数量	備考	品名	規格	単位	数量	備考		
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員											計	
計 画	内		1	1				0.6	0.6			0.6		0.4	0.4			0.8						GNSS測量機	2級	台日	92.3		
一筆地測量	外		1	1	1	1		0.8	51.3	51.3	51.3	0.6		0.5	30.8	30.8	30.8	92.9											
データ整理	内			1	1				5.1	5.1		0.6			3.1	3.1		6.2						又は トータルステーション パーソナルコンピュータ	2級	台日 台時	30.8 12.2		
内 業													0.0	0.4	3.5	3.1	0.0	7.0											
外 業													0.0	0.5	30.8	30.8	30.8	92.9							雑器具費		式	1	(*)の0.5%以内
計													0.0	0.9	34.3	33.9	30.8	99.9	消耗品費等		式	1	直接作業費の5%	(※)直接人件費＋機械の損料＋需要費(材料費)					

キネマティック法及びRTK法で実施する場合は、2級GNSS測量機の数量を(92.3→61.6)に変更し、一筆地測量項目の助手の編成(A)及び所要日数(B)は(0)とする。

ネットワーク型RTK法及び単点観測法で実施する場合は、1級GNSS測量機を使用するものとし、数量は30.8とする。また、一筆地測量項目の助手及び普通作業員の編成(A)及び所要日数(B)は(0)とする。

GNSS法(単点観測法等)とTS法の併用法実施は、GNSS法実施区域・TS法実施区域で各々積算すること。

調査の区分 FⅡ－2						縮尺		1/500			標準作業量			1Km2		原図　××枚		作業条件		平坦地、農Ⅰ、不整形地								
工　　程	内外業別	直接人件費(普通作業員除く)　総合計は労務費														材　料　費					機　械　経　費							
		編成(A)					所要日数(B)					歩掛((C)=(A)×(B))						品名	規格	単位	数量	備考	品名	規格	単位	数量	備考	
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計											
原図作成	内		1	1	1			1.8	2.1	6.3			1.8	2.1	6.3	10.2		cm										
地籍図一覧図作成 筆界点番号図・筆界点成果簿含む	内		1	1	2			3.3	3.3	3.3			3.3	3.3	6.6	13.2	ポリエステル ペーパー (#300以上)	29.7×42.0 (A3版)	枚	72		インクジェット プロッタ			台　日	3.1		
																	又は アルミケント紙 (500g/㎡)	又は 40.0×49.5	枚	52		パーソナル コンピュータ			台　時	24.8		
内　　　業											0.0	5.1	5.4	12.9	0.0	23.4												
外　　　業											0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	雑品費		式	1	所要材料 費の0.5% 以内	雑器具費		式	1	(※)の 0.5%以内	
計											0.0	5.1	5.4	12.9	0.0	23.4						(※)直接人件費＋機械の損料＋需要費(材料費)						

調査の区分 FⅡ－2(街区境界調査)						縮尺	1/500					標準作業量			1Km2		街区調査図　××枚		作業条件		平坦地、農Ⅰ、不整形地																		
工　　程	内外業別	直接人件費																材　料　費					機　械　経　費																
		編成(A)					所要日数(B)					補正 係数	歩掛((C)=(A)×(B))						品名	規格	単位	数量	備考	品名	規格	単位	数量	備考											
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計																					
街区境界調査図作成	内		1	1	1			1.8	2.1	6.3		0.6		1.1	1.3	3.8		6.2																					
街区境界調査図 一覧図作成	内		1	1	2			3.3	3.3	3.3		0.6		2.0	2.0	4.0		8.0	ポリエステル ペー ス (#300以上)	29.7×42.0 (A3版)	枚	72			インクジェット プロッタ		台　日		1.9										
																			又は アルミシート紙 (500g/㎡)	又は 40.0×49.5	枚	52			パーソナル コンピュータ		台　時		14.9										
内　　　業												0.0	3.1	3.3	7.8	0.0	14.2																						
外　　　業												0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	雑品費		式	1	所要材料 費の0.5% 以内		雑器具費		式	1	(*)の 0.5%以 内											
計												0.0	3.1	3.3	7.8	0.0	14.2									(*)直接人件費＋機械の損料＋需要費(材料費)													

調査の区分 G						縮尺		1/500			標準作業量			1Km2 7,700点(筆界点)			作業条件										
工 程	内外業別	直接人件費														材 料 費					機 械 経 費						
		編成(A)					所要日数(B)					歩掛((C)=(A)×(B))						品 名	規 格	単 位	数 量	備 考	品 名	規 格	単 位	数 量	備 考
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計										
準備 計算 整理	内 内 内		1		1			0.4			0.4			0.4		0.8	CD-R		枚	1		パーソナルコンピュータ		台	2.1		
				1	1				0.3	0.3				0.3	0.3	0.6											
			1	1	1			0.9	0.2	0.2			0.9	0.2	0.2	1.3											
内 業											0.0	1.3	0.5	0.9	0.0	2.7											
外 業											0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	雑品費		式	1	所要材料費の0.5%以内	雑器具費		式	1	(*)の0.5%以内
計											0.0	1.3	0.5	0.9	0.0	2.7						(※)直接人件費+機械の損料+需要費(材料費)					

調査の区分 H1						縮尺	1/250～1/500				標準作業量		1Km2 1,000筆(調査前)		作業条件														
工 程	内外業別	直 接 人 件 費														材 料 費					機 械 経 費								
		編成(A)					所要日数(B)					歩掛((C)=(A)×(B))						品名	規格	単位	数量	備考	品名	規格	単位	数量	備考		
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計												
調査票点検整理	内		1	1	3			3.0	3.0	3.0			3.0	3.0	9.0		15.0												
地籍簿案作成	内		1	1	4			4.0	4.0	4.0			4.0	4.0	16.0		24.0												
数値情報化	内	(必要に応じて別途計上)																											
内																													

調査の区分 H2						縮尺		1/250～1/500				標準作業量				1Km2 1,000筆(調査前)				作業条件									
工 程	内外業別	直 接 人 件 費														材 料 費					機 械 経 費								
		編成(A)					所要日数(B)					歩掛((C)=(A)×(B))						品名	規格	単位	数量	備考	品名	規格	単位	数量	備考		
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計												
閲覧 資料等整理	内 内	(計上しない) 1 1 2					1.0 2.0 2.0					1.0 2.0 4.0 7.0																	
内 業											0.0	1.0	2.0	4.0	0.0	7.0													
外 業											0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0													
計											0.0	1.0	2.0	4.0	0.0	7.0													

調査の区分 H1 (街区境界調査)						縮尺	1/250～1/500					標準作業量					1Km2 1,000筆 (調査前)					作業条件							
工 程	内外業別	直 接 人 件 費																材 料 費					機 械 経 費						
		編成 (A)					所要日数 (B)					補正 係数	歩掛 ((C) = (A) × (B))						品名	規格	単位	数量	備考	品名	規格	単位	数量	備考	
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計											
調査票点検整理	内		1	1	3			3.0	3.0	3.0		0.6		1.8	1.8	5.4		9.0											
街区境界調査簿案作成	内		1	1	4			4.0	4.0	4.0		0.6		2.4	2.4	9.6		14.4											
数値情報化	内	(必要に応じて別途計上)																											
内																													

調査の区分 H2(街区境界調査)						縮尺	1/250～1/500					標準作業量		1Km2 1,000筆(調査前)		作業条件																		
工 程	内外業別	直 接 人 件 費															材 料 費					機 械 経 費												
		編成(A)					所要日数(B)					補正係数	歩掛((C)=(A)×(B))					品名	規格	単位	数量	備考	品名	規格	単位	数量	備考							
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員											計						
閲覧 資料等整理	内 内		(計上しない) 1	1	2			1.0	1.0	2.0		0.6		0.6	0.6	2.4		3.6																
内 業												0.0	0.6	0.6	2.4	0.0	3.6																	
外 業												0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																	
計												0.0	0.6	0.6	2.4	0.0	3.6	消耗品費等		式	1	直接作業費の5%以内												

調査の区分 FR（復元測量）							縮尺		1/250～ 1/1000			標準作業量			0.01Km2当り			作業条件		平坦地								
工 程	内外業別	直接人件費															材 料 費					機 械 経 費						
		編成(A)					所要日数(B)					歩掛((C)=(A)×(B))					品名	規格	単位	数量	備考	品名	規格	単位	数量	備考		
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員											計	
現地調査	外		1	1	1	1		0.8	0.8	0.8	0.8		0.8	0.8	0.8	0.8	3.2											
変換計算	内		1	1	1			0.2	0.2	0.2			0.2	0.2	0.2		0.6											
逆打計算	内		1	1	1			0.2	0.2	0.2			0.2	0.2	0.2		0.6											
復元杭設置	外		1	1	1	1		0.9	0.9	0.9	0.9		0.9	0.9	0.9	0.9	3.6											
内 業												0.0	0.4	0.4	0.4	0.0	1.2											
外 業												0.0	1.7	1.7	1.7	1.7	6.8	需用費		式	1	(普通作業員を除く) 直接人件費の6%以内	雑器具費		式	1	(普通作業員を除く) 直接人件費の3%以内	
計												0.0	2.1	2.1	2.1	1.7	8.0											

FR工程を実施する場合は、F工程における細部図根測量を同時に実施する。

登記事務委託業務

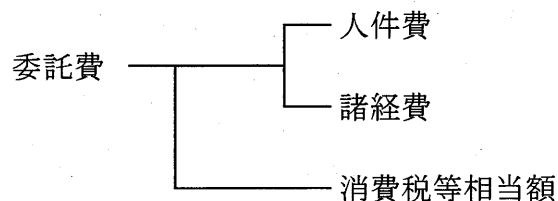
公共嘱託登記（土地家屋調査士）業務積算基準

1 適用範囲

この公共嘱託登記（土地家屋調査士）業務積算基準は、公共事業に関する表示に関する公共嘱託登記（以下「公共嘱託表示登記」という。）を委託する場合に適用する。

2 委託費の構成

この積算基準による委託費の構成は、次によるものとする。



（1）人件費

人件費は、公共嘱託表示登記に従事する者の人件費で、別紙「公共嘱託登記（土地家屋調査士）委託歩掛」を標準とするものとし、積算に係る土地家屋調査士、補助者A及び補助者Bの基準日額は、次表に掲げる国土交通省が公表する設計業務委託等技術者単価を使用するものとする。

職 種 名	設計業務委託等技術者単価
土地家屋調査士	測量主任技師
補助者A	測量技師補
補助者B	測量助手

（2）諸経費

諸経費は、事務所維持経費等人件費で積算される以外の経費で、人件費の40%を標準とする。

3 別紙「公共嘱託登記（土地家屋調査士）委託歩掛」について

- （1）この歩掛は、必要な書類を発注者において収集した場合の歩掛であり、これらの書類の収集を受注者に依頼した場合は、別途、適正に定めるものとする。
- （2）標石、材料費及びその運搬費は実費とする。
- （3）目的地まで往復20kmを超える旅費については、別途、実費を加算することができる。
- （4）この歩掛に定めのない事項又は委託の内容等に異なる慣行がある場合については、別途、適正に定めるものとする。

公共嘱託登記(土地家屋調査士)委託歩掛

1. 調査業務
(1) 資料調査

種別	細別	単位	土地家屋調査士(人)	補助者A(人)	補助者B(人)	備考
(1)資料調査	ア. 公簿類	1筆個	0.016			
	イ. 地図類	1筆	0.016			
	ウ. 図面類	1筆個	0.036			
	エ. 疎明書面	1件	0.074			

- ※ア. 公簿類: ① 土地1筆又は建物1個ごとの基準額として取り扱う。
 ② 調査した土地又は建物の簿冊ごとの筆個数を計上する(例 土地登記簿と閉鎖登記簿を調査する場合は、2筆として計上)。
 イ. 地図類: ① 土地1筆ごとの基準額として取り扱う。
 ② 調査した地図類ごとの筆数を計上する(例 法務局備え付けの地図と土地所在図を調査する場合は2筆として計上)。
 ウ. 図面類: ① 土地1筆又は建物1個ごとの基準額として取り扱う。
 ② 調査した図面類ごとの筆個数を計上する(例 地積測量図と土地区画整理の確定図を調査する場合は2筆として計上)。
 エ. 疎明書面: ① 発注案件1件(不動産登記等業務発注確認簿の番号)ごとの基準額として取り扱う。
 ② 疎明書面の複写、複製を必要とする場合は、「4. 書類の作成等」の「(3) 原本の複製」を適用する。

(2) 現地調査
① 事前調査

種別	細別	単位	土地家屋調査士(人)	補助者A(人)	補助者B(人)	備考
(2)現地調査 ①事前調査	ア. 事前調査	1件	0.284	0.284	0.218	

- ※①事前調査: ① 10筆毎に1件として計上し、10筆増すごとに1件を加算する。なお、10筆に満たない場合も1件として計上する。
 ② 分筆予定地の筆数を計上する(隣接地番は含まない)。
 ③ 建物登記嘱託案件並びに備考欄に「現地調査費別途加算」と記載している登記及び所有者の表示変更・更正登記の嘱託案件には適用しない。
 ④ 7. 地図訂正業務(1)現地調査を併せて発注する場合は、多額となるものを計上するものとする。

② 筆界確認

種別	細別	単位	土地家屋調査士(人)	補助者A(人)	補助者B(人)	備考
②筆界確認	ア. 立会同行	1回	0.500			
	イ. 境界点確認	1点	0.034	0.034	0.020	
	ウ. 引照点確認	1点	0.128	0.128	0.076	
	エ. 多角測量	1点	0.168	0.168	0.125	
	オ. 復元測量	1点	0.117	0.117	0.056	
	カ. 画地調整	1区画	0.254	0.254		
	ハ. 加算1区画	加算1区画	0.169	0.169		

- ※ア. 立会同行: ① 半日程度の立会ごとに1回計上する。
 イ. 境界点確認: ① 分筆予定地の境界点確認1点ごとの基準額として取り扱う。
 ② 地域区分により、50%以内の加算又は50%以内を減算することができる(別添 表-2)。
 ウ. 引照点確認: ① 引照点確認1点ごとの基準額として取り扱う。
 ② 複数の境界点に対して、同一恒久的地物等を引照点とする場合は、1点を計上とする。
 ③ 地域区分により、50%以内の加算又は50%以内を減算することができる(別添 表-8)。
 エ. 多角測量: ① 器械点(多角点)1点ごとの基準額として取り扱う。
 ② 地域区分、作業の難易度により、50%以内の加算又は50%以内を減算することができる(別添 表-1)。
 オ. 復元測量: ① 復元点1点ごとに基準額を適用する。
 ② 復元測量は境界標の測設までを含む作業であるから、境界点測設は計上できない。
 ③ 地域区分、作業の難易度により、50%以内の加算又は50%以内を減算することができる(別添 表-2)。
 カ. 画地調整: ① 調整のうえ確定した1区画を基準額とし、1区画増すごとに加算額を適用する
 (1区画の計上方法は、別紙「画地調整のカウント例」参照)。
 ② 作業の難易度により、50%以内の加算又は50%以内を減算することができる(別添 表-3)。

③立会

種別	細別	単位	土地家屋調査士(人)	補助者A(人)	補助者B(人)	備考
③立会	ア. 民有地境界 A. 立会確認	1点	0.069	0.069	0.041	
	B. 測距・探索	1点	0.090	0.090	0.062	
	C. 特殊作業	1点	0.111	0.111	0.083	
	イ. 公共用地境界 Aランク	1点	0.148	0.148	0.093	
	Bランク	1点	0.521	0.521	0.264	
	Cランク	1点	0.636	0.636	0.328	

- ※③立会:① 対象筆界点1点ごとの基準額として取り扱う。
 ② 各筆界点ごとに作業種別(A・B・C)が異なる場合は、それぞれの筆界点ごとに各ランクを適用する。
 ③ 地域区分、作業の難易度により、80%以内の加算又は50%以内を減算することができる(別添 表-4)。

2. 測量業務

(1)面積測量

種別	細別	単位	土地家屋調査士(人)	補助者A(人)	補助者B(人)	備考
(1)面積測量 土地	地積					
	100㎡以下	1件	0.418	0.418	0.176	
	200㎡以下	1件	0.518	0.518	0.249	
	300㎡以下	1件	0.596	0.596	0.306	
	400㎡以下	1件	0.661	0.661	0.353	
	600㎡以下	1件	0.771	0.771	0.433	
	800㎡以下	1件	0.864	0.864	0.500	
	1,000㎡以下	1件	0.944	0.944	0.559	
	2,000㎡以下	1件	1.264	1.264	0.791	
	3,000㎡以下	1件	1.509	1.509	0.969	
	4,000㎡以下	1件	1.715	1.715	1.119	
	5,000㎡以下	1件	1.897	1.897	1.252	
	5,000㎡超	1,000㎡	0.141	0.141	0.103	
	床面積					
建物	50㎡以下	1件	0.136	0.136	0.087	
	100㎡以下	1件	0.176	0.176	0.112	
	200㎡以下	1件	0.232	0.232	0.149	
	300㎡以下	1件	0.275	0.275	0.177	
	400㎡以下	1件	0.312	0.312	0.201	
	600㎡以下	1件	0.372	0.372	0.240	
	800㎡以下	1件	0.424	0.424	0.274	
	1,000㎡以下	1件	0.469	0.469	0.304	
	2,000㎡以下	1件	0.647	0.647	0.420	
	3,000㎡以下	1件	0.783	0.783	0.508	
	4,000㎡以下	1件	0.897	0.897	0.583	
	4,000㎡超	1,000㎡	0.088	0.088	0.057	

- ※土地:① 地域区分、作業の難易度により、80%以内の加算又は50%以内を減算することができる(別添 表-5)。
 建物:① 数棟の建物が1個の建物をなしている場合は、各筆ごとの合計床面積により適用する。
 ② 区分建物の表示又は1棟の建物の床面積変更・更正の登記を伴う場合は、当該専有部分に係る面積測量の報酬に、1棟の建物に対する面積測量の報酬を合算して算出する。
 ③ 1棟の建物に属する数個の区分建物を同時に発注したときは、1棟の建物の面積測量の基準額を、その区分した建物の個数に配分して算出した額を加算する。
 ④ 区画数、作業の難易度により、80%以内の加算又は50%以内を減算することができる。

(2)境界標設置

種別	細別	単位	土地家屋調査士(人)	補助者A(人)	補助者B(人)	備考
(2)境界標設置	ア. 境界点測設	1点	0.095	0.095	0.052	
	イ. 境界標埋設					
	A. コンクリート杭	1点	0.093	0.093	0.093	
	B. 金属標	1点	0.055	0.055	0.055	
	C. プラスチック杭	1点	0.037	0.037	0.037	
	D. 刻印・鋳	1点	0.027	0.027	0.027	
	ウ. 引照点測量	1点	0.128	0.128	0.076	

- ※ア. 境界点測設:① 測設する筆界点1点ごとの基準額として取り扱う。
 ② 地域区分により、50%以内の加算又は50%以内を減算することができる(別添 表-6)。
 イ. 境界標埋設:① 埋設する境界標1点ごとの基準額として取り扱う。
 ② 作業の難易度により、80%以内の加算又は50%以内を減算することができる(別添 表-7)。
 ウ. 引照点測量:① 引照点測量1点ごとの基準額として取り扱う。
 ② 複数の境界点に対して、同一恒久的地物等を引照点とする場合は、1点を計上する。
 ③ 地域区分により、50%以内の加算又は50%以内を減算することができる(別添 表-8)。

3. 申請手続き業務

種別	単位 (1件当たり)	土地家屋調査士(人)	補助者A(人)	補助者B(人)	備考
土地表示	1筆	0.224	0.208		
	加算 1筆増すごと	0.162	0.074		
分筆	分筆後の土地2筆まで	0.274	0.157		
	加算 1筆増すごと	0.074	0.012		
地積の変更・更正	1筆	0.224	0.157		
	加算 1筆増すごと	0.162	0.024		
合筆	合筆前の土地2筆まで	0.074	0.157		※現地調査費別途加算
	加算 1筆増すごと	0.012	0.012		
地目の変更	1筆	0.074	0.157		※現地調査費別途加算
	加算 1筆増すごと	0.012	0.012		
滅失	1筆	0.074	0.157		※現地調査費別途加算
	加算 1筆増すごと	0.012	0.012		
所有者の更正	1筆	0.074	0.157		※現地調査費別途加算
	加算 1筆増すごと	0.012	0.012		
所有者の表示変更・更正	1筆	0.074	0.157		
	加算 1筆増すごと	0.012	0.012		
建物表示	1棟1階	0.249	0.157		
	加算 附属建物1棟1階増すごと	0.087	0.012		
	加算 1階増すごと	0.074	0.000		
床面積の変更・更正	1棟1階	0.249	0.157		
	加算 附属建物1棟1階増すごと	0.087	0.012		
	加算 1階増すごとに	0.074	0.000		
合併	合併後の建物1階2棟まで	0.324	0.174		
	加算 附属建物1棟1階増すごと	0.087	0.012		
	加算 1階増すごとに	0.074	0.000		
分割・区分	分割・区分後の建物1階2棟(個)まで	0.349	0.174		

	加算 附属建物1棟1階増すごと	0.087	0.012		
	加算 1階増すごとに	0.074	0.000		
	加算 1個1階(1棟1階)増すごと	0.200	0.036		
表示の変更・更正 (図面添付不用のもの)	1棟	0.074	0.157		※現地調査費別途加算
	加算 附属建物1棟増すごと	0.012	0.012		
滅失	1棟	0.074	0.157		※現地調査費別途加算
	加算 附属建物1棟増すごと	0.012	0.012		
所有者の更正	1棟	0.074	0.157		※現地調査費別途加算
	加算 附属建物1棟増すごと	0.012	0.012		
所有者の表示変更・更正	1棟	0.074	0.157		
	加算 附属建物1棟増すごと	0.012	0.012		
区分建物 表示	初めの占有部分 1個1階	0.349	0.174		※敷地権 別途加算
	その他の占有部分 1個1階	0.236	0.057		
	加算 附属建物1棟1階増すごと	0.087	0.012		
	加算 1階増すごとに	0.074	0.000		
合併	合併後の建物1階2棟まで	0.324	0.174		※敷地権 別途加算
	加算 附属建物1棟1階増すごと	0.087	0.012		
	加算 1階増すごとに	0.074	0.000		
分割・区分	分割・区分後の建物1階2棟まで	0.349	0.174		※敷地権 別途加算
	加算 附属建物1棟1階増すごと	0.087	0.012		
	加算 1階増すごとに	0.074	0.000		
	加算 1個1階(1棟1階)増すごと	0.200	0.036		
敷地権 表示(追加)・抹消	敷地権の土地1筆	0.100	0.174		※敷地権 別途加算
	加算 附属建物1棟増すごと	0.012	0.012		
敷地権 規約敷地分筆	分筆後の敷地権の土地2筆まで	0.100	0.174		※敷地権 別途加算
	加算 附属建物1棟増すごと	0.012	0.012		
敷地権 法定敷地分筆	分筆後の敷地権の土地2筆まで	0.200	0.174		※敷地権 別途加算
	加算 附属建物1棟増すごと	0.069	0.012		
規約共用部分(団地共 用部分)たる旨の登記	1個1階	0.100	0.174		※敷地権 別途加算
	加算 附属建物1棟増すごと	0.012	0.012		
※現地調査費	1件 敷地権を表示すべきもの	0.212	0.074		
※敷地権加算	1申請書ごと	0.049	0.024		
	加算 敷地権の目的たる土地1筆ごと	0.012	0.012		

※土地:① 数筆の土地を分筆する場合において、同一の嘱託書で嘱託するときは、2筆目から25%を減額する。
ただし、分筆後の土地が3筆以上となる場合の加算額(加算1筆増すごと)は、減額しない。

② 不動産登記規則第35条第7号に該当する場合(同一の筆において地積更正と分筆を一の申請情報により申請する場合等)、多額となる項目を計上するものとする。

建物:① 各階同形の建物において各階ごとの図面を作製した場合、階数による加算額の適用はできない。

② 1個の建物に数棟の附属建物がある場合の表示変更・更正の登記(添付図面を要しない登記)の報酬は、1棟のみ変更・更正であってもその棟数に応じて加算額を適用する。

③ 合併の登記の申請手続きの基準額は、建物の表示及び建物の滅失の各基準額を合算した額とする。

④ 所有権の登記のされている建物と所有権の登記のされていない建物との合併の登記を嘱託する場合の基準額は、③の合算した額に所有権の登記に関する部分についての基準額として、建物の所有者の表示変更・更正の基準額と同額を加えた額とする。

区分所有建物:建物と同じ

現地調査費:① 区分建物の専有部分と敷地の権利が一体化する場合において、発注者から公正証書認証の委任を受けたときは、現地調査費を適用することができる。

4. 書類の作成等

種別	単位	土地家屋調査士(人)	補助者A(人)	補助者B(人)	備考
(1)書類の作成 文案を要するもの	1通	0.081			
文案を要しないもの	1通	0.040			
(2)謄抄本交付申請手続き及び受領	1通		0.032		
(3)原本の複製	1通	0.004	0.024		
(4)調査報告書	1通	0.405			

5. 地役権図面の作成

種別	単位	土地家屋調査士(人)	補助者A(人)	補助者B(人)	備考
地役権図面の作成	1筆	0.149			
	加算 1筆(面積調整・意向確認)	0.127	0.127		
	加算 1枚増すごと(図面作成2枚目以降)	0.049			

6. 筆界確認書等への署名・押印

種別	単位	土地家屋調査士(人)	補助者A(人)	補助者B(人)	備考
筆界確認書等への署名・押印	1名	0.500			

※6. 筆界確認書等への署名・押印:① 1名とは利害関係人1名をいう。
ただし、同居親族が共有の場合は1名とし、それ以外の共有者は各々1名とする。
また、押印会等により集団で押印する場合は、半日程度毎に1名計上する。
② 押印を得られた利害関係人のみ計上する。

7. 地図訂正業務

種別	単位	土地家屋調査士(人)	補助者A(人)	補助者B(人)	備考
(1)現地調査	1業務	0.500		1.000	
(2)登記簿等調査	1筆	0.016			
(3)地図の閲覧謄写(公図)	1筆	0.016			
(4)図面の閲覧謄写(地積測量図)	1筆	0.036			
(5)地図の解析	1筆	0.041			
(6)登記内容の解析	1筆	0.041			
(7)住民票調査	1箇所	0.500			
(8)相続調査	1件	0.500			
(9)承諾書徴収作業					
①準備打合せ	1業務	1.500		1.500	
②説明会資料作成	1回	1.000		1.000	
③事前説明会	1回	0.500		1.000	
④現地立会	1筆	0.050		0.100	
⑤中間説明会	1回	0.500		1.000	
⑥事後説明会	1回	0.500		1.000	
⑦承諾書作成	1通	0.081			
	加算 1通ごと	0.004	0.024		
⑧承諾書徴収	1名	0.500			
(10). 申出書	1件	0.224	0.157		
	加算 1筆ごと	0.162	0.024		
(11). 実地調査書	1件	0.081			

※7. 地図訂正業務:① 調査報告に伴う用紙類は、受注者が調達する。

(1)現地調査:① 1. 調査業務(2)現地調査①事前調査を併せて発注する場合は、多額となるものを計上するものとする。

(2)登記簿等調査、(3)地図の閲覧謄写(公図)及び(4)図面の閲覧謄写(地積測量図):① 1. 調査業務(1)資料調査により調査等を行ったものに追加して調査等を行ったものを計上する。

(7)住民票調査:① 1箇所当たりとは、区・市町村役場1官公署当たりのことをいう。

(9)③事前説明会、⑤中間説明会及び⑥事後説明会:① 説明会開催の会場費は、発注者が負担する。

(9)④現地立会:① 1. 調査業務(2)現地調査②筆界確認ア. 立会同行を併せて発注する場合は、現地立会を計上しない。

② 立会同行後に地図訂正のため、追加的に立会を行う等の場合、現地立会を計上する。

③ 立会謝金を支払う場合は、発注者が負担する。

(9)⑧承諾書徴収:① 1名とは利害関係人1名をいう。

ただし、同居親族が共有の場合は1名とし、それ以外の共有者は各々1名とする。

② 押印を得られた利害関係人のみ計上する。

(10)申出書:① 登記官との打合せを含む。

【参考】

3. 申請手続業務の内訳(土地)

種別	細別	単位 (1件当たり)	土地家屋調査士 (人)	補助者A (人)	補助者B (人)	備考
土地 表示	申請手続き・図面等	1筆	0.224	0.208		
	内訳	申請手続き	0.074	0.157		
		所在図	0.000	0.049		
		地積測量図	0.149	0.000		
	申請手続き・図面等	加算 1筆増すごと	0.162	0.074		
	内訳	申請手続き	0.012	0.024		
		所在図	0.000	0.049		
		地積測量図	0.149	0.000		
分筆	申請手続き・図面等	分筆後の土地2筆まで	0.274	0.157		
	内訳	申請手続き	0.074	0.157		
		地積測量図	0.200	0.000		
	申請手続き・図面等	加算 1筆増すごと	0.074	0.012		
	内訳	申請手続き	0.024	0.012		
		地積測量図	0.049	0.000		
	申請手続き・図面等	分筆後の土地2筆まで(同一 嘱託書による嘱託)	0.205	0.117		
	内訳	申請手続き	0.055	0.117		
		地積測量図	0.150	0.000		
地積の変更・更正	申請手続き・図面等	1筆	0.224	0.157		
	内訳	申請手続き	0.074	0.157		
		地積測量図	0.149	0.000		
	申請手続き・図面等	加算 1筆増すごと	0.162	0.024		
	内訳	申請手続き	0.012	0.024		
		地積測量図	0.149	0.000		
合筆		合筆前の土地2筆まで	0.074	0.157		※現地調査 費別途加算
		加算 1筆増すごと	0.012	0.012		
地目の変更		1筆	0.074	0.157		※現地調査 費別途加算
		加算 1筆増すごと	0.012	0.012		
滅失		1筆	0.074	0.157		※現地調査 費別途加算
		加算 1筆増すごと	0.012	0.012		
所有者の更正		1筆	0.074	0.157		※現地調査 費別途加算
		加算 1筆増すごと	0.012	0.012		
所有者の表示変更 ・更正		1筆	0.074	0.157		
		加算 1筆増すごと	0.012	0.012		

【参考】

3. 申請手続業務の内訳(建物)

種別	細別	単位 (1件当たり)	土地家屋調査士 (人)	補助者A (人)	補助者B (人)	備考
建物 表示	申請手続き・図面等	1棟 1階	0.249	0.157		
	内訳	申請手続き	〃	0.074	0.157	
		各階平面図	〃	0.100	0.000	
		建物図面	〃	0.074	0.000	
	申請手続き・図面等	加算 附属建物1棟1階増すごと	0.087	0.012		
	内訳	申請手続き	〃	0.024	0.012	
		各階平面図	〃	0.049	0.000	
		建物図面	〃	0.012	0.000	
	申請手続き・図面等	加算 1階増すごと	0.074	0.000		
	内訳	申請手続き	〃	0.024	0.000	
		各階平面図	〃	0.049	0.000	
		建物図面	〃	0.000	0.000	
床面積の変更・更正	申請手続き・図面等	1棟 1階	0.249	0.157		
	内訳	申請手続き	〃	0.074	0.157	
		各階平面図	〃	0.100	0.000	
		建物図面	〃	0.074	0.000	
	申請手続き・図面等	加算 附属建物1棟1階増すごと	0.087	0.012		
	内訳	申請手続き	〃	0.024	0.012	
		各階平面図	〃	0.049	0.000	
		建物図面	〃	0.012	0.000	
	申請手続き・図面等	加算 1階増すごと	0.074	0.000		
	内訳	申請手続き	〃	0.024	0.000	
		各階平面図	〃	0.049	0.000	
		建物図面	〃	0.000	0.000	
合併	申請手続き・図面等	合併後の建物1階2棟まで	0.324	0.174		
	内訳	申請手続き	〃	0.100	0.174	
		各階平面図	〃	0.149	0.000	
		建物図面	〃	0.074	0.000	

	申請手続き・図面等		加算 附属建物1棟1階増すごと	0.087	0.012		
	内訳	申請手続き	"	0.024	0.012		
		各階平面図	"	0.049	0.000		
		建物図面	"	0.012	0.000		
	申請手続き・図面等		加算 1階増すごと	0.074	0.000		
	内訳	申請手続き	"	0.024	0.000		
		各階平面図	"	0.049	0.000		
		建物図面	"	0.000	0.000		
分割・区分	申請手続き・図面等		分割・区分後の建物1階 2棟(個)まで	0.349	0.174		
	内訳	申請手続き	"	0.100	0.174		
		各階平面図	"	0.149	0.000		
		建物図面	"	0.100	0.000		
	申請手続き・図面等		加算 附属建物1棟1階増すごと	0.087	0.012		
	内訳	申請手続き	"	0.024	0.012		
		各階平面図	"	0.049	0.000		
		建物図面	"	0.012	0.000		
	申請手続き・図面等		加算 1階増すごと	0.074	0.000		
	内訳	申請手続き	"	0.024	0.000		
		各階平面図	"	0.049	0.000		
		建物図面	"	0.000	0.000		
	申請手続き・図面等		加算 1個1階(1棟1階)増すごと	0.200	0.036		
	内訳	申請手続き	"	0.024	0.036		
		各階平面図	"	0.100	0.000		
		建物図面	"	0.074	0.000		
表示の変更・更正 (図面添付不要のもの)			1棟	0.074	0.157		※現地調査 費別途加算
			加算 附属建物1棟増すごと	0.012	0.012		
減失			1棟	0.074	0.157		※現地調査 費別途加算
			加算 附属建物1棟増すごと	0.012	0.012		
所有者の更正			1棟	0.074	0.157		※現地調査 費別途加算
			加算 附属建物1棟増すごと	0.012	0.012		
所有者の表示変更 ・更正			1棟	0.074	0.157		
			加算 附属建物1棟増すごと	0.012	0.012		

【参考】

3. 申請手続業務の内訳(区分建物)

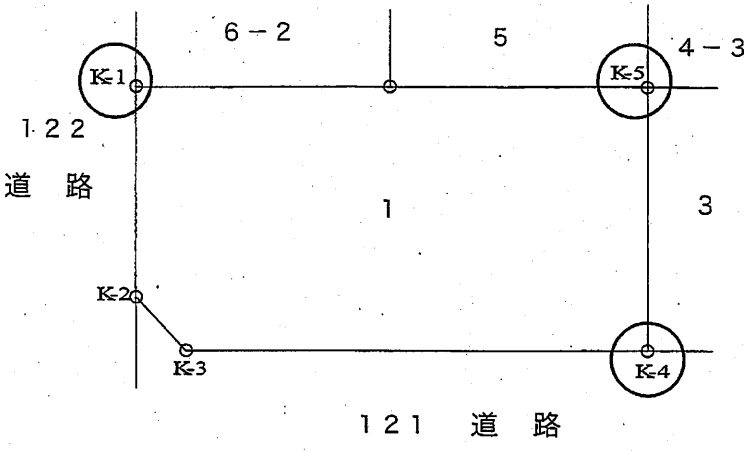
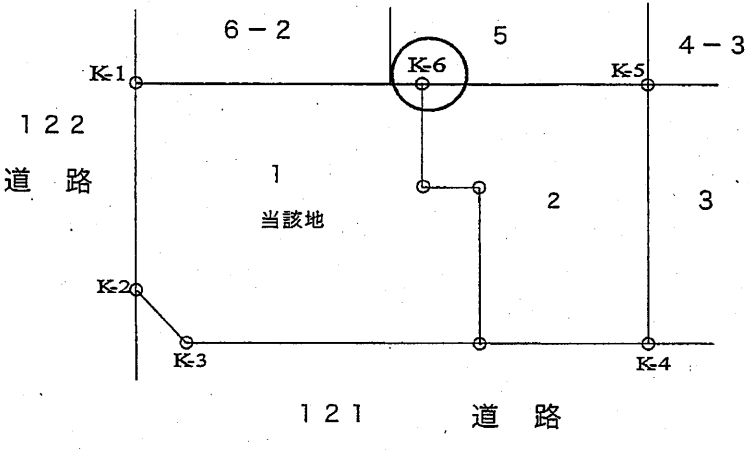
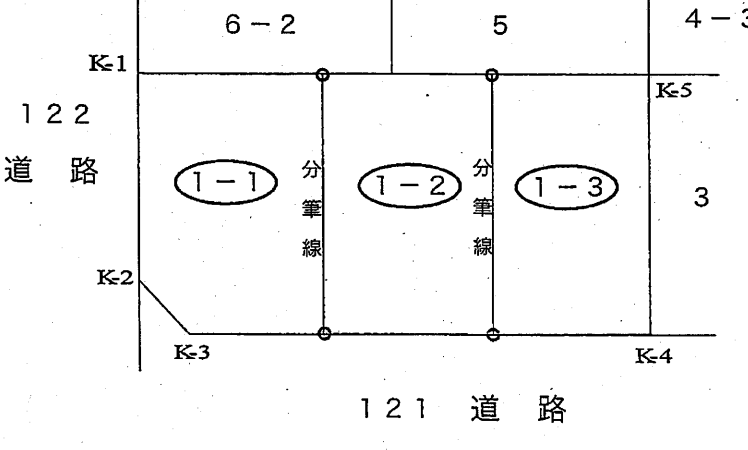
種別	細別		単位 (1件当たり)	土地家屋調査士 (人)	補助者A (人)	補助者B (人)	備考
区分建物 表示	申請手続き・図面等		初めの占有部分 1個1階	0.349	0.174		※敷地権 別途加算
	内訳	申請手続き	"	0.149	0.174		
		建物図面	"	0.100	0.000		
		各階平面図	"	0.100	0.000		
	申請手続き・図面等		その他の占有部分 1個1階	0.236	0.057		
	内訳	申請手続き	"	0.036	0.057		
		建物図面	"	0.100	0.000		
		各階平面図	"	0.100	0.000		
	申請手続き・図面等		加算 附属建物1棟1階増すごと	0.087	0.012		
	内訳	申請手続き	"	0.024	0.012		
		建物図面	"	0.012	0.000		
		各階平面図	"	0.049	0.000		
	申請手続き・図面等		加算 1筆増すごと	0.074	0.000		
	内訳	申請手続き	"	0.024	0.000		
		建物図面	"	0.000	0.000		
		各階平面図	"	0.049	0.000		
合併	申請手続き・図面等		合併後の建物1階2棟まで	0.324	0.174		※敷地権 別途加算
	内訳	申請手続き	"	0.100	0.174		
		建物図面	"	0.074	0.000		
		各階平面図	"	0.149	0.000		
	申請手続き・図面等		加算 附属建物1棟1階増すごと	0.087	0.012		
	内訳	申請手続き	"	0.024	0.012		
		建物図面	"	0.012	0.000		
		各階平面図	"	0.049	0.000		
	申請手続き・図面等		加算 1筆増すごと	0.074	0.000		
	内訳	申請手続き	"	0.024	0.000		
		建物図面	"	0.000	0.000		
		各階平面図	"	0.049	0.000		

分割・区分	申請手続き・図面等		分割・区分後の建物1階 2棟まで	0.349	0.174		※敷地権 別途加算
	内訳	申請手続き	〃	0.100	0.174		
		建物図面	〃	0.100	0.000		
		各階平面図	〃	0.149	0.000		
	申請手続き・図面等		加算 附属建物1棟1階増すごと	0.087	0.012		
	内訳	申請手続き	〃	0.024	0.012		
		建物図面	〃	0.012	0.000		
		各階平面図	〃	0.049	0.000		
	申請手続き・図面等		加算 1階増すごと	0.074	0.000		
	内訳	申請手続き	〃	0.024	0.000		
		建物図面	〃	0.000	0.000		
		各階平面図	〃	0.049	0.000		
	申請手続き・図面等		加算 1個1階(1棟1階)増すごと	0.200	0.036		
	内訳	申請手続き	〃	0.024	0.036		
		建物図面	〃	0.074	0.000		
		各階平面図	〃	0.100	0.000		
敷地権 表示(追加)・抹消			敷地権の土地1筆	0.100	0.174		※現地調査 費別途加算
			加算 附属建物1棟増すごと	0.012	0.012		
規約敷地分筆			分筆後の敷地権の土地 2筆まで	0.100	0.174		※敷地権 別途加算
			加算 附属建物1棟増すごと	0.012	0.012		
法定敷地分筆	申請手続き・図面等		分筆後の敷地権の土地 2筆まで	0.200	0.174		※敷地権 別途加算
	内訳	申請手続き	〃	0.100	0.174		
		建物図面	〃	0.100	0.000		
		各階平面図	〃	0.000	0.000		
	申請手続き・図面等		加算 附属建物1棟増すごと	0.069	0.012		
	内訳	申請手続き	〃	0.024	0.012		
		建物図面	〃	0.044	0.000		
		各階平面図	〃	0.000	0.000		
規約共用部分(団体共用 部分)たる旨の登記			1個1階	0.100	0.174		※敷地権 別途加算
			加算 附属建物1棟増すごと	0.012	0.012		

＜画地調整のカウント例＞

画地調整（復元型）	
K-5 の境界を特定または復元の画地調整は(1, 3, 4-3, 5, 6-2) 5筆である。	
画地調整（復元型）	
K-5 の境界を特定または復元の画地調整の筆数は、(1, 3, 4-3, 5) 4筆である。	
画地調整（復元型）	
K-6 の境界を特定または復元の画地調整の筆数は、(1, 5, 6-2) 3筆である。	

<画地調整のカウント例>

画地調整（復元型） K-1, K-4, K-5の境界を特定または復元の画地調整は7筆である。 ただし、公共用地立会が要する場合には、道路部分はカウントしないので5筆となる。	
画地調整（復元型） K-6の境界を特定または復元の画地調整は(1, 2, 5, 6-2) 4筆である。 K-1とK-5は直線	
画地調整（分筆型） 画地調整の筆数は、3筆である。	

公共嘱託登記（土地家屋調査士）委託歩掛加減率

1. 定義

(1) 地域区分

- 耕地 農耕を主とする地域
 村落地 市街地又は準市街地に隣接した田園地帯で農耕を主とする地域
 原野 雑草、灌木類が生育している地域
 準市街地 建物が町並を形成する地域
 市街地 交通、経済、文化等の中心となる地域
 森林 木竹が集団となって生育している地域
 過密市街地 政令に定める都市又はこれに準ずる都市で建物が最も密集している地域
 山林その他 耕作の方法によらないで竹木の生育する土地及び雑草灌木類が生育している地域

2. 各作業に係る加減率について

(1) 多角測量

多角測量の地域区分及び作業の難易度による加減率は、表－1によるものとする。

① 加減率表の運用は、各器械点（多角点）の数量に応じて適用する。

② 測点とは、器械点（多角点）のみ計上する。

表－1

地域区分 難易度		山林その他 (耕地)	村落地 (原野)	準市街地	市街地 (森林)	過密市街地
普通	測点 1 点 以下	50%	70%	90%	110%	130%
	測点 2 点	60	80	100	120	140
	測点 3 点	70	90	110	130	150
困難	測点 4 点	70	90	110	130	150
	測点 5 点	80	100	120	140	150
	測点 6 点	90	110	130	150	150
非常に困難	測点 7 点	90	110	130	150	150
	測点 8 点	100	120	140	150	150
	測点 9 点 以上	110	130	150	150	150
	急傾斜地で6点以下	90	110	130	150	150
	急傾斜地で7点	100	120	140	150	150
	急傾斜地で8点以上	110	130	150	150	150

(注) 急傾斜地とは平均斜度15度以上の斜面をいう。

(2) 復元測量及び境界点確認

復元測量の地域区分及び作業の難易度による加減率は、表－2によるものとする。

表－2

地域区分 難易度		山林その他 (耕地)	村落地 (原野)	準市街地	市街地 (森林)	過密市街地
容易		50%	70%	90%	110%	130%

普 通	6 0	8 0	1 0 0	1 2 0	1 4 0
困 難	7 0	9 0	1 1 0	1 3 0	1 5 0

(注)

容易 隣接地周辺が平坦で、建物・構築物・樹木・車両・通行人等の障害が全く存在しない場合をいう。

普通 隣接地周辺が平坦で、建物・構築物・樹木・車両・通行人等の障害が少ない場合をいう。

困難 隣接地周辺が建物・構築物・樹木・車両・通行人等の障害が多い場合をいう。

(3) 画地調整

画地調整の作業の難易度による加減率は、表－3によるものとする。

表－3

難易度	容易	普通	困難	非常に困難
加減率	5 0 %	1 0 0 %	1 2 0 %	1 5 0 %

(注)

容易 土地区画整理・土地改良・耕地整理・国土調査等が完了した地区で、詳細な数値資料（各筆の座標計算簿、座標による面積計算簿等）があり、現地の測量結果がそれらの数値と公差の範囲内で一致し、微量の筆界調整計算を行って容易に筆界点が求められる場合をいう。

普通 土地区画整理・土地改良・耕地整理・国土調査等が完了した地区で、筆界点間の距離、内角又は方向角の記載された図面等の資料があり、現地の測量結果がそれらの数値と公差の範囲内ではほぼ一致し、筆界調整計算を行って筆界点が求められる場合をいう。

困難 筆界点を特定する資料が無く、また資料があっても現地復元性に乏しく、法務局備え付けの地図に準ずる図面その他の参考資料と現地の占有状況及び土地の形状とが類似しており、公図割込み、按分計算等複雑な筆界調整計算を行って筆界点が求められる場合をいう。

非常に困難 筆界点を特定する資料が無く、また数値資料があっても現地の形状と大きな差異があり、法務局備え付けの地図に準ずる図面その他の参考資料と現地の占有状況及び土地の形状とが大きく異なっている場合で、地域の特殊事情、歴史的経過等を考慮し参考図面類をデジタイザーで座標読み取りをして、局部修正をしながら、必要な公図割込み、按分計算等高度な筆界調整計算を行って筆界点が求められる場合をいう。

(4) 立会

立会の地域区分及び作業の難易度による加減率は、表－4によるものとする。

- ① 加減率表の難易度の適用については、利害関係人、地形、障害、立会の諸要件を考慮して運用するものとする。

- ② 加減率表の難易度が各点で異なる場合の取り扱いは、それぞれの筆界点ごとの難易度に応じて適用する。

表－４

地域区分 難易度	山林 その他 (耕地)	村落 地 (原野)	準市街地	市街地 (森林)	過密市街地
容 易	５０％	６０％	８０％	１００％	１２０％
普 通	６０	８０	１００	１２０	１４０
困 難	８０	１００	１２０	１３０	１６０
非常に困難	１００	１２０	１３０	１４０	１８０

(注)

容易 対象土地及び利害関係人が少なく、隣接地周辺が平坦地で建物・構築物・樹木・車両・通行人等の障害が全く存在せず、境界標識が直視でき、かつ、容易に合意が得られる場合をいう。

普通 対象土地及び利害関係人が筆数程度で、隣接地周辺が平坦で建物・構築物・樹木・車両・通行人等の障害が少なく、境界標識の確認が容易で、かつ、合意が支障なく得られる場合をいう。

困難 対象土地及び利害関係人が筆数を越え、隣接地周辺が建物・構築物・樹木・車両・通行人等の障害が多く、かつ、合意が得ることが困難な場合をいう。

非常に困難 対象土地が、周辺土地又は対面土地等にわたり、かつ、筆数を越え、利害関係人が多く、隣接地周辺が、建物・構築物・樹木・車両・通行人等の障害が過密で、かつ、合意を得ることが非常に困難な場合をいう。

(５) 面積測量

面積測量の地域区分及び作業の難易度による加減率は、表－５によるものとする。

- ① 器械点又は境界点の一方の点数が上位の難易度に該当する場合は、上位の難易度を適用し、当該欄の加減率による。

表－５

地域区分 難易度	山林 その他 (耕地)	村落 地 (原野)	準市街地	市街地 (森林)	過密市街地
器械点２点又は境界点４点まで	５０％	６０％	８０％	１００％	１２０％
器械点３点又は境界点６点まで	６０	８０	１１０	１２０	１４０
器械点４点又は境界点８点まで	８０	１００	１２０	１４０	１６０
器械点５点又は境界点１０点まで	１００	１２０	１４０	１６０	１７０
器械点６点又は境界点１１点以上	１２０	１４０	１６０	１７０	１８０

(６) 境界点測設

境界点測設の地域区分及び作業の難易度による加減率は、表－６によるものとする。

表－６

地域区分 難易度	山林その他 (耕地)	村落 (原野)	準市街地	市街地 (森林)	過密市街地
容 易	50%	70%	90%	110%	130%
普 通	60	80	100	120	140
困 難	70	90	110	130	150

(注)

- 容易 黒土、赤土又は砂質土で礫を含まず、地中埋設物、木の根等がなく、測設が容易な場合
- 普通 堅い黒土、赤土又は砂質土で小さな礫を含み、地中埋設物、木の根等が多い場合
- 困難 礫を含んだ粘土質又は、黒土、赤土で大きな礫を含み、かつ、地中埋設物、木の根等が多く、測設が困難な場合

(7) 境界標埋設

境界標埋設の作業の難易度による加減率は、表－7によるものとする。

表－7

難易度	容易	普通	困難	非常に困難
加減率	50%	100%	140%	180%

(注)

- 容易 黒土、赤土又は砂質土で礫を含まず、地中埋設物、木の根等がなく、埋設が容易な場合
- 普通 堅い黒土、赤土又は砂質土で小さな礫を含み、地中埋設物、木の根等が多い場合
- 困難 礫を含んだ粘土質又は、黒土、赤土で大きな礫を含み、かつ、地中埋設物、木の根等が多く、埋設が困難な場合
- 非常に困難 アスファルト、コンクリート、岩石等の破碎作業を伴う場合

(8) 引照点測量及び引照点確認

引照点確認及び引照点測量の地域区分及び作業の難易度による加減率は、表－8によるものとする。

表－8

地域区分 難易度	山林その他 (耕地)	村落 (原野)	準市街地	市街地 (森林)	過密市街地
容 易	50%	70%	90%	110%	130%
普 通	60	80	100	120	140
困 難	70	90	110	130	150

- 容易 隣接地周辺が平坦で、建物・構築物・樹木・車両・通行人等の障害が全く存在しない場合をいう。
- 普通 隣接地周辺が平坦で、建物・構築物・樹木・車両・通行人等の障害が少ない場合をいう。
- 困難 隣接地周辺が建物・構築物・樹木・車両・通行人等の障害が多い場合をいう。

公共嘱託登記（司法書士）業務積算基準（案）

1 適用範囲

本積算基準（案）は、公共事業に係る権利に関する公共嘱託登記を委託する場合に適用する。

2 委託費の構成

本積算基準（案）による委託費の構成は、次によるものとする。

$$\text{委託費} = \begin{array}{l} \text{人件費} \\ \text{諸経費} \\ \text{消費税等相当額} \end{array}$$

(1)人件費

人件費は、公共嘱託登記（司法書士）に従事する者の人件費で、別紙「公共嘱託登記（司法書士）委託歩掛」を標準とするものとし、積算に係る基準日額は国土交通省が公表する設計業務委託等技術者単価を参考に定めるものとする。

職 種 名	設計業務委託等技術者単価
司法書士	測量主任技師

(2)諸経費

諸経費は、事務所維持経費等人件費で積算される以外の経費で、人件費の40%を標準とする。

3 別紙「公共嘱託登記（司法書士）委託歩掛」について

(1)本歩掛は、必要な書類を発注者において収集した場合の歩掛であり、これらの書類の収集を受注者に依頼した場合は、別途、適正に定めるものとする。

(2)不動産の個数が5個を超えるときには、発注者及び受注者で協議の上、不動産の個数5個までを1件とすることができる。

(3)本歩掛に定めのない事項又は委託の内容等に異なる慣行がある場合については、別途、適正に定めるものとする。

公共嘱託登記(司法書士)委託歩掛

Ⅰ. 登記に関する申請手続

種別	発注単位	司法書士 (人)	備考
1. 所有権保存	1件	0.180	
2. 相続	1件	0.420	
3. 所有権移転	1件	0.300	
4. 用益権・担保権の設定	1件	0.269	
5. 用益権・担保権の移転又は処分	1件	0.220	
6. 登記名義人の表示変更・更正	1件	0.100	
7. 抹消・変更・その他			
①所有権の登記	1件	0.240	
②所有権以外の登記	1件	0.120	

Ⅱ. 書類の作成、その他

種別	発注単位	司法書士 (人)	備考
1. 文案を要するもの(民法第903条の特別受益証明書等)			
①正本	1枚	0.080	
②その他	1枚	0.009	
2. 文案を要しないもの(共同担保目録のみの作成)	1枚	0.020	
3. 謄抄本・登記事項証明書・登記要約書又は印鑑証明書の請求及び受領(委任状作成を含む)	1通	0.020	
4. 登記簿閲覧等(登記の申請手続の代理又は申請書類の作成若しくは申請行為代理に関する場合は除く)	1用紙	0.020	

Ⅲ. 割増料・相談業務

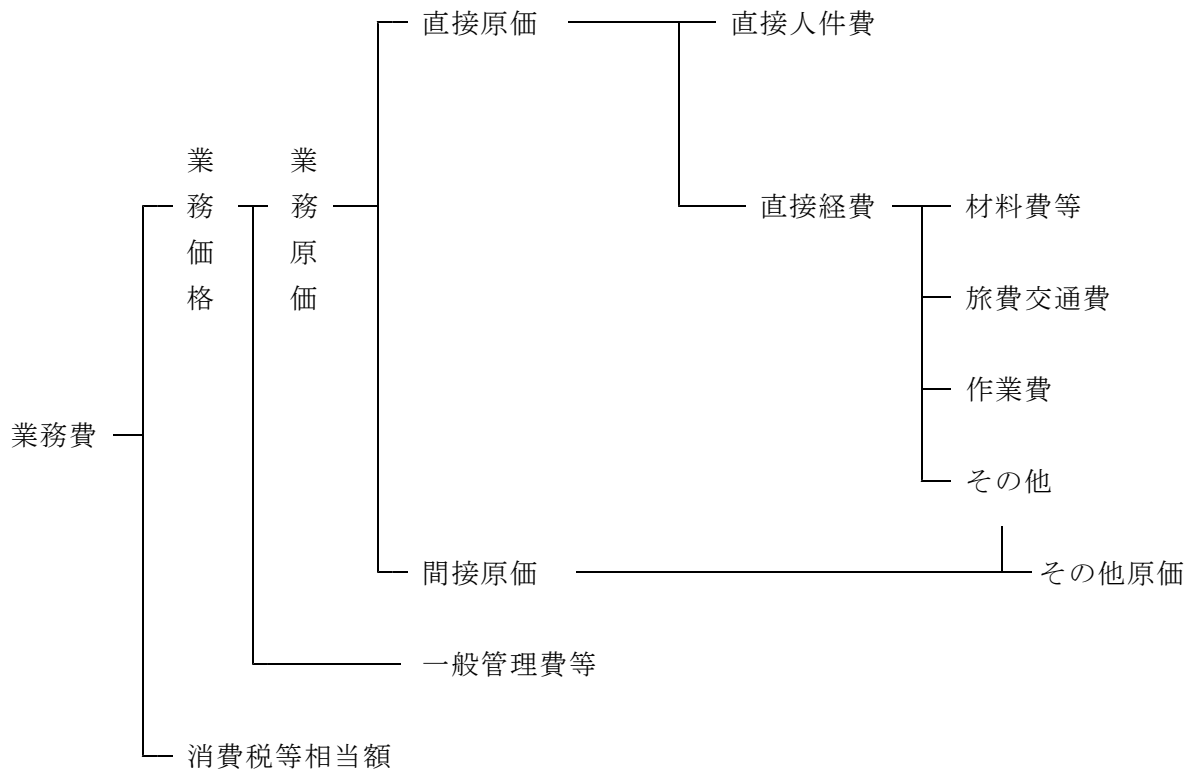
種別	発注単位	司法書士 (人)	備考
割増料Ⅰ 不動産の個数1個を超える分 1個につき	1個	0.020	
割増料Ⅱ 区分建物所有権保存 敷地権の移転の登記の効力のあるもの	1件	0.160	
その他のもの	1件	0.060	
割増料Ⅲ 区分建物の所有権移転で、敷地権の移転の効力のあるもの	1件	0.160	
相談業務 1時間につき	1時間	0.060	

㊟地盤変動影響調査等

地盤変動影響調査等は、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（昭和 61 年 4 月 1 日付け建設省経整発第 22 号建設事務次官通知。以下「事務処理要領」という。）第 1 条の建物その他工作物（以下「建物等」という。）について、同要領第 2 条第 5 号の建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）、第 4 条の調査（以下「事後調査」という。）並びに第 7 条に係る費用負担額の算定（以下「算定」という。）並びに費用負担の説明の区分により行うものとする。

第 1 業務費の構成

この積算基準による業務費の構成は、原則として、次によるものとする。



第2 業務費の内容及び積算

1 直接原価

直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分して積算するものとし、積算の方法等は次によるものとする。

(1) 直接人件費

イ 直接人件費は、調査業務に従事する技術者の人件費で、その基準日額は原則として、国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」によるものとする。

ただし、これによりがたい特別の事情がある場合には、その理由を明確にして、別途の基準単価を使用することができるものとする。

ロ 補正率の取扱い

各区分における単位当たりの直接人件費積算のための補正率の取扱いは、原則として次に例示する方法によるものとする。この場合の計上人員（歩掛）は、小数点以下第3位を切捨てとする。

なお、規定された規模補正を超える場合又は難易補正により難しい場合においては、見積を徴収するものとする。

（例示）木造建物A（表6－5）の場合

職 種	(基準値) 規 模 70 m ² 以上 130 m ² 未満	補正率	(補正值) 規 模 200 m ² 以上 300 m ² 未満
技師 A	0 . 5 1 人	1 . 8 0	0 . 9 1 人
技師 B	1 . 5 5 人	1 . 8 0	2 . 7 9 人
技師 C	1 . 1 0 人	1 . 8 0	1 . 9 8 人
技師 D	0 . 1 2 人	1 . 8 0	0 . 2 1 人

注 補正率は、表6－6で定める率である。

(2) 直接経費

イ 材料費等

材料費等は、調査業務を実施するに当たって必要な材料等の費用とし、補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第7条に定める完成業務原価報告書科目のうちトレース印刷費（図面、報告書等の成果物作成のためのトレース、浄書等及び印刷、陽画焼付、製本、写真代）及び消耗品費（用紙、ファイル、フィルム等の購入費）であって、次の式によって得た額を計上するものとする。

この場合の計上額は、1円未満を切捨てとする。

材料費等＝直接人件費×7パーセント

ロ 旅費交通費

旅費交通費は、設計業務等標準積算基準書（参考資料）第1編総則第2章積算基準第1節積算基準1－3旅費交通費を適用する。

ハ 作業費

調査業務を実施するに当たって、掘削、樹木の伐採、保安要員等が特に必要と認められる場合には、別途、見積を徴収するものとする。

2 その他原価

その他原価は間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。

なお、間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

3 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

（１）一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

（２）付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

4 業務委託料の積算

（１）業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算する。

$$\text{業務委託料} = (\text{業務価格}) + (\text{消費税等相当額}) = \{[(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] + (\text{一般管理費等})\} \times \{1 + (\text{消費税等税率})\}$$

（２）各構成要素の算定

イ 直接人件費

設計業務等に従事する技術者の人件費とする。なお、名称およびその基準日額は別途定める。

ロ 直接経費

直接経費は、第3 1 （２）の各項目について必要額を積算するものとする。

第3 1 （２）の各項目以外の必要額については、その他原価として計上する。

ハ その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

ニ 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

ホ 消費税等相当額

消費税等相当額は、業務価格に消費税等の税率を乗じて得た額とする。

$$\begin{aligned} \text{消費税等相当額} = & \{[(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] \\ & + (\text{一般管理費等})\} \times (\text{消費税等税率}) \end{aligned}$$

8 その他

(1) 作業区分

本歩掛の作業区分は、調査外業（調査）、調査内業（図面等）及び算定とする。

イ 調査外業は、建物等の現地での調査及び官公庁その他関係する機関において諸調査を行うことをいう。

ロ 調査内業は、調査外業における結果を基に図面、調査書の作成及び補償額又は費用負担額の算定に必要となる諸数量の計算等の作業を行うことをいう。

ハ 算定は、調査内業の結果を基に各種単価の記入及び補償額、費用負担額等の計算並びに成果品の整理製本等の作業を行うことをいう。

(2) 職種の表示

積算基準の歩掛表に表示する職種は、次のとおりとする。

職 種 名	表 示 職 種
主 任 技 師	主 任 技 師
技 師 (A)	技 師 A
技 師 (B)	技 師 B
技 師 (C)	技 師 C
技 術 員	技 師 D

第3 共通

1 打合せ協議

調査業務の実施に際して行う打合せ協議の直接人件費の積算は、表 4 - 1 により行うものとする。

表 4 - 1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業			備 考
				業 務 着手時	中 間 打 合 せ	成果物 納入時	
打合せ協議	業 務	—	主任技師	0.50	0.50	0.50	中間打合せ 1 回当たり
			技師 A	0.50	0.50	0.50	
			技師 B	0.50	0.50	0.50	

注 1 打合せ協議には、打合せ記録簿の作成時間及び移動時間（片道所要時間 1 時間程度以内）を含むものとする。

注 2 中間打合せの回数は、各業務区分に記載の標準回数を基本とし、必要に応じて、中間打合せ回数を増減して計上するものとする。

注 3 複数の業務区分（例：第 6 建物等の調査と第 7 営業その他の調査 など）の業務を同時に発注する場合は、各業務区分の中間打合せ回数をそれぞれ計上するものとする。

注 4 計上する中間打合せは、発注者及び受注者の双方において打合せを行う必要があると判断され、（主任）監督員と、主任担当者を含む担当技術者又は業務従事者によって、対面方式により行われるものに限る。

2 作業計画の策定

調査業務の実施に伴う作業計画書の作成に要する直接人件費の積算は、表 4 - 2 により行うものとする。

表 4 - 2

種 目	単 位	規 模	職 種	内 業	備 考
作業計画書の作成	業 務	—	主任技師	0.38	
			技師 A	0.38	

第4 地盤変動影響調査等

〔一〕 事前調査、事後調査及び算定

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、事前調査のみ、事後調査のみ及び算定のみの業務実施については1回を、事後調査に加えて算定も実施する場合は2回を標準とするが、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、「用地調査等業務費積算基準」第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 15－1－1 により行うものとする。

表 15－1－1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	技師 A	0.44 人	
			技師 B	0.44 人	
			技師 C	0.44 人	

3 事前調査及び事後調査を行う場合の建物の区分

事前調査及び事後調査を行う場合の建物の区分は、「用地調査等業務費積算基準」第6建物等の調査 4 建物の調査表 6－3、表 6－4 及び表 6－10 の区分によるものとする。

4 事前調査

(1) 建物等の調査

建物敷地内の建物等の事前調査に要する直接人件費の積算は、表 15－1－2 により行うものとする。

ただし、鉄骨系、コンクリート系及び木質系のプレハブ造の建物については、木造建物に準じて処理するものとする。なお、本歩掛に水準測量は含んでいないため、水準測量を実施する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表 15－1－2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造建物 A	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師 A	0.60	0.21	—	0.81 人	
			技師 B	0.60	0.17	—	0.77 人	
			技師 C	0.60	0.79	—	1.39 人	

			技師 D	—	0.27	—	0.27 人	
木造建物 B	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師 A	0.72	0.22	—	0.94 人	
			技師 B	0.72	0.20	—	0.92 人	
			技師 C	0.72	0.88	—	1.60 人	
			技師 D	—	0.27	—	0.27 人	
木造建物 C	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師 A	0.33	0.14	—	0.47 人	
			技師 B	0.33	0.17	—	0.50 人	
			技師 C	0.33	0.51	—	0.84 人	
			技師 D	—	0.22	—	0.22 人	
木造特殊建物	棟	50 m ² 以上 70 m ² 未満	技師 A	0.29	0.12	—	0.41 人	
			技師 B	0.29	0.32	—	0.61 人	
			技師 C	0.29	0.55	—	0.84 人	
			技師 D	—	0.35	—	0.35 人	
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	0.89	0.23	—	1.12 人	
			技師 B	0.89	0.47	—	1.36 人	
			技師 C	0.89	1.21	—	2.10 人	
			技師 D	—	0.35	—	0.35 人	
非木造建物 (用途区分) ロ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	0.87	0.29	—	1.16 人	
			技師 B	0.87	0.52	—	1.39 人	
			技師 C	0.87	1.33	—	2.20 人	
			技師 D	—	0.24	—	0.24 人	
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	0.45	0.19	—	0.64 人	
			技師 B	0.45	0.28	—	0.73 人	
			技師 C	0.45	0.85	—	1.30 人	
			技師 D	—	0.24	—	0.24 人	

注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合で木造建物 A、B 及び C にあつては表 15－1－3、木造特殊建物にあつては表 15－1－4、非木造建物イ、ロ及びハにあつては表 15－1－5 の補正率表を適用するものとする。

注 2 建物 1 棟が複数の区分所有者によって共同所有となっているときは、本表によらず表 15－1－6 により直接人件費の積算を行うものとする。この場合に共同持分を 1 戸として計上するものとする。

木造建物 A、B 及び C の補正率

表 15－1－3

建物延べ 面 積	70 m ² 未満	70 m ² 以上 130 m ² 未満	130 m ² 以上 200 m ² 未満	200 m ² 以上 300 m ² 未満	300 m ² 以上 450 m ² 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40

450 m ² 以上 600 m ² 未満	600 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満
3.00	4.00	5.30

木造特殊建物の補正率

表 15 - 1 - 4

建物延べ 面 積	50 m ² 未満	50 m ² 以上 70 m ² 未満	70 m ² 以上 130 m ² 未満	130 m ² 以上 200 m ² 未満	200 m ² 以上 300 m ² 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60

300 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上 700 m ² 未満
3.50	4.70

非木造建物イ、ロ及びハの補正率

表 15 - 1 - 5

建物延べ 面 積	200 m ² 未満	200 m ² 以上 400 m ² 未満	400 m ² 以上 600 m ² 未満	600 m ² 以上 1,000 m ² 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.90

1,000 m ² 以上 1,500 m ² 未満	1,500 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 4,000 m ² 未満	4,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満
2.60	3.20	4.10	5.20	6.20

5,000 m ² 以上 7,000 m ² 未満	7,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 15,000 m ² 未満	15,000 m ² 以上 21,000 m ² 未満
7.50	9.50	12.30	15.90

表 15 - 1 - 6

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
区分所有建物	戸	130 m ² 程度	技師 A	0.40	0.06	——	0.46 人	
			技師 B	0.40	0.25	——	0.65 人	
			技師 C	0.40	0.16	——	0.56 人	
			技師 D	——	0.12	——	0.12 人	

(2) 工作物の調査

工作物の調査とは、駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行うものであり、工作物の事前調査に要する直接人件費の積算は、表 15 - 1 - 7 により行うものとし、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 15 - 1

－ 8 の補正率表を適用するものとする。

表 15－1－7

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
工 作 物	箇所	100 m ² 以上 500 m ² 未満	技師 A	0.21	0.06	――	0.27 人	
			技師 B	0.21	――	――	0.21 人	
			技師 C	0.21	0.47	――	0.68 人	
			技師 D	――	0.09	――	0.09 人	

注 建物調査の歩掛（表 15－1－2）を計上した箇所については、本歩掛は計上しないものとする。

表 15－1－8

敷地面積	100 m ² 未満	100 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.80	2.90	4.10	5.70

5 事後調査

（1）建物等の調査

建物敷地内の建物等の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は、表 15－1－9 により行うものとする。

表 15－1－9

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造建物 A	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師 A	0.53	0.23	――	0.76 人	
			技師 B	0.53	0.23	――	0.76 人	
			技師 C	0.53	0.43	――	0.96 人	
			技師 D	――	0.24	――	0.24 人	
木造建物 B	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師 A	0.64	0.23	――	0.87 人	
			技師 B	0.64	0.23	――	0.87 人	
			技師 C	0.64	0.54	――	1.18 人	
			技師 D	――	0.24	――	0.24 人	
木造建物 C	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師 A	0.25	0.25	――	0.50 人	
			技師 B	0.25	0.26	――	0.51 人	
			技師 C	0.25	0.14	――	0.39 人	
			技師 D	――	0.27	――	0.27 人	
木造特殊建物	棟	50 m ² 以上 70 m ² 未満	技師 A	0.27	0.27	――	0.54 人	
			技師 B	0.27	0.28	――	0.55 人	
			技師 C	0.27	0.16	――	0.43 人	
			技師 D	――	0.28	――	0.28 人	

非木造建物 (用途区分) イ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	0.85	0.21	——	1.06 人	
			技師 B	0.85	0.36	——	1.21 人	
			技師 C	0.85	0.62	——	1.47 人	
			技師 D	——	0.37	——	0.37 人	
非木造建物 (用途区分) ロ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	0.80	0.27	——	1.07 人	
			技師 B	0.80	0.34	——	1.14 人	
			技師 C	0.80	0.54	——	1.34 人	
			技師 D	——	0.51	——	0.51 人	
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	0.47	0.20	——	0.67 人	
			技師 B	0.47	0.26	——	0.73 人	
			技師 C	0.47	0.27	——	0.74 人	
			技師 D	——	0.39	——	0.39 人	

注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 15－1－3、表 15－1－4 及び表 15－1－5 の補正率表を適用するものとする。

注 2 建物 1 棟が複数の区分所有者により共同所有となっているときには、本表によらず表 15－1－10 により直接人件費の積算を行うものとする。この場合に共同持分を 1 戸として計上するものとする。

表 15－1－10

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
区分所有建物	戸	130 m ² 程度	技師 A	0.25	0.06	——	0.31 人	
			技師 B	0.25	0.08	——	0.33 人	
			技師 C	0.25	0.12	——	0.37 人	
			技師 D	——	0.08	——	0.08 人	

(2) 工作物の調査

工作物の調査とは、駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行うものであり、工作物の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は、表 15－1－11 によるものとし、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 15－1－8 の補正率表を適用するものとする。

表 15－1－11

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
工 作 物	箇所	100 m ² 以上 500 m ² 未満	技師 A	0.21	0.12	——	0.33 人	
			技師 B	0.21	——	——	0.21 人	
			技師 C	0.21	0.24	——	0.45 人	
			技師 D	——	0.13	——	0.13 人	

注 建物調査の歩掛（表 15－1－9）を計上した箇所については、本歩掛は計上しないものとする。

6 算 定

算定とは、事務処理要領第6条（費用負担の要件）に定めるところにより算定が必要と認められる建物及び工作物について費用負担額の算定を行うものとし、これに要する業務費の積算は、表 15－1－12 により行うものとする。

なお、本歩掛は建物等の損傷箇所を補修する方法による費用負担額の算定の場合に適用するものとし、建物等の構造部の矯正による算定及び復元による算定の場合は本歩掛を適用せず、別途見積等を徴収して対応するものとする。

表 15－1－12

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造建物	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師 A	——	0.23	0.15	0.38 人	
			技師 C	——	0.58	0.13	0.71 人	
			技師 D	——	——	0.11	0.11 人	
非木造建物	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	——	0.39	0.26	0.65 人	
			技師 C	——	1.00	0.32	1.32 人	
			技師 D	——	——	0.13	0.13 人	
区分所有建物	戸	130 m ² 程度	技師 A	——	0.04	0.06	0.10 人	
			技師 C	——	0.31	0.12	0.43 人	
			技師 D	——	——	0.04	0.04 人	
工 作 物	箇所	100 m ² 以上 500 m ² 未満	技師 A	——	0.19	0.13	0.32 人	
			技師 C	——	0.39	0.08	0.47 人	
			技師 D	——	——	0.08	0.08 人	

注 1 木造特殊建物は、木造建物として取り扱うものとする。

注 2 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 15－1－3、表 15－1－4、表 15－1－5 及び表 15－1－8 の補正率を適用するものとする。

【二】 費用負担の説明

費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいい、次の各項目により行うものとする。

なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、「用地調査等業務費積算基準」第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 15－2－1 により行うものとする。

表 15 - 2 - 1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	——	技師 A	0.50 人	
			技師 B	0.50 人	
			技師 C	0.50 人	

3 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング等及び費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 15 - 2 - 2 により行うものとする。

表 15 - 2 - 2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況ヒアリング等	権利者	——	主任技師	——	0.04	0.04 人	
			技師 A	0.06	0.04	0.10 人	
			技師 C	0.06	0.04	0.10 人	

注 1 技師 A 1 名、技師 C 1 名の 2 名編成で行うことを前提としたものである。ただし、概況ヒアリングには、主任技師が加わるものとする。

注 2 直接人件費 = 単価 × 権利者数

4 説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者ごとの処理の方針の検討、費用負担の内容等の確認、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 15 - 2 - 3 により行うものとする。

表 15 - 2 - 3

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
説明資料の作成等	権利者	——	主任技師	——	0.04	0.04 人	
			技師 A	——	0.12	0.12 人	
			技師 C	——	0.24	0.24 人	

注 直接人件費 = 単価 × 権利者数

5 費用負担説明

費用負担説明は、費用負担の内容等の説明、記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 15 - 2 - 4 により行うものとする。

表 15 - 2 - 4

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考

費用負担説明	権利者	——	主任技師 技師 A 技師 C	— 1.57 1.57	0.08 0.08 0.46	0.08 人 1.65 人 2.03 人	
--------	-----	----	----------------------	-------------------	----------------------	----------------------------	--

注 直接人件費 = 単価 × 権利者数

別表

設 計 数 量 表 示 単 位 一 覧 表

区 分	種 別	細 別	単 位	数位	備 考
共 通	打合せ協議		業 務	1	中間打合会の回数は各区分ごとに記載の標準回数を参照のこと。
	作業計画の策定		業 務	1	
事 前 調 査 、 事 後 調 査 及 び 算 定	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
	事前調査	木造建物・木造特殊 建物・非木造建物	棟	1	
		区分所有建物	戸	1	
		工作物	箇 所	1	
	事後調査	木造建物・木造特殊 建物・非木造建物	棟	1	
		区分所有建物	戸	1	
		工作物	箇 所	1	
	算定	木造建物・非木造建物	棟	1	
		区分所有建物	戸	1	
		工作物	箇 所	1	
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
費 用 負 担 の 説 明	現地踏査		業 務	1	
	概況ヒアリング等		権利者	1	
	説明資料等の作成等		権利者	1	
	費用負担説明		権利者	1	

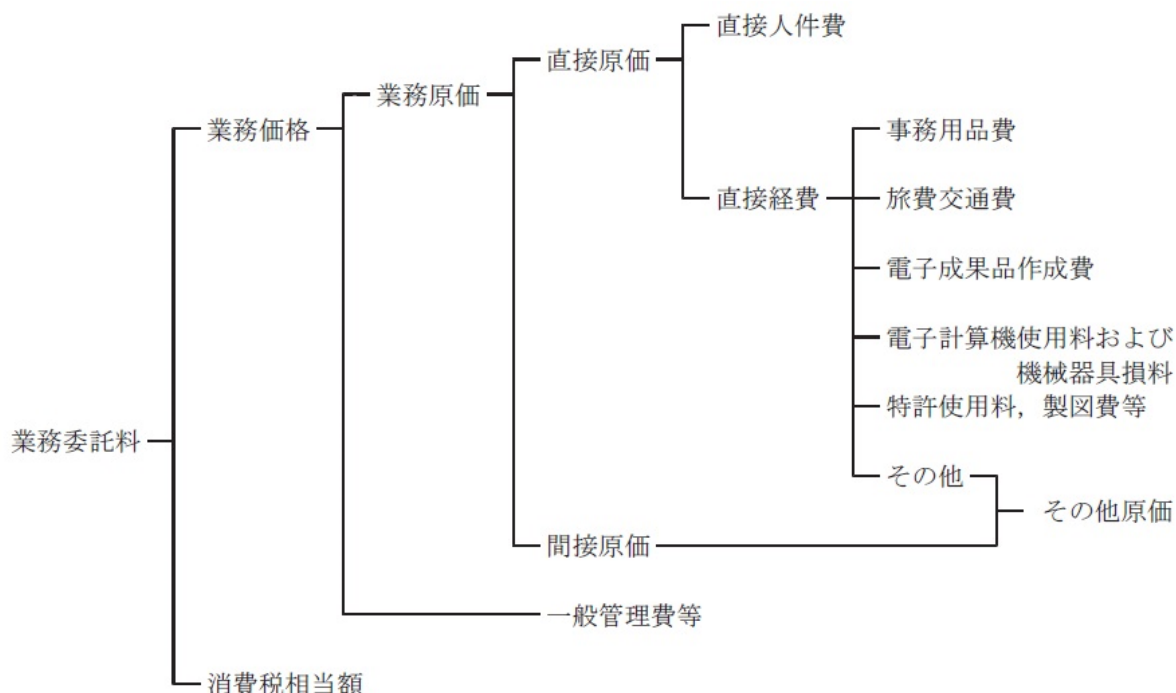
③⑩公園緑地設計業務等委託

1-1 適用範囲

この積算基準は、公園緑地事業に係わる設計業務等のうち、大阪府営公園の部分改修、新規整備に伴う実施設計を委託する場合に適用するものとする。

1-2 業務委託料

1) 業務委託料の構成



2) 業務委託料構成費目の内容

(1) 直接原価

① 直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とするものとする。

② 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次の1から5までに掲げるものとする。

1. 事務用品費
2. 旅費交通費
3. 電子成果品作成費
4. 電子計算機使用料及び機械器具損料
5. 特許使用料、製図費等

これ以外の経費については、その他原価として計上する。

(2) その他原価

その他原価は間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。

なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。

① 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

(3) 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

① 一般管理費等

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

② 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保険料その他の営業外費用等を含む。

1-3 業務委託料の積算

1) 建設コンサルタントに委託する場合

(1) 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算する。

$$\begin{aligned} \text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= [\{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} \\ &\quad + (\text{一般管理費等})] \times \{ 1 + (\text{消費税率}) \} \end{aligned}$$

(2) 各構成要素の算定

① 直接人件費

設計業務等に従事する技術者の人件費とする。なお、名称およびその基準日額は別途定める。

② 直接経費

直接経費は、1-2の2)の(1)の②の各項目について必要額を積算するものとし、旅費交通費については各所管の「旅費取扱規則」および「日額旅費支給規則」等に準じて積算するものとする。

1-2の2)の(1)の②の各項目以外の必要額については、その他原価として計上する。

③ その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、 α 値については、設計業務等標準積算基準書第3編第1章第1節「1-3業務委託料の積算」の値を適用するものとする。

④ 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β 値については、設計業務等標準積算基準書第3編第1章第1節「1-3業務委託料の積算」の値を適用するものとする。

⑤ 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

$$\begin{aligned} \text{消費税相当額} &= [\{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} \\ &\quad + (\text{一般管理費等})] \times (\text{消費税率}) \end{aligned}$$

2) 個人（建設コンサルタント以外の個人をいう）に委託する場合（諸謝金による場合を除く。）

1) と同一の方法により積算するものとする。ただし、その他原価、一般管理費等については算入しないものとする。

1-4 設計変更の積算

業務委託の変更は、官積算書を基にして次式により算出する。

$$\text{業務価格} = \text{変更官積算業務価格} \times \frac{\text{直前の請負額}}{\text{直前の官積算額}} \\ (\text{落札率を乗じた額})$$

$$\text{変更業務委託料} = \text{業務価格} \times (1 + \text{消費税率}) \\ (\text{落札率を乗じた額})$$

(注) 1. 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。

2. 直前の請負額、直前の官積算額は、消費税相当額を含んだ額とする。

1-5 直接人件費の算出

1) 直接人件費の算出

直接人件費 = (標準歩掛によって算出した直接人件費) × 補正係数 (S)

2) 補正係数

$$S = a \times b \times c$$

S : 補正係数

a : 面積による補正係数

b : 資料の提供による補正係数

c : 整備水準による補正係数

(1) 面積による補正 (a)

① 部分改修の場合

$$a = \left(\frac{\text{対象面積}}{\text{基準面積}} \right)^{0.67}$$

② 新規整備の場合

$$a = \left(\frac{\text{対象面積}}{\text{基準面積}} \right)^{0.67} \times 0.9521 \times A^{-0.494} \quad [A = \text{対象面積 (ha)}]$$

備考 1. 対象面積 0.1 ha 未満の公園緑地については、0.1 ha として算出する。

2. 実施設計において、設計対象とならない区域（既存の湖沼及び樹林等）は、対象面積から除外するものとする。

(2) 資料の提供による補正 (b)

委託業務のうち、標準構造図、参考図書、参考例等の資料の提供その他により、受注者の作業量が軽減する場合は、2割以内の範囲で軽減することができる。

(3) 整備水準による補正 (c)

整備水準による作業の難易については、2割以内の範囲で増減することができる。

※基盤整備→0.8

3) 計算例（既開設区域の部分改修）

面 積……………1.8h a

資料の提供……………実施設計において大部分の構造物について標準構造図の資料提供があり、2割減とする。

整備水準……………普通

$$S = a \times b \times c$$

実施設計の補正係数

$$S_2 = \left(\frac{1.8}{2.0} \right)^{0.67} \times 0.8 \times 1.0 = 0.75$$

※補正係数は、小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。

（「設計業務等標準積算基準書参考資料」の「第1編 総則」の「第1章 総則（参考資料）」の「第2節 設計等における数値の扱い」の「2-2 端数処理等の方法」を参照）

1-6 標準歩掛

1) 標準歩掛の適用

(1) 実施設計において、大阪府営公園（広域公園）の起伏の少ない平地の実施設計を対象とし、設計対象面積は2.0haまでとする。

なお、急傾斜地などの地形条件が複雑な部分の実施設計、特殊な構造物、詳細な設備設計などは別途積算する。

(2) 標準歩掛は、計画地の全区域を一体的に計画あるいは設計する場合に適用する。

(3) 標準歩掛表のうち、不要な業務内容は、削除して使うものとする。

2) 標準歩掛

基準面積：2.0h a

（単位：人）

設計 区分	職 種	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
	業務内容						
実 施 設 計	与条件の確認及び調査	—	1.0	2.0	2.5	2.5	—
	実 施 設 計 の 検 討	—	3.5	4.0	5.0	6.0	—
	実 施 設 計 図 の 作 成	—	—	6.0	16.5	26.0	45.5
	仕 様 書 作 成 及 び 工 期 の 算 定	—	—	3.5	5.0	—	—
	数 量 計 算	—	—	—	5.0	9.5	18.0
	工 事 費 算 出	—	—	—	3.5	5.5	8.0
	計	—	4.5	15.5	37.5	49.5	71.5

（注）上表は、照査及び報告書の作成を含んでいる。

1-7 設計協議（打合せ）

「建設工事積算基準別冊（工事・委託業務参考歩掛）」の「①設計協議」を準拠すること。

2-1 電子成果品作成費

「設計業務等標準積算基準書」の「第3編 設計業務」の「第1章 設計業務等積算基準」の「第3節 電子成果品作成費」を準拠すること。

③ 街路樹診断業務

1. 適用範囲及び留意事項

(1)本歩掛は大阪府管理道路の街路樹を対象として、健全度を判定するため、街路樹を診断する業務に適用する。

(2)診断作業は、下記の指針を参考にすることを標準とする。

- ・街路樹倒伏対策の手引き第2版（国土交通省国土技術政策総合研究所、H31年2月）
- ・平成26年度街路樹診断マニュアル（東京都建設局公園緑地部）
- ・樹木医の手引き（一般財団法人日本緑化センター）

2. 作業区分

街路樹診断における作業区分は以下のとおりとする。

作業区分		業務内容
項目	種別	
準備作業	診断準備	診断作業に先立ち、街路樹台帳、過年度の点検調書等の情報収集、出力。 診断に必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集。
	現地計測	診断作業に先立って現地踏査を行い、診断対象樹木の計測。 【計測項目】…①樹種②幹周③樹高④枝張 また街路樹の立地環境、交通状況、交通規制の要否等の現場の概況を把握する。
	写真撮影	下記に留意し記録写真撮影計画書を作成。診断対象木の撮影、出力。 (1)全景写真 (2)診断判定で健全度B2及びCについては異常個所の局所写真、また同じく健全度B1については必要に応じて局所写真。 (3)診断判定で健全度B2及びCについては、診断カルテに添付するとともに、別途アルバムを作成。
診断作業	簡易診断	倒木の危険性の高い樹木を迅速に発見して適切な処置を早期に行うとともに、初期診断の必要な樹木を抽出するために行う。街路樹診断カルテ（簡易診断表）に基づいた、診断の実施。
	初期診断	樹木の外観の目視と診断用具によって活力診断と部位診断を行い、その診断結果に基づいて判定する。街路樹診断カルテ（初期診断表）に基づいた、診断の実施。
	精密診断	貫入抵抗測定器等により腐朽状態や腐朽量を測定し、腐朽や空洞の程度を数値的に把握し、診断・判定する。街路樹診断カルテ（精密診断表）に基づいた、診断の実施。
分析作業	結果分析	各診断結果の内容を整理・分析し、総合的に判定。
報告書作成	カルテ入力	各診断結果、分析作業結果について、出力ソフトでのカルテデータの入力。
	報告書作成	各診断・分析の成果として、作成した資料やカルテ等のとりまとめ、報告書一式の入出力。

3. 単価等

街路樹診断における樹木医単価（直接人件費）は51,900円（人）とする。

4. 標準歩掛

（1）街路樹 簡易診断①幹周60cm未満（100本当り）

区分・種別		職種	直接人件費（人）				日当り作業量 （本）
			樹木医	土木一般世話役	造園工	普通作業員	
準備作業	診断準備		0.3	0.3	0.3	0.3	300
	現地計測			0.2		1.0	200
	写真撮影					2.0	100
診断作業	簡易診断		1.0		1.0		100
分析作業	結果分析		0.5			1.0	100
報告書作成	カルテ入力		1.6			3.3	30
	報告書作成		0.7			2.0	300

（2）街路樹 簡易診断②幹周60cm以上（100本当り）

区分・種別		職種	直接人件費（人）				日当り作業量 （本）
			樹木医	土木一般世話役	造園工	普通作業員	
準備作業	診断準備		0.3	0.3	0.3	0.3	300
	現地計測			0.3		1.0	200
	写真撮影					2.0	100
診断作業	簡易診断		1.0		1.0		100
分析作業	結果分析		0.5			1.0	100
報告書作成	カルテ入力		1.7			3.4	30
	報告書作成		0.7			2.0	300

（3）街路樹 初期診断①幹周60cm未満（100本当り）

区分・種別		職種	直接人件費（人）				日当り作業量 （本）
			樹木医	土木一般世話役	造園工	普通作業員	
準備作業	診断準備		0.5	1.0	1.0	1.0	100
	現地計測			1.0	1.0	3.0	100
	写真撮影					3.0	100
診断作業	初期診断		3.3		3.3	3.3	30
分析作業	結果分析		3.1	1.5	1.5	3.1	65
報告書作成	カルテ入力		1.6			3.2	250
	報告書作成		1.6			3.2	250

(4) 街路樹 初期診断②幹周60cm以上120cm未満 (100本当たり)

区分・種別		職種	直接人件費(人)				日当り作業量
			樹木医	土木一般世話役	造園工	普通作業員	(本)
準備作業	診断準備		0.5	1.0	1.0	1.0	100
	現地計測			1.0	1.0	3.0	100
	写真撮影					3.0	100
診断作業	初期診断		5.0		5.0	5.0	20
分析作業	結果分析		3.1	1.5	1.5	3.1	65
報告書作成	カルテ入力		1.6			3.2	250
	報告書作成		1.6			3.2	250

(5) 街路樹 初期診断③幹周120cm以上240cm未満 (100本当たり)

区分・種別		職種	直接人件費(人)				日当り作業量
			樹木医	土木一般世話役	造園工	普通作業員	(本)
準備作業	診断準備		0.5	1.0	1.0	1.0	100
	現地計測			1.0	1.0	3.0	100
	写真撮影					3.0	100
診断作業	初期診断		6.7		6.7	6.7	15
分析作業	結果分析		3.1	1.5	1.5	3.1	65
報告書作成	カルテ入力		1.6			3.2	250
	報告書作成		1.6			3.2	250

(6) 街路樹 初期診断④幹周240cm以上 (100本当たり)

区分・種別		職種	直接人件費(人)				日当り作業量
			樹木医	土木一般世話役	造園工	普通作業員	(本)
準備作業	診断準備		0.5	1.0	1.0	1.0	100
	現地計測			1.0	1.0	3.0	100
	写真撮影					3.0	100
診断作業	初期診断		14.3		14.3	14.3	7
分析作業	結果分析		3.1	1.5	1.5	3.1	65
報告書作成	カルテ入力		1.6			3.2	250
	報告書作成		1.6			3.2	250

(7) 街路樹 初期診断⑤高所作業

(100 本当り)

区分・種別		職種	直接人件費 (人)				機械経費	日当り作業量 (本)
			樹木医	土木一般世話役	造園工	普通作業員	高所作業車 (伸縮ブーム型床高 12m) (日)	
準備作業	診断準備		0.5	1.0	1.0	1.0		100
	現地計測			1.0	1.0	3.0		100
	写真撮影					3.0		100
診断作業	初期診断		20.0		20.0	20.0	20.0	5
分析作業	結果分析		3.1	1.5	1.5	3.1		65
報告書作成	カルテ入力		1.6			3.2		250
	報告書作成		1.6			3.2		250

(8) 街路樹 精密診断①幹周 9 0 cm未満 (軟材)

(100 本当り)

区分・種別		職種	直接人件費 (人)				機械経費	材料費	日当り作業量 (本)
			樹木医	土木一般世話役	造園工	普通作業員	貫入抵抗測定器 (レジストグラフ F 型) (台)	測定用錐 (L = 30 cm) (本)	
準備作業	診断準備		0.4	0.4	0.4	0.4			80
	写真撮影					1.2			60
診断作業	精密診断		3.6			3.6	3.6	2.5	20
分析作業	結果分析(2方向)		2.8			2.8			40
報告書作成	カルテ入力		3.6			7.0			40
	報告書作成		1.0			2.5			40

(9) 街路樹 精密診断②幹周 9 0 cm以上 1 8 0 cm未満 (軟材)

(100 本当り)

区分・種別		職種	直接人件費 (人)				機械経費	材料費	日当り作業量 (本)
			樹木医	土木一般世話役	造園工	普通作業員	貫入抵抗測定器 (レジストグラフ F 型) (台)	測定用錐 (L = 30 cm) (本)	
準備作業	診断準備		0.4	0.4	0.4	0.4			80
	写真撮影					1.2			60
診断作業	精密診断		4.5			4.5	4.5	4.0	16
分析作業	結果分析(4方向)		3.5			3.5			40
報告書作成	カルテ入力		3.6			7.0			40
	報告書作成		1.0			2.5			40

(10) 街路樹 精密診断③幹周180cm以上(軟材)

(100本当たり)

区分・種別		職種	直接人件費(人)				機械経費	材料費	日当り作業量 (本)
			樹木医	土木一般世話役	造園工	普通作業員	貫入抵抗測定器 (レジストグラフF型) (台)	測定用錐 (L=30cm) (本)	
準備作業	診断準備		0.4	0.4	0.4	0.4			80
	写真撮影					1.2			60
診断作業	精密診断		6.2			6.2	6.2	5.0	12
分析作業	結果分析(4方向)		3.5			3.5			40
報告書作成	カルテ入力		3.6			7.0			40
	報告書作成		1.0			2.5			40

(11) 街路樹 精密診断④幹周90cm未満(硬材)

(100本当たり)

区分・種別		職種	直接人件費(人)				機械経費	材料費	日当り作業量 (本)
			樹木医	土木一般世話役	造園工	普通作業員	貫入抵抗測定器 (レジストグラフF型) (台)	測定用錐 (L=30cm) (本)	
準備作業	診断準備		0.4	0.4	0.4	0.4			80
	写真撮影					1.2			60
診断作業	精密診断		4.3			4.3	4.3	3.0	18
分析作業	結果分析(2方向)		2.8			2.8			40
報告書作成	カルテ入力		3.6			7.0			40
	報告書作成		1.0			2.5			40

(12) 街路樹 精密診断⑤幹周90cm以上180cm未満(硬材)

(100本当たり)

区分・種別		職種	直接人件費(人)				機械経費	材料費	日当り作業量 (本)
			樹木医	土木一般世話役	造園工	普通作業員	貫入抵抗測定器 (レジストグラフF型) (台)	測定用錐 (L=30cm) (本)	
準備作業	診断準備		0.4	0.4	0.4	0.4			80
	写真撮影					1.2			60
診断作業	精密診断		5.3			5.3	5.3	4.5	12
分析作業	結果分析(4方向)		3.5			3.5			40
報告書作成	カルテ入力		3.6			7.0			40
	報告書作成		1.0			2.5			40

(13) 街路樹 精密診断⑥幹周180cm以上(硬材)

(100本当たり)

区分・種別		職種	直接人件費(人)				機械経費	材料費	日当り作業量 (本)
			樹木医	土木一般世話役	造園工	普通作業員	貫入抵抗測定器 (レジストグラフF型) (台)	測定用錐 (L=30cm) (本)	
準備作業	診断準備		0.4	0.4	0.4	0.4			80
	写真撮影					1.2			60
診断作業	精密診断		7.0			7.0	7.0	6.0	10
分析作業	結果分析(4方向)		3.5			3.5			40
報告書作成	カルテ入力		3.6			7.0			40
	報告書作成		1.0			2.5			40

(14) 街路樹 精密診断⑦高所作業(軟材・硬材)

(100本当たり)

区分・種別		職種	直接人件費(人)				機械経費		材料費	日当り作業量 (本)
			樹木医	土木一般世話役	造園工	普通作業員	高所作業車 (伸縮ブーム型床高12m) (日)	貫入抵抗測定器 (レジストグラフF型) (台)	測定用錐 (L=30cm) (本)	
準備作業	診断準備		0.4	0.4	0.4	0.4				80
	写真撮影					1.2				60
診断作業	精密診断		18.0			18.0	18.0	18.0	3.8	5
分析作業	結果分析(4方向)		3.5			3.5				40
報告書作成	カルテ入力		3.6			7.0				40
	報告書作成		1.0			2.5				40

(15) ナンバープレート設置

樹木番号プレートの取付けを行う。資材は支給を標準とする。

(100本当たり)

区分・種別		職種	直接人件費(人)				日当り作業量 (本)
			樹木医	土木一般世話役	造園工	普通作業員	
ナンバープレート設置						2.2	90

(16) 打合せ協議

街路樹診断における打合せは以下のとおりとし、業務着手時、中間打合せ(標準1回)、成果品納入時を標準とする。

(1業務当たり)

区分・種別		職種	直接人件費(人)			
			樹木医	土木一般世話役	造園工	普通作業員
打合せ協議	業務着手時		1.0	1.0		
	中間打合せ		1.0	1.0		
	成果品納入時		0.5	0.5		

(1 7) 機械運転単価表

機械名	規格	適用単価表	指定事項
高所作業車	トラック架装 ブーム型床高 12m	機－28	

※諸経費体系及び諸経費率については、「設計業務等標準積算基準書（地質調査業務（一般調査業務費））」に準ずるものとする。

※日当たり作業量については、業務期間の算定や各作業における交通誘導員数等を算定するための参考値である。

③② 設計資料検査業務

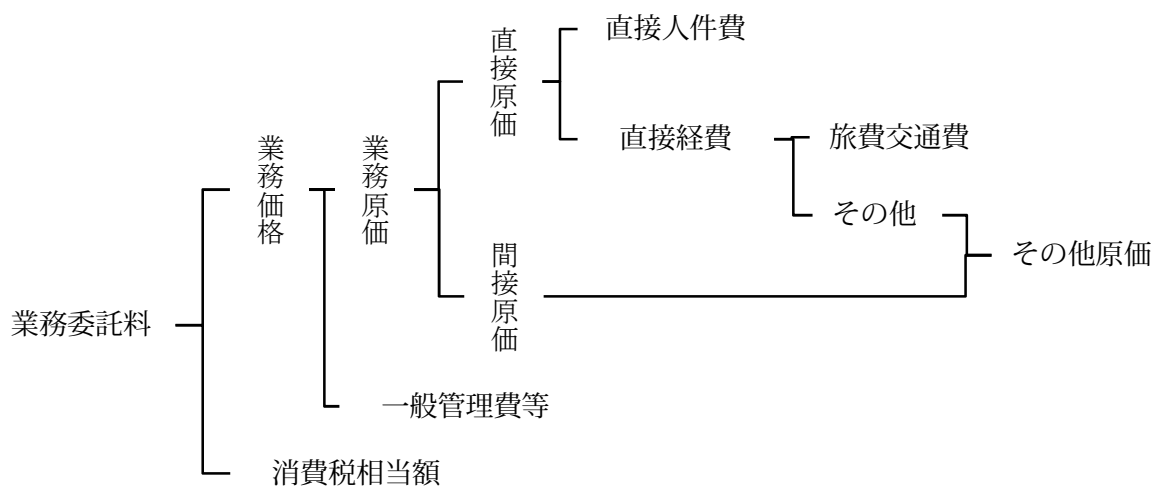
・設計資料検査業務 積算基準（案）

1－1 適用範囲

詳細設計業務の設計成果の点検を補助業務として外部委託する場合に適用する。

1－2 業務委託料

（１） 業務委託料の構成



（２） 業務委託料構成費目の内容

イ 直接人件費及び直接経費（積上げ計上）

（イ） 直接人件費

直接人件費は、業務処理（打合せを含む）に従事する技術者の人件費とする。

（ロ） 直接経費（積上げ計上）

直接経費は、業務処理に必要な経費で旅費交通費とする。

ロ その他原価

その他原価は、間接原価及び直接経費（積上げ計上除く）からなる。

①間接原価

当該業務担当部署の部門管理者・事務職員の人件費、当該業務担当部署に係る地代家賃・賃借料・減価償却費・消耗品費・通信運搬費等、当該業務の業務原価のうち直接原価以外のものとする。

ハ 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外

の経費。

一般管理費等は一般管理費及び付加利益からなる。

①一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

②付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。

二 消費税相当額

消費税相当額は、消費税相当分とする。

1－3 業務委託料の積算

(1) 業務委託料の積算方式

$$\begin{aligned}\text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= [\{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} + (\text{一般管理費等})] \\ &\quad \times \{ 1 + (\text{消費税率}) \}\end{aligned}$$

(2) 各構成費目の算定

イ 直接人件費は、業務処理に従事する設計技術者の職階に応じて積算する。

ロ 直接経費は、業務に直接必要となる経費に限り積算する。

旅費交通費

打合せに必要な経費を対象とする。

ハ その他原価

その他原価は、次の式により算定して得た額とする。

$$\begin{aligned}(\text{その他原価}) &= (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha) \\ &\quad \alpha / (1 - \alpha) : \text{小数第4位止め(小数第5位四捨五入)}\end{aligned}$$

ただし、 α は原価(直接経費の積上げ計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

ニ 一般管理費等

一般管理費等は、次の式により算定して得た額とする。

$$\begin{aligned}(\text{一般管理費等}) &= (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta) \\ &\quad \beta / (1 - \beta) : \text{小数第4位止め(小数第5位四捨五入)}\end{aligned}$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

(3) 変更の取り扱い

数量の増減により変更設計を行う。

1-4 積算要領及び委託期間

(1) 委託期間の算定

委託は、特定の時期に作業が集中しないよう計画的な業務発注計画を立案するとともに、十分な期間を設定すること。

(2) 積算要領

積算要領は、設計業務等積算基準に準じるものとする。なお、各項目については、次のとおりとする。

イ 点検歩掛

詳細設計等の点検であるため、詳細設計等における各工種の「照査」歩掛を低減（65%）して運用するものとする。

詳細設計時に類似構造物として設計しているものは、類似構造物（補正率は標準積算基準書による。）として積算するものとするが、点検業務成果が異なる場合は類似構造物として取り扱わない。

該当する詳細設計等の各工種で数量契約するものとし、変更契約が可能にしておくものとする。

(例)	重力式擁壁工（h＝〇〇m）	〇〇箇所
	逆T式擁壁工（h＝〇〇m）	〇〇箇所
	逆T式擁壁工（h＝〇〇m、類似）	〇〇箇所
	函渠工（〇m×〇m 標準設計）	〇〇箇所
	樋門・樋管（〇m×〇m）	〇〇箇所
	橋台工（逆T式 h＝〇〇m）	〇〇基
	杭基礎工（場所打杭 φ〇. 〇m）	〇〇箇所
	3径間連続鋼箱桁橋（L＝〇〇m）	〇〇橋 等

ロ 資料整理

業務件数に応じ、資料整理（報告書とりまとめ）として、次表により積算するものとする。

区 分	資料整理件数	技師（A）	技師（B）	技術員	備 考
報告書とりまとめ	50件未満	1	3	20	
	50～100件未満	1	6	25	
	100件以上	1	9	30	

(注) ①資料整理件数は、点検等を行う設計業務件数の加算値で判断すること。

②資料整理が極端に少ない場合は、本局担当課と協議すること。

ハ 業務打合せ

業務打合せは、原則として、業務着手時、中間（2ヶ月に1回程度）及び成果品納品時とし、次の技術者の組合わせを標準とする。

技師（A） ----- 0.5日／回

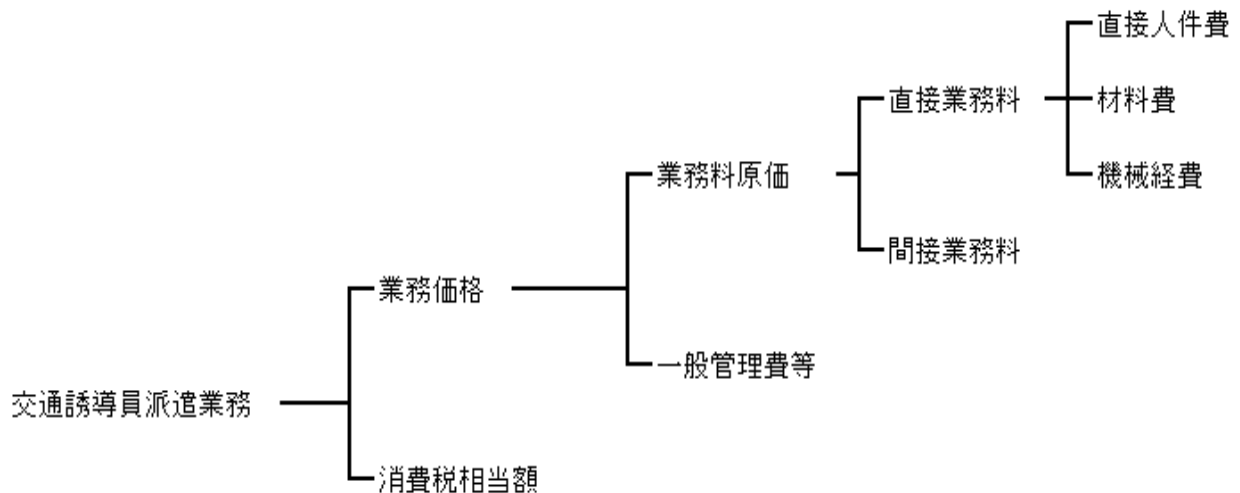
技師（C） ----- 0.5日／回

③③ 交通誘導員派遣業務

1-1 適用範囲

この積算基準は、災害等緊急時において交通誘導員を派遣する場合の業務委託に適用する。

1-2 業務委託料



(2) 業務委託料の積算

業務委託料の積算方式

業務委託料 = (業務価格) + (消費税相当額)

= [{ (業務料原価) + (一般管理費等) }] + [1 + (消費税率)]

= [{ (直接業務料) + (間接業務料) + (一般管理費等) }] + [1 + (消費税率)]

(3) 間接業務料

間接業務料は、交通誘導警備員の雇用に伴って必要となる、法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全対策に要する安全費、安全訓練費等の費用とし、直接業務料の 41.0%とする。

(4) 一般管理費等

一般管理費等は、警備会社における経費等のうち交通誘導警備を実際に行う警備員の直接人件費、間接人件費以外の経費とし、一般管理費及び付加利益から構成され、

業務料原価の 14.38%

1) 一般管理費

交通誘導警備業務の当該業務担当部署以外の経費。

手配担当者、経理、営業及び役員等の・報酬・従業員給与手当・退職金・法定福利費・福利厚生費・事務用品費・通信交通費・動力用水光熱費・広告宣伝費・交際費・寄付金・地代家賃・減価償却費・租税公課・保険料・雑費等を含む。

2) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する警備会社を、継続的に運営するのに要する費用、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。

1-3 直接業務料の積算

(イ) 直接人件費

直接人件費は表 1.1により算出する。

表 1.1

区 分	現 場 条 件	計 算 式	
		交通誘導警備員 A	交通誘導警備員 B
1	昼間勤務 (8:00~17:00) 実働 8 時間 (交替要員無し)	$A \times \text{必要日数} \times N$	$A \times \text{必要日数} \times N$
2	昼間勤務 (8:00~17:00) 実働 9 時間 (交替要員有り)	$1.2 A \times \text{必要日数} \times N$	$1.2 A \times \text{必要日数} \times N$
3	夜間勤務 (20:00~5:00) 実働 8 時間 (交替要員無し)	$1.5 A \times \text{必要日数} \times N$	$1.5 A \times \text{必要日数} \times N$
4	夜間勤務 (20:00~5:00) 実働 9 時間 (交替要員有り)	$1.8 A \times \text{必要日数} \times N$	$1.8 A \times \text{必要日数} \times N$
5	24 時間勤務 実働 22 時間 (交替要員無し)	$3.0 A \times \text{必要日数} \times N$	$3.0 A \times \text{必要日数} \times N$
6	24 時間勤務 実働 24 時間 (交替要員有り)	$3.4 A \times \text{必要日数} \times N$	$3.5 A \times \text{必要日数} \times N$

注) 1. A : 交通誘導警備員単価 N : 配置人員

2. 日曜, 祝祭日等の休日割増は適用しない。

3. 区分 5, 6 は 2 交替制勤務とする。

4. 交替要員有りは, 休憩, 休息時間についても交通誘導を行う場合に適用する。 5. 作業時間帯等が異なる場合は, 別途積算するものとする。

(ロ) 機械経費 : 積上げ計上とする。

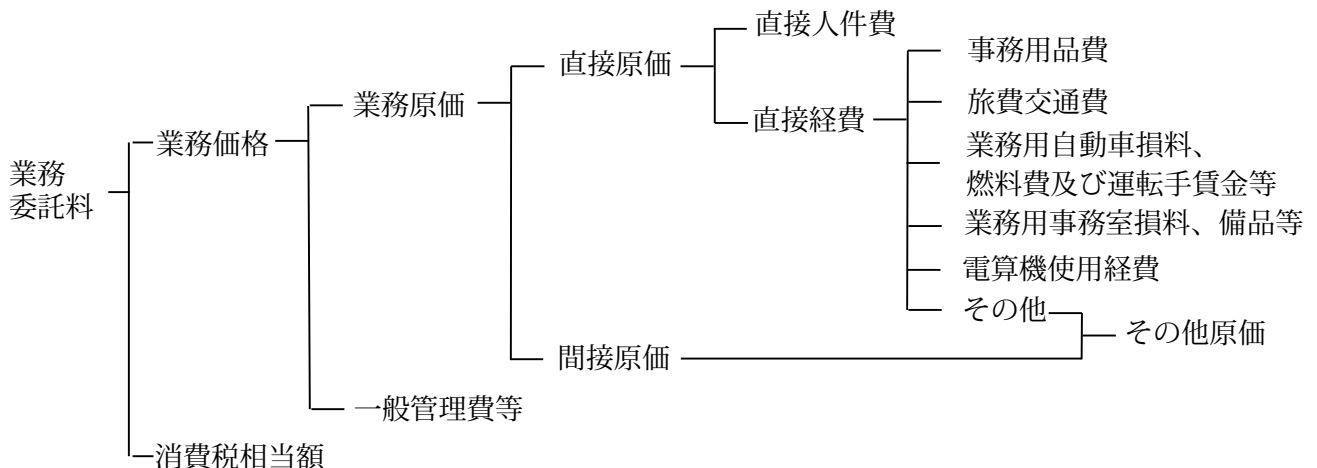
③④ 工事監督支援業務

1. 適用範囲

この積算基準は、大阪府都市整備部が発注する工事に係る工事監督支援業務を発注する場合に適用する。

2. 業務委託料

(1) 業務委託料の構成



(2) 業務委託料構成費目の内容

1) 直接原価

① 直接人件費

直接人件費は、業務処理（打合せを含む）に従事する技術者の人件費とする。

② 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次の a から e までに掲げるものとする。

- a. 事務用品費
- b. 旅費交通費
- c. 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等
- d. 業務用事務室損料及び備品費等
- e. 電算機使用経費

これ以外の経費については、その他原価として計上する。

2) その他原価

その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。

① 間接原価

当該業務担当部署の部門管理者・事務職員の人件費、当該業務担当部署に係る地代家賃・賃借料・減価償却費・消耗品費・通信運搬費等、当該業務の業務原価のうち直接原価以外のものとする。

3) 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。

一般管理費等は一般管理費及び付加利益からなる。

① 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

② 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。

4) 消費税相当額

消費税相当額は、消費税相当分とする。

3. 業務委託料の積算

(1) 業務委託料の積算方法

業務委託料＝（業務価格）＋（消費税相当額）

$$= \left[\{ (直接人件費) + (直接経費) + (その他原価) \} + (一般管理費等) \right] \times (1 + 消費税率)$$

(2) 各構成費目の算定

1) 直接人件費

当該業務に従事する技術者の人件費である。なお、名称及びその基準日額等は、5. 標準歩掛による。

2) 直接経費は、2 (2) 1) ②の各項目について、次により実費を積算する。

ただし、事務用品費、業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等、業務用事務室損料及び電算機使用経費は業務遂行上特に必要で特記仕様書に明記した場合のみ計上する。

①事務用品費

事務用品費が必要となる場合に計上するものとする。

なお、土木工事共通仕様書その他現場に必要な専門図書は、その他原価に含まれる。

②旅費交通費

旅費交通費は「設計業務等標準積算基準書（参考資料）」（旅費交通費の率を用いない積算）に基づき計上する。

③業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等

現地調査に業務用自動車を使用する場合、必要な自動車は次の a、b により積算する。

a. 業務用自動車の規格は、原則として 5 人乗りライトバン（1.5 l）とする。

b. 業務用自動車損料については、「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算する。

④業務用事務室損料、備品等

発注者施設を無償使用する場合は計上しないものとする。

⑤電算機使用経費

電算機リース料等が必要となる場合に計上するものとする。

⑥その他

①～⑤のほか、電子成果品作成費が必要となる場合は、別途計上するものとし、その他の費用については、その他原価として計上する。

3) その他原価

その他原価は、次式により算定した額とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、**25%**とする。

4) 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定した額とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、**35%**とする。

5) 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税率を乗じて得た額とする。

(3) 変更の取扱い

業務委託の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、官積算をもとにして次の式により算出する。

$$\text{業務委託料} = \text{変更官積算金額} \times \text{直前の請負代金額} / \text{直前の官積算金額}$$

1) 直接人件費は、業務内容（業務対象工事件数等）の変更に応じて変更する。

2) 直接経費

- ①業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等は、現地調査に業務用自動車を使用する場合において、調査箇所の増減、変更があった場合に変更を行うものとする。
- ②旅費交通費は、業務内容の変更に伴い当初設計の旅費交通費が変わる場合に変更する。
- 3) その他原価及び一般管理費等は、直接人件費の変更に伴い変更を行う。

4. 業務内容

(1) 打合せ

- ・業務の実施にあたり、調査職員と管理技術者は、業務着手時及び業務完了時に、業務の全体計画等に打合せを行うことを基本とする。
- ・業務履行期間中、調査職員と管理技術者については定期的な打合せを行うことを基本とし、打合せの頻度等は設計図書によるものとする。
- ・定期的な打合せについては、業務着手時及び業務完了時の打合せと兼ねることが出来る。

(2) 工事管理

- ・工事監督支援業務仕様書第10条を基本とする。

(3) 指揮・監督業務

- ・工事監督支援業務仕様書第3条第1項を基本とする。

5. 標準歩掛

標準歩掛は以下のとおりとする。

(1) 打合せ

1月当たり				
作業区分	単位	数量	職階	備考
定例打合せ	人	1.0	技師(A)	移動時間を含む。 2回/月を標準とする。

※管理技術者を対象とする。

(2) 工事監督支援業務

1) 工事管理

1工事当たり				
作業区分	単位	数量	職階	備考
工事管理	人	0.25	技師(A)	工事書類、関係資料の確認を対象とする。

※管理技術者を対象とする。

2) 工事監督支援

1月当たり				
作業区分	単位	数量	職階	備考
指揮・監督業務	人	1.0	技師(A)	想定される担当技術者が2人以下の場合は、0.5を乗じる。
担当技術者	式	1.0	技師(C)	業務内容が標準的でない場合は別途考慮するものとする。 なお、人件費の計算は次式による。
直接経費	式	1.0		

(注) 指揮・監督業務については管理技術者を対象とする。

担当技術者については、以下の通りとする。

- ・担当技術者(式/月) = 基準日額 × 必要人数 × 19.5 人/日・月 + 超過業務標準相当額
- ・設計表示単位は、積算表示、契約表示とも0.1月とする。(小数第2位四捨五入)

- ・必要人数は、業務対象工事量を考慮し決定するものとする。
- ・超過業務標準相当額の積算は、担当技術者の時間外給与月当たり19.5時間相当分を計上することを標準とする。なお、超過業務時間あたり単価は次式による。

$$\text{超過時間あたり標準単価} = \text{基準日額} \times \frac{1}{8} \times A \times B$$

ただしA、Bは以下の通りとする。

$$A = \frac{125}{100} \quad B = \text{割増対象賃金比}$$

6. 現場間移動交通費

現場間移動交通費は、直接経費として下表のとおり計上する。
移動時間は案件毎に諸条件を考慮のうえ設定する。

現場間移動交通費（1.0ヶ月当り）

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
ライトバン運転	1.5L	人	19.5	

※設計表示単位は、積算表示、契約表示とも0.1月とする。（小数第2位四捨五入）

ライトバン運転単価表（1日当り）

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
ガソリン	レギュラー スタンド	L		数量は建設機械等損料算定表による。
ライトバン損料	1.5L	時間		建設機械等損料算定表(9)欄の単価
ライトバン損料	1.5L	供用日	1.00	建設機械等損料算定表(11)欄の単価

（注）ライトバンの時間当たり損料の数量は、案件ごとに設定した移動時間に基づき決定する。

7. 業務用事務室賃料等

- 1) 事務室賃料、駐車場賃料、事務室敷金（保証金）・礼金、共益費（管理費）等を計上する場合は、発注事務所付近の物件を任意で選定して見積を徴収したうえで価格決定し、直接経費として計上する。
- 2) 見積徴収の方法は、工事における材料単価の見積に準ずることとする。
- 3) 業務用事務室賃料等については、仕様・規格が不明瞭であるため、積算単価を特記仕様書に明示することとする。
- 4) 設計表示単位は1式とし、内訳の事務室賃料、駐車場賃料、共益費（管理費）等は0.1月（小数第2位 四捨五入）、事務室敷金（保証金）・礼金は1式として計上する。
- 5) 事務室賃料、駐車場賃料、共益費（管理費）等の数量は、入居時期は契約後0.5カ月とし、退去時期は履行期限月末として算定する。
（一般的に事務室賃料等は入居月は日割換算で、退去月は1カ月分の費用を要するため）

③⑤電子基準点のみを既知点とした２級基準点測量

１．電子基準点のみを既知点とした２級基準点測量（新点）

（１）適用範囲

国土地理院が制定した電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアルを使用して２級基準点を設置するときに適用します。

（２）歩掛

国土地理院の下記リンク先のホームページに掲載の「電子基準点のみを既知点とした基準点測」の参考歩掛を利用します。

（ <https://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/public/ssp/download.html> ）

（３）その他

歩掛は積算開始日時点のものとし、見積参考資料に適用した歩掛表を記載する。

２．電子基準点のみを既知点とした２級基準点測量（既知点の点検観測）

（１）適用範囲

国土地理院が制定した電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアルを使用して２級基準点を設置するときに適用します。

（２）歩掛

国土地理院の下記リンク先のホームページに掲載の「電子基準点のみを既知点とした基準点測」の参考歩掛を利用します。

（ <https://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/public/ssp/download.html> ）

（３）その他

歩掛は積算開始日時点のものとし、見積参考資料に適用した歩掛表を記載する。

土 木 工 事

①路面切削工（排水層線状切削）

1. 適用範囲

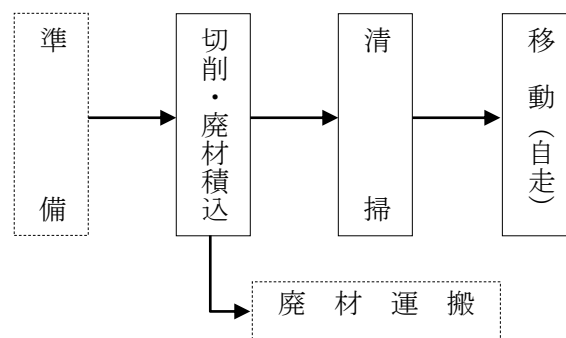
本資料は、路面切削機によるアスファルト舗装路面の切削作業の内、排水層（路肩約 30 cm部分）における切削深さ 10 cm以下の切削作業の場合に適用する。

ただし、特殊結合材（エポキシ樹脂）及び特殊骨材（エメリー）を含むアスファルト舗装路面は除く。

道路打ち換え工のための舗装版とりこわしには適用できない。

2. 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。



（注）本歩掛で対応しているのは、実践部分のみである。

3. 機種の選定

路面切削工（排水層）で使用する機械・規格は、次表を標準とする。

表1 機種の選定

作業種別	機械名	規格	単位	数量	摘要
路面切削	路面切削機	ホイール式2m級切削幅0.3m	台	1	
路面清掃	路面清掃車	ブラシ式1.5m ³ 四輪式	〃	1	
廃材積込	ホイールローダー	0.4m ³ 排出ガス対策型1次基準	〃	1	

4. 標準歩掛

表2 標準歩掛 (100m²当り)

職種 \ 施工区分	施工規模	4,000m ² 未満	4,000m ² 以上
	切削深さ	5cm以下	
土木一般世話役	人	1.00	0.83
特殊作業員	人	1.00	0.83
普通作業員	人	4.00	3.33
路面切削機運転	日	1.00	0.83
路面清掃車運転	日	1.00	0.83
ホイールローダ運転	日	1.00	0.83

（注） 1. 施工区分における施工規模は、1 工事の全切削面積を対象とする。（排水層に限定しない）

5. 諸 雑 費

諸雑費は下記事項の費用であり、労務費と組み合わせ機械（路面切削機、路面清掃車、廃材積込機械）の機械損料及び運転経費の合計額に下表の率を乗じた金額を上限として計上する。

- (1) 切削作業に使用する雑器具（スコップ、ホウキ、レーキ等）の費用
- (2) 路面切削機のビットの損耗費
- (3) 路面清掃車のブラシの損耗費

表3 諸雑費率 (100㎡当り)

職種	施工区分	施工規模	4,000㎡未満	4,000㎡以上
		切削深さ	5cm以下	
	諸雑費率	%	9	11

- (注) 1. 路面清掃車は、業者持込みによる場合を標準とする。
 2. 段差すりつけは含まない
 3. 施工区分における施工規模は、1 工事の全切削面積を対象とする。(排水層に限定しない)

6. 単価表

(1) 機械運転単価表

機械名	規格	適用単価表	指定事項
路面切削機	ホイール式2m級 切削幅0.3m	機－18	運転労務数量→ 1.00
			燃料消費量→ 161
			機械損料数量→ 1.54
路面清掃車	ブラシ式1.5㎡ 四輪式	機－19	運転労務数量→ 1.00
			燃料消費量→ 71
			機械損料数量→ 1.40
ホイールローダ	排ガス1次基準 0.4㎡	機－19	運転労務数量→ 1.00
			燃料消費量→ 14
			機械損料数量→ 1.50

7. 建設機械損料

(1) 建設機械損料

機械名	規格	供用1日当たり換算値 損料(円)
路面切削機	ホイール式2m級切削幅0.3m	213,250